


四国遍路 関係史料集

||| 古代・中世編 |||

四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部会



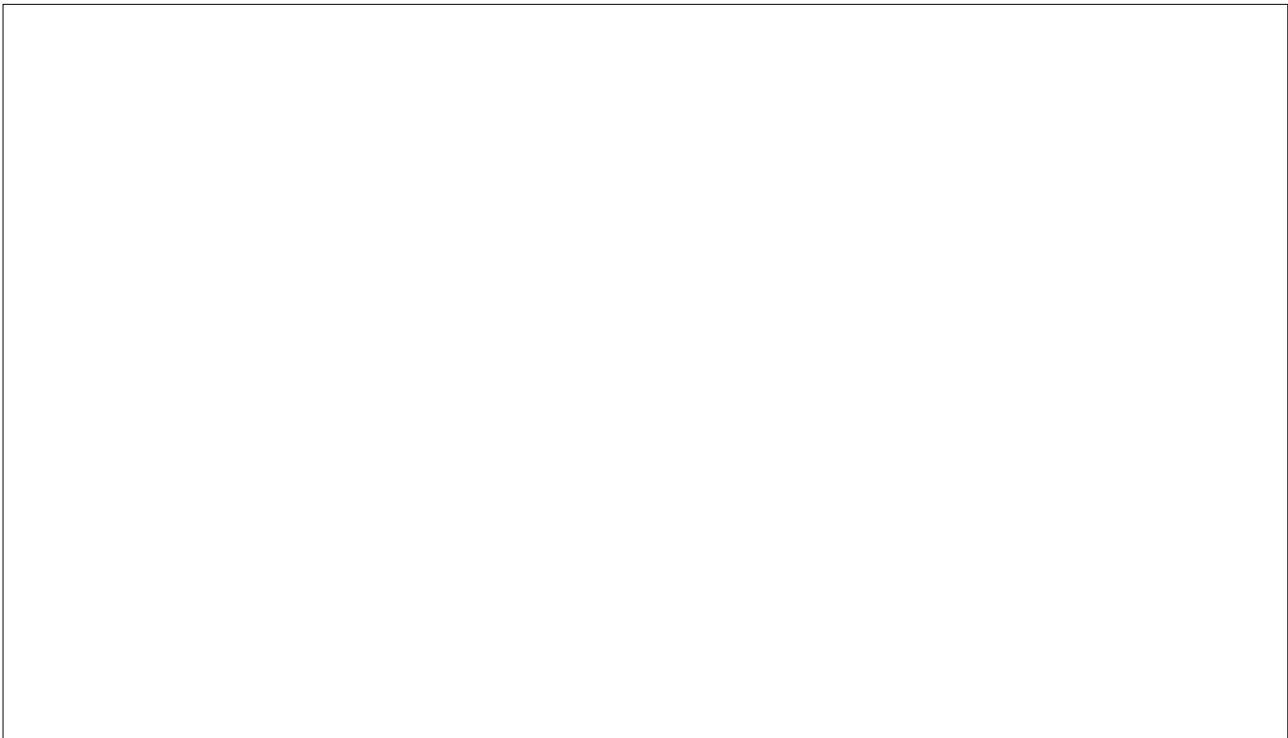
四国遍路 関係史料集

||| 古代・中世編 |||

四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部会



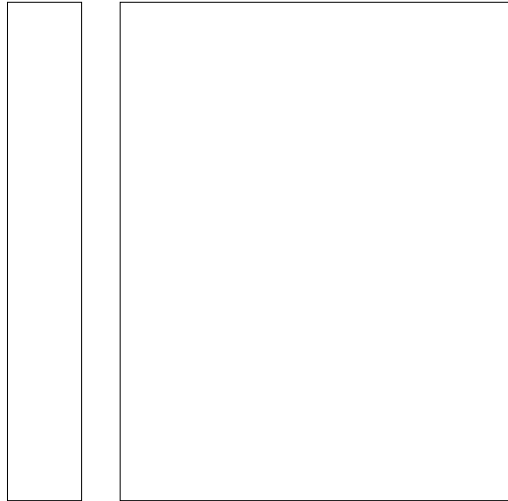
聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論 (国宝)
高野山金剛峯寺蔵 (画像提供 高野山霊宝館)



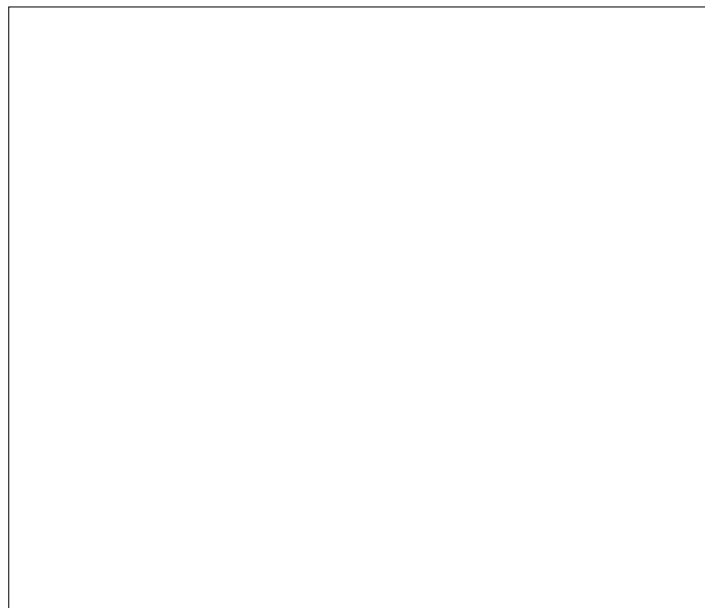
讃岐国曼陀羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日
京都府立京都学・歴彩館蔵 (同館 東寺百合文書 WEB より)



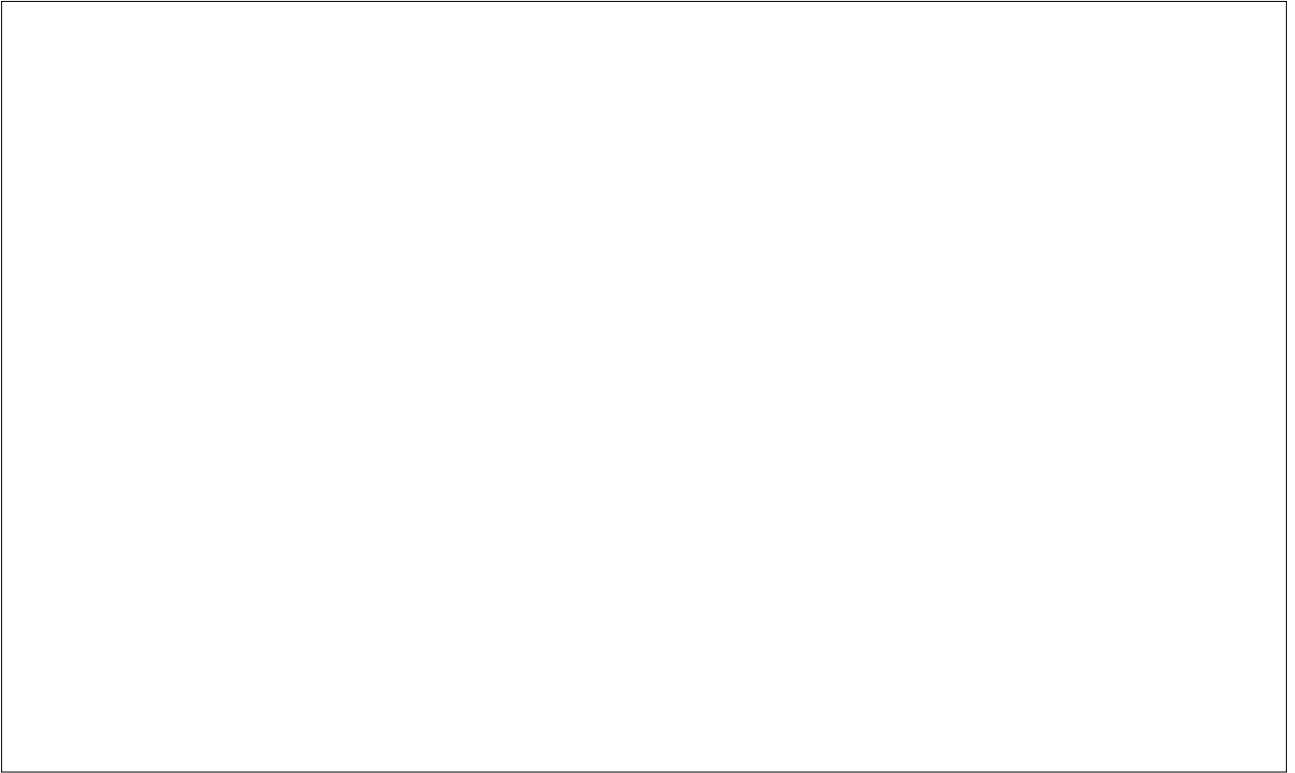
阿波国大瀧寺（現太龍寺）所領注進状 康和五年八月十六日
太龍寺蔵（画像提供 徳島県立博物館）



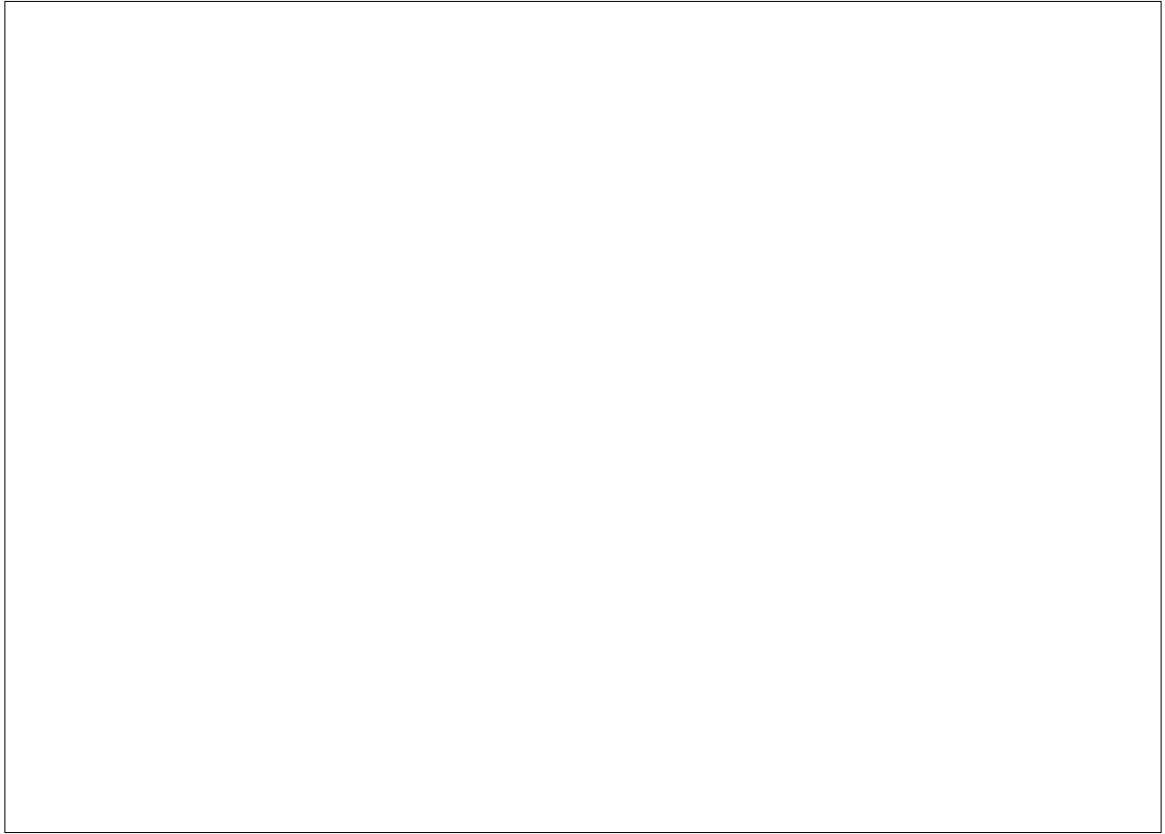
今昔物語集 卷三十一第十四（紅梅文庫旧蔵本）
東京大学文学部国語研究室蔵



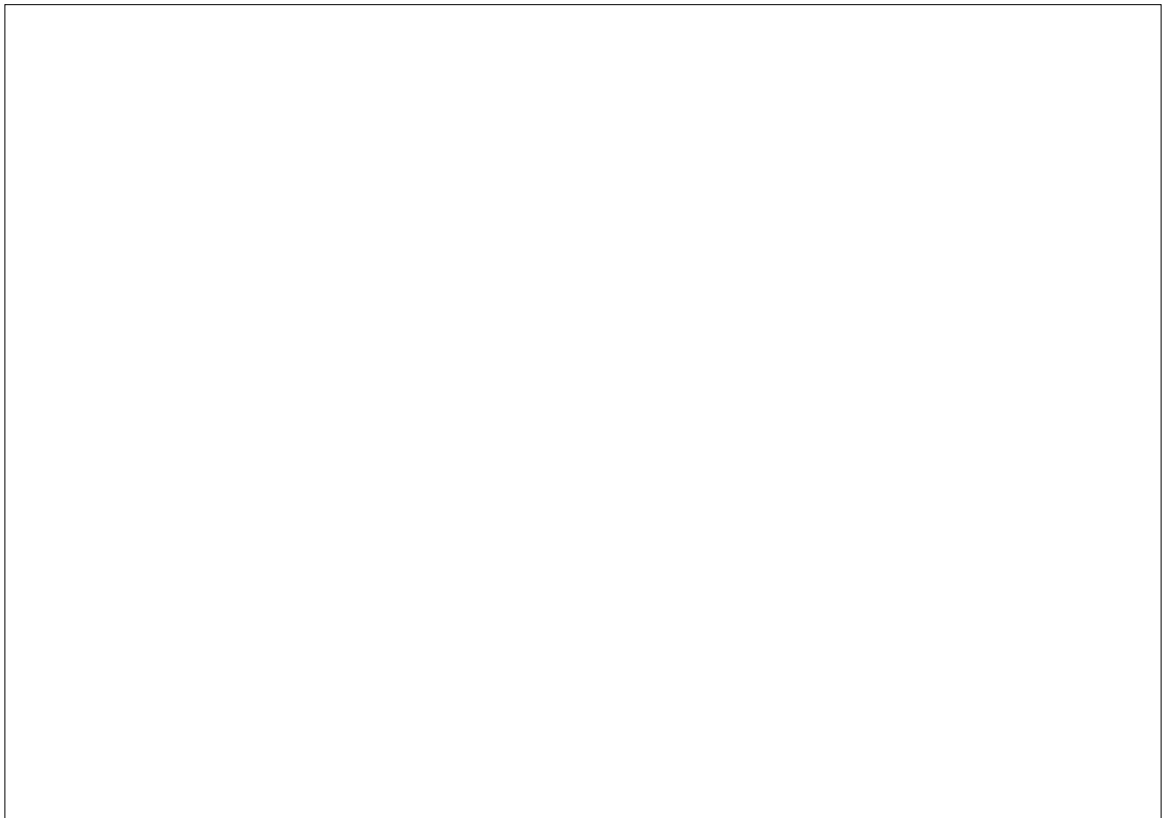
仏名院所司目安案 弘安年間頃
醍醐寺蔵



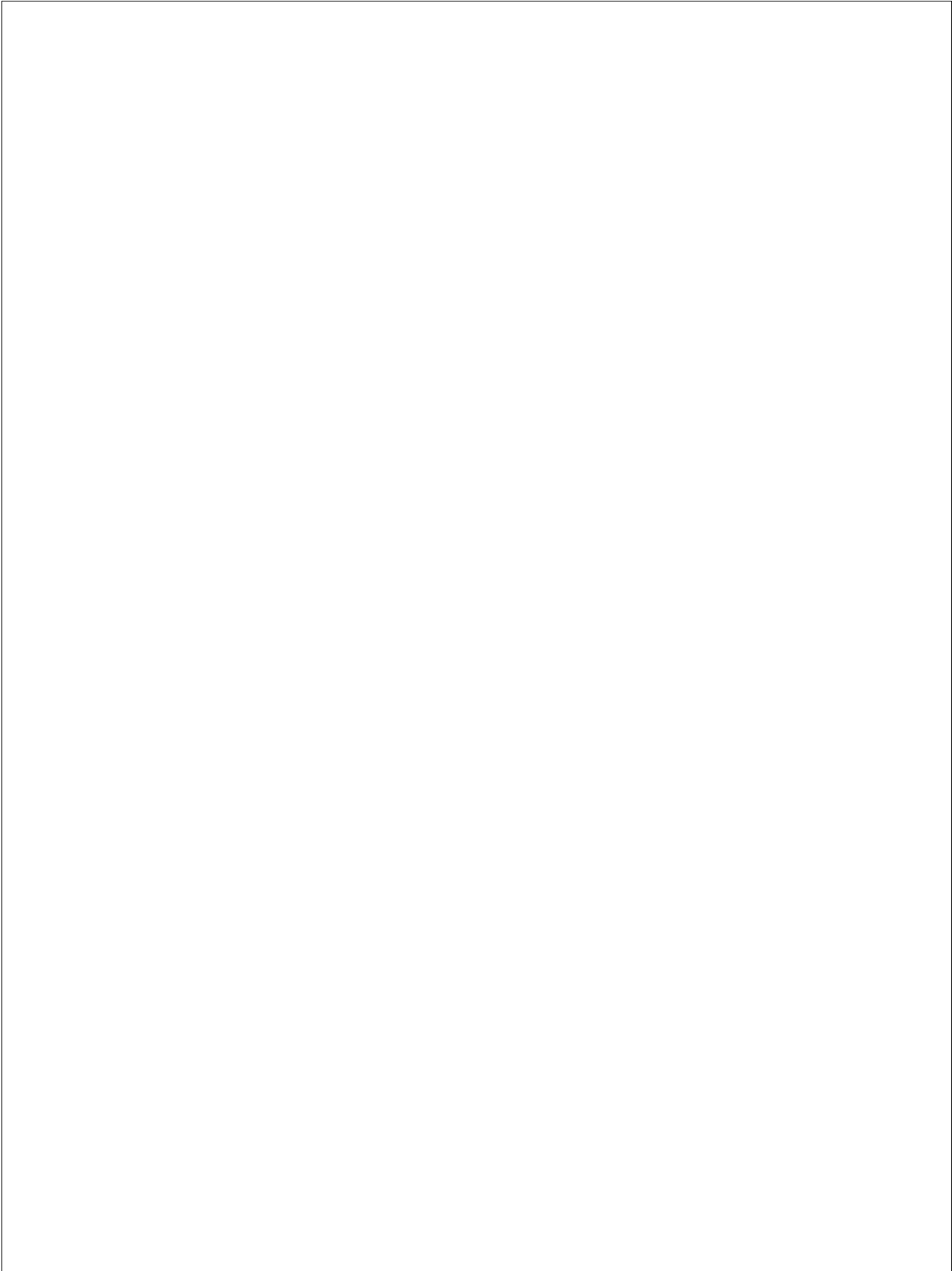
一遍聖絵 第二卷第一段 菅生の岩屋（国宝）
清浄光寺（遊行寺）蔵（画像提供 遊行寺宝物館）



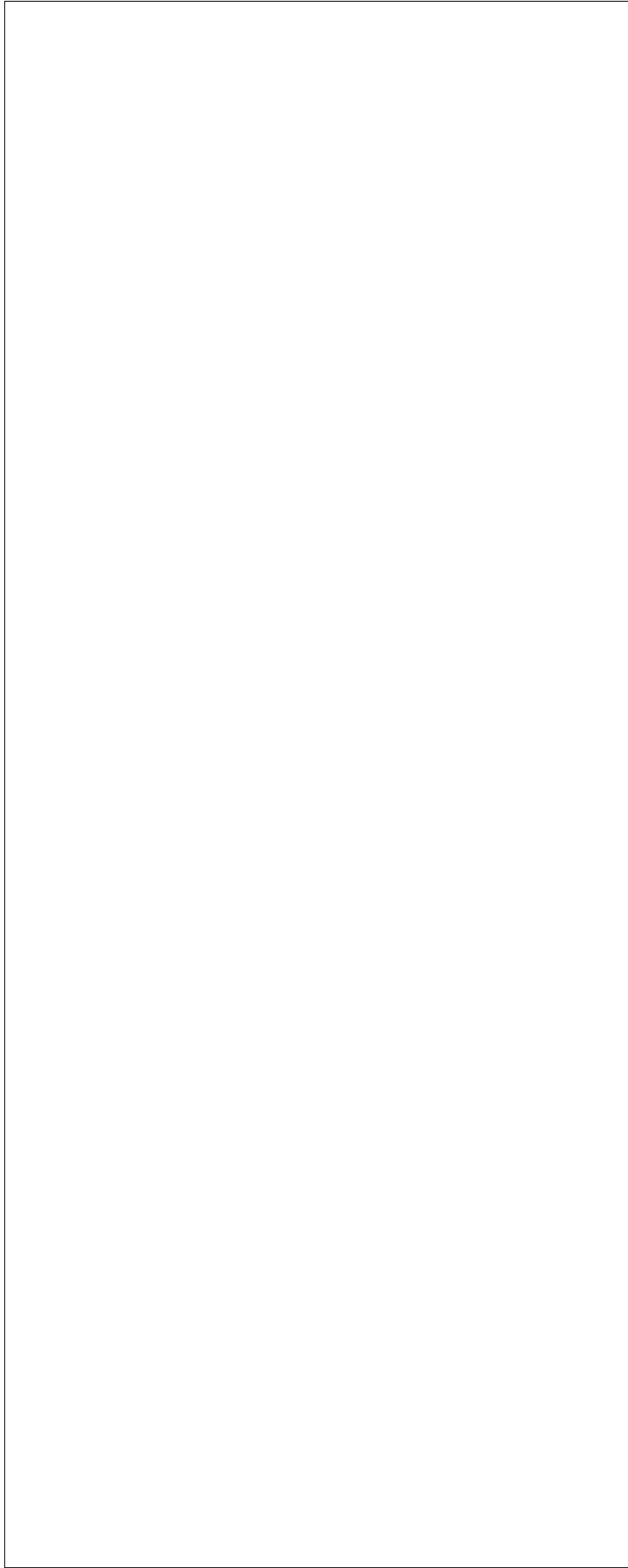
高野大師行状図画 明星入口事（重要文化財）
白鶴美術館蔵



高野大師行状図画 剣御山（重要文化財）
白鶴美術館蔵



志度寺縁起のうち御衣木之縁起（重要文化財）
志度寺蔵（画像提供 香川県教育委員会）



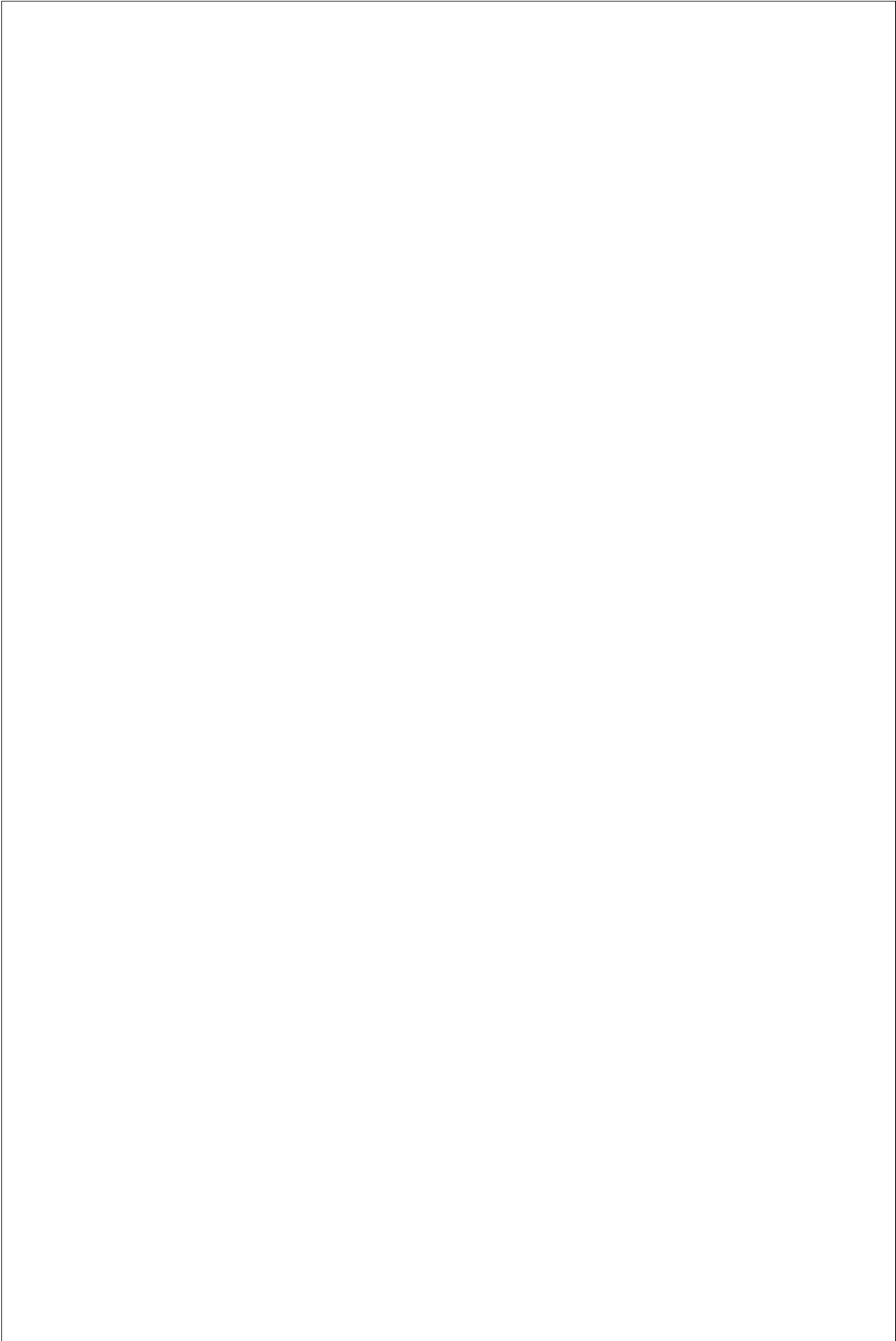
六萬寺熊野曼荼羅図
六萬寺蔵（画像提供 香川県立ミュージアム）



土佐国越裏門地藏堂鰐口（高知県指定文化財）
越裏門地藏堂蔵（画像提供 高知県立歴史民俗資料館）



三角寺文殊菩薩像墨書銘
三角寺蔵



浄土寺本堂厨子落書（西側）（赤外線写真）
浄土寺蔵（画像提供 愛媛県教育委員会）

いあごせし

四国遍路は、弘法大師（空海）ゆかりの多数の霊場（札所）を巡る、約一四〇〇キロメートルを周回する壮大な巡礼であり、札所や遍路道などの資産が良好に遺されており、巡礼を支える「お接待」の慣習が今も地域の中に息づく、生きた文化資産です。平成27年には歴史的な魅力あふれるストーリーとして、文化庁から「日本遺産」の認定も受けました。このような地域の宝である四国遍路の世界遺産登録については、四国4県及び関係市町村において、これまでに共同提案を行ってきました。一方、国からは、世界遺産に相応しい顕著な普遍的価値の証明や、札所・遍路道等の資産の保護の改善・充実（文化財指定）、地域コミュニティの積極的な参画が、主な課題とされています。このため、4県の産学民官が参画する四国遍路世界遺産登録推進協議会では、研究者・専門家を招き、普遍的価値の証明を検討するとともに、4県・関係市町村では札所・遍路道の文化財指定のための調査を進め、さらには国内外への四国遍路の情報発信や、世界遺産登録に向けた地域住民の機運醸成のための啓発を行っています。

このたび、四国遍路世界遺産登録推進協議会では、四国遍路に関わる幅広い研究の一層の充実を図るため、また、世界遺産登録に向けて今後必要となる推薦書の作成などへの活用も視野に入れ、本書を作成しました。本書には、4県の札所調査や関係大学等での基礎資料に関する調査・研究成果のうち、「古代中世」の主要なものを掲載しました。四国遍路に関わる歴史的な文書や典籍はもとより、関係する文学資料や仏像・石碑等の銘、札所の壁に残された落書など、多種多様な資料と、それを深い考察で読み解く執筆者の豊富な知見が収められています。本書が世界遺産登録に資することは言うに及ばず、読者の遍路文化への理解をさらに深め、地域の文化・文化財を未来につなぐ一助となることを願ってやみません。

最後になりましたが、本書の作成にあたり、執筆者の方々をはじめ貴重な文化財の写真の掲載を御快諾いただいた所蔵者、所蔵館の皆様、多大な御協力を賜りました愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター並びに関係各位に、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部会

部会長 上田 夏生

目次

口絵…………… 3

聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論／讃岐国曼茶羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日／阿波国大瀧寺（現太龍寺）所領注進状 康和五年八月十六日／今昔物語集 卷三十一第十四／仏名院所司目安案 弘安年間頃／一遍聖絵 第二卷第一段 菅生の岩屋／高野大師行状 明皇入口事／高野大師行状 凶画 劍御山／志度寺縁起のうち 御衣木之縁起／六萬寺熊野曼茶羅図／土佐国越裏門地藏堂鰐口／三角寺文殊菩薩像墨書銘／浄土寺本堂厨子落書（西側）

ごあいさつ…………… 11

目次…………… 12

凡例…………… 15

四国八十八ヶ所霊場一覽…………… 16

史料解説

- 1 聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論（「玉藻所帰之嶋」）…………… 18
- 2 聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論（「金巖」・「石峯」）…………… 20
- 3 三教指帰 卷上 序…………… 22
- 4 三教指帰 卷下 仮名乞児論（「金巖」・「石峯」）…………… 24
- 5 三教指帰 卷下 仮名乞児論（「玉藻所帰之嶋」）…………… 26
- 6 性霊集 卷九 奉勸諸有縁衆 応奉写秘密藏法文…………… 27

- 7 日本霊異記 下巻 第三十九 智行並具禪師重得人身生国皇之子縁…………… 28
- 8 日本紀略 弘仁十二年五月壬戌条…………… 30
- 9 続日本後紀 承和二年三月丙寅条・庚午条…………… 32
- 10 空也誄…………… 34
- 11 新猿楽記 次郎条…………… 36
- 12 讃岐国曼茶羅寺僧善芳解案 治暦二年七月六日…………… 37
- 13 讃岐国曼茶羅寺僧善芳解案 治暦三年八月二十五日…………… 39
- 14 讃岐国曼茶羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日…………… 42
- 15 讃岐国曼茶羅寺僧善範解案 延久三年頃…………… 44
- 16 土佐国金剛頂寺解案 延久二年七月八日…………… 47
- 17 大師御行状集記…………… 50
- 18 阿波国大瀧寺（現太龍寺）縁起 承和三年三月日…………… 52
- 19 阿波国大瀧寺（現太龍寺）所領注進状 康和五年八月十六日…………… 56
- 20 高野大師御広伝…………… 59
- 21 讃岐国善通・曼茶羅寺所司解 天治元年六月十日…………… 61
- 22 行尊大僧正集九・十 新古今和歌集 卷十九一七…………… 62
- 23 為忠家後度百首 五十三・七十六…………… 63
- 24 今昔物語集 卷三十一第十四 通四国辺地僧、行不知所被打成馬語…………… 64
- 25 今昔物語集 卷十五第十五 比叡山僧長増、往生語…………… 66
- 26 今昔物語集 卷十七第六 地藏菩薩、值火難自出堂語…………… 68
- 27 土佐国幡多郡收納所宛行状写 応保元年十二月日…………… 70
- 28 讃岐国善通・曼茶羅寺所司等解 長寛二年七月二十日…………… 72
- 29 色葉字類抄…………… 74
- 30 梁塵秘抄 卷第二三〇〇…………… 75
- 31 梁塵秘抄 卷第二三〇一…………… 76
- 32 梁塵秘抄 卷第二二九七・二九八…………… 78

33	梁塵秘抄 卷第二三二〇	79	59	観音寺本堂落書	133
34	梁塵秘抄 卷第二三四八	80	60	とはすがたり 卷五	135
35	山家集 下雜	81	61	平家物語（長門本）卷四	137
36	観音講式	85	62	保元物語 下 新院御経沈めの事付けたり崩御の事	139
37	南無阿弥陀仏作善集	87	63	義経記 卷第三 弁慶山門を出る事	141
38	新勅撰和歌集 卷十五 七四	89	64	大日経疏伝授抄	142
39	古今著聞集 卷二五十二 平等院僧正行尊靈験の事	91	65	熊野那智大社文書	144
40	前撰政一条実経家政所下文写 正嘉元年四月日	92	66	勧善寺大般若経卷第二〇八奥書 嘉慶二年一月十六日	147
41	某公文所信実書下案 文永十年十月四日	95	67	六萬寺熊野曼荼羅圖	149
42	仏木寺大日如来坐像墨書銘	96	68	明石寺熊野曼荼羅圖	151
43	仏木寺記録	98	69	白峯寺縁起	153
44	大興寺弘法大師坐像墨書銘	100	70	薩摩川内市水波売神社（戸田観音堂）観音像裏壁板墨書	156
45	仏名院所司目安案 弘安年間頃	102	71	土佐国越裏門地藏堂鰐口銘	157
46	八菅神社 正応の碑伝 正応四年九月七日	105	72	見聞雜記 文明六年七月十八日条	159
47	一遍聖絵 第二卷・第十卷・第十一卷	107	73	道興准后筆の不動明王画図賛	161
48	六波羅御教書（三島家文書）正安三年十二月十二日	109	74	宇和旧記	164
49	官宣旨写 嘉元四年三月二十二日	111	75	御湯殿上日記 明応三年六月十八日条	166
50	高野大師行状図画 明星入口事	113	76	国分寺本堂・本尊落書	167
51	高野大師行状図画 劍御山	115	77	太山寺阿弥陀如来像・不動明王像版木	172
52	讃州七宝山縁起	117	78	浄土寺本堂厨子落書	174
53	志度寺縁起のうち御衣木之縁起	120	79	白峯寺経筒刻銘	178
54	一言芳談	122	80	大願寺大蔵経目錄口書写	180
55	仏木寺弘法大師坐像墨書銘	124	81	阿波国井戸寺勸進帳 天文十二年正月日	182
56	阿波国切幡寺院主尊忍田地寄進状 正中二年四月二十一日	126	82	石手寺刻板	184
57	阿波国恩山寺鐘銘 元弘三年五月二十五日	129	83	石手寺護摩堂落書	187
58	河野通盛手負注文写 建武三年六月十三日	131	84	土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書	188

85	土佐神社本殿内陣背面中央胴嵌板落書	190
86	土佐神社本殿内陣東面胴嵌板落書	191
87	土佐神社本殿内陣内部西脇間胴嵌板落書	192
88	土佐神社本殿内陣内部東脇間胴嵌板落書	194
89	久礼の四国遍路板碑	195
90	三角寺文殊菩薩像墨書銘	197
91	阿波国駅路寺定書 慶長三年六月十二日	199
92	土佐市宇佐竜の青龍寺遍路宿供養板碑	202
93	吾井郷竹崎の線刻弘法大師像板碑	204
94	大谷の四国遍路板碑	206
95	土佐市塚地猿喰遍路札供養碑	208
96	せつきやうかるかや 寛文八年四月	210
97	円明寺銅板納札	212

付録

四国遍路関係史料集 古代・中世編 関係年表	216
参考文献	218
協力機関・協力者	224
執筆者一覧	225

凡例

- 1、本書は、四国遍路世界遺産登録推進協議会の事業である「四国遍路関係資料調査研究会」の成果として、四国遍路に関する古代・中世の基礎史料を収録した。本書において古代・中世編として掲載する史料は、作成年が明確な史料に限らず、史料内容等を考慮した上で、古代・中世編に適するものを収録した。
- 2、本書の構成は、史料解説・年表である。掲載史料の順番は、成立年や史料中の年号、内容等を考慮し掲載した。
- 3、史料解説については、左のとおりである。
 - (1) 史料翻刻以外は、原則として常用漢字を用いた。
 - (2) 史料翻刻の表記については、次のようにした。
 - ①文字は、史料表記のまま記した。
 - ②誤字・脱字などは、(ママ)(カ)と傍注するか、正字を()で文中に示した。
 - ③虫損・汚損などによって文字が判読できない箇所は□、判読不明な文字は■で示した。
 - ④墨消などにより、削除・訂正されている場合は、本文左側に々々を施した。
 - ⑤表紙や異筆は「」で示した。
 - ⑥読みやすくするため、適宜読点を施した。
 - (3) 校訂本文の表記については、次のようにした。
 - ①執筆者の意図により強調したい文字等には、太字・傍線等を施した。
 - (4) 現代語訳の表記については、次のようにした。
 - ①史料の文字・語句等を使用・引用する場合は、「」で示した。
 - 4、年表については、『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』（四国へんろ展 愛媛編 実行委員会、二〇一四）、『平成二十六年度特別展図録 弘法大師空海展』（愛媛県歴史文化博物館、二〇一四）の年表を参考に作成し、掲載史料に関係する箇所には掲載史料番号を付した。
 - 5、現在の八十八ヶ所と江戸時代の八十八ヶ所名については次頁の「四国八十八ヶ所霊場一覧」を参照いただきたい。
 - 6、本書の執筆には、四国四県の以下の方々にご協力をいただいた（執筆者一覧参照）。編集については、四国遍路世界遺産登録推進協議会の普遍的価値の証明部会「四国遍路関係資料調査研究会」の担当として愛媛県が行った。また、当研究会のオブザーバーとして、愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター長 胡光氏に指導・助言を賜った。
 - 7、本書は、科学研究費補助金基盤研究（B）「霊場資料学の構築と霊場文化の解明による四国遍路の総合的研究」（研究代表者 胡光、研究分担者 大石雅章・長谷川賢二・川岡勉・守田逸人ほか、研究協力者 寺内浩・岡本桂典・大本敬久・上野進・松岡明子ほか）の成果の一部である。

四国八十八ヶ所霊場一覽

札所番号 寺号 所在地 江戸時代の記述

徳島県

第一番	靈山寺	鳴門市	竺和山靈山寺一乗院
第二番	極楽寺	鳴門市	日照山極楽寺
第三番	金泉寺	板野町	龜光山釈迦院金泉寺
第四番	大日寺	板野町	黒岩山遍照院黒谷寺
第五番	地藏寺	板野町	無尽山莊嚴院地藏寺
第六番	安楽寺	上板町	瑠璃山日光院瑞蓮寺
第七番	十楽寺	阿波市	十楽寺
第八番	熊谷寺	阿波市	普明山真光院熊谷寺
第九番	法輪寺	阿波市	白蛇山法輪寺
第十番	切幡寺	阿波市	得度山灌頂院切幡寺
第十一番	藤井寺	吉野川市	金剛山藤井寺
第十二番	焼山寺	神山町	摩盧山性寿院焼山寺
第十三番	大日寺	徳島市	大栗山華藏院大日寺
第十四番	常楽寺	徳島市	盛寿山常楽寺
第十五番	國分寺	徳島市	法養山金色院國分寺
第十六番	観音寺	徳島市	光耀山千手院観音寺
第十七番	井戸寺	徳島市	瑠璃山明照寺真福院
第十八番	恩山寺	小松島市	母養山恩山寺宝樹院
第十九番	立江寺	小松島市	橋池山地藏院立江寺
第二十番	鶴林寺	勝浦町	靈鷲山鶴林寺宝珠院
第二十一番	太龍寺	阿南市	舎心山常住院太龍寺
第二十二番	平等寺	阿南市	白水山医王院平等寺
第二十三番	薬王寺	美波町	医王山無量寿院薬王寺

高知県

第二十四番	最御崎寺	室戸市	室戸山明星院最御崎寺
第二十五番	津照寺	室戸市	宝珠山真言院津照寺
第二十六番	金剛頂寺	室戸市	龍頭山光明院金剛頂寺
第二十七番	神峯寺	安田町	竹林山神峯寺
第二十八番	大日寺	香南市	法界山高照院大日寺
第二十九番	国分寺	南国市	摩尼山国分寺宝藏院

愛媛県

第三十番	善楽寺	高知市	一ノ宮百々山神宮寺
第三十一番	竹林寺	高知市	五台山金色院竹林寺
第三十二番	禪師峰寺	南国市	八葉山求聞持院禪師峰寺
第三十三番	雪隠寺	高知市	保寿山高福寺
第三十四番	種間寺	高知市	本尾山朱雀院種間寺
第三十五番	清瀧寺	土佐市	医王山清瀧寺鏡智院
第三十六番	青龍寺	土佐市	独股山青龍寺伊舎那院
第三十七番	岩本寺	四万十町	仁井田五社
第三十八番	金剛福寺	土佐清水市	蹠跣山補陀洛院金剛福寺
第三十九番	延光寺	宿毛市	赤木山寺山院延光寺

香川県

第四十番	観自在寺	愛南町	平城山薬師院観自在寺
第四十一番	龍光寺	宇和島市	稲荷
第四十二番	仏木寺	宇和島市	一穎山毘盧舎那院仏木寺
第四十三番	明石寺	西予市	源光山明石寺円手院
第四十四番	大寶寺	久万高原町	菅生山大寶寺大覚院
第四十五番	岩屋寺	久万高原町	海岸山岩屋寺
第四十六番	浄瑠璃寺	松山市	医王山養珠院浄瑠璃寺
第四十七番	八坂寺	松山市	能谷山妙見院八坂寺
第四十八番	西林寺	松山市	清涼山安養院西林寺
第四十九番	浄土寺	松山市	西林山三藏院浄土寺
第五十番	繁多寺	松山市	東山瑠璃光院繁多寺
第五十一番	石手寺	松山市	熊野山石手寺
第五十二番	太山寺	松山市	瀧雲山護持院太山寺
第五十三番	円明寺	松山市	須賀山正智院円明寺
第五十四番	延命寺	今治市	近見山不動院延命寺
第五十五番	南光坊	今治市	大積山金剛院光明寺
第五十六番	泰山寺	今治市	金林山泰山寺
第五十七番	栄福寺	今治市	石清水八幡宮
第五十八番	仙遊寺	今治市	佐礼山千光院仙遊寺
第五十九番	国分寺	今治市	金光山国分寺最勝院
第六十番	横峰寺	西条市	仏光山福智院横峰寺

※江戸時代の記述は、元禄二年（一六八九）刊の寂本『四国遍礼霊場記』（国立公文書館内閣文庫蔵）による。

史料解説

1 聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論（「玉藻所帰之嶋」）

翻刻

然頃日間、刹那、幻住於南閩浮提陽谷^本、輪王所化之下、玉藻所帰之嶋
贊、豫樟蔽日之浦^多、（中略）忽經三八春秋也、

訓み下し文

然らば頃日の間、刹那、幻のごとくに南閩浮提の陽谷（日本）、輪王所
化の下、玉藻帰る所の嶋（讃岐）、豫樟日を隠す浦（多度）に住し（中略）
忽ちに三八の春秋を経たり、

現代語訳

しかしながら、近ごろのことといえば、しばらくの間、幻のように南閩
浮提（この世界）の中の日本の天皇の治下にある玉藻よる讃岐の島、楠が
太陽をさえぎる多度郡に住んでいる。そして早くも二十四年を過ぎてし
まった。

解説

『聾瞽指帰』は弘法大師空海による自筆の著作で、現在、金剛峯寺に所
蔵されている。儒教、道教、仏教の三つの教えについて三人の人物に仮託
して論じたもので、儒教は亀毛先生、道教は虚亡隠士、そして仏教につい
ては空海本人を仮託していることとされる仮名乞児が語り、三つの教えの優劣
を論じ、仏教が優れていることを説いている。空海が誕生したのは宝亀五
年（七七四）であり、讃岐国（香川県）多度郡に誕生したとされる。序文
には「干時平朝御宇 聖帝瑞号延暦十六年（七九七）窮月始日」とあり、

空海が二十四歳の時の著作であることがわかる。『聾瞽指帰』を補訂した
とされる『三教指帰』とは序文、十韻の詩が異なり、本文も多少の異同が
ある。

この『聾瞽指帰』には、仮名乞児（空海本人）の出自について「玉藻所
帰之嶋、櫛楠蔽日之浦、未就所思、忽經三八春秋也」とあり、「玉藻所帰
之嶋」に「贊岐」（讃岐）、「櫛楠蔽日之浦」に「多度」と自注している（口
絵参照）。讃岐国多度郡に生まれて「三八」（二十四年）の歳月が流れたとし、
空海自らが讃岐国多度郡の出身であると強調しており、空海の出身地を実
証する基本史料である。

空海が誕生したのは奈良時代末期、光仁天皇の時代で山部王（後の桓武
天皇）が立太子した直後である。この頃の時代背景は、光仁天皇は道鏡が
退けられたあと官吏を削減し、国司、郡司の監督を厳しくするなど中央、
地方の行政改革を進め、続く桓武天皇は寺社などの旧勢力との関係を見直
して平城京から長岡京、平安京へと遷都し、律令政治の再建を図っていた。
この時期は労役、蝦夷対策のための兵役が重なり、そして飢饉、地震等の
災害が頻発するなど庶民にとっては苦しい時期でもあった。そんな中で空
海は讃岐国（香川県）に誕生し、仏道によって衆生を救おうと志を立てる
環境にあったとも言える。

空海の誕生年は宝亀四年（七七三）説と宝亀五年説とがある。朝廷の正
史（六国史）の一つ『続日本後紀』の承和二年（八三五）の没伝に「年
六十三」と記されており（史料9）、それを逆算すると宝亀四年の生ま
れとなり、この説の根拠となっている。しかし『性霊集』卷三所収の空海
自身作の詩（「中寿感興詩並序」）に「嗟余五八歳」（ああ、私は四十歳になっ
た）とあり、ここに具体的な年、日付は記されていないものの、空海と同
時代の天台僧・最澄が弘仁四年（八一三）十一月二十五日付で書いた弟子
の泰範宛の書簡（奈良国立博物館蔵）の中に、空海が詩（「五八の詩」）を

送ってきたことを記している。これらから空海が弘仁四年に四十(数え年)の寿を迎えたことは確実であり、宝亀五年誕生説の主な根拠となっている。さらに今回、紹介している延暦十六年(七九七)に著された『聾瞽指帰』の「三八の春秋(二十四年)」の記述でも誕生年は宝亀五年だと類推でき、現在では宝亀五年説が有力となっている。

ちなみに、空海の誕生日については六月十五日とされているが、古代の史料ではこれを裏付ける文献は確認できない。六月十五日を誕生日とする史料の初見は弘安元年(二二七八)に真言僧・頼瑜(一二二六～一三〇四年)が著した『真俗雜記問答鈔』巻八「弘法大師誕生日事」である。真言宗関係の百科事典的性格を持ち、この中に「弘法大師誕生日事」の項目があり「ある伝に曰く、六月十五日云々」と記される。空海が誕生した宝亀五年六月十五日が真言八祖の一人である不空三蔵(空海の師である恵果の師)が入寂した日であり、空海が不空の生まれ変わりだという伝承が定着していく。空海の父は佐伯直田公である。田公の名前は六国史の一つ『日本三代実録』貞観三年(八六一)十一月辛巳条に「贈僧正空海大法師所成長也。而田公是大僧正父也」とあるのが初見であり、空海存命中の文献史料には「田公」の名を確認できるものはないが、空海の没伝が記される『続日本後紀』に父名までは記されていないもの、佐伯氏に生まれたことは明記されている。

空海の母は河内国(大阪府)の河川交通の管理を担い、渡来人とも関係が深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。空海は十五歳で平城京に上つて母方のおじ・阿刀大足のもと、儒教中心の学問に励むことになるが、阿刀大足は桓武天皇の皇子・伊予親王の侍講(家庭教師)を務めた人物であった。空海は当初から仏道修行のために中央に行つたのではない。当時の学問には儒教、道教、仏教などの立場があったが、中でも儒教が重要とされ、学ぶことで中央官僚の道を進み朝廷で役職に就くことができた。十代後半

の空海も儒教中心の生活を送っており、十八歳で大学に入ったものの、当時の大学は朝廷の役人を輩出するための官僚養成機関であつて、空海は大学での学問では衆生を救うことができるのかどうか悩みはじめ、結局、退学して山林修行の道に入っていく。それが空海の青年期であり、その時期の思いを綴つたのが『聾瞽指帰』であつた。

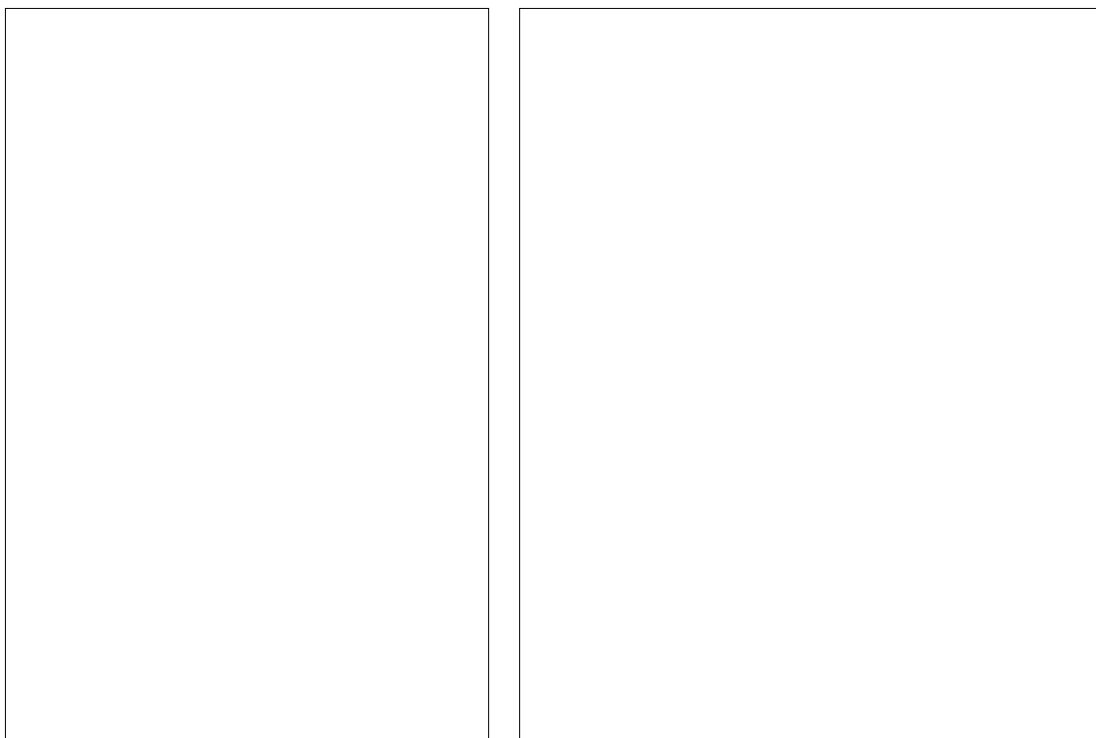
書誌

現在、高野山金剛峯寺に所蔵され、国宝に指定されている空海自筆の『聾瞽指帰』(二巻)はもともと平安時代から高野山にて保管されていたわけではなく、嵯峨天皇に献上され、嵯峨離宮、仙洞御所、大覚寺と伝承され、西芳寺、仁和寺本院の経蔵に移り、その後に堺の前田仲源五郎が入手して天文五年(一五三六)に金剛峯寺に寄進し、今日に至る。

『聾瞽指帰』は『三教指帰』の草稿本とされるが、書道史学の間で真蹟か否かの論争があるものの、歴史学、宗教史、仏教史の立場での『聾瞽指帰』真蹟否定説は際立って見られるわけではなく、『三教指帰』が『聾瞽指帰』を後次的に改められたものであることは通説となっている。『聾瞽指帰』の自序の文章と末尾の「十韻の詩」が『三教指帰』とは異なり、それがいつ書き改められたものか、時期は明らかではないが、六国史の一つで貞観十一年(八六九)成立の『続日本後紀』に『三教指帰』の序文の文章の一部が引用されており、「世伝」の「三教論」を記したことが明記されている。このことを考えれば、承和二年(八三五)までの空海生存中にみずから筆を加えたものであることは確実であろう。なお、『聾瞽指帰』の古写本は確認されておらず、金剛峯寺所蔵『聾瞽指帰』は孤本的存在であり、世間に伝わつて多くの古写本が残り、中世以降には多くの版本や注釈書が流布した『三教指帰』とは対照的である。

(大本敬久)

2 聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論 (「金巖」・「石峯」)



聾瞽指帰 卷下 仮名乞児論
高野山金剛峯寺蔵 (画像提供 高野山霊宝館)

翻刻

有仮名乞児、不詳何人、生蓬衡茨、長繩樞戸、高屏蠹濁、仰道勤苦、漆髮剃隕、頭似銅盆、粉艶都失、面疑瓦塙、容色顛頓、體形蕞尔、長脚骨豎、若池邊鷺、縮頸筋連、似泥中龜 (中略) 或登金巖而加祿乃遇雪坎墮、或跨石峯而伊志都知能太氣、絶糧輒軻、(後略)

訓み下し文

仮名乞児といふもの有り、何人といふことを詳らかにせず、蓬茨の衡に生まれ、繩樞の戸に長ぜり、高く蠶濁を屏けて道を仰いで勤苦す、漆髮剃り隕して、頭は銅の盆に似たり、粉艶都て失せて、面は瓦の塙かと疑ふ、容色のかほばせ顛頓とかしげ、体形のすがた蕞爾といやし、長き脚、骨豎つて池辺の鷺の若く、縮まれる頸、筋連なつて泥中の龜に似たり (中略) 或るときは金巖 (カネノタケ) に登つて雪に遭うて坎墮たり、或るときは石峯 (イシツチノタケ) に跨つて糧を絶つて輒軻たり、(後略)

現代語訳

仮名乞児という人がいる。どこの人かはわからないが、草ぶきの家に生まれ、わび住いに成長した。濁った俗世間を離れ、仏道に励んでいる。黒髪を剃り落して、頭はまるで銅の盆のようであり、およそうるおいはなく、顔は土塙のようである。顔はやつれ、風采はあがらない。長い脚が骨ばつて池のほとりの鷺の脚のようであり、短い首は筋ばつてまるで泥にまみれた亀のようだ。(中略)あるときは金巖(金峯山)もしくは金山(出石寺)に登つて雪に遭つて困り果て、あるときは石峯(石鎚山)に登つて断食して苦勞した。

解説

空海が活躍した平安時代前期の四国に関する実証的な研究は、朝廷が編纂した六国史の一つである『日本後紀』に欠本箇所が多いことや、残された基礎史料が極めて少ないため、十分に進展しているとは言えない状況にある。一般的には、高野山開創の前年の弘仁六年（八一五）に四国八十八ヶ所霊場が開創されたとの伝承があるが、これが歴史的事実として実証はできない。弘仁六年には空海は東国への密教の普及を試みていた時期であり、空海本人が四国を訪れていないと判断できるためである。しかし、讃岐国での空海誕生の史実や、若き空海が修行したこと等、四国との関係を示す史料も見られる。その代表的な史料が『聾瞽指帰』と後項で紹介する『三教指帰』である。

『聾瞽指帰』には空海の青年期の修行地として「金巖」と「石峯」が登場し、「金巖」に「加祢乃太氣」（カネノタケ）、「石峯」に「伊志都知能太氣」（イシツチノタケ）と空海自ら注を記している。「金巖」は諸説あるが「石峯」は愛媛県西条市の四国最高峰（一九八二メートル）の石鎚山に比定される。現在、石鎚山に関する四国八十八ヶ所霊場としては、第六十番札所横峰寺、第六十四番札所前神寺が石鎚信仰の中心で、ともに山号は「石鉄山」となっている。漢字表記での「石鎚山」の初見は後項で紹介するとおり八二〇年代の成立とされる『日本霊異記』であるが、この『聾瞽指帰』の仮名表記の「伊志都知能太氣」は「イシツ（ツ）チ」の文献上の初見であり、平安時代初期には修行の場としての石鎚山が広く知られていたことがわかる。

江戸時代における『三教指帰』の注釈書『三教指帰簡註』には「金巖石槌嶽並在予州」あり、両方とも伊予国（愛媛県）に在ると明記されており、江戸時代以降、この解釈が広く知られてきた。

「石峯」は石鎚山であると解釈は定着しているが、「金巖」の比定地は諸説あり、『三教指帰』の注釈書、解説書を確認しても様々である。諸説

の一つであるのが出石寺である。愛媛県八幡浜市と大洲市との境、標高八一二メートルの出石山頂上に位置する。金山と号し、真言宗御室派別格本山、四国別格霊場第七番札所で、本尊に千手観世音が祀られ五十年に一度開帳される。寺伝では養老二年（七一八）、獵師の道教が山中から湧出した千手観音と石像を祀ったのが寺の始めであり、大同二年（八〇七）に空海が修行したと伝えられる。江戸時代には宇和島、大洲、新谷各藩主の帰依が深く、藩の祈禱所でもあった。昭和十六年（一九四一）に大火により全焼したが、その後復興し、現在は本堂、大師堂、護摩堂、客殿などがあり、参道には空海が修行したという伝説が残る護摩が石、脇には熊野神社が祀られている。信仰圏は広く、愛媛県内だけではなく瀬戸内海を隔てた山口県や豊後水道を隔てた大分県にまで各地に出石講が組織され、参詣者も多い寺院である。

昭和四十年に刊行された『日本古典文学大系七 三教指帰 性霊集』に「金巖・石峯」の注記として「自注に『加禰能太氣』とある。大和金山か、伊予の金山出石寺か。後者と思われる」とあり、「石峯」については「自注『伊志都知能太氣』。伊予の石鎚山」とある。「石峯」は石鎚山であると断定し、「金巖」は大和国金峰山説と伊予国金山出石寺説の二つを表記し、後者、つまり伊予国金山出石寺であることを強調している。これは先に挙げた『三教指帰簡註』の「在予州」（伊予国にある）との記述に基づいた解釈であろう。

（大本敬久）

3 三教指帰 卷上 序

翻刻

余年志学、就外氏阿二千石文学舅、伏膺鑽仰、二九遊聽槐市、拉雪螢於猶怠、怒繩錐之不勤、爰有一沙門、呈余虛空藏聞持法（中略）躋攀阿国大瀧嶽、勤念土州室戸崎、谷不惜響、明星來影（中略）爰有一多親識、縛我以五常索、斷我以乖忠孝、余思、物情不一、飛沈異性、是故、聖者驅人、教網三種、所謂、釈李孔也、雖淺有深隔、竝皆聖說、若人一羅、何乖忠孝、復有一表甥、性則佞戾、鷹犬酒色、昼夜為樂、博戲遊俠、以為常事、顧其習性、陶染所致也（中略）俱陳楯戟、竝箴蛭公、勒成三卷、名曰三教指帰、唯写憤懣逸氣、誰望他家之披覽、

于時延曆十六年臘月之一日也

訓み下し文

余、年、志学にして外氏阿二千石文学の舅に就いて伏膺し鑽仰す、二九にして槐市に遊聽す、雪螢を猶怠るに拉ぎ、繩錐の勤めざるに怒る、爰に一の沙門有り、余に虚空藏聞持の法を呈す（中略）阿国大瀧嶽に躋り攀ぢ、土州室戸崎に勤念す、谷響を惜しまず、明星來影す（中略）爰に一多の親識あり、我を縛ふに五常の索を以てし、我を断るに忠孝に乖くを以てす、余思はく、物の情一つならず、飛沈性異なり、是の故に、聖者人を驅るに教網三種あり、所謂、釈、李、孔なり。浅深隔有りと雖も、竝びに皆聖說なり。若し一つの羅に入りなば、何ぞ忠孝に乖かむ、復、一の表甥有り、性佞戾にして、鷹犬酒色昼夜に樂とし、博戲遊俠常の事とす、その習性を顧みるに陶染の致す所なり（中略）俱に楯戟を陳ねて竝びに蛭公を箴む、勒して三卷と成して名づけて三教指帰と曰ふ。唯憤懣の逸氣を写せり、誰か他家の披覽を望まむ、

時に延曆十六年臘月の一日子なり

三教指帰 卷上 序 愛媛県歴史文化博物館蔵

現代語訳

私は十五歳になった年、母方の伯父・阿刀大足、禄は二千石で親王の侍講であつた人に従つて、学問の研鑽を重ねた。十八歳で大学に遊学し、雪の明かりや螢の光で書物を読んだ古人の努力を思い、怠つてゐる自分に鞭打ち、首に縄を掛け、股に錐を刺して眠りを防いだ人ほどに自分を上げました。ここに一人の修行僧がいて、私に虚空蔵求聞持法を教えてくれた。(中略)阿波国の大滝嶽に登り、土佐国の室戸崎で修行した。谷はこだまを返すように修行の結果があらわれ、明星が姿を現した。(中略)ところが親戚知人は、儒教に説く五常のきずなで私を縛ろうとし、忠孝にそむくからといって、私の出家を反対する。私が思うのに「物はそれぞれ性情が違ふ。例えば鳥は空を飛ぶが魚は水に沈む。みな性質は違つてゐる。だから聖人が人を導くのに三種の教えがある。仏教と道教と儒教である。この三教には教義に深い浅いの相違はあるが、どれもみな聖人の教えである。その一つの教えの網の中に入れば忠孝にそむくことはない」。また私には一人の甥がいる。性質はねじけ、狩猟や酒や女、賭博におぼれてゐる。その習性は悪い環境に染まつたからである。(中略)論陣を張つてならず者の甥の蛭牙公子を戒めるために書き記した。全部で三巻とし、題を「三教指帰」という。これは自分の逸る気持ちを述べただけで、他人に見せるつもりはない。

延暦十六年(七九七)十二月一日

解説

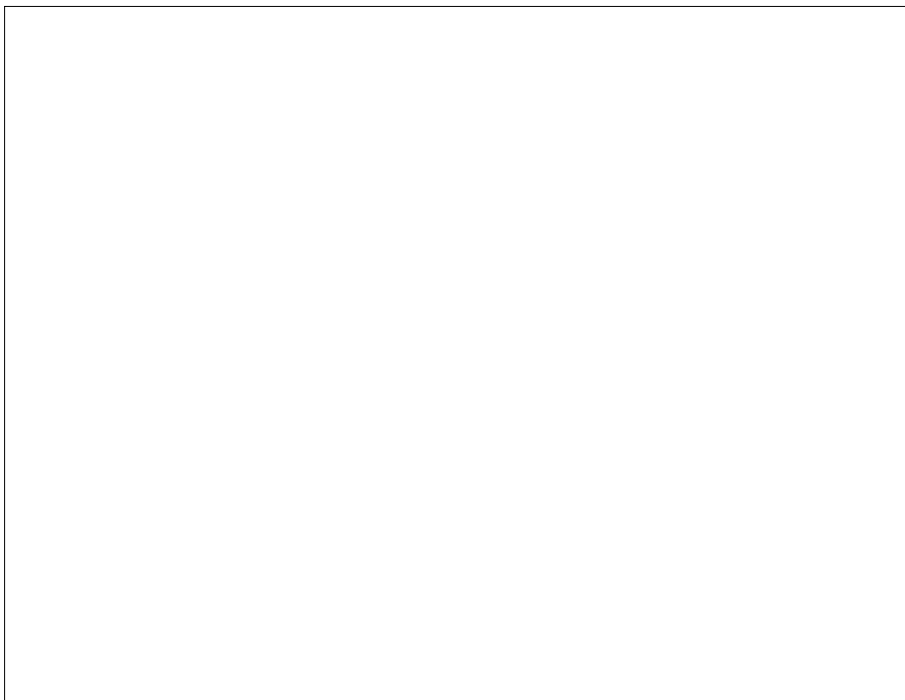
『三教指帰』は延暦十六年(七九七)著述の空海出家宣言の書であり、草稿本として『聾瞽指帰』がある。登場人物は儒教の亀毛先生、道教の虚亡隠士、仏教の仮名乞児らであり、それぞれの立場で放蕩者の蛭牙公子に

忠孝を説くという内容である。四六駢儷体で書かれ、序文では空海自身の履歴も記す。空海が青年期に四国で修行をしていることは『三教指帰』序の記述から判断できる。四国での具体的な修行地として「阿国大瀧嶽」、「土州室戸崎」が挙げられる。「阿国大瀧嶽」は、徳島県阿南市加茂町にある第二十一番札所大龍寺とされ、「土州室戸崎」は高知県室戸市の室戸岬である。

『三教指帰』を執筆した時、空海は二十四歳であつた。空海は十五歳で平城旧京にて母方のおじにあたる阿刀大足に儒教を学び、十八歳で官僚養成コースにあたる大学に進むものの、その後に儒教と中央官僚への道を捨てて仏道修行に入つていく。その行為に対して、空海の親族からは「忠孝」に背く行為だと指摘されるが、空海は三つの聖説(儒教、道教、仏教)のうちいずれか一つに進む事で国家や親族に対する「忠孝」になるのだと強く反発している。当時の律令官人となるためには、空海のように貴族の子息以外の者は大学を終了し、官吏登用試験に合格して仕官する必要がある、その年限は二十五歳であつた。官吏登用年限が迫つてきた二十四歳で、親族は空海の行く末を心配して、空海はそれに対する反発もあつたのである。これも『指帰』執筆の背景といえる。

『指帰』を執筆した空海は山林修行の後に、三十一歳で留学僧として入唐し、真言密教を学んで日本に持ち帰り、国内に広めていく。そして高野山を開創し、宮中にも真言密教を広めていった。空海は承和二年(八三五)に没するが、その後「弘法大師」の号が贈られ、現代に到るまで高僧として崇敬されている。そのような生涯を歩んだ空海も、青年期には家族や親族など周囲と人生の進むべき道について衝突し、苦悩していた。青年期の逸る思いを一気に書き綴つたのがこの『三教指帰』だつたといえる。

(大本敬久)



三教指帰 卷下 仮名乞児論 愛媛県歴史文化博物館蔵

以絶粮轆軻、(後略)

訓み下し文

仮名乞児といふもの有り、何人といふことを詳らかにせず、蓬茨の衡に生まれて繩枢の戸に長ぜり、高く囂塵を屏けて道を仰いで勤苦す、漆髪剃り隕して、頭は銅の盆に似たり、粉艶都て失せて、面は瓦の塙かと疑ふ、容色のかほばせ顛頼とかしげ、体形のすがた叢爾といやし、長き脚、骨堅つて池辺の鷺の若く、縮まれる頸、筋連なつて泥中の亀に似たり(中略)或るときは金巖に登つて雪に遭うて坎壕たり、或るときは石峯に跨つて粮を絶つて轆軻たり、(後略)

現代語訳

仮名乞児という人がいる。どこの人かはわからないが、草ぶきの家に生まれ、わび住いに成長した。濁った俗世間を離れ、仏道を慕って勤めはげんでいる。黒髪を剃り落して、頭はまるで銅の甕のようであり、およそそうるおいはなく、顔は土塙のようである。顔はやつれ、風采はあがらない。長い脚が骨ばつて、池のほとりの鷺の脚のようであり、短い首は筋ばつて、まるで泥にまみれた亀のようだ。(中略)あるときは金巖に登つて雪に遭つて困り果て、あるときは石峯に登つて断食して苦労した。

解説

『三教指帰』に登場する「仮名乞児」は空海自身のこととされている。青年期の空海が仏道修行に励み、その姿は剃髪して痩せこけており、厳しい修行の中にあつたことがわかる。そして修行地として「金巖」と「石峯」が見え、先項の『聾瞽指帰』にはそれぞれ「加柵乃太気」、「伊志都知能太気」と自筆の註が記されており、「金巖」は愛媛県大洲市・八幡浜市境の

翻刻

有仮名乞児、不詳何人、生蓬茨衡、長繩枢戸、高屏囂塵、仰道勤苦、漆髪剃隕、頭似銅盆、粉艶都失、面疑瓦塙、容色顛頼、體形叢爾、長脚骨堅、若池邊鷺、縮頸筋連、似泥中亀(中略)或登金巖而、遇雪坎壕、或跨石峯、

金山出石寺もしくは奈良の金峯山。「石峯」は愛媛県西条市の石鎚山に比定されている。

この注釈の典拠の一つに梅国泰音『三教指帰刪補鈔』（宝永三年（一七〇六）成立）がある。この『三教指帰刪補鈔』にて『聾瞽指帰』の中で空海自らが訓注したものを抽出し、解説を加えているが、そこに「金巖」や「石峯」についての空海の訓注を紹介し、そしてそれが伊予国にあると記している。その『三教指帰刪補鈔』で訓注の解説を挙げると、「或登金巖（加祢乃太氣）。按金巖ハ在伊予国。」「或跨石峯（伊志都知能太氣）。按石槌嶽ハ在伊予国。」とあり、「金巖」、「石峯」が伊予国に在ると江戸時代には解釈されている。これをもとに愛媛県の金山出石寺説が有力とされた。

また、昭和十年（一九三五）年刊行の加藤精神訳註『三教指帰』（岩波文庫）では、「金巖」大和の金峰山か。或は伊予の金山出石寺か。「石峯」伊予の石槌か。」とあり、昭和十年の段階で、奈良県の金峰山と愛媛県の金山出石寺を併記している。この昭和十年の岩波文庫本に金峰山説が出てきているが、それ以前に金峰山説が紹介された注釈は確認できず、それまで江戸時代から「在伊予国」と注釈されてきたところに、昭和十年になって岩波文庫本によって、金峰山説が登場、もしくは定着した可能性がある。

そして昭和五十九年刊行の『弘法大師空海全集』第六卷（筑摩書房）では『三教指帰』巻下の現代語訳に「あるときは金の巖に登って雪に会って困りはて、あるときは伊予の石槌の嶽に登って断食して苦勞した。」とある。ここでは「金巖」については具体的にどこか示していないが、「石峯」については「伊予の石槌」と愛媛県の石鎚山だと特定して現代語訳している。そして「金巖」の注として「金巖 大和金峯山か、伊予の金山出石寺か。両説がある。近年では前者とみる説が多い。」とあり、昭和四十年刊行の『日本古典文学大系』では後者とされていたが、逆転して大和金峯山説を有力としている。このような注釈や解説が『全集』に載ることの影響は

大きく、『全集』の発行以降は金巖＝金峰山説が有力とする扱い方が現在まで多くなっている。

以上、弘法大師空海の青年期の修行地「金巖」についてその解釈を時代ごとに確認すると、中世以前の古写本には具体的な比定地は現れないものの、江戸時代以降の注釈書には伊予国（金山出石寺）説が通説化していたことがわかる。そして昭和以降の岩波文庫本や『弘法大師空海全集』の刊行等により金峯山説が登場し、伊予国説が見られなくなってきた。伊予国説は新史料の発見により否定されたわけではなく、解釈の問題で金峯山説が有力とされたという状況であり、この件の実証的研究は今後も追及されるべきといえるだろう。

書誌

現在、『三教指帰』の原本は現存していないが、写本、刊本については数多く、天理大学附属天理図書館蔵の仁平四年（一一五四）の書写本が古写本として知られる。大谷大学図書館蔵の『三教指帰注集』は注釈書であり「成安注」と称され。天理図書館本よりも古い寛治二年（一〇八八）の成立で、書写年代が長承二年（一一三三）から数年間とされる。かつて「現存最古」とされた「敦光注」（『三教指帰注』霊友会所蔵）は長元二年（一一〇二）以前の写ではなく、「長寛二年（一一六四）」とされ「最古」ではないと指摘される。『日本古典文学大系』（岩波書店、一九六五）の底本は建長五年（一二五三）高野板建長刊本（高野山金剛三昧院蔵）であるが、その後の写本研究も進んでおり、『三教指帰』のテキストを活用する場合には他写本との比較・確認作業も必要となってくるだろう。

（大本敬久）

5 三教指帰 卷下 仮名乞児論 (「玉藻所帰之嶋」)

三教指帰 卷下 仮名乞児論
愛媛県歴史文化博物館蔵

翻刻

然頃日間、刹那、幻住於南閩浮提陽谷、輪王所化之下、玉藻所帰之島、
椽樟蔽日之浦 (中略) 忽経二八春秋也、

訓み下し文

然らば頃日の間、刹那、幻のごとくに南閩浮提の陽谷、輪王所化の下、
玉藻帰る所の島椽樟日を隠す浦に住し (中略) 忽ちに三八の春秋を経たり、

現代語訳

しかしながら、近ごろのことといえば、しばらくの間、幻のように南閩
浮提 (この世界) の中の日本の天皇の治下にある玉藻よる讃岐の島、楠が
太陽をさえぎる多度郡に住んでいる。そして早くも二十四年を過ぎてし
まった。

解説

『三教指帰』本文が空海生存中の真作と考えるのは定説となっているが、四六駢儷体で書かれた本文とは文体が異なり、散文体で書かれた巻上の序文に限っては、この文体の違いが、空海による同時代の同一人物によるものではなく、後世の偽撰、つまり別人物の文章ではないかとの説がある。仮に偽撰であった場合、四国での空海の修行地、特に序文に見える「阿国大瀧嶽」、「土州室戸崎」について再考すべき点が出てくる。序文の異なる『聾瞽指帰』には見えない記述であり、『三教指帰』序文が偽撰とされるなら「大瀧嶽」、「室戸崎」の初出は空海の没伝が記される『続日本後紀』承和二年 (八三五) 年三月丙寅条・庚午条 (史料9) となる。

これまで『三教指帰』序文に見えることで、延暦十六年 (七九七) には「大瀧嶽」、「室戸崎」にて修行をしていたと扱われてきたが、少し年代が下った『続日本後紀』が初出である可能性があることも考慮すべきであろう。いずれにせよ、空海が「大瀧嶽」、「室戸崎」や、伊予国と推定される「金巖」、「石峯」でも修行を重ねたことは、伝承、伝説の類ではなく、史料上、九世紀前半に確認することができることは強調しておきたい。これらは実証性の高い史実として提示できるといえるだろう。そして、修行地ではないが生誕地として「玉藻所帰之島 (讃岐国) 椽樟蔽日之浦 (多度郡)」がある。これは『聾瞽指帰』、『三教指帰』ともに本文中に見えるものであり、この讃岐国多度郡については『聾瞽指帰』成立の延暦十六年 (七九七) 段階から存在した記述として確実といえる。

(大本敬久)

6 性靈集 卷九 奉勸諸有緣衆心奉写秘密藏法文

校訂本文

貧道、謹承教命、服勤學習、以誓弘揚、貧道、帰朝雖歴多年、時機未感（中略）今欲、為機縁衆、読講宣揚、奉報仏恩、然猶、其本不多、法流擁滞、是以、差弟子僧康守、安行等発赴彼方（中略）弘仁六年四月二日、沙門空海疏、

『日本古典文学大系七一 三教指帰 性靈集』による

現代語訳

私（空海）は謹んで（唐の長安で恵果からの）教えを受けて服習し、広く伝えることを誓った。しかし私は帰国してから多年が経過したが、いまだ広く流布できていない。（中略）今こそ密教に縁のある人々のために経典を読講して広め、仏恩に報いなければならない。しかし経本は少なく、教法の流布は停滞している。そこで弟子の僧康守、安行らを遣わせて各所に向かわせた。（中略）弘仁六年四月二日、空海が申す。

解説

『性靈集（正式名称は遍照発揮性靈集）』は空海が書いた漢詩文を真済が編纂したものである。真済は空海の十大弟子の一人で、真言宗で初めて僧正に任じられている。編纂時期は空海の晩年ともいわれ、天長四年（八二七）から承和二年（八三五）までの間とされている。書名の「遍照」とは空海のことであり、「性靈」は天性の靈異を揮うほどの格調高い詩文であることを意味する。様々な詩賦類、碑銘類、上表文、願文など多彩で豊富な内容が含まれており、九世紀を代表する文学作品である。古写本は大須文庫（真福寺宝生院）等に所蔵されている。

平成二十六年（二〇一四）は空海が四国霊場を開創して千二百年目になる年とされ、各霊場では御本尊の御開帳や宝物の公開、特別法要など様々な記念行事が行われた。これは弘仁六年（八一五）、空海が四十二歳の厄年のときに四国霊場を開創したという伝承が基となっている。ただし、これはあくまで寺伝、縁起で語られる伝承であり、歴史的事実かどうか判断するには、今後、様々な史料から検証していく必要がある。

空海は三十一歳で留学僧として長安に渡り、恵果から真言密教を学んだ。大同元年（八〇六）に帰国し、同四年に入京するが、帰国から入京の間の空海の活動は不明な点が多い。この間の同二年には全国を巡錫したとされ、空海が寺院を創建したという伝承は全国各所に見られ、四国八十八ヶ所霊場でも大同二年の創建とされる寺院は十ヶ寺ある。

空海は平安京に入京後、国内に真言密教を広める活動を本格化する。『性靈集』所収の「中寿感興詩」から弘仁四年に四十の寿を迎えた可能性が高いとされ、これが宝亀五年誕生説の主な根拠となっており、弘仁六年に空海は、後世には「厄年」とされる四十二歳であったことを史料上、類推することができる。

ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ても弘仁六年に空海が四国霊場を開創したという記述は確認できない。この弘仁六年の空海の活動、事績については、本史料の『性靈集』巻九「諸の有縁の衆を勧めて秘密藏の法を写し奉る応き文」が参考となる。空海が密教經典の写経を勧め、密教を広く宣布しようとしていた。四月に弟子の康守らを東国に派遣し密教經典の流布を依頼したことがわかるが、空海が四国を巡拝したかどうかは不明である。四十二歳厄年開創説を史実として実証するのは難しいが、この年は空海が真言密教を広める活動を本格化した年であったといえるだろう。

（大本敬久）

7 日本靈異記 下卷 第三十九
智行並具禪師重得人身生国皇之子縁

翻刻

卅九 智行並具禪師重得人身生国皇之子縁

(中略) 又伊与国神野郡郷内有山、名号石鎚山、是即彼山有石槌神之名也、其山高峰、而凡夫不得登到、但淨行人耳、登到而居住、昔諾樂宮廿五年治天下勝宝応真聖武太上天皇之御世、又同宮九年治天下帝姬阿陪天皇御世、彼山有淨行禪師而修行、其名为寂仙菩薩、其時世人道俗、貴彼淨行、故美称菩薩、帝姬天皇御世於九年宝字二年歲次戊戌年、寂仙禪師、臨命終日、而留録文、授弟子告之而言、自我命終以後、歷廿八年之間、生於国王之子、名为神野、是以當知我寂仙矣、然歷廿八年、而平安宮治天下山部天皇御世延曆五年歲次丙寅年、則生於山部天皇皇子、其名为神野親王、今平安宮經十四箇年、治天下賀美能天皇是也、(後略)

訓み下し文

智と行と並に具はれる禪師の重ねて人身を得て、国皇のみ子と生れし縁第三十九

又、伊予国神野郡の郷の内に山有り、名をば石鎚山と号ふ、是れ即ち、彼の山に有す石槌の神のみ名なり、其の山高く崒しくして、凡夫は登り到ることを得ず、但し淨行の人のみ、登り到りて居住せり、昔諾樂の宮に二十五年天の下治めたまひし勝宝応真聖武太上天皇の御世に、又、同じ宮に九年天の下治めたまひし帝姬阿倍の天皇の御世に、彼の山に淨行の禪師有りて修行しき、其の名を寂仙菩薩と為へり、其の時の世の人道俗、彼の淨行を貴びしが故に、美めて菩薩と称ひき、帝姬の天皇の御世の九年の宝字の二年の歳の戊戌に次れる年に、寂仙禪師、命終の日に臨みて、録文を留め、弟子に授けて言はく、我が命終より以後、二十八年の間を歴て、国王のみ子に生れて、名を神野と為はむ、是を以て当に知れ、我寂仙なることを然して二十八年歴て、平安の宮の天の下治めたまひし山部の天皇の

御世の延暦の五年の歳の丙寅に次れる年に、則ち山部の天皇の皇子に生れ、其のみ名を神野の親王と為す、今、平安の宮に十四年を経て、天の下治めたまふ賀美能の天皇、是れなり、(後略)

現代語訳 (大意)

伊予国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきている。山は高く険しく一般の者は登ることができない。心身を清めて修行する者だけが登って住むことができた。昔、聖武、孝謙天皇の時代、この山で寂仙菩薩僧が修行していた。周囲は寂仙を尊んで菩薩と呼んだ。天平宝字二年(七五八)に寂仙は臨終に際して「自分は死後二十八年の後に国王の御子に生まれ、名前を神野と名乗るだろう。寂仙の生まれ変わりとなるがよい」と告げた。それから二十八年後、延暦五年に皇子が生まれ、名前を神野親王といった。いまの嵯峨天皇である。

解説

漢字表記での「石鎚山」の初見はこの『日本霊異記』である。先項で紹介した『聾瞽指帰』には仮名で「伊志都知能太氣」(イシツチノタケ)とあり、平安時代初期には修行の場としての石鎚山が広く知られていた。現在に到るまで第六十番札所横峰寺、第六十四番札所前神寺は石鎚信仰の中心で、ともに山号は「石鉄山」となっている。

『日本霊異記』は正式には『日本国現報善悪霊異記』と称し、平安時代初期に景戒が編纂した日本初の仏教説話集であり、弘仁一三年(八二二)頃に成立したとされる。この中に平安時代初期以前の伊予国に関する説話も数話収録されている。下巻第三十九の中で空海が修行をした石鎚山に関する記述が見られる。「伊予国神野郡郷内有山、名号石鎚山、是即彼山有石槌神之名也、其山高峻、而凡夫不得登到、仕浄行人耳登到而居住」とある。

奈良時代の石鎚山の様子が紹介されており、当時から名前が石鎚山であり一般の人は登る事ができず、修行する者だけが登るとされている。空海もその一人であったといえる。そして、神野郡の石鎚山で修行をする僧寂仙がいて人々から菩薩と称されていた。天平宝字二年(七五八)に亡くなる臨終に際して「自分が死後二十八年目、国王の子に生まれて名を神野というだろう」と告げた。すると二十八年後の延暦五年(七八六)、桓武天皇皇子として神野親王(後の嵯峨天皇)が誕生した。このような嵯峨天皇が石鎚山で修行した寂仙の生まれ変わりである説話が嵯峨天皇や空海の在命中に記されていた。そして、この説話は当時広く信じられており、六国史の一つ『日本文徳天皇実録』(元慶二年(八七八)成立)にも類話が載る。

書誌

本書は口承・書承の諸資料を基に編纂された説話集で、『冥報記』等の中国の文献や仏教経典からも引用されている箇所も多い。しかし、本書はこの伊予国石鎚山の説話のように日本国内の地域性を示す説話も数多く、『本朝法華験記』、『今昔物語集』等の仏教説話集、そして各種霊験記や縁起等へと引用され、収録説話は後世に受けつがれたものも多い。『日本霊異記』の古写本には、平安中期の興福寺本(国宝)、来迎院本(国宝)、真福寺本(大須観音宝生院蔵、重要文化財)、前田家本(重要文化財)、金剛三昧院本(高野山本)が知られる。なお、『日本霊異記』の諸本については小泉道『日本霊異記諸本の研究』に詳しい。

(大本敬久)

8 日本紀略 弘仁十二年五月壬戌条

校訂本文

讚岐国言、始_レ自_二去年_一、隄_二万農池_一、工大民少、成功未_レ期、僧空海、此土人也、山中坐禪、獸馴鳥狎、海外求_レ道、虚往実帰、因_レ茲、道俗欽_レ風、民庶望_レ影、居則生徒成_レ市、出則追従如_レ雲、今離_二旧土_一、常住_二京師_一、百姓恋慕如_二父母_一、若聞_二師来_一、必倒_レ履相迎、伏請、充_二别当_一、令_レ濟_二其事_一、許_レ之、

(新訂増補国史大系『日本紀略』による)

訓み下し文

讚岐国言す、去ぬる年より始めて、万農池に隄す、工大にして民少なく、成功未だ期せず、僧空海は、此の土の人なり、山中に坐禪し、獸馴れ鳥狎る、海外に道を求め、虚往実帰す、茲に因りて、道俗風を欽ひ、民庶影を望む、居れば則ち生徒市を成し、出ずれば則ち追ひ従ふこと雲の如し、今旧土を離れ、常に京師に住む、百姓恋ひ慕ふこと父母の如し、若し師の来たるを聞かば、必ず履を倒にして相迎へん、伏し請ふらくは、別当に充て、其の事を濟さしめんことを、之を許す、

現代語訳

讚岐国が以下のように申上した。先年より満濃池に堤を築いている。大工事なのに人夫は少なく、完成の見込みがない。空海はこの土地の出身である。山中に坐禪し、鳥や獸と慣れ親しんでいる。海外に求法し、多くのことを学んで帰った。このため、僧侶も俗人も空海を敬っている。家にと生徒が多く集まり、外へ出ると多くの人々があとを追ってくる。今は

出身地を離れて京都に住んでいる。人々は空海を父母のように慕っている。もし、空海がやってくると聞けば、急いで迎えるであろう。空海を責任者にして満濃池を修築させることをお願いしたい。これを許す。

解説

満濃池は香川県仲多度郡まんのう町にあり、農業用ため池としては日本最大級の大きさをほこる。周囲は約二十キロメートル、灌漑面積は約三千ヘクタールに及ぶ。

「讚岐国万農池後碑文」(『平安遺文』金石文編)によると、満濃池が最初に築かれたのは大宝年間(七〇一〜七〇四)で、築いたのは讚岐国守の道守朝臣である。そして、弘仁九年(八一八)に堤が破れ、修築されることになった。同碑文には、「弘仁九年流破す、再び官使を下し、三年の内になち築成せしむ」とある。『大師御行状集記』『弘法大師行化記』によれば(両書には『日本紀略』の記事と関係する讚岐国司解や太政官符が引用されている)、この時に官使(築池使)として下されたのは刑部少丞正六位下路真人浜継であった。しかし、浜継は必要な労働力を集めることができず、そこで讚岐国の要請で空海が別当に就くことになった。空海は讚岐国を代表する豪族佐伯氏の出身であり、佐伯氏の本拠地は満濃池に近い多度郡だったので、空海の別当起用には佐伯氏の援助を期待する意味もあった。

弘仁八年前から各地で旱魃が続いた。弘仁八年は天下諸国に、弘仁九年は桓武天皇陵に使を遣わして雨を祈らせている。『日本紀略』弘仁十年七月条には「夏より雨ふらず、諸国害を被むる者多し」とある。そして、弘仁十一年に讚岐国で旱魃が起き、飢疫民に対して食料支給がなされている。こうしたなか空海を別当として満濃池が修築されることになったのである。

空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だが、『大師御行状集記』に「池の堤の側に、壇場を建立し、三箇年の間、祈願せしむ」とあるように、工事の安全や成功を願う修法を行っていたのであろう。ただ、長期間讃岐国に滞在したとは考えがたい。このころの空海はきわめて多忙であった。空海は高野山の伽藍建立を進めながら、唐から持ち帰った二部の大曼荼羅や諸尊の画像の修復を弘仁十二年四月から始め、九月に供養を行っている。また、翌十三年二月には東大寺に灌頂道場を建立している。したがって、別当とはいえないものの、常駐して工事の陣頭指揮にあたったのではなく、修法により人々に安心感を与え、人々の精神的な拠り所となっていたのであろう。

池溝、橋、船瀬などの造営・修築といった社会事業を行った僧としては奈良時代の行基が有名だが、九世紀においてもそうした社会事業に関わった僧は少なくない。平安京の西郊を流れる大堰川（桂川）の河堰を修復した道昌、琵琶湖に流れる和近川の河口付近に和近船瀬を造営した静安、大和盆地の高取川を堰き止めて益田池をつくった修円などである。彼らに共通するのは地域との関わりやの深さである。大堰川の河堰付近は秦氏の本拠地で、秦氏ゆかりの広隆寺もあるところだが、道昌は秦氏出身でその広隆寺の別当であった。静安は比良山の修行僧で、和近の近辺には静安が建てた妙法寺・最勝寺があり、彼は和近とその周辺を中心に活動していた。修円は大和国出身で、益田池周辺に多くの荘園を持つ興福寺の別当であった。したがって、空海の満濃池修築においては、彼が地元豪族佐伯氏の出身であったことが強調されるが、九世紀の社会事業に地域ゆかりの僧が関係するのは一般的なことだったのである。

空海の別当就任に影響を及ぼしたと思われるのが、空海の師とも学友ともいわれる勤操である。勤操は高僧でありながら畿内の村々で貧窮者に食料を施すなどの実践的な社会活動を続け、また河内国狭山池修築にも参加

していた。空海と勤操の親しい関係からみて、勤操が早魃などに苦しむ人々を現地に向いて助けていたことを空海は知っていたはずである。空海が満濃池修築のため讃岐国に下向したのは、こうした勤操の活動が影響していたと考えられる。

書誌

『日本紀略』は平安末期成立の編年体歴史書で、編者は不明である。前半は六国史の抄出、後半は史書・記録などから編集されている。六国史のうち『日本後紀』は全四十巻のうち残存するのは十巻のみで、欠巻部分の逸文は『日本紀略』や『類聚国史』に残されている。弘仁十二年はその欠巻部分にあたる。

新訂増補国史大系『日本紀略』の底本は、宮内庁書陵部所蔵久邇宮家旧蔵本。底本では、「工・大民少」は「公・大民少」、「百姓恋慕如父母」は「百姓恋実如父母」となっている。

（寺内浩）

9 続日本後紀承和二年三月丙寅条・庚午条

校訂本文

丙寅、大僧都伝灯大法師位空海終于紀伊国禪居^一、庚午（中略）法師者、讚岐国多度郡人、俗姓佐伯直、年十五就^二舅從五位下阿刀宿祢大足^一、讀^三習^二文書^一、十八遊^三学^二槐市^一、時有^二一沙門^一、呈^三示^二虚空藏聞持法^一、其經說、若人依^レ法、讀^二此真言^一一百万遍^一、乃得^二一切教法文義^一、於^レ是信^二大聖之誠言^一、望^三飛焰於鑽燧^一、攀^三躋阿波国大瀧之嶽^一、觀^三念土左国室戸之崎^一、幽谷応声、明星来影、自^レ此慧解日新、下^レ筆成^レ文、世伝^三教論^一、是信宿問所^レ撰也、在^二於書法^一、最得^二其妙^一、与^二張芝^一齊^レ名、見^レ称^二草聖^一、年卅一得度、延曆廿三年入唐留学、遇^二青龍寺惠果和尚^一、稟^三学真言^一、其宗旨義味、莫^レ不^二該通^一、遂懷^二法宝^一、歸^三来本朝^一、啓^二秘密之門^一、弘^二大日之化^一、天長元年任^二少僧都^一、七年転^二大僧都^一、自有^二終焉之志^一、隱^三居紀伊国金剛峯寺^一、化去之時年六十三、

（新訂増補国史大系『続日本後紀』による）

訓み下し文

丙寅、大僧都伝灯大法師位空海、紀伊国の禪居に終ふ、庚午（中略）法師は、讚岐国多度郡の人なり、俗姓は佐伯直、年十五にして舅從五位下阿刀宿祢大足に就きて、文書を讀習す、十八にして槐市に遊学す、時に一沙門有り、虚空藏聞持法を呈示す、其の經に説く、若し人、法に依り、此の真言一百万遍を讀まば、乃ち一切の教法の文義を諳記することを得、是に大聖の誠言を信じ、飛焰を鑽燧に望み、阿波国大瀧の嶽に攀躋し、土左国室戸の崎に觀念す、幽谷応声し、明星来影す、此より慧解日に新たにして、筆を下せば文を成す、世に伝ふる三教論は、是れ信宿の間に撰する所なり、

書法に在りては、最も其の妙を得たり、張芝と名を齊しくし、草聖と称せらる、年卅一にして得度す、延曆廿三年入唐留学し、青龍寺の惠果和尚に遇ひて、真言を稟け学ぶ、其の宗旨義味、該通せざる莫し、遂に法宝を懐きて、本朝に帰來す、秘密の門を啓き、大日の化を弘む、天長元年少僧都に任じ、七年大僧都に転ず、自ら終焉の志有りて、紀伊国金剛峯寺に隱居す、化去の時年六十三、

現代語訳

大僧都伝灯大法師位空海が紀伊国の禪居（高野山）で亡くなった。（中略）空海は讚岐国多度郡の人で、俗姓は佐伯直である。十五歳の時、叔父從五位下阿刀宿祢大足について書物を讀習し、十八歳の時、大学に入った。ある時、一人の僧がいて虚空藏求聞持法を示した。その教えによれば、この法により虚空藏菩薩の真言を百万遍讀唱すれば、一切の教典やその解釈を暗記できるとのことであった。そこで仏の真実の言葉を信じ、厳しい修行をしてさとりを得るため、阿波国の大瀧嶽によじ登り、土佐国の室戸崎で思念した。深い谷に感応の声を聞き、金星が口中に入る奇瑞を経験した。これより智慧と悟りが日々に進み、筆をとるとすぐに文章ができた。世に伝わる三教指帰は、二晩で書き上げたものである。書法に勝れ、張芝（後の著名な書家）に並ぶほどであり、草聖と称された。三十一歳の時に得度した。延曆二十三年に入唐した。青龍寺の惠果和尚に遭い、真言を受學して、その宗旨や教義に完全に通じた。そして經典などを伴って帰朝し、密教の宗門を開き、大日如来の教えを弘めた。天長元年に少僧都に任じられ、同七年に大僧都となった。自ら終焉の志をもって紀伊国金剛峯寺に隱棲した。死去の時、年六十三歳であった。

解説

『続日本後紀』には空海など八人の僧侶の卒伝がある。編纂にあたっては、生前に所属していた寺院が伝記を作成・提出し、朝廷が保管する記録により補訂がなされた。『続日本後紀』の空海卒伝のうち、阿波国大瀧嶽、土佐国室戸崎の修行までは『三教指帰』(史料3)の内容とほぼ同じである。後半部で問題になるのは、空海の生年、出家年、大僧都への転任年である。生年は、ここには死去した時の年齢が「六十三」とあるので、生年は宝亀四年(七七三)となる。しかし、真済の『空海僧都伝』には「生年六十二」、つまり死去した時の年が六十二とある。また、弘仁四年(八一三)十一月二十五日付の最澄の書簡(いわゆる「久隔帖」)では、この年空海から送られた漢詩(「中寿感興詩」『性霊集』卷三)を「五八の詩(五八とは四十のこと)」としていること、つまり空海は弘仁四年に四十歳であったことなどから、空海の生年は宝亀五年とするのが通説となっている。出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、真済の『空海僧都伝』に「廿の年に及んで剃髪し沙弥戒を受く」とあるなど、多くの空海の伝記史料が二十歳で出家したとしていることを根拠とする。後者は、『続日本後紀』の空海卒伝が「年卅一にして得度す」とし、また延暦二十四年九月十一日官符および大同三年六月十九日官符に「延暦廿二年(あるいは延暦廿三年)四月七日出家入唐」とみえることなどを根拠とする。近年は後者の三十一歳説が通説化しているが、延暦十四年四月九日の「大師御戒牒文」によれば空海は二十二歳で受戒していることなどから、二十歳説を支持する意見も出されており、空海の出家年については今後さらに検討を深める必要がある。

大僧都への転任年は、ここには天長七年(八三〇)とあるが、『僧綱補任』によると、天長四年に大僧都勤操が亡くなり、少僧都空海が大僧都となっている。このことから、空海が大僧都に任じられた年は天長四年とす

るのが一般的である。

この空海卒伝とともに初期の空海伝として重要なのが真済の『空海僧都伝』である(ただし、著者は真済でない可能性もある)。ここでは四国での修行の様子を「名山絶巘の処、石壁孤岸の奥、超然として独り行き、淹留して苦練す、或いは阿波大瀧の峯に上りて修念すれば、虚空蔵の大剣飛び来たりて、菩薩の靈応を標す、或いは土左の室土崎に於て目を閉じ観ずれば、明星口に入りて、仏力の奇異を現す、其の苦節たるや、則ち嚴冬の大雪に葛柄を著て顕露行道し、炎夏の極熱に穀粒を絶ちて日夕懺悔す」とする。虚空蔵の大剣飛来や苦節修行の描写は空海卒伝には見られないが、以後の大師伝に受け継がれていく言説である。

書誌

『続日本後紀』は六国史の四番目で、全二十巻。天長十年(八三三)嘉祥三年(八五〇)までの仁明天皇一代を対象とする。貞観十一年(八六九)、藤原良房・春澄善繩らにより完成。天皇や宮中の動静に関する記事が詳しいが、貴族などの薨卒記事も多い。天文年間に三条西公条が書写した本が最古だが、現在その本はなく、三条西本を転写した江戸時代の写本が多く存在する。新訂増補国史大系は、宮内庁書陵部所蔵の谷森氏旧蔵本を底本とする。

(寺内浩)

10 空也誄

校訂本文

空也誄(一巻カ)并序(天禄三年九月カ)

国子学生源為憲

惟(天禄三年九月カ)十一日、空也上人没于東山西光寺、嗚呼哀哉、上人不
 レ頭二父母一、無レ説二郷土一、有識者或云、其先出二皇派一焉、為レ人無レ風、
 人試以二數十風一入二其懷中一、須(冥懸)〇無レ之、少壯之日、以二優八塞一、歴二五
 畿七道一、遊二名山靈窟一、若睹二道路之嶮艱一、預(有カ)コ歎人馬之疲頓一、乃荷
 レ鍤以鏟二石面一、投レ杖以決二水脈一、曠野古原、每レ有二委骸一、堆二之一
 処一、灌レ油而焼、唱二阿弥陀仏名一焉、春秋廿有余、於二尾張国々分寺一剃(有カ)落
 鬢髮一、空也者自称之沙弥名也、播磨国揖保郡有二峯合寺一、〇一切経論、
 上人注(任カ)彼道場、披閱數年、若有凝滯、夢有金人、當教二文義一、覺後問智
 行(之論カ)、果而如レ夢、阿婆・土佐兩州海中有二湯嶋一矣、地勢靈奇、天然幽
 邃、伝下有二觀世音菩薩像一、靈驗掲焉上、上人為レ値二觀音一、故詣二彼嶋一、
 六時恭敬、數月練行、終無レ所レ見、爰絶レ粒向レ像、腕上焼レ香、一七日
 夜、不動不眠、最後之夜、所レ向尊像、放二微妙光一、瞑レ目則見、不レ瞑無
 レ見、於レ是焼レ香一腕、焦痕猶遺、自以為陸奥・出羽蛮夷之地、仏教罕レ
 到、法音希レ有、背負仏(像、担經論、便吹大カ)法螺、説二(微カ)〇妙法一、是以島夷
 之(俗、島合福良、天慶元年以來還カ)在二長安一、(後略)

『大日本史料』第一編十四による

訓み下し文

空也誄一卷並びに序

国子学生源為憲

惟れ天禄三年九月十一日、空也上人、東山の西光寺に没す、嗚呼哀しい
 かな、上人、父母を頭さず、郷土を説くこと無し、有識の者或は云はく、

其の先は皇派に出づると、人となり風無し、人試みに数十の風を以て其の
 懐中に入る、須臾にして之無し、少壮の日、優婆塞を以て、五畿七道を歴
 り、名山靈窟に遊ぶ、若し道路の嶮艱を睹、人馬の疲頓を預り歎かば、乃
 ち鍤を荷ひて以て石面を鏟り、杖を投げて以て水脈を決す、曠野古原に、
 委骸有る毎に、之を一処に堆くし、油を灌ぎて焼き、阿弥陀仏の名を唱ふ、
 春秋廿有余、尾張国々分寺に於て鬢髮を剃り落す、空也は自称の沙弥の名
 なり、播磨国揖保郡に峯合寺有り、一切の経論有り、上人、彼の道場に住
 み、披閱すること數年、若し凝滯有らば、夢に金人有りて、常に文義を教
 ふ、覺めて後に智行の倫に問ふに、果して夢の如し、阿波・土佐兩州の海
 中に湯嶋有り、地勢靈奇にして、天然の幽邃なり、觀世音菩薩像有りて靈
 驗掲焉なりと伝ふ、上人、觀音に値ふ為、故に彼の嶋に詣づ、六時恭敬し、
 數月練行す、終に見る所無し、爰に粒を絶ちて像に向ひ、腕上に香を焼く、
 一七日夜、不動不眠なり、最後の夜、向かふ所の尊像、微妙の光を放つ、
 目を瞑れば則ち見え、瞑らざれば見ゆること無し。是に於て香を焼く一腕
 に、焦痕猶ほ遺れり、自ら以為、陸奥・出羽は蛮夷の地なり、仏教到るこ
 と罕に、法音有ること希しと、背に仏像を負ひ、経論を担ひ、便ち大法螺
 を吹き、微妙の法を説く、是を以て島夷の俗、島合して真に帰す、天慶元
 年以来、還りて長安に在り、(後略)

現代語訳

天禄三年九月十一日、空也上人が東山の西光寺で亡くなった。誠に悲し
 いことである。上人の出自や出身地はわからないが、ある有識者は皇族の
 出身だといっている。上人の身には風がつかなかった。ある者が試しに上
 人の衣の中に風を入れると、しばらくしていなくなつた。若い時に在家の
 まま全国を遍歴し、靈驗地を訪れた。道路が険しく、人馬が疲れるところ
 では、鍤で道路面を削り、杖で水脈を探りあてた。荒野に遺骸があると、

一か所にまとめ油をかけて火葬し、阿弥陀仏の名を唱えた。二十余歳の時に尾張国分寺で出家した。空也は自称の法名である。播磨国揖保郡の峯合寺にすべての経論があつたので、上人はそこに住んで数年間読み学んだ。わからないところがあると、夢に仏があらわれてその意味を教えてくれた。夢から覚めて智行にすぐれた同輩に聞くと、夢で教えられた通りであった。阿波・土佐両国の境の海中に湯嶋があつた。不思議な形をしていて、奥深い静けさのある島だつた。そこには観音菩薩像があり、霊験あらたかと伝えられていた。上人は観音菩薩に出会うため、その島に詣でた。終日慎み敬い、数か月練行につとめたが、観音菩薩を見ることはできなかった。そこで、穀粒を絶つて観音菩薩像に向かい、腕の上に香を焼いて、七日間昼も夜も動くことも眠ることもなかった。最後の夜、観音菩薩像から深遠な光が放たれた。観音菩薩が、目を閉じると見え、目を開けると見えなかった。香を焼いた腕には焦げ痕が残っていた。上人は、陸奥・出羽は野蛮の地で、仏教が行き渡っていない、と思つた。そこで、仏像や経典を背負つて出かけ、大きな法螺を吹いて仏の教えを説くと、その土地の人々が数多く帰依した。天慶元年に京都へ帰り、以後はそこに住んだ。

解説

空也(九〇三〜九七二)は平安時代中期の僧で、市中を巡りながら人々に念仏を勧め、「市聖」と呼ばれた。出身地は不明、出自は皇族ともいわれる。空也が訪れた湯嶋は、徳島県阿南市蒲生田岬の東方海上にある伊島に比定されている。伊島は四国最東端に位置する島で、本島・前島・棚子島の三つの島からなる。伊島は外洋から瀬戸内海に入るところに位置し、また蒲生田岬・伊島付近は航路の難所だったので、航海の安全を願つて古くから観音菩薩がまつられていたらしい。伊島はいまも観音信仰が盛んなどころで、松林寺の観音堂は空也が開いたと伝える。

空也は全国を巡り、各地の霊験地を訪れているので、四国での辺地修行の途上に立ち寄つたのが湯嶋であろう。空也は湯嶋で数か月修行したが、観音菩薩を見ることができなかったため、断穀して腕上に香を焼き、七日の間不動不眠でひたすら祈つたという。空也が湯嶋で行つたこうした苦修練行は、当時の辺地修行者が霊験所で行つていた修行の内容を具体的に示すものとして貴重である。なお、空也には全国各地に来訪伝承が残っている。松山市の第四十九番札所浄土寺もその一つで、空也が三年間滞在したと伝えられ、鎌倉時代の空也上人像(重要文化財)が安置されている。

書誌

『空也誄』は天禄三年(九七二)の空也の死後、源為憲(?〜一〇一一)がその死を悼んで著したもの。序文と誄(死を悼む言葉)からなり、序文には空也の生涯にわたる教化活動が簡潔に述べられている。空也は天慶元年(九三八)に京都へ戻り、以降は京都を中心に活動するが、校訂本文に掲げたのはそれまでの諸国遍歴時代の部分である。作者の源為憲は平安中期を代表する文人で、『口遊』、『三宝絵詞』などを撰じた。作成年は不詳だが、冒頭に「国子学生源為憲」とあるので、為憲が大学寮学生の時のことらしい。写本は天治二年(一一二五)の奥書を持つ真福寺本が残されている。ただ、欠字や脱字などが多く、『六波羅蜜寺縁起』、『阿婆縛抄』などから復原が試みられている。校訂本文は、真福寺本を底本とする『大日本史料』(第一編十四)によつた。

(寺内浩)

11 新猿楽記 次郎条



新猿楽記 国立国会図書館蔵

と度々にして、大峯葛木を通り辺地（尊経閣文庫本（弘安本）では「辺路」）を踏むこと年々なり、熊野・金峯・越中立山・伊豆走湯・根本中堂・伯耆大山・富士御峯・加賀白山・高野・粉川・蓑尾・葛河等の間に、行を競ひ験を挑む無し、山臥修行者、昔、役行者・浄蔵貴所と雖も、只一陀羅尼の験者なり、今、衛門尉次郎君に於いては、已に智行具足の生仏なり、

解説

『新猿楽記』は藤原明衡が永承七年（一〇五二）頃に著した文学作品である。作者が京の猿楽を見物しながら、そこに参集した人々の様子を紹介している。遊女、学者、医者、農耕、工匠、諸国の交易品など、十一世紀半ばの都の生活の様子が描写される。その中に僧侶による修行についても触れられており、そこに「辺地（辺路・辺道）」の用語が見える。四国遍路の「遍路」という用語の起源は諸説あるが、平安時代の各種史料に見える「へち（辺地・辺道・辺路）」が語源と考えられる。僧侶の修行を意味する「斗藪」を行う場所を指しており、「へち」は四国に限った用語ではなく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿楽記」の「大峰葛木ヲ通り辺地ヲ踏ム」のように海辺での修行地の「へち」は山での修行との対比で用いられることが多い。

書誌

『新猿楽記』は原本不明だが、古写本として弘安三年（一二八〇）写の尊経閣文庫本、康永三年（一三四四）写の同文庫本、応永三十年（一四二三）写の京都大学本等がある。

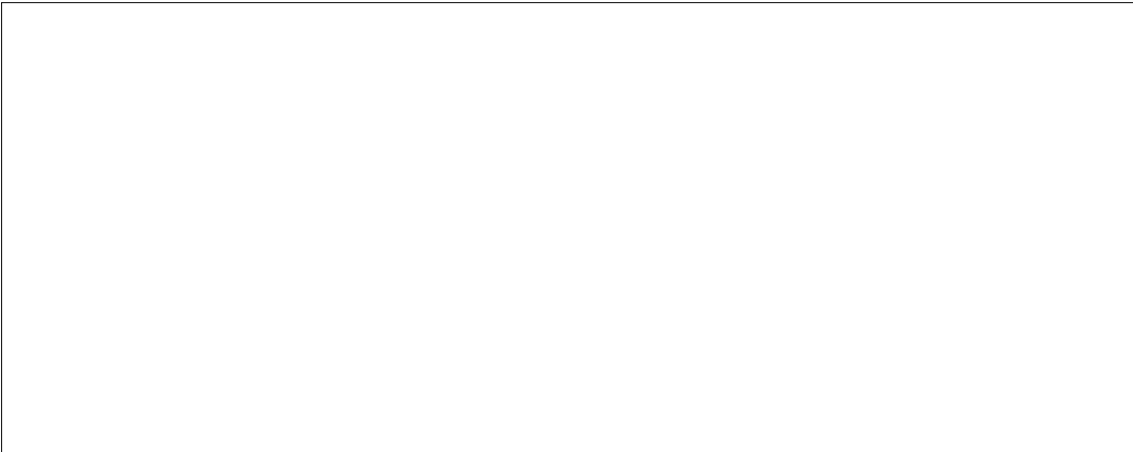
（大本敬久）

翻刻

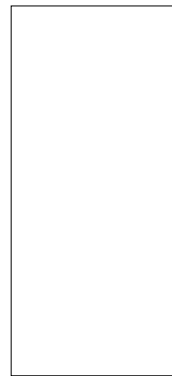
次郎者一生不犯之大験者、三業相応之真言師也、（中略）凡真言之道究底、苦行之功拔傍、遂十安居満一洛又度度、通大峰葛木踏邊道年年、□熊野金峯□□越中立山伊豆走湯根本中堂伯耆大山富士御山越前白山高野粉河箕面葛川等之間、無不競行挑験、山臥修行者、昔雖役行者浄蔵貴所、只一陀羅尼之験者也、今於右衛門尉次郎君者、已智行具足之生仏也、

訓み下し文

次郎は一生不犯の大験者、三業相応の真言の師なり、（中略）凡そ真言の道底を究め、苦行の功傍らに抜けたり、十安居を遂げ一洛又を満つるこ



讚岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治暦二年七月六日



(裏書)

京都府立京都学・歴彩館蔵
(同館 東寺百合文書 WEB より)

翻刻

修行僧善芳解 申請 国裁定事
請被早禁断善通寺曼陀^(羅脱)寺南之
外門在三儉山、所名字高色・皮
志・髮山伝也、而件山中大師給
入点・有驗靈地、為上求菩提下
化衆生、伽藍建立給、又在迦大
師御行道所、而件字名施坂寺、
件道場大師如意輪法所勤行給け
る也、即大師入滅世之後、於破
壞顛倒後、至于今無建立輩、為
繼大師之御遺跡、以去年即道場
所於穩^(マ)居、如本以草葉建立、
為果宿願、暫間經廻、而多度・
三野兩郡悪業人等朝夕罷入乱、
獺野鹿鳥禽為殺害事、敢不可称
計、而如此悪人毎見滯難禁、鳴

悲乎、觀殺生果報、現世碎心肝山林、迷命根野中、後世受結業无間、尽果
報鉄林上、更自他俱无益事也、又大師御佛法弘宣砌、当国当郡高名殊勝、
最上究竟勝地也、何有心輩此峯企殺生之志乎、速此兩郡獺人等為禁制給耳、
一曼陀羅寺政所可被為免離御堂所領之田畠等事、副進先司与判一通、而件
寺家辺无縁聖人建^(張方)奇^(マ)宿住給、便即田畠等充行丸部則時・秦守任等、於
同心横帳、無礼放言非道非理為宗、為宿住諸僧等、御依故不候、住不給事、
惟似為永大師御佛法遺跡禁断、望請、悉此由給、被与判者、大師聖靈之
御助成人并仏弟子生々世々善知識来縁也、速此利仰致免離歟、
右謹檢事情、且為繼大師御聖靈仏教旧跡、且又為弟子上求下化弘誓大願志
也、仰乞乎、三宝境界大師聖靈、仏法外護者守殿応道受給、為天下大平・
万民与楽・国司安穩・民家保稔・息災延命御祈禱、件悪人等獺早々禁制給、
仍為後々代々証、故注事状、以言上如件、

治暦二年七月六日

修行仏弟善芳

(裏書)

件兩寺是仏法修行之砌也、受人界生之者、敢不可成汗穢、何況於殺生乎、
在地郡司承知、一切停止之、

在御判

現代語訳

修行僧善芳が上訴して讚岐国司の裁定を願ひ申し上げる事
善通寺・曼陀羅寺南の外門には三儉山があり、名は字高色・皮志・髮山と
伝える山々です。この山中は大師さまが修行のためにお入りになった有驗
靈地であり、菩薩が天上に向かつてはみずからの悟りを求め、天下に向かっ
ては世の人々を悟りへと導くために伽藍を建立なさったところです。また
近隣には大師さまの御行道所があります。その名は施坂寺と言います。大
師さまが如意輪法を勤行しなされた道場です。大師さまがお亡くなりにな
った後、堂舎は破壊顛倒してしまったものの、今に至るまでそれらを建

立する者はいませんでした。私は大師さまの御遺跡を継承しようと志し、去年即座に隠居して道場の故地に材料をかき集めて（破壊転倒した堂舎をもとの通りに建立しました。私はこの宿願を果たすために、自分の間あたりに滞在しました。ところが多度・三野両郡の悪業人等が朝な夕など乱入し、野鹿鳥禽の殺生を行う程は数え切ることさえできません。そのような悪人を見る毎に悲しみにむせぶのであります。殺生の果報をみれば、現世には心肝は山林に碎け、命根は野中に迷い、後世には結業を無限に受け、果報は鉄林の上に尽きましよう。全く自他ともに益無き事であります。又大師さまが御仏法を広めていたこの地、当国当郡の高名は殊勝であり、最上無上の勝地であります。どうしてこのような地で妄念にとらわれた輩がこの峯において殺生を企てるのでしょうか。速やかに多度・三野両郡獮人等の殺生禁断を説くのみであります。

一曼陀羅寺政所離御堂所領田畠等（の地代）を免除なされるべき事について、先の国司から与えられた免除の与判一通を副えて進上します。この曼茶羅寺辺の一带では無縁聖人が寄宿を建てて居住なさっています。都合によりまさにその曼陀羅寺政所離御堂所領田畠等を丸部則時・秦守等に充行ったところ、仲間と共に同心し、無礼放言非道非理を宗としており、これにより宿住の諸僧等は修行の頼みを失ってしまいました。修行僧の寄宿が叶わない事態は、大師さまの御仏法の遺跡を永く禁断することと同じことです。望み請うには、悉くこの趣旨をご理解頂き、讃岐国司様から免除の裁定を得られれば、大師さまの聖霊を御助成なさる人と共に仏弟子たちが生まれ変わり死に変わっても永劫に善知識・善道に導くもとなることでしょう。速やかにこの地代免除を仰ぐところです。右のことについて事情を調べてみると、大師さまのご聖霊が宿る仏教旧跡を後世に継承するため、また弟子として菩薩が天上に向かってみずからの悟りを求め、天下に向かって世の人々を悟りへと導く非常に大きな大願の志のため、讃岐国司のご施策を乞うところです。仏・法・僧三宝の境界、

お大師様の聖霊、仏法をお護りいただくのは讃岐国司殿のお務めで、お授けなさるところであります。天下太平・万民与楽・国司安穩・民家保稔・息災延命の御祈禱のため、領内の悪人等の狩獵を速やかに禁制なされんことを願います。後世の証として、たしかに事情を書き記し上申するところは以上の通りです。（署判等略）

（裏書）

曼茶羅寺と施坂寺は仏法修行の場であります。人の世に生を受ければ、決して穢れを起こしてはなりません。ましてや殺生とはもつてのほかです。在地郡司はその旨を承知し一切禁止しなさい。（以下略）

解説

本史料は、修行僧善芳が行った曼茶羅寺（現第七十二番札所、香川県善通寺市）修造の成果をアピールし、善通寺・曼茶羅寺門外の弘法大師遺跡「三険山」の殺生禁断と、無縁聖人の寄宿の頼りになるように寺領に降りかかってくる地代の免除を讃岐国に求めている。スペースの関係で本史料の性格については【史料13】の「解説」・「書誌」項を参照されたい。

本史料を四国遍路、あるいは巡礼という観点から見ると、曼茶羅寺に寄宿する無縁聖人たちの存在と「三険山」、つまり現在も弘法大師伝承が色濃くのこる現香色山や我拝師山を中心とする五岳山の山々の聖域化（殺生禁断）に注目が集まる。曼茶羅寺は十一世紀半ばには日本列島の各地から無縁聖人の集まる道場であった。弘法大師遺跡として認識されていたからこそ、こうした場が形成されたのであろう。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書Ⅱ函1」である。東寺百合文書の書誌情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。

（守田逸人）

翻刻

(外題)

「件畠任留記帳之數、令徵納其地子物、充寺家修理料之、在判」

修行僧善芳誠恐誠惶謹言

請被殊蒙国恩、裁許弘法大師御本願建立道場(實以下同) 漫 茶羅寺三昧加微并寺

中近辺寺領田畠相交畠地状、

四至 在多度郡吉原郷字石手村

東限六条九里一坪東畔 南限山

西限奈良隈尾前 北限六条九里陸坪北横畔

右善芳、為弘法修行往反之次、当寺伽藍逗留之間、寺本願檀越者、彼大師入唐帰朝之後、所被建立之道場々云、仍院内堂數五間四面瓦葺講堂一字半損、

多宝塔一基破損・五間別堂一字加修理企、爰善芳情思大師智恩之寺、遷化聖靈

素音所也、而年舒多積顛倒之日新、而間仏像者皆為雨露朽損、經典者悉為

風霜破、夫嗟乎悲哉悲哉、每奉拜雨露難留落涙、每思不安心肝、(聖方)實雖朝暮

悲歎、所不及弊力也、以此之旨、当前司勸催申之日、状云靈驗之砌蹟然也、

勸進之勤尤可然、仍被奉加八木也、以是罷渡安芸国、交易材木、年来之程

件講堂一字五間四面如本瓦葺改修造建立已了、件外大師御初修施坂寺三間

葺萱堂一字造立又了、即如意堂也、爰弟子欲構仏聖燈油之儲施僧之勞、非

国恩者何改大師之御遺跡矣、因之被裁免件兩条、於田畠者支修理之急、至

于三昧加微者充住僧供料、奉祈掌史安平国内興復之由、望請 国恩、被裁

許件兩条事、勒状、誠恐誠惶謹言、

治曆三年八月廿五日 修行僧善芳敬白

現代語訳

(外題)

「問題となっている畠については、留記帳記載の数の通りに地子物を徴収

讚岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治曆三年八月二十五日
京都府立京都学・歴彩館蔵 (同館 東寺百合文書 WEB より)

して曼荼羅寺修理料に充当しなさい。(以下略)」
修行僧善芳が誠に恐れながら畏まり謹んで申し上げます

特別な讃岐国司のご恩を頂き、弘法大師御本願建立の道場曼荼羅寺三昧の加徴ならびに寺中近辺の寺領田畠と交錯する畠地の地代徴収について裁許されんことを乞い願うの状、

四至 多度郡吉原郷字石手村にあり

東は六条九里一坪東畔を限る 南は山を限る

西は奈良隈尾前を限る 北は六条九里六坪北横畔を限る

右の件について、私善芳は仏法修行のために各地へ往来したついでに当寺伽藍に逗留しました。曼荼羅寺本願檀越はかの弘法大師が入唐し帰朝した後、建立された道場と伝えられます。院内の堂を数えれば、五間四面瓦葺講堂一宇(半損)・多宝塔一基(破損)・五間別堂一宇(修理を企ててます)であります。そこで善芳は、大師様の智恩の寺であり大師様の聖霊の宿る神聖なこの場につらつら思いを廻らしました。しかしながら長い月日が流れ、仏像はみな雨露のために朽ち損じ、経典はことごとく風霜のために破れてしまいました。悲しいかな、悲しいかな。雨露を拝む毎に落涙は留めがたく、思う毎に心肝は安まらず、まことに朝暮悲歎するところですが、ついでた力ではどうにも及ばないところであります。このような事情について、前任の讃岐国司に訴え出たところ、その国司の状が云うには「大師さまの霊験の場であることは明らかである、堂舎勧進の勤めは尤もなことである。よって経費を加え奉るところである」ということであります。これにより安芸国に渡って材木の入手のために取引し、時間をかけて講堂一宇五間四面をもとの通りに瓦葺きにして修造し、建立したところであります。そのほか大師さま幼年期の修行場である施坂寺三間葺堂一宇を造立しました。これがすなわち如意堂です。こうしたことを受けて弟子は、仏聖燈油の蓄えや僧侶等への施しへの用意を願うのであります。讃岐国の

施策をなくしてどうして大師の御遺跡を改めることが出来ましようか。これによりこの二箇条について讃岐国司のご認可を頂くことで、田畠は伽藍修理の急を支え、三昧加徴については住僧たちの供料に充てることが出来るならば、讃岐国司の安平と讃岐国内の興復を祈り奉りましょう。讃岐国の国恩を望み乞い、右の二件について認可されますよう、状をしたためた次第です。誠に恐れながらこまり謹んで申し上げます。

解説

鎌倉時代前期まで曼荼羅寺(まんだらじ)(現第七十二番札所、香川県善通寺市)は善通寺(現第七十五番札所)とともに東寺(教王護国寺)の末寺であり、したがって東寺は両寺の本寺であった。曼荼羅寺と善通寺の両寺は、確実な史料で弘法大師が開いた道場という所伝をもつ最も古い寺院のうちである。なお、曼荼羅寺・善通寺ともに鎌倉時代前期以降には京都随心院の末寺になった。

本史料をふくめ、東寺旧蔵にかかる文書群である東寺百合文書には、この時期までに荒廃していた曼荼羅寺の再興をめぐる動向を示すいずれも十一世紀後半の案文群がまとまって残っている。本史料を収める東寺百合文書二函一には、計十一の曼荼羅寺関係史料を収めている。そしてそれらは同じく二函二に収める十三の曼荼羅寺関係の案文群とほぼ同筆で一括して書写されたものであり、計二十四の案文群を構成している。これらの案文群が曼荼羅寺の本寺東寺に残った理由は、後掲史料でも解説するとおり、一連の地代徴集など様々な負担をめぐる相論などについて本寺である東寺も関わったためである。本史料集では、その案文群のうちから巡礼に関わる記述が比較的豊かな史料四点を収載している(史料12・15)。

本史料によれば、僧善芳は各地への修行の旅を続け、曼荼羅寺に辿り着いて荒廃した曼荼羅寺の有様を目の当たりにして嘆き悲しみ、讃岐国から

の援助を得ることによって講堂一字五間四面、施坂寺三間葺萱堂一字（如意堂）の建立を遂げたという。曼荼羅寺はすでにこの時期には弘法大師建立の道場と認識され、そしてそのことが讃岐国からの財源の付与（役の免除）を受ける根拠になっていたという。

僧善芳は、曼荼羅寺領讃岐国多度郡吉原郷字石手村の寺領の地代をもつて、今後は伽藍修理に備え、三昧加徴の負担については住僧の供料に充てるために讃岐国司に対して地代の免除を申請し、それが認められるならば讃岐国司の安平と讃岐国の繁栄を祈禱することを約束している。史料冒頭には国司による外題安堵が示され、僧善芳の申請が認められたことを知ることが出来る。曼荼羅寺は弘法大師が開いた仏堂として認識されており、荒廃した仏堂の復興を行うに際しては、その認識が讃岐国による地代免除を獲得する根拠になっていた。

本史料集で様々な事例を掲げているとおり、修行僧の各地巡礼は様々な史料に現れる。しかしこの十一世紀後半という早い段階での信頼度の高い一次史料に、のちの四国遍路札所が日本列島各地を巡礼する修行僧の巡礼地として具体的に示されている事例は今のところ他にない。またここで明確に示されているとおり、善芳自身が曼荼羅寺に逗留し伽藍修造に着手したことから、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知されていたことは無関係ではないだろう。初期の四国遍路は「四国辺地」として理解されることが多いが、この史料からうかがえる巡礼地としての曼荼羅寺は、むしろ弘法大師遺跡地であることに意味があるかもしれない。

なお、修造した堂のひとつとして現れる「施坂寺」とは、現在の出釈迦寺奥院に相当すると思われる。すなわちこの時期の曼荼羅寺とは、現曼荼羅寺のみならず弘法大師修行地としての伝承が色濃く残る我拝師山の御堂と一体であった。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書Ⅱ」である。「東寺百合文書」は東寺に伝わった八世紀から十八世紀までにわたる史料群で、おおよそ大凡二万五千通に及ぶ。とりわけ日本列島を代表する中世史料群である。現在は京都府立京都学・歴史館に所蔵されている。高精細な史料画像全点が、同機関のホームページにて公開されている。https://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/

活字史料としては、東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家分け第十東寺文書』（東京大学出版会）、京都府立総合資料館編『東寺百合文書』（思文閣出版）がある（いずれも未完）。

なお、東寺（教王護国寺）旧蔵にかかる文書は、大きく分けて（1）東寺文書、（2）東寺百合文書、（3）教王護国寺文書、（4）その他（個人所蔵など）、の四つのグループに分かれる。（1）の大部分と、（3）は現在も東寺所蔵の文書群であり、（1）の一部と（2）は、現在京都府立京都学・歴史館所蔵となっている。

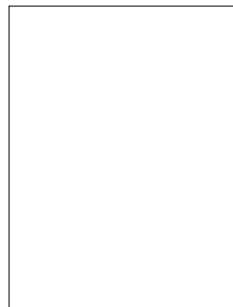
曼荼羅寺は、善通寺とともに鎌倉時代前期まで東寺の末寺であったことから、東寺旧蔵にかかる文書には、両寺の関係史料が一定程度まとまって残っている。

（守田逸人）

14 讚岐国曼茶羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日



讚岐国曼茶羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日



(裏書)

京都府立京都学・歴史館蔵
(同館 東寺百合文書 WEB より)

翻刻

修行僧善範解 申進申文事

請被特蒙 鴻恩判定給、

可奉修治 (要以下同) 漫 茶羅寺并

大師御行道所字施坂御堂

等之子細之状、

右、善範為仏法修行、自生

所鎮西出家入道_ニ年来之間、

五畿七道之間、交山林跡、

而以先年之比、讚州到来、

有事縁、大師之御建立道場

參詣、大師入滅之後、雖經多歳、依無修理破壊、動為風雨仏像朽損、仍修

行留て自始康平元年乍修造て、本堂別堂并施坂御堂如本建立、雖修理勤念

之不忘、末法当時邪見盛也、仍雖勸進知識、起道心人尤希有也、因之自去

延久元年於漫茶羅寺并同大師御前跡大窪御寺両所各一千日法花講演勤行、

本懐不嫌人之貴賤、又不論道俗、只漫茶羅寺に致修治之志給人可令御座給

料祈禱也、此間今年夏程祥房同法申云、仁和寺松本御室為件御寺修造、令
下向給由_云仰天臥地、歡喜悅身无限、如此等間、善通寺所司智暹等数人隨身、
於号新别当仰事、寺院到来、僅候寺領畠地子麦徴取、修理工民匠等責惱、
住僧責勘程、修治之勤悉懈怠、望請 御室裁定、如此等被人之非道停止、
致修理之勤、仍注事状、言上如件、

延久三年八月十三日 僧善範

(裏書)

件曼茶羅寺所領田畠地子物等、專善通寺之三綱所司・大衆進退任意更不
可徴取、彼寺住僧善範聖寺納仏聖燈油、修理造作食料、可令充用也、專
不可他用、故判、

阿闍梨在判

現代語訳

修行僧善範が上申して申文を進らすの事

特別な鴻恩をいただき、曼茶羅寺並びに大師御行道所施坂御堂等の伽藍
を修治するように命じる裁定を乞うことについての詳細の状、

右のことについて、善範は仏法修行のため出生地鎮西にて出家入道してか
ら年月を経て五畿七道の仏門を廻り、そうして先年に讚岐国に到来しまし
た。縁あつてお大師さま御建立のこの道場に参詣しました。お大師さまが
入滅した後、多年が経過して伽藍破壊の修理を行わなかったために、とも
すれば風雨のために仏像は朽ち損じてしまいました。仍つて修行して(こ
の曼茶羅寺に)留まり、康平元年(一〇五八)より修造して、本堂別堂并

施坂御堂をもとの通りに建立しました。修理への勤念は怠ることもありま
せんが、一方では末法の当世には誤つた考えも広まっています。したがつ
て徳のある人々への勸進を行うにも、仏道を修める人々が希有(な世の中
で困難)です。これにより去る延久元年(一〇六九)から曼茶羅寺ならば

に同じくお大師さま御前跡である大窪御寺二箇所において、それぞれ一日法花講の勤行を行いました。願うところは人の貴賤に関わらず、また僧俗に関わらずただ曼茶羅寺再興の志をお持ちになる人が参列し、供料を給わって行った祈祷です。こうしている間今年夏に程祥房やその仲間たちが云うには、仁和寺松本御室（長信）が仁和寺修造のため讃岐国に下向されるとのことです。天を仰ぎ地に臥せ歓喜悦身の思いは限りありません。こうしたなか普通寺の所司である智暹等が数人を従え、新別当の命と称して曼茶羅寺にやって来て、僅かばかりの曼茶羅寺領の畠に対して地子麦を徴取し、修理工匠等を責め悩まし、曼茶羅寺住僧を責めるといふ有様により、修治の勤は悉く懈怠しました。御室の裁定を望み乞い、このような非道を停止し、修理の勤めを全うせんとするところです。よって事情を記して上申するところは以上の通りであります。（署判等略）

（裏書）

曼茶羅寺領の田島地代等について、普通寺三綱ら所司・大衆らが意のままに徴収することは決してあつてはならない。（地代に相当する部分は）曼茶羅寺住僧善範の差配により仏聖灯油のため、また伽藍修理の造作料、工匠等の食料に充てるべきである。少しも他の経費に用いてはならない。念を押しして署判する。（以下略）

解説

修行僧善範は、曼茶羅寺領に対して普通寺別当の命で行なわれた地代徴収を仁和寺御室長信に訴えている。善範とは、【史料12・13】にも現れる九州から修行の旅を続けて康平年間から曼茶羅寺の修造を担った人物「善芳」と同一人物であり、この頃から善範と名乗り曼茶羅寺関係史料に現れる。善範の訴えをうけ、長信は曼茶羅寺領については普通寺側からの地代徴収を止め、（地代に相当する部分は）曼茶羅寺住僧善範の差配で仏聖灯

油、伽藍修理の造作料、工匠等の食料に充てるべきとの命を下した（裏書）。仁和寺御室長信は普通寺・曼茶羅寺の本寺である東寺長者も兼ねていたことから善範は長信に訴え出たと考えられる。ちなみに本史料は、善範が讃岐国に対して租税免除を要求した【史料15】に副進文書として提出している「法務大僧正御判」に相当すると考えられる。

道場としての曼茶羅寺のあり方について、現在の出釈迦寺奥院に相当する「施坂寺」が【史料13・15】とともにここでも現れるのに加え、さらに「大師御前跡大窪御寺」が現れることに注目したい。延久元年に曼茶羅寺の再興に力を尽くした人々の支援によって曼茶羅寺と大窪寺で催したという一千日法花講は、曼茶羅寺が弘法大師遺跡の道場として広く社会や行政に存在意義を主張する機会となっていたと考えられる。

大窪寺については、直ちには詳らかにならない。四国遍路第八十八番札所の大窪寺に比定する見解もある。しかし、曼茶羅寺の再興に力を尽くした人々が行う法会の場合として遠方の大窪寺はふさわしいだろうか。一方曼茶羅寺背後の五岳山のうち、ちょうど中世普通寺領（曼茶羅寺領も含め）の西堺境界地点に相当する五岳山最西の火上山尾根線近くには、現在も「大窪」なる地名と共に「大窪寺跡」を呼ばれる寺院跡がある。発掘調査等も行われていないため詳細は不明であるが、祭祀施設と思しき空間とともに中世の瓦等も発見されている。本史料との関連で曼茶羅寺再興を機会とした大法会を開く場としても検討すべき寺院跡である。しかし、かりに本史料とは直接結びつかなくとも、弘法大師遺跡との伝承が濃密な右の五岳山中世寺院跡については、発掘調査等今後の研究の進展が期待される。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書二函2」である。東寺百合文書の書誌情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。（守田逸人）

15 讚岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年頃

翻刻

(端裏書一)

「讚岐善通寺文」

(端裏書二)

「万タラ寺善範写」

(端書)

「案文等」

要
以
答
向 漫荼羅寺住僧善範解 申請 留守所裁事

請被殊蒙 鴻恩、為仏法興隆、糺返給可奉修造大師御行道所施坂御堂并

漫荼羅寺僧房一字、其夫工食料寺領畠地子麦、為善通寺所司僧智千等、

今年俄被徵取、不奉遂修造子細愁之状、

副進 (長
信) 法務大僧正御判并代々国判・留守所御判等一通

右善範、謹案事情、件漫荼羅寺弘法本師之御自造仏堂也、依无御入滅之後

修治、荒廢先了、而善範自始鎮西諸国修行間、件道場参詣、為風雨数躰仏

像朽損奉見之、於不安心肝而修行、自去康平五年修造堂三字、本堂・別堂・

施坂御堂等也、未懈怠、因之善通寺代々雖別当成下、(免カ) 漫荼羅寺所領畠地

子物徵用、而智千等未下向給、於号善通寺新別当仰、僅候地子麦徵取間、

乍有数材木、不能修造堂并僧房、仍言上如件、望請 留守所裁、且為繼大

師之御前跡、且任先例、判免給、逐修造之本意、仍注事状、言上如件、以解、

(裏書)

国宰等令奉行給之間、縦雖別当、忽不可徵地子、在地郡司承知、依件行之、

掾 橘 在判

大掾 佐伯

散位 綾朝臣 在判

紀宿禰 在判

目代 散位 在判

(端書)

(裏書)

讚岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年頃
京都府立京都学・歴彩館蔵 (同館 東寺百合文書 WEB より)

現代語訳

(端裏書・端書略)

曼茶羅寺住僧善範が讃岐国庁留守所の裁定を申し請うこと

特別な鴻恩をいただき、大師御行道所施坂御堂ならびに曼茶羅寺僧房一宇の修造を担う工匠人の食料に充てるべき寺領畠の地子麦が、普通寺所司僧智千等によって今年にわかには徴し取られ、修造を遂げられなくなつたことについて、仏法興隆の為に札返し給わすることを請い願う愁状、副え進らす 法務大僧正(東寺長者長信)の御判ならびに代々の国判、留守所の御判等一通

右のことについて、善範が謹んでこの件に関する事情を調べてみると、曼茶羅寺は弘法大師さまご自身が開いた仏堂であります。弘法大師がお亡くなりになった後には伽藍の修理を行わなかったために荒廃してしまいました。そうしたところ善範ははじめ九州諸国から修行を行い、各地をめぐるこの曼茶羅寺の道場を参詣しました。風雨により数体の仏像が朽ちて損傷している様を拝見し、不安な気持ちを抱きながら修行を行い、去る康平五年(一〇六二)から堂三字を修造しました。その堂は、本堂・別堂・施坂御堂などです。(修造は)未だに怠けることはありません。こうした実績により、普通寺代々の別当は曼茶羅寺領の畠地子の徴用を免じてきました。ところが普通寺所司の智千等は未だ現地に下向せず、普通寺の新別当の命令と称して僅かばかりの曼茶羅寺領の畠地子を徴収したことにより、修造のための材木を確保しつつも、堂や僧房の修造が出来なくなりました。このような事情を上申するところです。弘法大師様ゆかりの道場を継承するため、また先例の通りに免除の国判を頂いて伽藍修造の本願を遂げるため、国庁留守所の裁定を望み乞うところであります。よって事情を記録し上申するところは以上の通りです。これをもって上申致します。(署判等略)

(裏書)

国司等が国務を執行している管轄下に置いては、たとえ普通寺別当の意向ということであっても、忽ちに曼茶羅寺領から地子を徴収してはならない。在地の郡司はこれを了承してそれについて実行しなさい。(以下略)

解説

曼茶羅寺領畠まんだらうじの地代免除をめぐる訴訟関係史料である。曼茶羅寺僧善範は、普通寺僧智千等が普通寺の新別当(長官)の命と称して曼茶羅寺領畠に対する地代免除の先例を打ち破つたことを訴えた。裏書で讃岐国の在庁官人たちが公権力として免除を保障したことが示されている。

九州から修行の旅を続けた僧善範は、曼茶羅寺を参詣して康平五年(一〇六二)から荒廃した曼茶羅寺の復興を手がけてきた。善範はその復興の経緯について、普通寺や讃岐国から曼茶羅寺領畠の地代徴収の免除を受けて実現してきたことを、過去に曼茶羅寺側が獲得した法務大僧正(東寺長者長信)や国司・あるいは留守所(目代)から得た免除や安堵の先例の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為として訴えた。

巡礼という点に注目すると、九州から修行の旅を続けた善範が各地への修行の旅を続け曼茶羅寺に辿り着いたことが示されている。関連史料である【史料14】などからも善範が曼茶羅寺を参詣したのは、同寺が弘法大師遺跡の道場であったためであると言えよう。なお、【史料14】などと同様、現在の出釈迦寺奥院に相当すると思われる「施坂寺」あるいは「施行御堂」が明確に「大師行堂所」とされている。

本史料は作成年月日を欠にするが、本寺として御判を下した長信は延久三年(一〇七一)に法務僧正として東寺一長者に就き(「東寺長者補任」)、同四年九月に没していることから、この時期を遠く下らない時期の作成に

かかると判断される。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書ユ函一」である。東寺百合文書の書誌情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。

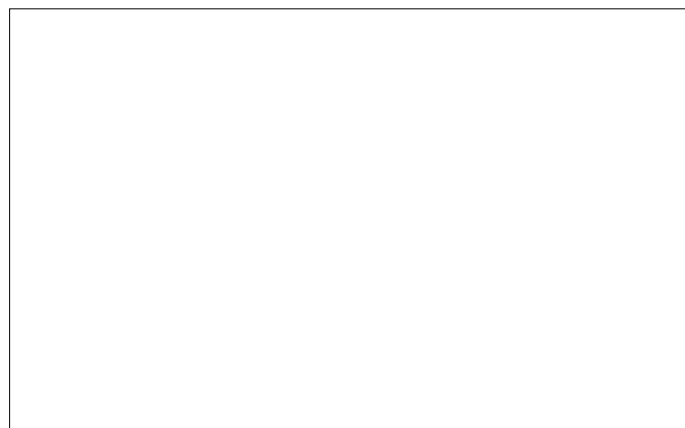
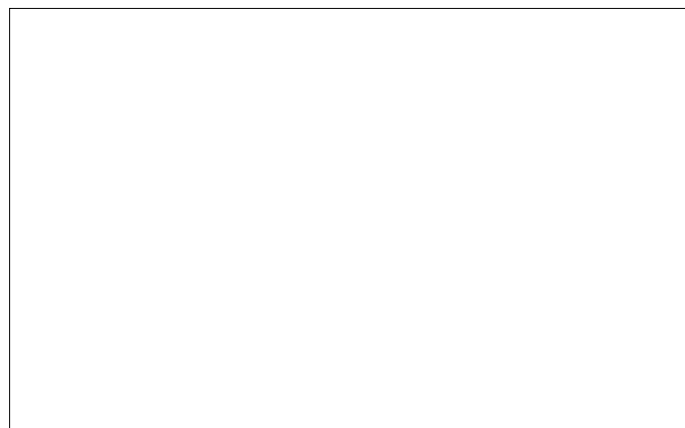
(守田逸人)

16 土佐国金剛頂寺解案 延久二年七月八日



(端裏書)

京都府立京都学・歴彩館蔵
(同館 東寺百合文書 WEB より)



土佐国金剛頂寺解案 延久二年七月八日

翻刻

(端裏書)

「土佐国室生戸官符又申」

土佐国室生戸金剛頂寺別当・三綱等解

請被特蒙天裁、任兩度官符旨、被

山川田畠等、為八幡領所奈半

恣拔捨寺西勝示、押領対

右、謹案旧記、件寺者 弘法大師祈下明星初行之地、智弘智光和尚真言法界練

行之砌、天人遊之處、明星來影之嶺也、因茲大師手造立藥師佛像、安置件嶺、

不論男女輒不乱入之道場也、是以始自国宰至于庶民、為仰当寺佛法之靈驗、

各所施入山川田畠等也、仍任各施入本意、以件地利、備仏聖燈油、充堂舎

修理、計其領知之年、漸經數百歲矣、而世及未代、人少信心、或国司収公、

或庄司掠取、八幡少別当頼兼国司藤原朝臣範基任終年、以去永承四年構成

免判、掠入田畠、猥称奈半庄内之領、尋件庄四至者、東限東山、南限海岸、

西限川岸、北限野川、寺四至者、東限海岸、西限波祢中山、北限佐貴河、

各四至之間、宮地相隔三十餘町也、從件年越數十町西坂本修理山川田畠

等被押妨領、是枉法之甚也、爰住僧等、以去永承六年十二月廿三日十三停

本公驗注子細旨、訴申本寺、隨本寺奏聞、公家以去天喜元年三月廿三日停

止他妨、任本公驗可領知官符已畢、雖然不承引件旨、猶以押領、不令修造

數字堂舎破壞、然間以去年七月十五日、根本藥師堂為大風被吹倒、改作無

力、纔及半作、仍以去延久元年八月十七日、重注此由奏聞公家、早任先符

旨、可令領知之由、被賜新官符於在国、随国司以同二年正月廿五日奉行已

了、爰住僧等仰如民得王之喜、以去四月廿日立寺西坂本之勝示又畢、而件

奈半庄司時弘等、梟惡為宗、不知是非、忝背兩度官符旨、更不用国司之奉行、

以同月廿二日恣拔捨件寺西坂本勝示、猥押領、抑奪殺生禁斷之仏地、為田

獵魚捕之私領、制堂塔修理之杣山、作妻子遊戲之住所、若 聖代不断是愁、

又期何時哉、望請 天恩、各被對問所帶公驗、被糺決非道之枉法、弥仰憲法、
奉祈 聖朝之宝祚、偏守教跡、遂大師之宿願、仍勤事狀、謹請 処分、

延久二年七月八日

都維那法師能救

寺 主法師明雁

上 座法師泰好

別 当法師良明

現代語訳

(端裏書略)

土佐国室生戸金剛頂寺別当三綱たちが上訴して申し上げます□ □ □

特別な朝廷の裁定を頂き、二度にわたる太政官符の内容の通りに□ □ □

山川田島等を石清水八幡宮領奈半荘となし□ □ □

恣に金剛頂寺領西勝示を抜き捨て、押領□ □ □

右のことにつき、謹んで古い記録を調べて見ると、金剛頂寺は弘法大師が
はじめて修行を行った地です。智光和尚が真言密教修練の苦行を積み重ね
ていたとき、天上界の人が遊学した処であり、弘法大師が修行した折に明
星（金星）が来影した山嶺です。こういうわけでお大師さまが自らの手で
薬師仏を造立し、この嶺に安置しました。男女に関わらずたやすく乱入で
きない道場です。この道場をきっかけに国司から庶民に至るまで、当寺の
仏法の靈驗を仰ぐために、各所の山川田島等を金剛頂寺に施入してきたと
ころであります。ゆえにそれぞれの施入の目的どおりに、それらの土地の
地代は仏聖燈油に備え、堂舎の修理に充ててきました。それらの所領を領
知した年を数えれば漸く数百年を経ています。ところが世は末代に及び、
人の信心が少なくなり、国司は所領を収公し、莊園の莊司は所領を掠め取っ
てしまいます。石清水八幡宮寺少別当頼兼は、土左国司藤原朝臣範基の任
終年である永承四年（一〇四九）に国司免判を謀り取り、（金剛頂寺領の）

田島を掠め入れて強引に石清水八幡宮領奈半荘内であると主張しました。
その領域の四隅の境界を尋ねると、東は山を限り、南は海岸を限り、西は
川岸を限り、北は野川を限るといいます。一方の金剛頂寺の境界は、東は
海岸を限り、西は波祢中山を限り、北は佐貴河を限っております。各の四
隅の境界からすると、宮地とは三十餘町ばかり隔っております。（ところが
石清水八幡宮領奈半荘側は）その年から、そこから数十町をこえた西坂本
修理山川田島等を横暴して領地にしてしまいました。このことは法を枉げ
るにも甚だしいことです。そこで住僧等は、去る永承六年十二月十三日に
本公驗を添付して事情の詳細を記して本寺である東寺に上申し、本寺東寺
による朝廷への奏を経て、朝廷は去る天喜元年（一〇五三）三月二十三日
に他の妨害を停止して本公驗の通りに（金剛頂寺領を）領知するよう命じ
る太政官符を発給しました。ところが石清水八幡宮はこの朝廷の決定を承
引せず、なお押領を続けました。（このことにより）数字の金剛頂寺堂舎
の修造がままならず、破壊に及んでしまいました。こうしているうち去年
七月十五日、根本薬師堂が台風のため吹倒されました。再建の力はなく、
纔に半分ほど作るに止まりました。それ故、去る延久元年（一〇六九）八
月十七日に重ねてこの事情を記して朝廷に上申し、速やかに先の太政官の
趣旨の通りに金剛頂寺領を領知すべきとの新たな太政官符を賜わり、した
がって土佐国司は同二年正月二十五日この命令の行政執行を履行しまし
た。そこで（金剛頂寺の）住僧等は民の如く王の意向に大いに喜び、去る
四月二十日に再び西坂本に金剛頂寺領の（境界を示す）勝示を立てました。
ところが奈半荘の庄司時弘等は、梟悪を専らにし、物事の道理をわきま
えず、恐れ多くも二度にわたる太政官符の命ずるところに背き、さらに国司
の行政執行をも受け入れず、同月二十二日にその金剛頂寺領西界の坂本勝
示を我意に任せて抜き捨てて猥りに押領しました。そしてもともと殺生禁
断である仏地を奪い、田を狩りや漁労の私領となし、堂塔修理のための柚

山を占領し、妻子遊戯の住みかを作っています。もし天子様がこの愁いを断たないのであれば、いつ解決することが出来ましようか。天子様のご恩を望み乞うところです。それぞれが所持している証文を突き合わせ、道理に合わない不法行為を糺して明らかにし、いよいよ法の裁きを仰げば、天子様の安寧をお祈り申し上げ、また偏に仏の教えを守り、お大師様の宿願を遂げることでしよう。よって事情を記し、謹んで処分をお願い致します。(以下略)

解説

現在四国遍路第二十六番札所である金剛頂寺(こんどうちやうじ)(高知県室戸市)は、大同年間の創建と伝えられる。詳細な寺院の由緒については他に譲るが、弘法大師の著作『三教指帰』(延暦十六年十二月一日)序文によると、空海は阿波国大瀧嶽と土佐国室戸崎などで虚空藏聞持法を修めたことが記されている。そして同じく『三教指帰』序文によると、室戸岬で勤念に励んでいると「明星来影」と、虚空藏菩薩の化身である明星が来影したという(史料3)。本史料で示している「弘法大師祈下明星初行之地」・「明星来影之嶺」とは、空海著『三教指帰』の記述からきている。金剛頂寺が『三教指帰』に記された「弘法大師祈下明星初行之地」、あるいは「明星来影之嶺」の系譜をひく寺院であるという伝承は、本史料作成時点の十一世紀後半までに定着していた。

この地が巡礼地としてどのように広がりをもせていったのか、多くを物語る史料は存在しない。しかし右の空海自身による室戸岬での修行の記録に加えて、本史料集【史料24】に現れるような、修行僧による「四国辺地」(『今昔物語集』卷三十一第十四)が平安中後期までに定着していたことを考えると、室戸岬は早い時期から「四国辺地」の巡礼地であった可能性が高い。

なお、本史料は現在京都府立京都市・歴史彩館「東寺百合文書」として伝

来している。東寺は言うまでもなく空海創建にかかる京都の密教寺院である。そして東寺百合文書は東寺に伝来した文書群で、加賀藩第五代藩主前田綱紀(一六四三―一七二四)が百個の桐箱を保存容器として東寺に寄付して整理された文書群である。したがって本史料は遅くとも近世初期段階までに東寺に伝来していた。

本史料が東寺に伝来した背景は、史料本文中に「以去永承六年十二月十三日相副本公駿注子細旨、訴申本寺、随本寺奏聞」とあるように、石清水八幡宮領奈半荘との境界相論について金剛頂寺が永承六年十二月に本寺である東寺に訴え出ていたことと密接な関係がある。金剛頂寺は、東寺が持つ朝廷とのネットワークなど、東寺の政治力を期待して東寺を頼り訴訟を運んでいた。そのため本案件について金剛頂寺は東寺に朝廷との交渉を委ねており、金剛頂寺が保持する関係文書あるいはその案文一式を東寺に送っていたと考えられる。

荘園制への展開という社会状況のなか、十一世紀半ばから十二世紀にかけての時期には日本列島規模で土地紛争が頻発しており、本史料集でも採りあげている讃岐国善通寺・曼荼羅寺など、弘法大師ゆかりの寺院はそれぞれその由緒を主張し、東寺がもつ政治力を頼って東寺末寺として乗り切ろうとしていた。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書毛函二」である。東寺百合文書の書誌情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。

(守田逸人)

17 大師御行状集記

校訂本文

土佐国金剛定寺結界条第十六

金剛定寺、与_二室生戸_一、土州南浜、望_二南海_一二崎也、東西相去卅有余町、大師於_二室生崎_一、雖_レ得_二悉地_一、双崎同依_レ為_二勝地_一、被_レ建_二立_一伽藍_一之処、競_レ發_二魔縁_一致_二妨難_一、万々種々、爰_レ為_レ果_二宿願_一、於_二此地_一遂_レ建_二立_一伽藍_一、題_レ額号_二金剛定寺_一、於_二其惡魔_一、同国波多郡足摺崎被_二追籠_一云々、

金剛定寺御乞食条第十七

金剛定寺、是於_二無縁所_一、不_レ被_レ支_二配住僧供料_一、請_二官裁_一、准_レ勅、從_二当国隣国往反船_一、皆乞_二粮料_一、施与成_二恒例_一、件物収_二寺家_一、寺中衆僧集_二會於食堂_一、日一度一坐食、食畢次維那打_レ槌、衆僧等施報恩了、各々帰_二住房_一、如_レ是送_二年月_一、是名_二金剛定寺御乞食_一、此料有_二二袋_一、以_二大師御筆_一書_レ銘、以_レ此為_二明鏡_一、具如_レ文

於_二土佐室生戸_一伏_二去毒龍異類衆_一条第十八

室生崎臨_二南海_一無_二辺際_一、指_二補陀落_一為_レ儔、引_二鉄圀山_一為_レ限、而於_二此海岸之辺_一、持念修行之間、臨_レ夜頻從_二海中_一、出現毒龍并異類之形、擬_レ妨_二行法_一、為_レ伏_二彼等_一、吐_二散涕唾_一、其呪啼普付_二留磯浜辺之石_一、如_レ照_二衆星之暉_一赫奕、見_二此暉光_一、異類悉成_二怖畏_一、隱没不_二出現_一云々、及_二于今_一、每_レ臨_二暗夜_一、磯浜石有_二暉曜_一云々、

(『弘法大師伝全集』一による)

訓み下し文

土佐国金剛定寺結界の条第十六

金剛定寺と室生戸とは土州の南浜に南海を望む二つの崎なり、東西相去ること卅有余町、大師室生崎に於て悉地を得と雖も、双なる崎同じく勝地たるにより、一つの伽藍を建立せらるるの処、競ひ發こる魔縁妨難を致すこと万々種々なり、爰に宿願を果さんがため、此地に遂に伽藍を建立す、額に題して金剛定寺と号す、其の惡魔に於ては、同国波多郡足摺崎に追ひ籠めらると云々、

金剛定寺御乞食の条第十七

金剛定寺は、是れ無縁所にして、住僧の供料を支配せられず、官裁を請ひ、勅に准じて、当国隣国を往反する船より、皆粮料を乞ひ、施与するを恒例と成す、件物は寺家に収め、寺中の衆僧食堂に集会し、日に一度一坐食す、食し畢れば次に維那槌を打ち、衆僧等施の報恩了りて、各々住房に帰る、是の如く年月を送る、是を金剛定寺御乞食と名づく、此料に二つの袋有り、大師の御筆を以て銘を書く、此を以て明鏡と為す、具に文の如し

土佐室生戸に於て毒龍異類衆を伏し去る条第十八

室生崎は南海に臨みて辺際無し、補陀落を指して儔と為し、鉄圀山を引きて限と為す、而るに此の海岸の辺に於て、持念修行の間、夜に臨みて頻りに海中より出現せる毒龍並びに異類の形、行法を妨げんとす、彼等を伏するため、涕唾を吐散す、其の呪啼普く磯浜の辺の石に付き留り、衆星の暉を照すが如く赫奕たり、此の暉光を見て、異類悉く怖畏を成し、隱没して出現せずと云々、今に及ぶまで、暗夜に臨む毎に、磯浜の石に暉曜有りと云々、

現代語訳

土佐国金剛定寺結界の条第十六

金剛定寺と室生戸とは土佐国の南の浜にあつて南海を望む二つの岬で、東西に三十町あまり離れている。大師は室戸岬で悟りを得たが、それと並ぶこの岬（行当岬）はいい場所だったので、一つの伽藍を建てようとしたところ、魔物が次々に現れ、さまざまな妨害をした。大師は宿願を果すため、ついにここに伽藍を建立し、額に題して金剛定寺と号した。その魔物は同国波多郡足摺崎に追ひ籠められたということだ。

金剛定寺御乞食の条第十七

金剛定寺は無縁所（非世俗の場所）なので、住僧の食料を確保できない。そこで太政官の裁可をお願いし、勅に準じて、当国隣国を往き来する船に食料を乞い、住僧に施すことを恒例とした。それらは寺に収め、寺僧は食堂に集まり、一日に一度食事をする。終ると維那（寺中の事務を掌る僧）が槌を打ち、寺僧は施しに感謝して部屋に戻る。こうして年月を送っている。これを金剛定寺御乞食という。二つの袋があり大師自らが銘を書いていて、それを証拠としている、すべて文章の通りである。

土佐室生戸で毒龍異類衆を伏し去る条第十八

室戸岬は南に果てしなく海が広がり、補陀落や鉄圍山（須弥山をめぐる鉄でできた山）を望むことができる。大師がこの海岸で修行した時、夜になると海中から毒龍や異類が頻りに現れ、修行を妨げようとした。大師は彼らを伏するため、涕唾（涙と唾）を散布したところ、それらは広く浜辺の石に付着し、多くの星のように光り輝いた。その光を見て異類は皆恐れをなし、隠れて現れなくなった、今でも暗夜になると浜辺の石は光り輝いているということだ。

解説

『大師御行状集記』は平安末期の大師伝で、一〇三箇条からなる。ここには金剛定寺（第二十六番札所金剛頂寺、すぐ南に行当岬がある）の建立、金剛定寺御乞食、室戸岬での毒龍・異類の調伏の三箇条を掲げた。金剛定寺が往来する船に食料を乞うたという金剛定寺御乞食の話は以後の大師伝にあまりみえないが、金剛定寺建立を魔物が妨げた、室戸で大師の修行を毒龍や異類が妨害したという話は以降の大師伝に受け継がれていく。延喜二十一年（九二二）の弘法大師の諡号下賜以降、空海伝の数が増え、また神話化・伝説化が進む。とりわけ院政期になると、『今昔物語集』巻第十一（五筆和尚・即身成仏など）のように、その傾向が顕著になる。『大師御行状集記』も同様であり、ここに掲げた金剛定寺の魔物、室戸の毒龍や異類のほかに、飛行三鈷、東大寺大蜂などの話がみえている。なお、第八十九条には、大師が善通寺・曼荼羅寺を建立したとある。

書誌

撰集者は東寺長者の経範（一〇三一―一〇四）。序文によると、空海が入定して二五五年目の寛治三年（一〇八九）に成立した。『弘法大師伝全集一』所収本は、『続群書類従』所収本と、醍醐寺三宝院本、高野山正智院本とを校合したもの。

（寺内浩）

18 阿波国大瀧寺（現太龍寺）縁起 承和三年三月日

翻刻

阿波国大瀧寺縁起

右大瀧寺者、一天帰依之霊場、三地應迹之聖跡也、桓武天王之開キ花構ヲ一也、以満虚空蔵ニ而為本尊、高祖大師之致玉草創ヲ一也、崇テ和食ノ明神ヲ一而為鎮守ト一、共ニ為ニ鷲嶺一會之聴衆ト一、同期スニ龍華三會之值遇ヲ一、垂シニ應迹於日域ノ朝ニ、遂ク再會於靈部卿ニ、是則寶龜五年^寅、受ニ生於讃州多度ノ郡屏風ノ浦ニ、延暦五年^{丙寅}、傳ニ法於和州卷尾寺石測流ヲ一、十三ニシテ受明星聞持之秘法ヲ一、十五ニシテ求ニ悉地成就之靈所ヲ一、遂ニ阿波國到ニ燒山ノ麓ニ、若少ノ神童之致巡礼ヲ一、老翁ノ神化之謂シテニ行路ニ一、互ニ語テ往縁ヲ一、共ニ述フ宿意ヲ一、君ト与我ニ曠劫之結縁尤モ是深シ、昔ト与今ニ多生ノ芳昵更ニ不淺ニ、是ノ故予前ニ来テ而遙ニ待ツニ菩薩之出世ヲ一、君後ニ應シテ而方ニ滿ニ弟子所願ヲ一、生々ニ成師檀ト一、世々ニ弘ム佛法ヲ一、而巳、觀レハ夫レ當山ノ為ク躰一、葱嶺挿テニ銀漢^{マヤ}天仙遊化ス、蘿嶺ニ廻テ金輪一龍神棲息ス、谿ニ開キ數嶺ヲ一、嶺ニ化スニ三増^層ヲ一、登ハニ中嵩ニ一、紫微宮之妙見夜々ニ應降シ、臨ハ南嵩ニ一、補陀落之觀音日々ニ影向ス、加之或ハ廻テニ丑刁之半腹ヲ一、八大童子及諸天来坐ス、亦当テニ辰巳之中心ニ一、三重ノ靈囀各ノ衆徳圓備セリ、遙ニ受テ無熱地流ヲ一、瀧水自ラ出ツ、方ニ放テニ明星天之光ヲ一、紫雲常ニ聳ク、弟子將ニ獻トニ彼ノ地ヲ一、菩薩永クトテニ此砌ヲ一、能ク行シ佛法ヲ一、須ク得ウニ悉地ヲ一云、如是一受テ和食明神之素意ヲ一、開キニ明星天子之玄軌ヲ一、即攀チ登テ阿國ノ嶽ニ一、獨リ經ニ行ス大瀧之嶺ニ一、身ニ除テ絹綿ヲ住シニ本尊之威儀ニ一、口斷テニ漿穀ヲ一、觀ス自心之瑜伽ヲ一、練行遙ニ送テ月ヲ一、薰修惟ニ累ヌルニ日ヲ一、勝利曾テ無ク悉地未現セ一、爰ニ神童退テ願ハニ宿習ヲ一、機縁未熟セ一、進テ思ヘハニ、来世ノ值遇ヲ一、有憑ミ一、不如速ニ捨テニ一生ノ身命ヲ一、將ニ加シニ三世之佛力ヲ一、即遁テニ居ラ於石室ニ一、

忽ニ一擲クニ身於巖洞ニ一、于時護法受クニ之ヲ一、以接足シ諸佛助テ之ヲ一、摩頂ス、是則捨テ、命ヲ一預リニ諸天之加護ニ一、投テ身ヲ一得ニ悉地之果生ヲ一、一心之懇篤未ニ墜チ地ニ一、五尺之寶劔忽ニ降テ天ヨリ一、即飛テ于室内ニ一、方ニ立ツニ壇上ニ一、永ク留リニ大瀧之聖跡ニ一、遂ニ納ルニ不動之靈囀ニ一、專ラ扶ケニ一朝之靜謐ヲ一、永摧クニ三韓之怨讎^{シウ}ヲ一、當ニ知神通乘之金剛也、豈非ス虚空蔵ノ寶劔ニ哉、是偏重シ法ヲ一、輕シ命ヲ、捨テ、身ヲ一歸ス道ニ一、雪童ノ昔ハ求テ半偈ヲ一、与フニ身於羅刹ニ一也、釋王愍テ之ヲ遂ニ^ニ教フ半偈ヲ一、神童ノ今ハ為ニ大法ノ一歸ニ命於佛陀ニ一也、諸天助テ之ヲ一、方ニ得大法ヲ一、自厥^{ソレ}一已来方ニ得テ一切ノ智恵ヲ一、不暗ラニ教法ノ文義ニ一、二九ニシテ兮肇テ習ヒニ毛詩ヲ一、交ル槐市ニ一、二十ニシテ兮遂ニ落シニ髮鬚ヲ一、入シヨリ桑門一已来、返テ在テ花落ニ一、習ニ内外典ヲ、將ニ入李唐ニ一學シニ大少乘一、于時延暦十七年五月日、應シニ桓武天王之御願ニ一、阿波國司藤原朝臣文山謹テ承テ繪旨ヲ一、建當伽藍ヲ一、爰ニ大師自ラ彫ニ刻シ諸佛諸尊ノ數躰之形像ヲ一、安置玉フ山上山下ニ五所之伽藍ヲ一、是則酬ヒニ弟子多生之宿願ニ一、致玉ヒ皇帝永代之歸依ヲ、寄ニ進シ那賀山ヲ一、興ニ隆玉フ大瀧寺ヲ一、于時同二十三年五月十二日御年三十一ニシテニ、賜テニ入唐之宣旨ヲ、預リ留學之勅命ニ一、藤原之朝臣賀能奉ルニ勅使ヲ一、辞シテニ九重之月ヲ、凌シテニ万里之浪ヲ一、届キ福州之津ニ一、到テ長安之城ニ一、即謁シテ皇帝ニ一、方ニ求ムニ知識之處ヲ一、專ラ課セテニ惠果和尚ニ一、令ム習ニ真言密教ヲ一、是則昔隨ニ黑鷲嶺之世尊ニ一、受ニ三會之誓約ヲ一、今遇玉テニ青竜寺之和尚ニ一、學スニ兩部之大法ヲ一、擲テニ三胎^胎於紫雲ニ一、トシニ生身入定之地ヲ一、浮テニ一柴於蒼海ニ一、渡スニ自心成仏之教ヲ一、既ニ果シニ入唐求法之願ヲ一、施シ玉フニ歸朝興法之徳ヲ一、即蒙テ天命ヲ一、忝ク對テニ龍顏ニ一、能ク凝シニ自心頓覺之秘觀ヲ一、忽ニ顯シ玉フニ即身成仏之奇特ヲ一、專承テニ釋迦之佛勅ヲ一、將ニ補ニ彌勒之化儀ヲ一、承和ニ廻之曆沽洗三月之天、遂ニ入金剛定ニ一、永ク坐石巖ノ岬ニ一、トテニ居於高野ノ樹下ニ一、遊シムニ神於都率ノ雲上ニ一、龜翼クハ坐カラニ三會之雲ニ一、不ニ闕カ日々ノ之影向ヲ一、移テニ大瀧之月ニ一、檢ニ知セン処々ノ遺跡ヲ一、是則酌テ流ヲ尋源

ヲ一、見形ヲ一知影ヲ一者歟、大師ノ本願昔在テ此ノ山ニ一、行玉ヲニ求聞持ヲ一、弟子真然今来ニ彼ノ地ニ一、修明星天ヲ一、于時親ク仕テ在世ニ一、慥ニ承テ其ノ誠言ヲ一泣ク、在テ滅後ニ粗注ス彼遺訓ヲ一而已、是則古今寫シ憤ヲ一、凡聖交ヘ筆ヲ一、天命雖ニ難トハニ測リ一、仏意垂玉ヘ聽許ヲ一、摸シテニ先規ニ一永ク傳ニ後代ニ一、令テ下愚ヲ一将ニ至ルニ上聖ニ一而已、

承和三年三月 日

注 返り点、送り仮名、ルビは原史料による。

訓み下し文

阿波国大瀧寺縁起

右、大瀧寺は一天扁依の霊場、三地応迹の聖跡なり、桓武天王（皇）の花構を開くなり、満虚空蔵を以て、本尊となす、高祖大師の草創を致し玉（給）ふなり、和食の明神を崇めて鎮守となす、共に鷲嶺一会の聴衆となす、同じく竜華三会の値遇を期す、応迹を日域の朝に垂れん、再会を雲部郷に遂ぐ、是則ち宝亀五年甲寅、生を讃州多度の郡屏風の浦に受く、延暦五年丙寅、法を和州卷尾寺石淵流に伝ふ、十三にして明星間持の秘法を受く、十五にして悉地成就の霊所を求む、遂に阿波国焼山の麓に到りて、若少の神童の巡礼を致す、老翁の神化の行路に謁して、互いに往縁を語りて共に宿意を述ぶ、君と我と曠劫の結縁尤も是深し、昔と今と多生の芳昵更に浅からず、是の故に予前に来たりて遙かに菩薩の出世を待つ、君後に応じて方に弟子の所願を満つ、生々に師檀と成し、世々に仏法を弘むのみ、覩れば夫れ当山の躰と為し、葱嶺銀漢を挿みて天仙遊化す、蘿は嶺に金輪を廻らして龍神棲息す、谿に数幅を開き嶺に三層を化す、中嵩に登りては、紫微宮の妙見夜々応降し、南嵩に臨めば、補陀落の観音日々影向す、しかのみならず、或いは丑寅の半腹を廻りて、八大童子及び諸天来たりて坐す、また辰巳の中心に当りて、三重の霊幅各衆徳円備せり、遙に無熱地流を受けて、滝水

自ずから出づ、方に明星天の光を放ち、紫雲常に聳え、弟子将に彼の地を献ずと、菩薩永く此の砌を卜して、能く仏法を行ひし、須く悉地を得べしと云々、是の如く和食明神の素意を受けて、明星天子の玄軌を開き、即ち阿国の嶽に攀じ登りて、独り大滝の嶺に経行す、身に絹錦を除き、本尊の威儀に住し、口に粳穀を断ちて、自心の瑜伽を観す、練行遙かに月を送りて、薫修惟れ日を累ぬるに、勝利會て悉地なく未だ現せず、爰に神童退きて宿習を願ふは、機縁未だ熟せず、進みて来世の値遇を憑み有らんと思へば、速やかに一生の身命を捨つるにしかじ、将に三世の仏力を加ふ、即ち居を石室に通て、忽ちに身を巖洞に擲ち、時に護法これを受く、以て接足し諸仏これを助けて以て摩頂す、是れ則ち命を捨て諸天の加護に預かり、身を投げて悉地の果生を得、一心の懇篤はいまだ地に墜ちず、五尺の宝劔は忽ちに天より降て、即ち室内に飛びて方に壇上に立つ、永く大滝の聖跡に留まり、遂に不動の霊幅に納まる、専ら一朝の静謐を扶け、永く三韓の怨讎を摧く、當に神通乗の金剛を知る也、豈に虚空蔵の宝劔にあらざらんや、是れ偏に法を重く命軽し、身を捨てて道に帰す、雪童の昔は半偈を求め身を羅刹に与ふなり、釈王これを愍み遂に半偈を教ふ、神童の今大法を為し仏陀に帰命するなり、諸天はこれを助け、方に大法を得、自ら厥已来方に一切の智慧を得て、教法の文義に暗からず、二九にして肇て毛詩を習ひ槐市に交はる、二十にして遂に髮鬚を落し、桑門に入しより已来、返りて花落に在り、内外典を習ふ、将に李唐に入りて大小乗を学ぶ、時に延暦十七年五月日に、桓武天王（皇）の御願に應じ、阿波国司藤原朝臣文山謹んで繪旨を承り、当伽藍を建つ、爰に大師自ら諸仏諸尊の数躰の形像を彫刻し、山上山下に五所の伽藍を安置し玉（給）ふ、是則ち弟子多生の宿願に酬ひ、皇帝永代の扁依を致し玉（給）ひ、那賀山を寄進し、大瀧寺を興隆し玉（給）ふ、時に同二十三年五月十二日御年三十一にして、入唐の宣旨を賜りて、留学の勅命に預かり、藤原の朝臣賀能勅使を奉るに、九重の月を辞して、

万里の浪を凌がして、福州の津に届き、長安の城に到りて即ち皇帝に謁して、方に知識を求むの処、専ら恵果和尚に課せて、真言密教を習はしむ、是れ則ち昔黒鷲嶺の世尊に随ひて、三会の誓約を受く、今青竜寺の和尚に遇ひ玉（給）ひて、兩部の大法を学ぶ、三胎（胎カ）を紫雲に擲ちて、生身入定の地を卜す、一柴を蒼海に浮きて、自心成仏の教を渡す、既に入唐求法の願を果たして、帰朝興法の徳を施し玉（給）ふ、即ち天命を蒙りて忝く龍顔に對し、能く自心頓覺の秘觀を凝し、忽に即身成仏の奇特を顯し玉（給）ふ、専ら釈迦の仏勅を承る、將に弥勒の化儀を補わんとす、承和二廻（八三五）の曆沽洗三月の天、遂に金剛定に入り、永く石巖の幅に坐す、居を高野の樹下に卜して、神と都率の雲上に遊ぶ、鹿藿（あまのこいね）わくば三会の雲に坐し、日々の影向を欠かさず、大滝の月に移りて、処々の遺跡を検知せん、是れ則ち流を酌みて源を尋ね、形を見て影を知るもの歟、大師の本願は此山に在りて、求聞持を行ひ玉（給）ふ、弟子の真然今彼地に來りて、明星天を修む、時に親しく在世に仕えて、慥に其の誠言を承りて泣く、滅後に在て粗彼の遺訓を注すのみ、是れ則ち古今の憤を写し、凡聖筆を交へ、天命測り難きと雖も、仏意の聽許を垂れ玉（給）へ、先規を摸して永く後代に伝えよ、下愚をして將に上聖に至らしむのみ、

承和三年三月 日

注 諸本も参考に訓み下し文を作成した。したがって翻刻の返り点、送り仮名と一致しないところがある。

解説

阿波国太龍寺縁起については、原本は存在せず、複数本の写しが現存する。まず名称について、「阿波国大瀧寺縁起」と「阿波国太龍寺縁起」との二つに分かれる。中世以前の写とされる龍門文庫本と図書寮九条家本では「阿波国大瀧寺縁起」という名称になっていることを踏まえ、本史料集

では九条家本の「阿波国大瀧寺縁起」を底本とした。この大瀧寺の名称については康和五年（一一〇三）八月十六日の「阿波国大瀧寺所領注進状」（史料19）の「大瀧寺」という表記と共通する。推測を許していただけるならば、群書類従本等に代表される「阿波国太龍寺縁起」の「太龍寺」という表記は後の時代の写本にみられる名称と考える。太龍寺（第二十一番札所、徳島県阿南市）の寺院名称ともかわり、今後の検討を待つ。

「阿波国大瀧寺縁起」とする龍門文庫本と図書寮九条家本は承和三年（八三六）の真然著「阿波国大瀧寺縁起」の一文書のみで構成されるが、「阿波国太龍寺縁起」とする他の諸本の場合は他の文書との合本による複数の文書で構成され、諸本ごとに構成の内容が異なる。最も流布している群書類従本（宮内庁書陵部蔵）は、承和三年九月十三日の真然僧正著とされる「阿波国太龍寺縁起」に続いて、長治元年（一一〇四）八月二十五日「長範太龍寺再興記」、金剛遍照（空海）著とされる天長二年（八二五）六月十三日の「舍心山太龍寺縁起」、長祿二年（一四五八）の金剛周照著「舍心山太龍寺重抄秘勅」、寛元三年（一二四五）三月十一日の「山林殺生禁制」、建治二年（一二七六）十二月十五日の「裁許条々」、年欠九月の「三好越前守書状」の六本の文書が合本されている。その合本の経緯は現在のところ定かでない。多和文庫本（阿波文庫）は群書類従本と同じ構成である。愛知県西尾市の岩瀬文庫本は承和三年の真然僧正著とされる「阿波国太龍寺縁起」、長治元年の「長範太龍寺再興記」から成る。国立国会図書館（和学講談所）本と真福寺大須文庫本はほぼ同じ構成で天長二年の金剛遍照著とされる『舍心山太龍寺縁起』、長祿二年の金剛周照著『舍心山太龍寺重抄秘勅』、承和三年の真然僧正著とされる「阿波国太龍寺縁起」長治元年の「長範太龍寺再興記」である。太龍寺には真然僧正著とされる「阿波国太龍寺縁起」、金剛遍照著とされる天長二年の「舍心山太龍寺縁起」、長祿二年の金剛周照著『舍心山太龍寺重抄秘勅』の各写がある。諸本において

文字に違いがみられるが、内容そのものに大きな差異はない。おそらく写しの際の誤写等によって生じたのであろう。

「阿波国大瀧寺縁起」の作成時期は、文中に「高祖大師」という文言がみえることにより、空海が朝廷から「弘法大師」の諡号を賜った延喜二十一年（九二一）以降であり、承和三年よりも後である。また、寛平三年（八九一）に亡くなる真然を作者とすることにも無理がある。つまりこの縁起は延喜二十一年以降に作成され、空海の甥で僧正まで昇った真言の高僧真然を著者に仮託したものである。

空海の生涯の活動に触れながら、大滝での修行の経緯を中心に弘法大師空海の聖地としての大瀧寺（現太龍寺）の重要性を記した縁起である。空海が槇尾山に伝わる虚空蔵求聞持法の存在を知るのを十三歳の時とすることや、その求聞持法の修得のために大滝で修行するのを十五歳とすることは、空海が十五歳に官人の道を目指して京に上り、十八歳の時一沙門から虚空蔵求聞持法の存在を知らされ、大滝に攀^よじ登り修行したことを記す空海著『三教指帰』と相違する。また大瀧寺の創建について、延暦十七年（七九八）に桓武天皇の御願により、阿波国司藤原朝臣文山が伽藍を建立し、弘法大師自らが教体の諸仏を造立して、山上山下に五箇所の伽藍を安置し、さらに天皇から那賀山が寄進され、大瀧寺は興隆したとする。この創建の延暦十七年（七九八）は、空海が儒教・道教・仏教の三教のなかで仏教が他に勝ることをもって、仏門の道へと進むことを示した出家宣言ともされる『三教指帰』の執筆の翌年に当たる。その後空海は同二十三年（八〇四）に留学僧として渡唐し、師恵果から密教の両部大法を伝授されて帰朝するまでは、無名の僧であったことから、それ以前に桓武天皇の帰依を得て寺院を建立することは事実として受け入れがたい。おそらく大瀧寺が、虚空蔵求聞持法の聖地として崇められていたために、空海はその修行の時期と年数をあけずに連動するかたちで大瀧寺開創伝説が作られたのであろう。

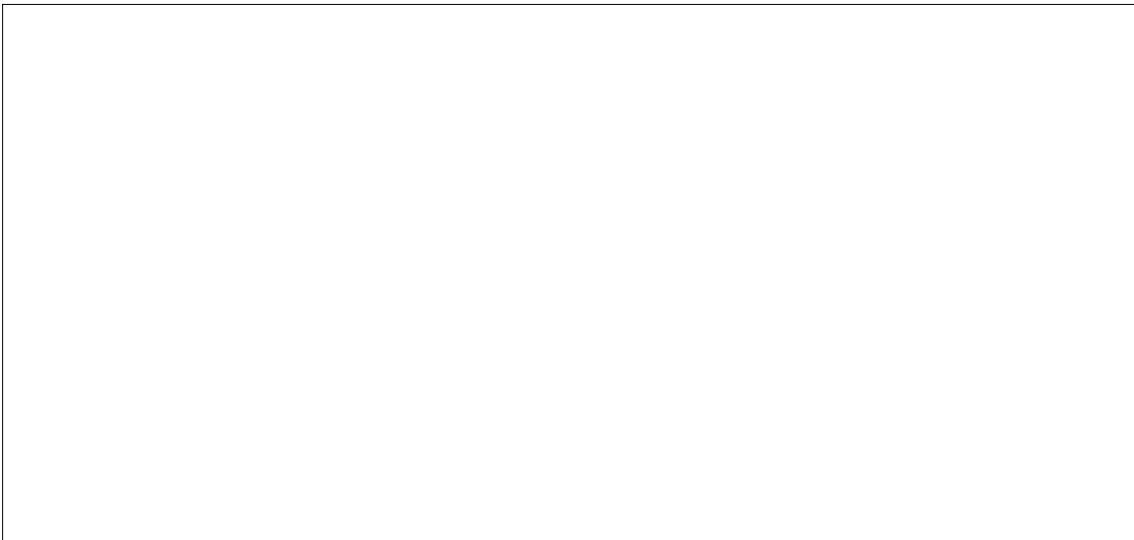
書誌

阿波国大瀧寺（現太龍寺）の縁起。一卷。室町時代の写。現表紙は後補。本文書の端裏には「阿波国大瀧寺縁起 大官准三官沙弥圃性」と九条道房の外題がある。一紙は縦三十二・二センチ、横四十六・五センチである。全六十五行からなる。

原史料の所蔵者は宮内庁書陵部である。その画像については、東京大学史料編纂所データベースで公開されている。

（大石雅章）

19 阿波国大瀧寺（現太龍寺）所領注進状
康和五年八月十六日



阿波国大瀧寺（現太龍寺）所領注進状 康和五年八月十六日
太龍寺蔵（画像提供 徳島県立博物館）

翻刻

注進

阿波國大瀧寺所領□□□島荒野事

合

在那西郡吉井賀□□

四至

限東柑子谷□
限南寺山岸國坂

限西□食山
限北□宮谷津□峯

右件寺領田島荒野、任（□□□□）領知之理、所司等檢注言上如件、抑當山起、弘法大師之初行靈山也、奉仰憑（□□□□）幾哉、不知千万、於東寺別院既以數百歳、敢無他妨哉、早任道理、被仰國衙、開發荒野、相加寺家修理、兼又勤仕本寺役耳、仍為後日證文、注子細耳、以解、

康和五年八月十六日

蜂田安常（花押）

僧礼能（花押）

大瀧寺別当救命（花押）

僧妙真（花押）

藤原近國（花押）

訓み下し文

注進す

阿波国大瀧寺所領（虫損） 島荒野の事

合わせて

那西郡吉井賀（虫損）に在り

四至は、東を限る柑子谷、西を限る□食山

南を限る寺山岸國坂、北を限る宮谷津□峰

右、件の寺領田島荒野、（虫損）領知之理に任せて、所司等が檢注し言上すること件の如し、抑も当山の起こりは、弘法大師の初行の靈山なり、（虫損）千万知らず、東寺別院に於いて既に以て數百歳、敢えて他の妨げ無し、

早く道理に任せて、国衙に仰せられ、荒野を開発し、寺家の修理を相加へ、兼ねてまた本寺役を勤仕するのみ、仍つて後日証文のため、子細を注すのみ、以て解す、

康和五年八月十六日

蜂田安常 (花押)

僧礼能 (花押)

大瀧寺別当救命 (花押)

僧妙真 (花押)

藤原近国 (花押)

現代語訳

注して(本寺東寺に) 上申します。

阿波国大瀧寺の所領である(虫損) 畠荒野のことです。

合わせて

那西郡吉井賀(虫損) に在ります。

四方の境は、東は柑子谷を境とし、西は□食山を境とし、

南は寺山岸国坂を境とし、北は宮谷津峰を境とす。

右は、その寺領である田畠・荒野は(虫損) 領地の道理に従つて、(大瀧寺)の役人が検注して、(本寺東寺)に申し上げること以下であります。

そもそも大瀧寺の起こりは、弘法大師が初めて修行した霊山である。(虫損) 千万を知らない東寺別院としてすでに数百年経ち、敢えて他から妨げを受けたことはない。早く道理に任せて、国衙に命じられて、荒野を開発して、寺の修理費用に相加えて本寺への役負担のみです。よつて後の証文として、子細を注し、以て上申します。

康和五年八月十六日

蜂田安常 (花押)

僧礼能 (花押)

大瀧寺別当救命 (花押)

僧妙真 (花押)

藤原近国 (花押)

解説

康和五年(一一〇三)に東寺別院(東寺末)である阿波国大瀧寺の別当救命等僧俗五人の所司が、本寺東寺宛てに大瀧寺所領について注進した文書である。寺院側と国司側とで文中に示された那西郡吉井加茂の田畠・荒野を大瀧寺領として確定した立券の過程で作成された文書であろう。文書によれば、国衙に命じて荒野を開発することによって生まれた寺領は、大瀧寺修理費用と東寺本寺役の目的として設定されたことがわかる。国衙による開発の有無が、寺領の成立の鍵となっていたといえよう。そこで本寺東寺を介して朝廷・国衙に働きかけることも必要であったと推測される。また、本寺東寺側においても、国家から財政的保証される古代官寺寺院から寺領経営によつて財政的に支える中世領主寺院へ変わるために、寺領(莊園)の確保が必要で、地方の末寺を核に寺領の形成がなされた。当該史料の大瀧寺だけでなく、善通寺・曼荼羅寺・金剛頂寺においてもそのことが窺われる【史料12・13・14・15・16】。この注進状は平安後期の社会を反映した重要な文書である。

また、群書類従本「太龍寺縁起」に収められた長治元年(一一〇四)八月二十五日「長範太龍寺再興記」には嘉保二年(一一〇九五)の大地震(嘉保三年の永長大地震カ)の際「天下安隱・海難無為」の祈禱を行い、那賀川五力荘の寄進を得て太龍寺が再興する経緯が記されている。本史料作成の背景を「長範太龍寺再興記」から知ることができる。

書誌

「阿波国大瀧寺所領注進状」について、原本か写か、さらには後の作か、

諸説が分かれている。まず、書き出しが「注進」で始まる中世の注進状様式をとりながら、書き止めが「以て解す」という古代以来の下位の者が上位の組織等に宛てる解状の様式となっていることから疑義が指摘されている。また、文中の「那西郡」について、嘉禎三年（一一三七）五月四日の官宣旨「当院領管阿波国那賀郡海部并浅河牟岐参箇郷事」を根拠に、那賀郡から海部郡や那西郡・那東郡が分立するのは、嘉禎三年以降であるとし、それ以前の康和五年（一一〇三）の当該注進状に「那西郡」が記載されていることを問題とする。一方寿永四年（一一八五）正月二十八日の線刻弥勒菩薩坐像銘の「阿波国海部郡福井里大谷」という銘文により、那賀郡からの海部郡の分立は寿永四年以前であり、那東郡・那西郡の分立も同時期とみなす見解がある。現在のところ那西郡の成立時期をもって、この文書の真偽を問うことは困難である。

文書様式については、古代から中世への移行期の文書であることや、また阿波という地方からの上申文書であることから、様式を厳密にあてはめ偽文書と判断することにも躊躇を覚える。本史料が原文書かもしくは文書作成に近い時期に写された写とみなして掲載するが、本史料の真偽については今後の検討が待たれる。

本資料は、『平安遺文』古文書編第四卷に一五二三号として所収されている。

（大石雅章）

20 高野大師御伝

校訂本文

讚岐国建_三立善通曼茶羅両寺_一、止住練行、尤聖迹多、有_二塩峯_一、土俗伝云、大師埋_二七宝_一、期_三三会_一也、後世訛曰_レ塩_{（峯脱カ）}、其地有_二經行之迹_一、草木無_レ生、海端有_二一石_一、在_二石上_一、欲_レ墜不_レ墜、号_二念願石_一、俗又伝云、大師遺法滅時、此石可_レ墜矣、

土左室生門崎崇_二叢祠_一、号_二御厨戸明神_一、大師帰朝之時、彼神示_下可_レ奉_レ守_二護大師之旨_上、仍同船所_二渡来_一也、又彼山麓堀_二大湊_一、往反之船、為_レ之免_二波濤之難_一、大師御袈裟留置之、為_二船安穩_一、請_レ之（中略）

阿波国高越山寺、又大師所_レ奉_二建立_一也、又如法奉_レ書_二法華經_一、埋_二彼峯_一云々、澄崇暁望_二四遠_一、伊讚土三州、如_レ在_二足下_一、奉_レ造_二率都婆_一、于_レ今相全不_二朽壞_一、經行之跡、沙草無_レ生、又有_二御手迹之額_一、于_レ今相存、（『続群書類従』第八輯下による）

訓み下し文

讚岐国に善通曼茶羅両寺を建立し、止住練行す、尤も聖迹多し、塩峯有り、土俗伝へて云はく、大師七宝を埋め、三会を期すなりと、後世訛して塩（峯）と曰ふ、其の地に經行の迹有り、草木生ふる無し、海の端に一石有り、石の上に在り、墜ちんと欲するも墜ちず、念願石と号す、俗に又伝へて云ふ、大師の遺法滅する時、此石墜つべしと、

土左室生門崎に叢祠を崇む、御厨戸明神と号す、大師帰朝の時、彼神大師を守護し奉るべきの旨を示す、仍て同船し渡来する所なり、又彼の山の麓に大湊を堀る、往反の船、之が為に波濤の難を免る（大師御袈裟を留め置く、船の安穩の為に之を請ふ）（中略）

阿波国高越山寺、又大師建立し奉る所なり、又如法に法華經を書き奉り、彼の峯に埋むと云々、澄崇の暁に四遠を望むに、伊讚土三州、足下に在るが如し、率都婆を造り奉る、今に相全く朽壞せず、經行の跡、沙草生ふる無し、又御手迹の額有り、今に相存す、

現代語訳

讚岐国に善通寺と曼茶羅寺を建立し、そこで修行をした。聖迹が多くある。塩峯という山がある。その土地では、大師が七種の宝物を埋めて弥勒菩薩の下生に備えたと伝えられている。後世に訛って塩（峯）といわれている。その地に修行の跡があり、草木が生えることがない。海の端に一つの石がある。石の上であり、墜ちそうでは墜ちない。念願石と呼ばれている。その土地では、大師の残した教えが消滅した時、この石が墜ちると伝えられている。

土左室生門崎に神を祀った。御厨戸明神と呼ばれている。大師帰朝の時、その神は大師を守護すると告げ、同船して渡来してきた。また大師はその山の麓に大きな港を掘った。これにより往き来する船は風波の難を免れた。大師はそこに御袈裟を留め置いた。船の安穩の為に請われたのである。（中略）

阿波国高越山寺もまた大師が建立した。また定め通りに法華經を書いてその峯に埋めたということだ。晴れた朝に四方を望むと、伊予・讚岐・土佐の三国は足下にあるようだ。大師は卒塔婆を造った。今もそのままでの形で朽ちていない。修行の跡には草が生えることがない。また大師御手迹の額があり、今も残っている。

解説

『高野大師御伝』は平安末期の大師伝で、上下の二巻からなる。こ

には塩峯と念願石、室戸岬の御厨戸明神、阿波国高越寺の項を掲げた。御厨戸明神、高越寺のことは『日本高僧伝要文抄』（東大寺僧宗性が建長年間（一二四九―一二五五）に日本高僧の諸伝記を抄出した僧伝集）に、塩峯と念願石、御厨戸明神、高越寺のことは『紀伊続風土記』（江戸時代後期に和歌山藩が編纂した紀伊国の地誌）に、『高野大師御広伝』を引用する形で載せられている。

御厨戸明神は、『高野山奥院興廢記』（高野山の尚祚が十三世紀前半に撰した高野山奥院の記録）の「奥院鎮守社殿事」に「或日記云、奥院両所神社者、是土佐国御厨明神、愛慢愛語菩薩是也、感見真言密行法、宛如影隨身、鎮為大師致衛護故也」とある。

高越寺は徳島県吉野川市に位置する高越山（標高一三三メートル）の山頂にある。高越山は、秀麗なその姿から「阿波富士」とも呼ばれ、山岳信仰・修験道の霊山であった。『高野大師御広伝』の記述は、十二世紀前期の高越寺に大師信仰が存在したことを示している。高越寺には、そのころに書写された大般若経が伝来し、また同時期の経塚も見つかっており、そこには常滑焼の甕や銅板製経筒、白紙経巻八巻などが埋納されていた。この後高越寺は役行者や蔵王権現の信仰を基軸とした修験道の霊場として広く信仰を集めていく。

八十八の札所が成立する近世初期に阿波国で霊場として知られていたのは、高越寺以外では太龍寺、雲辺寺、焼山寺、鶴林寺がある。これらの寺院はいずれも四国遍路の札所になっているが、高越寺は古くから大師信仰がみられるにもかかわらず札所となっていない。この点について、衣川仁氏は聖や僧侶中心の中世的な巡礼から一般民衆主体の近世的四国遍路への変化にともないルートが変化した、長谷川賢二氏は高越寺は修験道霊場としての性格が強いため、開かれた巡礼としての四国遍路の形成に結びついていかなかったとするが、詳細は不明であり、今後さらなる検討を進める

必要がある。

書誌

『高野大師御広伝』の撰集者は醍醐寺金剛王院の三密房聖賢（一〇八三―一一四七）。元永元年（一一一八）の成立。下巻末尾の文によると、空海の徳行は偉大であるのに、これまでの伝記は簡略で疎漏が多いと不満に思った聖賢が、広く書籍や記録を集め、伝説類も含めて、大師一代の資料を集めたのが本書である。上巻には年紀の明らかなものが編年体で記述され、下巻には年紀不詳の事績や伝説類が収められている。『続群書類従』所収本は、寛政十二年（一八〇〇）に屋代弘賢が高野山正智本を底本として校合したもの。奥書によると、承元四年（一一二〇）に成賢が書写し、承久二年（一二二〇）にこの成賢本をさらに深賢が書写している。なお、「尤聖迹多、有塩峯」、「後世訛曰塩」を『弘法大師全集』首卷所収本（高野山親王院本を底本とする）は「尤聖迹多、彼寺山有塩峯」、「後世訛曰塩峯」とする。「埋彼峯云々、澄崇眺望四遠」を『弘法大師全集』首卷所収本および『日本高僧伝要文抄』は「埋彼峯、彼峯隆崇、眺望四遠」とする。「彼山麓堀大湊」、「奉造率都婆」を『日本高僧伝要文抄』は「彼山麓堀成大湊」、「奉建立率都婆」とする。

（寺内浩）

21 讃岐国善通・曼荼羅寺所司解 天治元年六月十日

翻刻

(外題)

「可免除 (花押)」

善通・曼陀羅寺所司等解 申請 国裁事

請特蒙 恩裁、任道理、被免除寺領免田十町内早田四町被収公愁状、

右、寺領田、被免事僅十町也、其内早田官物被徴之間、有限仏聖燈油料已以闕怠、就中当国殊令祈雨給、此御寺靈験掲焉也、仍代代国吏皆令致帰依、今年已以興富也、豈令断仏聖燈油乎、望請 国裁、早任先例、被免早田之収公者、弥奉祈 国家太平之由、仍勒状、以解、

天治元年六月十日

都維那法師頼算

寺主大法師

上座大法師「興譽」

権別当大法師「兼譽」

権別当大法師「応快」

現代語訳

「(この問題については善通・曼荼羅寺の申請の通りに) 免除すべきである。(花押)」

善通寺・曼陀羅寺の所司等が上申して讃岐国司の裁定をお願いする事

特別なご恩をいただき、物事の道理に従い、善通寺・曼荼羅寺領免田十町のうち早田四町が讃岐国に収公されることについて免除を乞う愁い状、

右のことについて、善通寺・曼荼羅寺領田のうち僅か十町が官物(租税)免除とされております。そのうち早田の官物を讃岐国に徴収されたため、

限りある仏聖灯油料が欠乏してしまいました。とりわけ讃岐国での祈雨においてはこの善通寺・曼荼羅寺の靈験が明らかであります。であるからこそ代々の国司はみな帰依し、今年もそれによって豊かに作物が実っております。どうして仏聖灯油を断絶させるのでしょうか。讃岐国の裁定を望み乞うところであります。早く今までの例の通りに、早田の讃岐国への収公を免じて頂けるのであれば、いよいよ国家の太平をお祈り申し上げます。そのため状をしたため、上申するところです。(以下略)

解説

善通寺ぜんつうじ・曼荼羅寺まんだらじ(香川県善通寺市) 領は一括して扱われ、讃岐国から一定の租税免除をうけてきた。

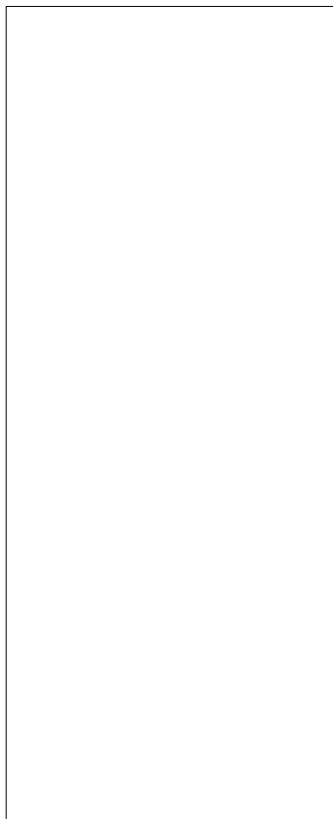
十二世紀に入ると、善通寺・曼荼羅寺領は、讃岐国との租税免除と所領の帰属をめぐる相論が展開していく。そうした善通寺・曼荼羅寺領の確立過程に関する議論は他に譲るが、四国遍路、あるいは四国霊場の観点からみると、本史料では両寺は祈雨祈祷の靈験あらたかな寺院であることを主張し、国司の官物免除を取り付けている点に特徴がある。

書誌

本史料の出典は、「東寺百合文書と函三」である。東寺百合文書の書誌情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。

(守田逸人)

22 行尊大僧正集九・十新古今和歌集卷十九一七



新古今和歌集 卷十 九一七
愛媛県歴史文化博物館蔵

翻刻

『行尊大僧正集』九・十

返ちと申し方よりまかり出でしに、荒磯に海松布採りし程に、ただ一人具したる同行の互に迷ひて、一人呼ぶが、荒磯に尋ね歩きしに、釣りする海人の巫するがありけるに、物問へば我には歌を詠みてぞ問ふと言ひしかば

荒磯に道迷はして我が友はあるかあらぬか待つか待たぬか

尋ねかねて、もとの岩屋へまかりしに、道にあま舟のありしに、書きてをし侍し

わがごとく我を尋ねばあま小舟人も渚の跡と答へよ

『新古今和歌集』卷第十 羈旅歌 九一七（校訂本文）

磯のへちのかたに修行し侍けるに、一人具したりける同行を尋ね失ひて、もとの岩屋のかたへ帰るとて、あま人の見えけるに、修行者見えばこれを取らせよとて、よみ侍ける

わがごとく我を尋ねばあま小舟人もなぎさの跡と答へよ

『新日本古典文学大系一一 新古今和歌集』による

解説

『行尊大僧正集』は行尊（天喜三年（一〇五五）～長承四年（一一三五））の修行時代の歌を集めたものである。行尊は天台宗の僧侶でもあり小倉百人一首にも選ばれた歌人である。延久二年（二〇七〇）頃に大峰山、葛城山、熊野などで修行し、永久四年（一一一六）には熊野三山検校に補任され、天治二年（一一二五）には大僧正となった。この歌集に辺地（「返ち」・「へち」）での修行の様子が記される。「荒磯」で「同行」の者を見失い、海人にその行方を和歌で問いかけた。

この後半の和歌は『新古今和歌集』に入集している。『新古今和歌集』は鎌倉時代初期成立の勅撰和歌集で、建仁元年（一一二〇）に後鳥羽院の院宣によって源通具、藤原有家、家隆、定家、雅経が撰し、元久二年（一一二五）成立している。この和歌は「磯のへちのかたに修行し侍けるに」詠まれたものであり、旅に関する和歌である羈旅歌として広く知られるところとなった。

行尊は熊野周辺にて修行を重ねており、この辺地修行は具体的には十一世紀後半の紀伊半島海岸部での経験を詠んだもので、同行者を見失うほど厳しい修行であったともいえる。

書誌

『行尊大僧正集』は、古写本に冷泉家時雨亭文庫本、宮内庁書陵部本があり、版本としては流布していない。

（大本敬久）

23 為忠家後度百首五十三・七十六

翻刻

五十三 ちる花やいそのへちふむやまぶしのこけのころものはぎなる

らん（為業）

七十六 なみかくるへちにちりしく花のうへをこゝろしてふめはるのや

まぶし（仲正）

現代語訳

五十三 散っている花びらは、海岸の辺地を歩いて修行する山伏の、粗末な衣に重ねる上着であるのだろうか。（為業）

七十六 波が寄せかかる水際に、散り敷く桜の花びらの上を、気をつけて踏んで歩きなさい、春の山伏よ。（仲正）

解説

『為忠家後度百首』は保延元年（一一三五）頃成立した和歌集である。平安時代末期の貴族・歌人であった藤原為忠が主催した百首歌を掲載したものであり、為忠と三人の子（為業・為盛・為経）、藤原親隆、藤原俊成、源仲正、源頼政の八名を作者として催された。百首歌は十一世紀までは個人による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年（一一〇五）頃に多数で百首を創作した『堀河百首』以降、多人数百首が増えてきて、藤原為忠も複数回にわたり百首歌を主催している。

この和歌集の中に、四国遍路の起源ともいえる辺地修行のことを詠んだ和歌が見える。ただし、四国において詠まれたり、四国を舞台として中央で詠まれた和歌ではない。当時の貴族社会の中で一般的に知られていた僧

侶の修行のイメージを表現したもので、具体的な場所は特定できない。

「へち（辺地）」に関する和歌はいずれも「磯辺桜」、「浦路桜」を歌題として詠まれたもので、七十六の和歌は春に花の散る中で山伏が辺地修行を行っている様子を詠んでいる。「なみかくる」という波が寄せてくる海岸を修行する僧侶、山伏による「へち（辺地）」修行は、保延元年（一一三五）頃には、和歌の題材となる程、京の中では広く知られていたことがわかる。加えて、十二世紀前半以前には、「へち（辺地）」修行を題材とする和歌は詠まれることはなく、それまでの和歌集には見られなかった点にも注目すべきであろう。辺地修行が一一〇〇年頃までに盛んとなり、和歌の題材にも挙げられ、同時代に成立する『今昔物語集』、『梁塵秘抄』等にも「へち（辺地）」が登場するようになった。この点は一一〇〇年頃より以前の古代における海岸部や山林での仏道修行の在り方と異なり、大峰山、葛城山、熊野そして四国など、修行の場所が定着、固定化していく画期と考えられることもできるだろう。

また、「へち」は「磯」や「浦」等の歌題に出てくる用語で、海岸部での修行を意味し、「山臥（伏）」等、山との対照を表現した事例が多く、『梁塵秘抄』等に見える「四国の辺地」も四国の山岳修行も意識しながらの海辺での修行だと見ることもできる。

書誌

古写本には尊経閣文庫本があり、翻刻はそれを用いた。宮内庁書陵部本（甲本・乙本）、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本などが知られる。

（大本敬久）

24 今昔物語集卷三十一第十四 通四国辺地僧、行不知所被打成馬語

校訂本文

通四国辺地僧、行不知所被打成馬語第十四

今昔、仏ノ道ヲ行ケル僧、三人伴ナヒテ、四国ノ辺地ト云ハ伊予・讃岐・阿波・土佐ノ海辺ノ廻也、其ノ僧共、□ヲ廻ケルニ、思ヒ不懸、ズ山ニ踏入ニケリ、深キ山ニ迷ニケレバ、浜辺ニ出ム事ヲ願ヒケリ、

終ニ八人跡絶タル深キ谷ニ踏入ニケレバ、弥ヨ歎キ悲テ、荊・棘ヲ分ケ行ケル程ニ、一ノ平地有リ、見バ、垣ナド拵ヒ廻タリ、「此ハ人ノ栖ニコソ有ヌレ」ト思フニ、喜クテ、入テ見レバ、屋共有リ、譬ヒ鬼ノ栖也トモ、今ハ何ガセム、道ヲモ不知ネバ、可行キ方モ不思エデ、其ノ家ニ寄テ、「物申サム」ト云ヘバ、屋ノ内ニ、「誰ソ」ト問フ、「修行仕ル者共ノ、道ヲ踏違ヘテ参タルナリ、方ヘ可行ニカ、教ヘ給ヘ」ト云ヘバ、「暫」ト云テ、内ヨリ人出来ルヲ見レバ、年六十余許ナル僧也、形チ糸怖気也、(後略)

(『新編日本古典文学全集三八 今昔物語集四』による)

現代語訳

四国の辺地を通る僧が知らない所に行つて馬にされてしまう話 第十四
今は昔、仏道修行をしている僧が三人一緒に、四国の辺地というのは伊予・讃岐・阿波・土佐の海岸部をめぐることだが、(そこ)をめくっていると、思いがけず山の中に入り込んでしまった。深い山の中で道に迷ったので、浜辺に出ることを願った。

終に人跡も絶えた深い谷に踏み入ってしまったので、ますます嘆き悲しみ、荊・棘を分け行ったところ、一つの平地があった。見ると垣などがめ

ぐらされていた。「これは人の住処であろう」と思うと、嬉しくなつて、入つて見ると建物があった。たとえ鬼の住処であっても、今はしかたがない、道を知らず、どこへ行けばいいかわからないので、その家に立ち寄った。「ごめんください」というと、建物の中から「どなたですか」と返事があつた。「修行をしている者たちですが、道に迷つてやってきました。どちらへ行けばいいか教えて下さい」と言うと、「しばらく待つて下さい」と言つて、中から出てきた人を見ると、年が六十余りの僧で、たいへん恐ろしそうな形相であつた。(後略)

解説

『今昔物語集』卷三十一第十四は、辺地修行をしていて山中に迷い込んだ僧三人が、立ち寄つた家の主人のために、二人は馬にされ、一人がかかるうじて逃げ戻るといふ怪異説話で、校訂本文に掲げたのはその冒頭部分である。ここには、複数の僧により、四国の海岸部をめぐる仏道修行、すなわち「海辺ノ廻」^{うみべのめぐり} Ⅱ 辺地修行が行われていた様子が示されている。『梁塵秘抄』の「われらが修行せし様は 忍辱袈裟をば肩に掛け また笈を負ひ衣はいつとなくしほたれて 四国の辺地をぞ常に踏む」(『史料31』)ととも、当時の四国遍路(辺地修行)の具体的な様相がわかる重要史料である。「辺地」は一般的には「水際に臨んだ険しい地勢」を意味するが、ここでは四国の海岸部、あるいはそこをめぐる修行形態を指す。「四国ノ辺地ト云ハ伊予・讃岐・阿波・土佐ノ海辺ノ廻也」の部分は、辺地(辺地修行)の説明をした一種の挿入句で、そのため前後の文章のつながりが悪い(『日本古典文学大系今昔物語集五』解説)。南海道の国名は、『延喜式』などの公的文書では阿波・讃岐・伊予・土佐の順番で書かれる。ここで伊予・讃岐・阿波・土佐となっている理由はわからない。

僧侶の修行形態としては山林修行が有名で、これは日本古来の山岳信仰

にもとづいている。一方海岸部を巡る辺地修行も古くからあり、これは海洋信仰にもとづいている。古代の日本では水平線のはるか彼方に常世の国、死後の世界があると考えられ、山と並んで海もまた宗教的な場であった。さらに仏教の浄土思想が入ると、南方あるいは西方にあるとされた浄土世界は日本古来の海洋信仰と融合して海の彼方に存在すると考えられるようになった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあたる海岸部での修行が盛んに行われるようになる。

平安時代の説話集には諸国を遍歴する僧侶が多くみられる。『大日本国法華経験記』の中第六十、下第八十六、下第八十九、『今昔物語集』の巻十三第一、巻十三第四、巻十三第十七、巻十四第七、巻十五第十七、巻十五第二十八、巻十七第一などである。これらによると、当時の回国修行者は、「諸ノ山ヲ廻リ海ヲ渡テ、国々ニ行キ所々ノ靈験ニ參テ、行ヒケリ」(『今昔物語集』巻十三第一)とあるように、各地の靈験所を巡り歩き、「難行苦行」(同巻第十四第七)していた。同様に、四国における辺路修行も、たんに海辺を歩くだけでなく、各地の靈験所でのきびしい修行をとまなうものであった。

辺地修行自体は当時全国で行われていたが、とりわけそれが盛んだったのが四国である。それは四国が京からみて西南の方向にあり、かつ四方が海に囲まれていたためである。当時の浄土思想では、西方に極楽浄土、南方に補陀落(ふだらく)浄土があると考えられ、四国では西方の海への入水(『今昔物語集』巻十九第十四)や足摺岬・室戸岬からの補陀落渡海(『観音講式』(史料36)、『発心集』(三十五)がなされていた。このように、四国が浄土への渡海の地と考えられ、浄土に近い修行地として特別視されていたことが、四国に辺路修行者が多く集まった理由であろう。

書誌

『今昔物語集』は十二世紀初ころに成立した説話集。撰者は未詳。三十一巻からなり(巻八・十八・二十一は欠けている)、巻一～五が天竺(インド)の説話、巻六～十が震旦(中国)の説話、巻十一～二十が本朝(日本)の仏教説話、巻二十二～三十一が本朝の世俗説話である。本朝の仏教・世俗説話には平安時代末期の世相が具体的に描かれてあり、当時の社会を知る上で貴重な資料となっている。

『今昔物語集』は江戸時代までほとんど人目に触れず、古写本は鎌倉時代中期書写のものしかない。この写本は代々吉田神社の神職をつとめた鈴鹿家に伝わったので鈴鹿本と呼ばれる(巻二・五・七・九・十・十二・十七・二十七・二十九の九巻のみが残存)。鈴鹿本は平成三年(一九九二)に鈴鹿家から京都大学に寄贈され、平成八年に国宝に指定された。鈴鹿本以外の写本はいずれも江戸時代以降のもので、それらはすべて鈴鹿本を祖本とするが、鈴鹿本に近いとされているのが古本系といわれる写本である。校訂本文は、鈴鹿本が残る巻十七第六は鈴鹿本を底本とする『新日本古典文学大系 今昔物語集』(岩波書店)によった。鈴鹿本のない巻十五第十五と巻三十一第十四は、古本系の東大本甲(東京大学国語研究室蔵紅梅文庫旧蔵本)を底本とする『新日本古典文学大系 今昔物語集』と『新編日本古典文学全集 今昔物語集』(小学館)によった。

鈴鹿本や東大本甲のカタカナ部分は小文字で、二行に割って書かれているところもある。またそれらには漢字ふりがなもない。ここでは、読解の便をはかるため、カタカナ部分を通常の書き方に改め、『新日本古典文学大系 今昔物語集』によって漢字ふりがなを付した。また、会話や心中思惟の部分は「」でくくった。なお、校訂本文二行目の□は欠字で、内閣文庫本A(林家旧蔵本)や蓬左文庫蔵本は「其」としている。

(寺内浩)

25 今昔物語集 卷第十五 比叡山僧長増、往生語

校訂本文

比叡山僧長増、往生語 第十五

今昔、比叡ノ山東塔ニ長増ト云フ僧有ケリ、(中略)長増ガ云ク、「我レ山ニテ廁ニ居タリシ間ニ、心静ニ思エシカバ、世ノ無常ヲ觀ジテ、此ク世ヲ棄テ偏ニ後世ヲ祈ラムト思ヒ廻シニ、只「仏法ノ少カラム所ニ行テ、身ヲ棄テ、次第乞食ヲシテ命許ヲバ助ケテ、偏ニ念仏ヲ唱ヘテコソ極楽ニハ往生セメ」ト思ヒ取テシカバ、即チ廁ヨリ房ニモ不寄ズシテ、平足駄ヲ履キ乍ラ走り下テ、日ノ内ニ山崎ニ行テ、伊予ノ国ニ下タル便船ヲ尋テ此国ニ下テ後、伊予・讃岐ノ両国ニ乞食ヲシテ年来過ツル也、此ノ国ノ人ハ、心経ヲダニ不知又法師ト知タル也、只日ニ一度人ノ家ノ門ニ立テ乞食ヲ為レバ、門乞匈ト付タル也、而ルニ「此クテ其二対面シヌレバ、人皆知ナムトス、被知テ後ハ、乞匈ヲモ為ム二人不用マジケレバ、相ヒ不聞エジ」ト返々ス思ヒツレドモ、昔ノ契リ睦マシキ故ニ心弱ク此ク対面シツル也、然レバ、此ヨリ出デナバ、人我レトモ不知ザラム世界ニ亦行ナムト為ル也」ト云テ、走り出テ行ケバ、清尋、「尚、今夜許ハ此クテ御坐セ」ト云テ留ムレドモ、「益無キ事ナ不宣ソ」ト許云テ出テ去ヌ、其ノ後、尋ヌルニ、実ニ其ノ国ヲ去テ跡ヲ暗クシテ失ニケリ、

而ル間、其ノ守ノ任畢テ上テ後、三年許ヲ経テゾ、門乞匈亦此ノ国ニ来タリケル、其ノ度ハ、国人、「門乞匈御坐ニタリ」ト云テ、極テ貴ビ敬ヒケル程ニ、幾ノ程ヲ不經ズシテ、其ノ国ニ旧寺ノ有ル後ニ林ノ有ケルニ、門乞匈行テ、西ニ向テ端坐シテ掌ヲ合セテ、眠リ入タル如クニシテ死タリケレバ、国人共此レヲ見付テ悲ビ貴テ、取々ニ法事ヲ修シケリ、讃岐・阿波・土佐ノ国マデ此ノ事ヲ聞キ継テ、五六年ニ至マデ、此ノ門乞匈ノ為ニ法事

ヲ修シケリ、

然レバ、此ノ国々ニハ露功德不造又国ナルニ、此ノ事ニ付テ此ク功德ヲ修スレバ、「此ノ国々ノ人ヲ導ムガ為ニ、仏ノ権リニ乞匈ノ身ト現ジテ来リ給ヘル也」トマデナム人皆云テ、悲ビ貴ビケルトナム語り伝ヘタルトヤ、

(『新日本古典文学大系三五 今昔物語集三』による)

現代語訳 (大意)

比叡山僧の長増が往生する話 第十五

今は昔、比叡山の東塔に長増という僧がいた。(長増は幼い時に比叡山に登り、顕密の学を学んで仏教の奥義をきわめた。しかし、道心が生じ、僧坊の片づけもしないで突然に出奔した。長増の持ち物は弟子の清尋が引き取った。その後数十年経ったが、長増の行方はわからなかった。清尋が六十歳ばかりになったころ、伊予守となった藤原知章から祈禱の師になることを依頼され、清尋は知章とともに伊予国に下った。知章は清尋を大切に扱ったので、土地の人々も清尋を敬い尊んだ、ある日、ぼろを着た乞食坊主があらわれ、清尋の僧坊に入ってきたので、人々は追い返そうとした。清尋がその乞食をみると、それは行方知らずになっていた師の長増であった。清尋がどうしてこのような姿でいらっしやるのかと聞くと、長増は次のように語った。「私は比叡山で廁に入っていた時、世の無常を悟り、世間を捨ててひたすら後生を祈ろうと思った。そして、「仏法のあまり及んでいないところに行き、乞食をして命だけをつなぎ、ひたすら念仏を唱えて極楽往生したい」と思った。そこで、廁から僧坊にも寄らずに下駄を履いて山を走り下り、その日のうちに山崎に行き、伊予国に向かう便船に乗ってこの国に下り、伊予・讃岐両国で乞食をしながら長年暮らしてきた。この国の人は、私を般若心経すら知らない坊主と思っている。日に一度家の門前に立って物乞いをするので、門付け乞食と呼ばれている。しかし、「清

尋に会うと人々は私の正体を知り、乞食をしても相手にしてもらえなくなるので、会うまい」と返す返す思ったが、懐かしさのあまり心弱くも会ってしまった。なので、ここを出たならば、私のことを知らない所に行くつもりだ。」こう言って長増が走り出たので、清尋は「今晚だけはここにいらして下さい」と言って引き留めたが、長増は「無益なことをおっしゃいますな」とだけ言って出て行った。その後探し求めたが、長増は本当にこの国を去って、行方をくらました。

やがて、伊予守の任期が終わり上京して三年ばかりたったころ、長増がまた伊予国にやってきた。今度は人々は「門付け乞食様がこられた」と言っていたいへん尊び敬ったが、それからいくらかも立たないうちに、長増は古寺のうしろの林の中で西方に向かい端座合掌して眠るように亡くなった。人々はこれを見つけて感動し貴んで、思い思いに死後の供養をした。讃岐・阿波・土佐の国でもこのことを聞き、五、六年後までも長増のために法要を営んだ。

これまでこれらの国々はまったく功德をつくらなかったが、このことがあってこうした功德を修めるようになったので、「これらの国々の人々を導くため、仏が乞食の姿となってあらわれたのだ」と、人々は言い、感動し貴んだと語り伝えているということだ。

解説

巻十五第十五は、比叡山を出奔して四国で乞食僧となった長増が、伊予国でかつての弟子清尋と偶然に出会うという話である。校訂本文に掲げたのは説話の後半で（大意のカッコ内が中略部分）、清尋に会った長増が比叡山を出た理由や四国での様子を語る部分と、その後長増が往生するまでの過程を描いた部分からなる。

平安時代後期になると延暦寺などの大寺院は権力と結びついて世俗化が

進み、仏道専念を願う僧侶の中にはそうした傾向を嫌って寺院を離れる者が少なくなかった。これを再出家、二重出家といい、長増もその一人であった。長増は当初は伊予・讃岐国を、清尋と会ったのは阿波・土佐国を遍歴している。この他、四国で修行をした再出家僧には、観幸、蓮待、定秀がいる。東寺僧の観幸は道心を起こして土佐国に向かい、名声を捨てて聖として修行し、念仏を唱えながら往生した（『今昔物語集』巻十五第十四）。仁和寺僧蓮待は寺を離れ、回国修行の途上土佐国金剛頂寺に至り、高野山に戻るもまた土佐国に行き、西方に向かって端座入滅した（『拾遺往生伝』上―十七）。延暦寺僧定秀は極楽往生を願って土佐国鹿苑寺に住んだ（『拾遺往生伝』下―二十一）。

再出家僧には、名利を求めず、ひたすら仏道修行にはげむ者が多くいた。長増は乞食僧となつて、伊予・讃岐国を遍歴した。伊予国の人々は私を般若心経すら知らない坊主と思つている、と長増は述懐している。そのため、清尋に会おうとした長増は乞食と間違えられ、追ひ払われている。ところが、長増が実は高僧とわかると人々は彼を手厚くもてなした。すぐれた修行僧は歓迎するが、乞食僧は排除するというのが人々の現実の姿であった。巻十五第十五は、辺地修行者に地域の人々がどのように接していたかを知る上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』一―三、『古事談』一―三二などにもみえている。

（寺内浩）

校訂本文

地藏菩薩、值火難自出堂語第六

今昔、土佐ノ国ニ室戸津ト云フ所有リ、其ノ所ニ一ノ草堂有リ、津寺ト云フ、其ノ堂ノ檐キノ木尻皆焦レタリ、其ノ所ハ海ノ岸ニシテ、人里遥ニ去テ難通シ、

而ルニ、其ノ津ニ住ム年老タル人、此ノ堂ノ檐ノ木尻ノ焦レタル本縁ヲ語テ云ク、「先年ニ野火出来テ、山野悉ク焼ケルニ、一人ノ小僧忽ニ出来テ、此ノ津ノ人ノ家毎ニ走り行ツ、叫テ云ク、「津寺只今焼ケ失ナムトス、速ニ里ノ人皆出テ火ヲ可消シ」ト、津辺ノ人、皆此レヲ聞テ走り集リ来テ津寺ヲ見ルニ、堂ノ四面ノ辺リノ草木皆焼ケ掃ヘリ、堂ハ、檐ノ木尻焦レタリト云ヘドモ不焼ズ、而ルニ、堂ノ前ノ庭ノ中ニ、等身ノ地藏菩薩・毘沙門天、各本ノ堂ヲ出デ、立給ヘリ、但シ、地藏ハ蓮華座ニ不立給ズ、毘沙門ハ鬼形ヲ不踏給ズ、

其ノ時ニ、津ノ人皆此レヲ見テ、涙ヲ流シテ泣キ悲ムテ云ク、「此ノ火ヲ消ツ事ハ天王ノ所為也、人ヲ催シ集ムル事ハ地藏ノ方便也」ト云テ、此ノ小僧ヲ尋ヌルニ、其ノ辺ニ本ヨリ然ル小僧無シ、

然レバ、此レヲ見聞ク人、「奇異ノ事也」ト悲ビ貴ブ事無限シ、其ヨリ後、其ノ津ヲ通り過ル船ノ人、心有ル道俗男女、此ノ寺ニ詣デ、其ノ地藏菩薩・毘沙門天ニ結縁シ不奉スト云フ事無シ、

此レヲ思フニ、仏菩薩ノ利生不思議、其ノ員有ト云ヘドモ、正ク此レハ火難ニ値テ、堂ヲ出デ、庭ニ立給ヒ、或ハ小僧ト現ジテ人ヲ催テ火ヲ令消ムトス、此レ皆難有キ事也、

人專ニ地藏菩薩ニ可仕シトナム語り伝ヘタルトヤ、

〔『新日本古典文学大系三六 今昔物語集四』による〕

現代語訳

地蔵菩薩が火難にあつて自ら堂を出る話 第六

今は昔、土佐国に室戸津という所があつた。そこに一つの草堂があつた。津寺という。その堂の木尻（軒をささえる垂木の先端）はすべて焼け焦げている。その場所は海べりで、人里から遠く離れている。

その津に住む古老は、この堂の木尻が焼け焦げている由来を以下のように語っている。「先年山火事があつて山野がすべて焼けた時、一人の小僧がにわかにならわれて、この津の家々を走りながら、「津寺がいま焼け失せようとしている、すぐに里人は皆出てきて火を消して下さい」と叫んだ。津の人々が皆これ聞いて走り集まつて来て津寺を見ると、堂の周辺の草木はみな焼けてしまったが、堂は木尻が焦げただけで焼けていなかった。そして、堂の前庭には等身の地蔵菩薩と毘沙門天が堂を出て立っていた。ただし、地蔵菩薩は蓮花座（仏像が乗る蓮華弁がかたどられた台座）に立たず、毘沙門天は鬼形（毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼）を踏んでいなかった。

その時、人々は皆これを見て、涙を流して感激し、「この火を消したのは毘沙門天がしたこと、里人を呼び集めたのは地蔵菩薩の方便（衆生を利益するための手立て）だ」と言つて、この小僧を捜したが、そのあたりにはもとからそうした小僧はいなかった。

これを見聞きした人は、「不思議なことだ」と、このうえなく感激した。その後、室戸津を通る船人や信心深い人々は、この寺に詣で、地蔵菩薩・毘沙門天に結縁しない者はいなかった」。

これを思うに、仏菩薩の御利益に不思議なことは多くあるが、これは火災の難にあり、堂を出て庭に立ち、あるいは小僧になつて人を集めて、火を消したのだ。これらは皆ありがたいことだ。

人はもつぱら地蔵菩薩に仕えねばならない、と語り伝えているというこ

とだ。

解説

室津港北岸の丸山にある第二十五番札所津照寺（高知県室戸市）は津寺とも呼ばれる。本尊は地蔵菩薩。本話は、その地蔵菩薩が山火事から堂舎を守つたという靈験譚である。地蔵菩薩は現世利益をもたらす仏として古以来人々の信仰を集めた。津照寺がある室津は、室戸岬の北西、室津川の河口にあり、交通の難所である室戸岬を回る船が日和待ちをする港として古来から栄えた。『土佐日記』によると、紀貫之は土佐国府から京都へ船で帰る途中、室津に一月十二日から二十二日まで十日間も停泊している。十七日の朝には、一度出港したものの、天候悪化のため室津に戻っている。こうしたことから、「其ノ津ヲ通り過ル船ノ人、心有ル道俗男女、此ノ寺ニ詣テ、其ノ地蔵菩薩・毘沙門天ニ結縁シ不奉ズト云フ事無シ」とあるように、現地の人々だけでなく航海の安全を祈る船人たちからも、津寺の地蔵菩薩は崇敬された。

（寺内浩）

27 土佐国幡多郡収納所宛行状写 応保元年十二月日

翻刻

幡多郡収納所

宛行蹉跎御崎千手観音経供田事

合参町

恒枝領地一丁 石国領地五反

恒時領地一丁 御崎村一丁

右、収納使西禅若冠之当初、随吏便入部当郡、経廻数年而去任之後、不慮外出家、有事縁亦再下向、倩案愚意、結縁於此地、忝奉遇観音慈悲之垂跡、今度不結縁者、又期何時哉、爰住僧月光坊・教智房同心六口之寺僧、毎日観音経十卷内、一卷者为天長地久御願円満也、二卷者我主君藤原朝臣為御一家各息災延命無病長寿、一卷（^{子孫}）為過去游霊父母舎兄等往生極楽、一卷者为当郡人民郡司・百姓等・所従・眷属安穩五穀成就、五卷者自身結議男女子孫繁昌久保寿福、各為至于千秋萬年之榮耀、所宛行如件、随又彼下地非本利田内、不及地主之訥、惜進而所謹進也、仍為後代、宛行如斯、

康保元年十二月 日

郡司散位惟宗朝臣 花押

書生散位秦良弘 花押

収納使 花押

任先判之旨、件寺田参町勘合、於壹町長寛元年檢住馬（^注）上見作田坪恒枝名勘免、仍為後々代々、収納使・書生加判、但起請之志、以同前也、

郡司散位惟宗朝臣

書生散位八木宿祢 花押

収納使惟宗 花押

現代語訳

土佐国幡多郡収納所が蹉跎御崎千手観音経供田に宛行うこと

合わせて三町（中略）

右のことにつき、収納使西禅は若年の頃に郡司につき従って当郡に入部し、数年を経て収納使の任務を終えた後、思いがけない出来事があり出家しました。西禅は縁があつて再び当郡に下向し、よくよく熟慮してこの地と縁を結び、恐れ多くも観音の慈悲に遭遇することができました。この度結縁しなかつたら、このような機会がありませんか。そこで住僧月光坊・教智房同心の六人の寺僧が毎日観音経十卷のうち、一卷は天長地久の御願円満のため、二卷は我が主君である藤原朝臣御一家各の息災延命無病長寿のため、一卷は過去游霊父母舎兄等往生極楽のため、一卷は当郡人民、郡司百姓等所従眷属の安穩と五穀成就のため、五卷は自身の結縁と男子孫の繁昌と長久に及ぶ寿福のため、それぞれ千秋万年の耀に至らんがために（読経いたします。そのための料所として）宛て行うところは以上の通りであります。そしてまたこれらの所領については本利田のうちにはあたりません。そのところの地主の意向に関係なく謹んで進上するところです。故に後代の証拠のため、宛行うところは以上の通りであります。（署判等略）

先の認定の趣旨のとおり、一連の寺田三町を勘合し、一町は長寛元年（一一六三）に行つた検注馬上帳の見作田の坪や恒枝名を勘免しました。そこで後代のために収納使・書生が判を加えます。但しこの誓約の志しについては、同前です。（以下略）

解説

現在、四国遍路第三十八番札所となっている金剛福寺（^{こんごうふくじ}）（高知県土佐清水市）に関する初見史料である。本史料では、事実書によれば元々収納使を

担っていた西禅が当該地域との結縁を遂げ、「住僧月光坊・教智房・同心六口之寺僧」が毎日の観音経の読経をすることが述べられ、そのために四筆三町の所領を「蹉跎御崎千手観音経供田」とすることを、「幡多郡収納所」という官物収納を担う国衙機構が認定するという形式をとっている。

本文書の形式は「幡多郡収納所」による所領の宛行状となっているものの所領を宛行う先を金剛福寺とは表記せず、あくまで「蹉跎御崎千手観音経供田」と表記していることにも興味を惹く。地方支配を実現する上で官物等の収取に際した帳簿作成等の実務や収納の実際を担うことを専門業務とする収納所は、所領宛行、免除認定を担う機関ではなく、実際独自に所領の免除認定に関わった事例もない。一方、本文書は合計「合参町」の千手観音経供田を宛行うとしつつも、四筆の所領の合計数とも合致せず、また幡多郡収納所による宛行状としつつも、実際には郡司・書生も連署しているなど、疑問な点が多い。宛行う三町の所領と西禅との関係や、西禅個人の地域社会への結縁の願いがなぜ公的機関である収納所によって実現されるのか、等も証文として慎重な検討を要する文書である。しかしながらここでは当時の何らかの真実の一端が含まれている可能性を考慮し、掲載した。本史料がどこまで真実を示しているか、詳細な分析を行う必要があるが、ここで直ちにこの論点に踏み込むことは難しく、別考を期したい。

四国遍路、あるいは巡礼に関わる論点としては、土佐国幡多郡収納使として活動していた西禅が出家してから再び土佐国幡多郡蹉跎御崎へ下向したという点、都鄙間の動きが活発になる十二世紀の僧侶の活動を示す事例のひとつとなる。出家後に再び土佐国幡多郡へ赴いたことを「下向」と表現していることから、西禅は京都などの「首都圏」で出家した可能性が高い。

西禅は収納使を担った経歴から、地域社会の名士の位置にあり、地域社会に大きな影響力を持つていたことが想定される。署判を加えている郡司・

書生・収納使も西禅と血縁関係等何らかの人的関係で繋がっており、千手観音経供田の設定という公的な保護が西禅の地域社会に対する影響力を背景として成立していた可能性も検討する必要があるかもしれない。

またこの時期には、例えば重源や西行のように地域の名士を出自とした僧が都鄙間ネットワークを築いて活動する動きが広く見られるようになる。中世を通じた地域社会の担い手となる在地領主による在地寺院の創建が広がるのもこの頃からであり、地方社会における「知」等のソフトインフラや、寺院そのものが持つハードインフラ的機能への「欲求」について考える上でも興味深い。

書誌

本史料の出典は、「東京大学史料編纂所蔵謄写本『土佐国蠹簡集』一」である。金剛福寺関係史料は、現存が確認できるもの他、近世の編纂物である『土佐国蠹簡集』に収載されたものがある。金剛福寺は度々火災に見舞われたことなどにより、現存する史料には限りがあり、本史料のように早い段階の史料については『土佐国蠹簡集』等後の編纂物に収載された写しでしか知ることの出来ないものが多い。

底本とした『土佐国蠹簡集』は、中世土佐国関係の史料を集めた編年体史料集である。土佐藩検見方役人等を担い地方を巡回した奥宮正明による編纂で、九三二点の古文書・金石文・棟札・系図等を編年順に収載し、享保十年（一七二五）頃成立、全九巻。中世土佐国を知るには不可欠の史料集である。なお、奥宮正明は土佐藩儒者谷重遠の高弟。原本は近世後期に失われ、写本には高知県立図書館所蔵森家本・山内文庫本や、浅草文庫本・内閣文庫本・国立国会図書館本などがある。本史料集が底本とした東京大学史料編纂所蔵謄写本は、同所が明治十六年に浅草文庫本を謄写したものである。（守田逸人）

28 讚岐国善通・曼茶羅寺所司等解 長寛二年七月二十日

少別当大法師（花押）
権別当大法師（花押）

翻刻

（端書）

「善通・曼茶羅両寺解状」

讚岐国東寺末寺善通・曼茶羅両寺所司等解 申進 本寺政所裁事

請早被触国衙、任経数百歳例、免除之寺辺三昧所司等在家廿五家国役公事并往古寺領志侍嶋一基兼又春田十三町糸綿紅花等、宛懸令責堪愁子細之状、

右、所司等謹検案内、善通寺者、是弘法大師先祖之伽藍建立之後、致五百餘歳、大師以泥土手自造立薬師尊容、書写金光明最勝鎮護国家妙文、以五神筆懸四面之額、曼茶羅院者大師入唐帰朝之後、卜密教相应地、建立一院、造立手自七鉢之諸尊、所奉安置給也、所謂大日如来・金剛薩埵・請觀世音・梵天・帝釈・毘沙門・吉祥也、誠結界嚴重聖跡、靈驗掲焉勝地也、依之代国司、殊致帰依、任々宰吏、專令仰崇、然者保延四年之比、出雲前司藤經高任（藤原実長カ）ニハ以散在寺領被一蘭已畢、又藤中納言任、重被一蘭畢、然而此一両任一蘭モツ乱、又散在之時ノ往古寺領志侍嶋ヲモ被押領、偏背旧例、纔寺辺ニ所居住之三昧所司等ニモ懸種々国役、有限奉免之春田ニモ、俄今付巨多之国役、被責堪（前）之間、自大師御在世之時、所被始置恒例鎮護国家御願并国史安穩祈願仏聖燈油之勤諸仏事等、已皆以及闕怠畢、愁中大愁也、上件条々非例事、为国衙ニハ雖不幾、為御寺ニハ經三百餘歳恒例諸仏事等已闕怠之故、尤可愁可悲、望請恩裁、早任解状之旨、被致御沙汰者、弥仰大師御勢、奉祈 朝家泰平・国史安穩之由、无両寺之牢籠、期慈尊之出世、仍勒子細、以解、

長寛二年七月廿日

上座大法師（花押）

現代語訳

（端書略）

讚岐国東寺末寺善通・曼茶羅両寺の所司等が上申して本寺東寺政所の裁定（を乞い願う）の事

早く讚岐国衙にご連絡をお下しになり、数百年間にわたるこれまでのしきたり通り善通寺・曼茶羅寺周辺三昧僧・所司僧等在家二十五家への国役公事免除を要求し、さらには古くからの寺領である志侍嶋一基の田十三町に対して（讚岐国から）糸綿・紅花等を宛て懸けられ、責勘されたことについて愁うことを乞う詳細の状、

右のことについて、善通寺・曼茶羅寺双方の所司等が謹んでことの詳細を調べてみると、善通寺は弘法大師の先祖が伽藍を建立した後、五百余年が経過しています。弘法大師が泥土を用いて自らの手で尊い薬師如来像を造立し、鎮護国家のための妙文である金光明最勝王經を書写し、五社明神により四面の額を掲げました。（一方の）曼茶羅寺は弘法大師が唐へ渡り本邦へ帰って来てから密教を伝える道場として建立した一院であり、弘法大師が自ら造立した七鉢の仏像を安置しました。いわゆる大日如来・金剛菩薩・請觀世音・梵天・帝釈・毘沙門・吉祥天であります。誠に（両寺領は）結界が嚴重の聖跡であり、靈驗あらたかな勝地であります。こういうわけで代々の国司は善通寺・曼茶羅寺に帰依し、任に就く国司は専らに仰ぎ崇めてきたのです。であるからこそ保延四年（一一三八）頃出雲国前司（藤原経高カ）の任期には、それまで散在していた両寺領を一円にしたのです。また藤原中納言（藤原実長カ）の任にも重ねて一円寺領の認可を得られました。ところが当代と前代の国司は一円寺領である由緒を乱し、また寺領

が散在していた時代から往古の寺領となっていた志々島をも押領し、これまでの例に背いて僅かに両寺の寺辺に居住する三昧僧・所司僧にも讃岐国の様々な国役を賦課し、免除を得た限りある春田にも俄に重い国役を賦課して責めたてました。こうしているうちに弘法大師がご在世の時にはじめて設定された恒例鎮護国家の御願のための、あるいは讃岐国司の安穩祈願のための仏聖燈油の勤や諸仏事等は、すでにすべてなおざりになってしまいました。これは愁いても愁いきれない事態であります。ここに記した近年まで例を見なかった数々のことは、讃岐国衙にとつてはとるに足らないことでもあります。しかし、本寺東寺にとつては三百余年に及ぶ恒例諸仏事等がすてにおざりになってしまったため、いかにも愁い悲しむべきことでありましょう。恩裁を望み乞うところでは、早く上申した通りに訴訟の手続きを行って頂けるならば、ますます弘法大師の威光を仰ぎみて、朝廷の泰平と讃岐国司の安穩をお祈りし、善通寺・曼茶羅寺両寺が窮乏することなく榮えて弥勒菩薩が現世に仏として現れることになるでしょう。この詳細をしたためて上申致します。

解説

十二世紀に入って一円化した善通寺・曼茶羅寺（香川県善通寺市）領は、その後も国司の交替毎にふたたび散在化したり、あるいは収公されたりと寺領の免除をめぐる相論は鎌倉時代に入るまで不安定な状態が続いていく。こうした訴訟が繰り返される度に、善通寺・曼茶羅寺は、両寺が無双の弘法大師の聖跡であることを主張し、それは寺領に賦課される官物の免除認定等、寺領の領有に関する正当性の根拠としたのである。

四国遍路、あるいは巡礼という観点から本史料をみると、善通寺では鎮護国家のための妙文である金光明最勝王經を書写したことや、「五神の筆」によって「四面の額」を掲げたとともに、弘法大師自らが泥土で薬師如来

像を造立したとの伝承を示していることが注目される。現在、中世善通寺領の北堺地である仙遊寺地区には、空海が真魚と呼ばれていた幼少時に泥土で仏をつくったとの伝承を残している。この地点が中世善通寺領の境界地点であることも影響してか、この付近には「犬塚」と呼ばれる卒塔婆状の中世石造物が残されている。本史料に現れる弘法大師伝承と仙遊寺地区に残された伝承との関連も含め、聖跡としての位置づけについては不明な点も多く、今後の研究の進展を俟ちたい。

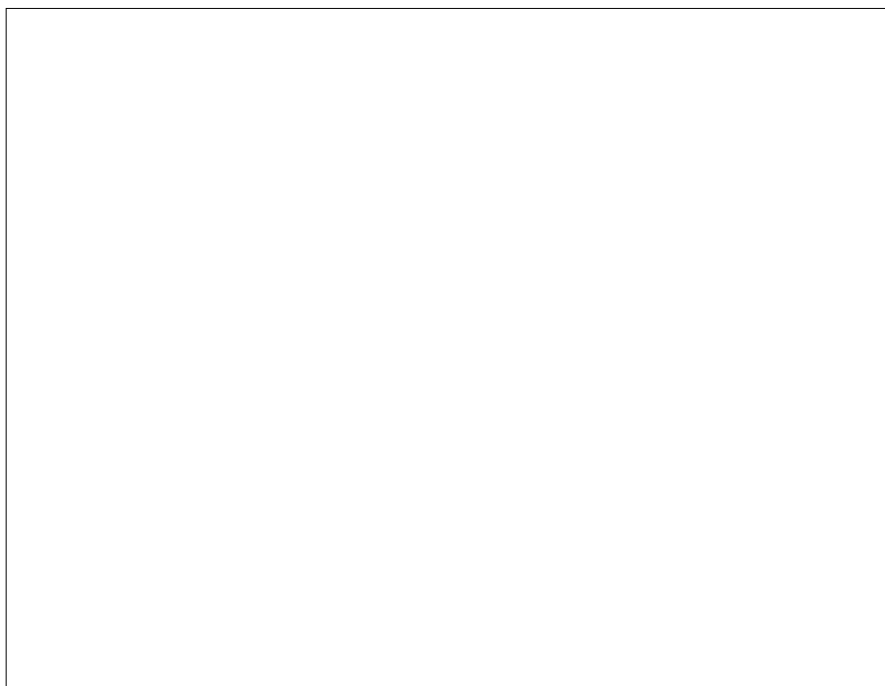
なお、本史料に現れるとおり、中世には寺領の帰属をめぐる訴訟などが広く行われるようになる。以降、善通寺・曼茶羅寺ともにこうした訴訟をはじめさまざまな局面で弘法大師ゆかりの寺院であることを第一に主張し、各所からの政治的・経済的保護を求めていく形式をとっていった。

書誌

本史料の出典は、「東寺文書〈楽〉」である。【史料13】の【書誌】項に示したとおり、東寺（教王護国寺）旧蔵にかかる文書は、大きく分けて（1）東寺文書、（2）東寺百合文書、（3）教王護国寺文書、（4）その他（個人所蔵など）、の四つのグループに分かれる。（1）の大部分と、（3）は現在も東寺所蔵の文書群であり、（1）の一部と（2）は、現在京都府立京都学・歴史館所蔵となっている。

本史料は（1）に分類される現東寺所蔵文書であり、上島有編『東寺文書聚英』（同朋舎出版、一九八五）に影印を収載している。

（守田逸人）



色葉字類抄 国立公文書館内閣文庫蔵

解説

『色葉字類抄』は治承年間（一一七七～一一八一年）に成立した国語辞書である。編者は橘忠兼であるが、その人物像は未詳である。平安時代末期の日常語彙が数多く掲載されており、寺社名や姓名などの固有名詞も含まれている。頭音によって「いろは」順に配列し、和語から漢字や用法をひく形式は、後の国語辞書に受け継がれた。ここに四国遍路の「遍路」の語源を考察する上で重要な用語である「辺土」、「辺地」についての訓も見られ、それぞれ「ヘント」、「ヘンチ」と記され、平安時代末期にそのように読まれていたことがわかる。

書誌

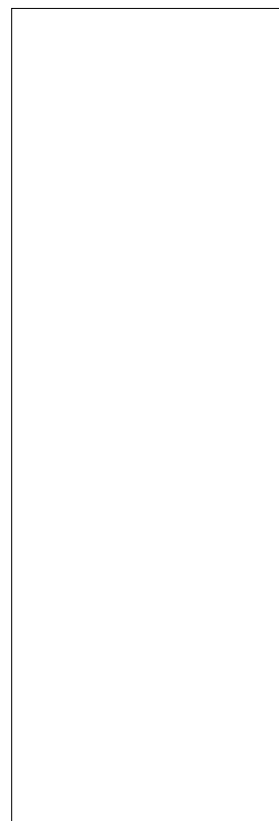
天養年間から長寛年間にかけて（一一四四～一一六五年）、まず二巻本『色葉字類抄』が成立し、その後増補され、三巻本が成立した。三巻本『色葉字類抄』の古写本には尊経閣文庫蔵の鎌倉初期写本（前田本）がある。鎌倉時代にこれに増補して十巻本が成立した。当時の日常語が多く収録され、特に漢語が豊富に収録される。三巻本と十巻本では収録語彙に違いが多く見られ、「辺地」については十巻本では落されている。江戸時代中期写とされる三巻本の黒川本には「辺地」（ヘンチ）が掲載されており、十巻本では鎌倉時代に編纂される過程で落とされた可能性もある。これは鎌倉時代以降にそれまでの僧侶による「辺地」修行の様相が変化したか、別の語彙呼び方、意味（例えば「辺路」を「ヘンロ」と読むようになった）に変化したことが背景にあったとも推測できる。

（大本敬久）

翻刻

尊経閣文庫本（三巻本、鎌倉時代初期写）では「暁字（中略）辺土ヘント 辺地ヘンチ」とあり、画像の国立公文書館内閣文庫本（十巻本、江戸時代写）では「辺土ヘムト」。

30 梁塵秘抄 卷第二 三〇〇



梁塵秘抄 卷第二 三〇〇
天理大学附属天理図書館蔵

翻刻

われらか修行にいてしとき、すすのみさきをかいまはり、うちめぐり、ふりすてて、ひとりこしちのたひにいてて、あしうちせしこそあはれなりしか

現代語訳

私が修行に旅立った時、能登半島の珠洲岬（石川県珠洲市の金剛崎付近の山頂にある須々奥宮神社は修験の道場であった）を回り、ついには岬を振り捨てて、ひとり北陸路の旅に出て、足を痛めたことは印象的なことであつたよ。

解説

『梁塵秘抄』は十二世紀末に後白河上皇が撰集した歌謡集である。当時の流行歌である「今様」が五六六首も集成され、全二十巻で構成されている。しかし、現存するのは巻一の巻頭部分と、巻二の全体などごく一部しかない。

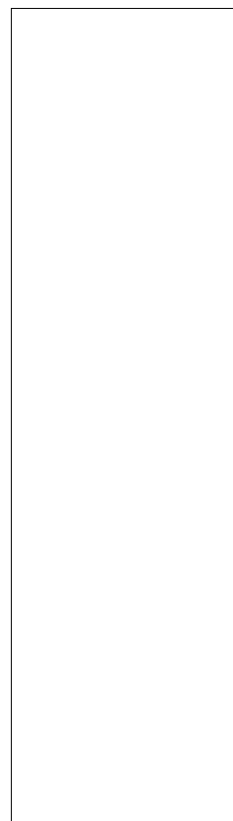
い。『梁塵秘抄』には仏教の思想、信仰や僧侶の修行の場所に関する歌が多く収録されている。巻二には僧歌十三首が見え、後項で紹介する「四国の辺地」の歌の直前に載っているのが本歌である。大峰山、葛城山、熊野といった著名な修行地だけでなく、全国各地の霊験地も紹介されている。珠洲岬は現在の石川県珠洲市にある岬で能登半島の先端部にあたる。平安時代末期に都から遠く離れた地である珠洲岬や四国の辺地でも修行する僧侶がいて、今様で歌われるように、その様子が都でも貴族から多くの庶民にいたるまで知られていたことがわかる。

書誌

『梁塵秘抄』の原本は失われている上に古写本や刊本も確認できない。同じ歌集でも『古今和歌集』や『和漢朗詠集』などとは異なり、多くの者が目にする機会がなかった。平安時代以降の歌人、文人（例えば藤原定家や三条西実隆など）によって書写されて、それが広まることで多くの者が目にするという機会に恵まれなかった作品である。このような伝本状況であったため、江戸時代の国学、歌学（例えば賀茂真淵や本居宣長など）の世界でも『梁塵秘抄』が取り上げられることはなかった。

『梁塵秘抄』が注目されるようになるのは歴史学者の和田英松が明治四十四年（一九一一）に『梁塵秘抄』巻二を発見して以降のことである。しかも、この和田が発見した巻二は、江戸時代後期の書写であり比較的新しい。大正年間に巻二は、和田から佐佐木信綱（竹柏園文庫）に譲られ、そして戦後、天理大学附属天理図書館で保管されることになった。

（大本敬久）



梁塵秘抄 卷第二 三〇一
天理大学附属天理図書館蔵

翻刻

われらか修行せしやうは、にんにくけさをはかたにかけ、またおいを、ひ、ころもはいつとなくしほたれて、しこく〈四国〉のへちをそつねにふん

校訂本文

われらが修行せし様は、忍辱袈裟にんじやくけさをば肩に掛け、また笈おひを負ひ、衣はいつとなくしほたれて、四国の辺地をぞ常に踏む

〔新編日本古典文学全集四二〕による

現代語訳

私が修行をした有様を申そうならば、まずは忍辱の意思を示す袈裟を肩に掛け、笈を背負い、衣はいつとなく潮の香が染みつくという、そんな風体で四国の海辺をいつも踏み歩いている。

解説

先項でも紹介したとおり、『梁塵秘抄』は十二世紀末に後白河上皇が撰集し、当時の流行歌「今様」が集成されている。全二十巻で構成されていたが、現存するのは巻一の一部と巻二のみである。

今様は十一世紀初頭には流行しはじめた歌謡で、十一世紀後半から十二世紀初頭にかけて最盛期を迎えた。傀儡子の女性や遊女の芸としても知られ、これらの女性が当時の貴族の邸宅に招かれて遊興の相手になることが多く、もともと地方の歌や民俗行事に伴う俚謡であったものが、次第に都風の優雅な歌へ変質していったとされる。十二世紀半ば頃には、洗練度が増すとともに、従来の歌い方や詞章が忘れられていく傾向があった。幼少期から今様の愛好者だった後白河上皇は、変容しつつある今様を保存するため、傀儡子や遊女など伝承の確かな者から今様を習うとともに、その詞章を集成して『梁塵秘抄』が成立したと考えられている。

この『梁塵秘抄』は「四国遍路の成立」をテーマとした研究の中で頻繁に取り上げられてきた。四国遍路の明確な起源は不詳であるが、すでに平安時代末期にはその素地ができていたといわれ、『今昔物語集』巻三十一第十四の「四国の辺地と云は、伊予讃岐阿波土佐の海辺の廻也」の記述や、この『梁塵秘抄』の今様歌が紹介されることが多い。

この歌は、僧侶の修行の様子として、忍辱（侮辱や迫害を受けても耐え忍ぶ）の意思を示す袈裟を肩に掛け、笈を背負い、衣はいつとなく潮の香が染みつくという、そんな風体で四国の海辺をいつも踏み歩いているという内容である。

本歌に限ったことではないが、活字化される校訂本文は刊行物によって異なっており、天理大学附属天理図書館本を確認すると翻刻文は上記のとおりであり、これまでの諸研究で用いられてきた表記とは異なっている。そしてここに記述される「しこく」には「四国」と漢字ルビが付されている。

また、これまでの諸研究で紹介されたような漢字交じりの文章ではなく、本文はかな表記である。例えば昭和五十九年（一九八四）刊行の『愛媛県史民俗編下』では「忍辱袈裟」、「辺地」とあるが、ここでは「にんにくけさ」、「へち」としか記されていない。校訂本文があたかも原本に記されたもののように引用し、研究、解釈に用いられることも多く見られるが、校訂の過程を確認しておく必要がある。平成十二年（二〇〇〇）刊行の『新編日本古典文学全集四十二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』（小学館）では「しこくのへち」を「四国の辺地」と表記しており、平成五年刊行の『新日本古典文学大系五六 梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謡』（岩波書店）では「四国の辺道」となっている。「しほたれて」も『全集』では「潮垂れて」と漢字表記としている。

このような本文を校訂した上で掲載するのは国文学では一般的なことだが、「しこくのへち」について現代の注釈者によって「四国の辺地」とするのか「四国の辺道」とするのかで四国遍路の歴史、起源のイメージも変わってくる。「辺地」であれば、辺境の広いエリアを指し、四国の海辺を巡る修行僧がいたという解釈になるが、「辺道」となるとエリアではなく「道」というラインを強調することになってくる。平安時代末期には四国の周縁に、修行僧が歩く特定の「道」、いわば後世の遍路道のようなものが形成されていたという見方になる。

『梁塵秘抄』とほぼ同時代成立の『今昔物語集』に「四国の辺地」と表記されていることから、「へち」に漢字をあてるとすれば、『梁塵秘抄』収録の今様が歌われた十二世紀の状況を考えると、江戸時代以降のような遍路が通る特定の「道」が確立していたわけではなく、「辺道」より「辺地」とするのが適当であろう。

なお、この「しこくのへち」について、川岡勉氏は「もともと四国は、早くから遍歴や巡礼を重ねる僧侶の仏道修行地であった。（中略）十二世

紀に流行った今様という歌謡を集めた『梁塵秘抄』には（中略）という歌が収録されており、ここでも「四国の辺地」を踏む修行者たちの存在が読み取れる。衣が潮垂れるという表現からは、やはり海辺を巡り歩いていた様子がうかがえる」（『四国遍路の世界』筑摩書房）とあり、また、西耕生氏は『今昔物語集』（平安後期の説話集）や『梁塵秘抄』（平安末期の歌謡集）と、先の中世資料（『醍醐寺文書』、『南無阿弥陀仏作善集』）を指す）の記述とを合わせれば「四国辺路／四国辺地／四国ノ辺」はいずれも、「しこくのへち」と呼ばれる霊地をさまざまに記した表現と考えてよい。「しこくのへち」は主として「四国の海岸」をさす語である。ただし、大峰・葛城「両山」との並称によって固有の地名とまで考えることには、なお慎重でなければならない。なぜなら「へち」は、四国だけに限定して用いられる語ではないからである。（『同書』）と述べており、漢字表記するならば「辺地」が適当であり、しかも「へち（辺地）」自体は四国のどこかの特定の場所を示すのではなく、一般語彙としてとらえておくべきであろう。

古代・中世の歴史や文学に関する文献を引用、活用する上では、辞書や全集本などの現代で「権威」的に扱われる基本書も、実は校訂作業を経て、本文を掲載しているのが一般的であり、我々は、その校訂作業を無視して、そのまま活字本文のみを使い続けることになる、相互の研究の過程で齟齬や誤解が生まれかねない。テキストの扱いに関する基本的姿勢を今一度、再認識すべきであろう。

（大本敬久）



梁塵秘抄 卷第二 二九七・二九八
天理大学附属天理図書館蔵

翻刻

ひしりの住所はどこくそ、みのうよかちうよはりまなる、所さのやま、いつものわにふちや、ひのみさき、みなみはくまの、なちとかや（二九七）
ひしりの住所はどこくそ、おほみねかつらきいとのおつち、みのうよかちうよはりまのそさの山、みなみはくまの、なち新宮（二九八）

現代語訳

修験者の居所はどこなのか。撰津箕面の滝安寺、勝尾寺、播磨の書写山、出雲の鰐淵寺、日御碕神社、南は熊野の那智大社とか聞くことだ。（二九七）

修験者の居所はどこなのか。大峰山、葛城山、石鎚山、箕面（滝安寺）、勝尾寺、播磨の書写山（円教寺）、南は熊野の那智大社と新宮がある。

（二九八）

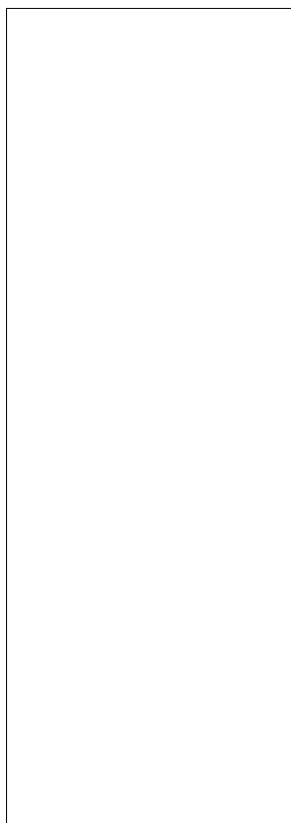
解説

平安時代末期成立の『梁塵秘抄』巻二の二九七では、修験の霊場を京近辺から西へ、南へと紹介し、二九八では「いとのおつち」とあり「いしのおつち」の誤記と思われる、愛媛県の石鎚山に比定される。石鎚山は先項の『日本霊異記』（史料7）でも紹介したとおり、平安時代初期には修行の山として既に都にも知られていたが、平安時代末期に到っても大峰山、葛城山、熊野と並ぶ修験者の修行地として著名であった。三〇一にある四国の海辺での修行（「しこくのへち」）だけではなく、石鎚山などでの山岳修行も盛んであった。なお、石鎚連峰は石鎚山（一九八二メートル）を主峰に、東に瓶ヶ森（一八九七メートル）、笹ヶ峰（一八六〇メートル）などの連山からなる。一般に石鎚信仰といえば主峰の石鎚山を信仰対象とするものと理解されているが、石鎚山だけではなく、瓶ヶ森、笹ヶ峰にも蔵王権現が祀られた歴史があり、当時の「石鎚」は石鎚連峰全体を指していたとも考えられる。

書誌

明治時代に和田英松発見の『梁塵秘抄』巻二は越後国（現新潟県）高田の室直助旧蔵本を柳岡良弼が入手した。柳岡は下総国（現千葉県）の出身で、安政五年（一八五八）から江戸で昌平坂学問所に学び、後、明治政府の法制官僚として活躍した人物で、古代史料に精通していた。越後高田藩は酒井家、久松松平家など藩主が頻繁に交替し、室家についても不詳であり、『梁塵秘抄』がどのように書写され、伝わったのかは明らかではない。

（大本敬久）



梁塵秘抄 卷第二 三一〇
天理大学附属天理図書館蔵

翻刻

四方の靈驗所は、いつのはしりゆ、しなの、とかくし、するかのふしはやま、ははきの大山、丹後のなりあひとか、とさのむろふと、さぬきのしとの道場とこそきけ

現代語訳

全国各地の靈驗あらたかな所は、伊豆の走湯（静岡県熱海市の伊豆山神社）、信濃の戸隠神社（長野県長野市）、富士山本宮浅間神社（静岡県富士宮市）、鳥取の大山寺（鳥取県大山町）、京都府宮津の成相寺、高知県の室戸岬、香川県の志度寺の道場と聞いている。

解説

四国遍路の起源を考える際に重要なのは、平安時代末期の「四国の辺地」の修行である。この『梁塵秘抄』や『今昔物語集』からは四国の海岸部を巡りながら厳しい修行を行っていた僧侶の存在があった。しかし、四国の

海岸部を巡るだけの修行ではなかったと思われる。既に靈場（道場）ともいえる靈驗所が四国の海岸部に成立しており、辺地修行だけではなく、靈場（道場）へ参詣したり、滞在したりしていたことがこの『梁塵秘抄』巻二の三一〇の今様歌から推察することができる。ここには、平安時代末期に有名であった靈驗所として伊豆（静岡県）の走湯、信濃（長野県）の戸隠、駿河（静岡県）の富士山、伯耆（鳥取県）の大山等が挙げられ、それに連ねて、土佐（高知県）の室戸岬や讃岐（香川県）志度寺が挙げられている。現在でも、四国八十八ヶ所靈場として、室戸には第二十四番札所最御崎寺、第二十五番札所津照寺、第二十六番札所金剛頂寺があり、志度寺は第八十六番の札所となっている。これらの四国の靈驗所（札所）はいずれも海岸部に位置する寺院であり、四国の辺地を歩く修行僧はこれらの靈驗所でも修行していたことがわかる。

平安時代末期の四国での辺地修行は、単に四国の外周の海岸部を巡るばかりではなく、修行のルートが次第に固定化されていったと考えられ、その通過地点として靈驗所となる寺院が整備されていった。その成立過程はまちまちと思われるが、葛城山では平安時代末期から鎌倉時代初期に山林修行における一定の区切りとしての宿が成立しており、類似したことが四国でも見られ、現在の四国八十八ヶ所の札所の原型が形成されていったと見ることができる。

後白河上皇が『梁塵秘抄』を撰集したのは十二世紀後半であり、その中に全国の靈驗所が挙げられ、室戸と志度寺が登場しており、これらが当時京都における流行歌として歌われるほど、広く知られた存在だったといえる。

（大本敬久）

34 梁塵秘抄 卷第二三四八



梁塵秘抄 卷第二 三四八
天理大学附属天理図書館蔵

翻刻

とさのふなちはおそろしや、むろつかおきならては、しませかいははたて、さきやさきのうらく、みくりやのほつみさき、こむかう上とのつれなころ

現代語訳

土佐（高知県）への船旅は恐ろしいことよ。室津の沖から室戸岬沖を通らなくてだめなので、岸边に近い海には島のような巨岩がそびえ立っている。佐喜の、佐喜（高知県室戸市東部の佐喜浜）の浦々、御厨人窟（御蔵洞）のある最御崎寺（第二十四番札所）、金剛頂寺（第二十六番札所）付近の聖地に連なり寄せる余波よ。

解説

土佐国（高知県）への船旅が危険であることが平安時代末期成立の『梁塵秘抄』に収録された今様歌に見える。今様は当時の都に住んでいた人々

の間での流行歌でもあり、土佐への船旅は「恐ろしい」というイメージが広く定着していた。岩礁の多い室戸岬沖は古くから航海の難所であったが、土佐国司を務めた紀貫之が承平五年（九三五）頃に著した『土佐日記』の影響もあるのかもしれない。貫之は土佐国司の任期を終えて船旅で帰京したが、その間に悪天候により船が出せなかったり、海賊に襲われる危険を感じたりしながらの旅であり、貴族社会で広く読まれた『土佐日記』によって形成されたイメージもあったのだろう。

この今様歌には多くの土佐の地名、霊験所が見える。室戸岬の風待港で紀貫之も悪天候のため留まっていた「室津」（室津港、津呂港）、岬東側の風待港「佐喜」（佐喜浜）、空海が青年期に修行して明星を得たこととされる「御厨」（御厨人窟）、現在、四国霊場第二十四番札所となっている「最御崎」（最御崎寺）、同じく第二十六番札所の「金剛浄土」（金剛頂寺）である。平安時代末期に既に御厨人窟は都でも著名な存在であり、現在の札所となっている最御崎寺、金剛頂寺も既に霊験所として知られていた。四国の辺地修行の中の難所でもあり、空海が青年期に修行した場所でもあるこの地域に、単に通過するだけの場所ではなく、参詣したり、滞在したりする霊験所が成立し、これらが後世の四国八十八ヶ所霊場へと発展していく原型が見て取れる。

なお、「金剛浄土」とあることから、これは観音浄土の補陀落渡海の意味も含まれていると見ることもできる。実際に四国での補陀落渡海は、高知県足摺岬の第三十八番札所金剛福寺では見られたが、室戸も補陀落渡海の浄土という信仰地として認識されていた。

（大本敬久）

35 山家集 下雜

校訂本文

讃岐に詣でて、松山の津と申所に、院おはしましけん御跡尋ねけれど、
形も無かりければ

松山の波に流れて来し舟のやがて空しく成にける哉
松山の波の景色は変らじを形無く君はなりましにけり

白峯と申ける所に御墓の侍けるにまゐりて

よしや君昔の玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん

同じ国に、大師のおはしましける御辺の山に、庵結びて住みけるに、
月いと明かくて、海の方曇り無く見えければ

曇りなき山にて海の月見れば島ぞ氷の絶え間なりける

住みけるまゝに、庵いと哀れにおぼえて

今よりは厭はじ命あればこそかゝる住まひの哀をも知れ

庵の前に、松の立てりけるを見て

久に経てわが後の世をとへよ松跡忍ぶべき人もなき身ぞ
こゝをまた我住み憂くて浮かれなば松は独にならんとすらん

(中略)

大師の生まれさせ給たる所とて、廻りの仕廻して、その標に松の立て
りけるを見て

哀れなり同じ野山に立てる木のかゝる標の契りありける

又ある本に

曼陀羅寺の行道所へ登るは、世の大事にて、手を立てたる様なり、大
師の、御経書きて埋ませをりましたる山の峯なり、坊の外は一丈ばか
りなる壇築きて建てられたり、それへ日毎に登らせおはしまして、行
道しをりましけりと、申伝へたり、巡り行道すべき様に、壇も二重に
築き廻されたり、登る程の危うさ殊に大事なり、構へて這ひまはり着
きて

廻り逢はん事の契りぞ有がたき厳しき山の誓ひ見るにも

やがてそれが上は、大師の御師に逢ひまゐらせさせをりましたる峯な
り、わがはいしさと、その山をば申すなり、その辺の人はわがはいし
とぞ申ならひたり、山文字をば捨てて申さず、又筆の山とも名付けた
り、とほくて見れば筆に似て、まろくと山の峯の先の尖りたる様な
るを申慣はしたるなめり、行道どころより、構へてかきつき登りて、
峯にまゐりたれば、師にあはせおはしましたる所の標に、塔を建てお
はしましたりけり、塔の礎、計りなく大きなり、高野の大塔などばか
りなりける塔の跡と見ゆ、苔は深く埋みたれども、石大きにして露に
見ゆ、筆の山と申名につきて

筆の山にかき登りても見つるかな苔の下なる岩の気色を

善通寺の大師の御影には、側にさしあげて、大師の御師書き具せられ
たりき、大師の御手などもおはしましき、四の門の額少々破れて大方
は違はずして侍き、末にこそいかゞなりなんぞらんとおぼつかなくお
ぼえ侍しか、

(『日本古典文学大系二九 山家集 金槐和歌集』による)

現代語訳

(中略)

讚岐にまいって、松山の津と申す所に、崇徳院が住んでおられた跡を尋ねたが、あとかたもなかったのだ

松山の津へ波に流されてきた舟(崇徳院)はやがて空しくなった(崩御された)ことよ

松山の波の景色は院在世中と変わらないのに院はあとかたもなくなってしまった

白峰と申す所の御墓のある場所にまいって

たとえ上皇様が昔に金殿玉楼に住んでおられたとしても亡くなられた後は何になりましょうか

同じ讚岐国の、大師のおられた辺りの山に庵を結んで住んでいた時、

月がたいへん明るくて、海の方が曇りなくはつきりと見えたので曇りのない山から月に照らされた海を見ると島は敷きつめた氷の絶え間のようだ

住んでいると庵に情趣を覚えるようになって

今からは世を厭うのをやめにしよう、命があつてこそこのような住まいに感慨深い思いを抱くようになったのだから

庵の前に松が立っているのを見て

松よ、いつまでも生きながらえて私の後生を弔っておくれ、跡をしのでくれる人もいない身であるから

ここをまた住むのがいやになって漂泊の旅に出たならば松は一人になってしまうのだろう

大師のお生まれになった所といつて、周囲に垣をめぐらして、その標に松の立っているのを見て

感動的なことだ、同じ野山に立っている松の木だが、このような標になる前世の契りのあつたことよ

又ある本に、曼陀羅寺の行道所に登るのはたいへん困難で、手を立てたようなけわしい所である。そこは大師がお経を書いて埋められた山の峯である。坊の外には一丈ほどの壇を築いて建てておられる。そこへ毎日お登りになって行道をされたと申し伝えておられる。そこ行道できるように、壇も二重に築きめぐらされている。登る時の危険さは特にたいへんであつた。用心してはうようにそこに着いて

大師が修行中に雲に乗ってこられた釈迦如来にめぐりあつたという契りがありがたいことよ、この険しい山を登って行道をされた大師の誓願のあとを見るにつけても

引き続き、その上は大師が釈迦如来にお逢いになった峯である。「わがはいし」とその山を申している。その辺りの人は「わがはいし」と申しならわしている。山の文字を捨てて申さない。また筆の山とも名付けている。遠くから見れば、筆に似てまるまるとした山の峯の先のとがったようなのを、そのように申しならわしているようだ。行道所より用心してはいつくばるように登って峯に至ると、大師が師(釈迦如来)に逢われた場所に標として塔を建てておられる。塔の礎はかかることができないうらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔の跡と見える。苔いっぱい埋もれているが、礎石は大きくてはつきりと見える。筆の山と申す名について

筆の山に筆で字を書くようにかきついて登り見たことだ、苔の下にある塔の礎の様子を

普通寺の大師の御影には、すぐそばの少し高いところに、大師の御師（釈迦如来）の姿が書き添えられてあった。大師の御筆跡なども残されていた。東西南北の門の額は少し割れていたが、だいたいは造られた時と変わらない状態であった。後々にこそどうなるであろうかと気がかりに思われた。

解説

西行（一一一八～一一九〇）の俗名は佐藤義清。佐藤氏は秀郷流藤原氏の嫡流で、代々検非違使や院北面に任じられた。義清は保延元年（一一三五）に兵衛尉となり、その後鳥羽院の下北面に選ばれた。和歌・流鏑馬・蹴鞠にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三歳の時に出家し、西行と名のる。以降、西行は草庵に閑居しつつ諸国を遊行する一生を送る。

天養元年（一一四四）ころに歌枕を訪ねて東北地方に赴き、久安五年（一一四九）ころに高野山に草庵を結んだ。高野山滞在は約三十年に及ぶが、その間に天王寺、熊野、巖島など各地を旅している。仁安三年（一一六八）、五十一歳のころ、崇徳院の墓と弘法大師の遺蹟を訪ねて讃岐国に向かった。治承四年（一一八〇）に伊勢国に赴き、文治二年（一一八六）には東大寺再建料勧進のため、鎌倉の源頼朝、平泉の藤原秀衡を訪ねている。建久元年（一一九〇）二月十六日、河内国弘川寺で亡くなった。

西行は四国に下る前、上賀茂社に詣で、歌を詠んでいる（下雑一〇九五）。その詞書には「齢高くなりて、四国の方へ修行しけるに、また帰りまゐらぬ事もやとて（年をとってから四国の方へ修行の旅に出た時、

再び帰ってきて参詣することはできないかもしれないと思って）」とある。四国滞在中の歌には、校訂本文に掲げたもののほかに、讃岐国の三野津で詠んだ歌（下雑一四〇四）がある。

西行がまず向かったのは崇徳院の御所跡と墓である。崇徳院は保元元年（一一五六）の保元の乱に敗れ、仁和寺に逃れてそこで出家する。この時西行はすぐに仁和寺を訪れている。その後、院は讃岐国に流され、松山の地で日々を送ったが、長寛二年（一一六四）に亡くなり、白峯陵に葬られた。西行がこれらの地を訪ねたのは、崇徳院の鎮魂のためであった。

次いで、西行は普通寺に行き、しばらく留まる。出釈迦寺西方の水茎の岡に西行庵があるが、そこが西行が庵を結んだ所といわれている（庵の場所は普通寺玉泉院ともいわれる）。「大師の生まれさせ給たる所」は、現在普通寺誕生院のある場所であろう。そこに標として松が植えられていたらしい。

出釈迦寺の南に我拝師山があり、急坂を登ったところに禅定堂がある。ここが「行道所」であろう。また我拝師山には捨身ヶ嶽という急崖があり、空海が七歳の時捨身誓願を立てて身を投げたところ、釈迦如来が現れて空海を救ったと伝えられている。そこには大きな塔の礎があったらしいが、今は残っていない。西行は詞書の中で我拝師山を「又筆の山とも名付けた」としているが、これは西行の誤解で、隣にある筆の山と混同したものである。

なお、宇津木言行校注『山家集』は、「坊の外は」を「はうの卒塔婆」とし、断面方形の石造角卒塔婆で、経塚の地上標識と推定している。また、「廻り逢はん事の契りぞ有がたき巖しき山の誓ひ見るにも」の歌について、空海と釈迦の邂逅を詠んだと解するのは誤りで、釈迦滅後五六億七千万年後に出世する弥勒菩薩とめぐり逢おうとする宿縁を詠んだとしている。

西行が四国に下向して約八十年後の寛元元年（一一二四）、高野山僧の

道範が善通寺を訪れ、寺内に安置された御影（弘法大師像）について、「この御影は大師御入唐の時、自らこれを図し、御母儀に預け奉ると云々、同等の身像と云々、大方の様は普通の御影の如し、但し、左の松山の上に、釈迦如来影現の形像これ有り」と云々」（『南海流浪記』）と記している。最後の詞書にある「善通寺の大師の御影」は、これと同じものであろう。

西行の歌集の一つ『山家心中集』には、前掲の「こ、をまた我住み憂くて浮かれなば松は独にならんとすらん」の詞書に「土佐の方へやまからましと思ひたつこと侍りしに」とある。これによれば、土佐国に向かうことを考えていたらしいが、実際に行つたかどうかはわからない。また、いつまで四国に滞在したかも不明である。

西行が上賀茂社で詠んだ前述の歌の詞書に「四国の方へ修行しけるに」とあるが、これは「四国」という語の比較的早い用例である。十二世紀初頭の『今昔物語集』巻二十五第二、巻三十一第十四（『史料24』）、十二世紀末の『梁塵秘抄』三〇一（『史料31』）にも「四国」がみえる。阿波・讃岐・伊予・土佐の四か国は南海道の一部であったが、平安時代末から四か国を指す「四国」という語が用いられるようになるのである。

なお、『山家集』には、海岸線での修行に関わる歌として次の二首（中雑九九八、下雑一四四一）がみえている。

波につきて磯回に座す荒神は潮踏む巫覡を待つにや有らん

（波に漬かつて磯の辺においで荒神様は、潮を踏んでやってくる巫覡を待っておられるのであろうか）

伊勢の磯のへちの錦の島に、磯回の紅葉の散りけるを

（伊勢の海岸線にある錦の島で、磯辺に紅葉が散っているので）
波に敷く紅葉の色を洗ふゆゑに錦の島と言ふにや有らん

（磯辺の波の上に散り敷く紅葉の色を洗うので、錦の島というのであろうか）

書誌

『山家集』は西行の歌集。伝本は陽明文庫本系統、版本系統、松屋本系統の三つに分かれる。陽明文庫本系統は上中下の三巻、他の二つの系統は上下の二巻からなる。歌数は陽明文庫本系統が一五五二首、版本系統が一五六九首、松屋本系統が一二五九首。部立は春・夏・秋・冬・恋・雑よりなる。成立過程の詳細は不明だが、西行自身がまとめたものを本人あるいは他者が数次にわたって再編し、段階的に成立したらしい。ここには下雑にある四国への旅の歌十首とその詞書を載せた（日本古典文学大系の歌番号では、一三五三―一三五九、一三六九―一三七二）。

日本古典文学大系の底本は陽明文庫所蔵六家集本。室町後期または近世初期の写本で、陽明文庫本系統を代表する最古の写本である。日本古典文学大系の凡例は以下の通り。底本は定家仮名づかいで濁点がないが、これを歴史的仮名づかいに統一し、必要な箇所には濁点をつけた。読みやすくするため、底本の仮名を適宜漢字に改めたが、その場合は底本の仮名を振り仮名として残した。本文の振り仮名のうち、（ ）のついているものは校注者がつけたもの、「」のついているものは底本の仮名である。長文の詞書には句読点をつけた。

（寺内浩）

36 観音講式

校訂本文

(前略) 一条院御時、阿波国賀登上人、深欣^二彼山^一、頻有^二夢想^一、長保二年八月十八日、自^二土左国室戸津^一、相^二具弟子一人^一、遂以進発、一葉之船、如^レ飛向^レ南、(後略)

(浅草寺蔵本『観音講式』翻刻文による)

訓み下し文

一条院の御時、阿波国の賀登上人、深く彼の山を欣び、頻りに夢想有り、長保二年八月十八日、土左国室戸津より、弟子一人を相具して、遂に以て進発す、一葉の船、飛ぶが如く南に向かふ、

現代語訳

一条天皇の時代、阿波国の賀登上人が、補陀洛山を熱心に思い、頻りに夢にあらわれた。長保二年八月十八日、土左国室戸津より、弟子一人を連れて、遂に出発した。一隻の船が飛ぶようにして南に向かった。

解説

観音の浄土とされる補陀洛山に対する信仰を補陀落信仰という。補陀落山は南方海上にあると信じられていたので、熱烈な信仰者たちが各地から南に向かって船出した。これが補陀落渡海で、一種の捨身往生であった。『今昔物語集』卷三十一第十四(史料24)のところで述べたように、辺地修行の背景には補陀落信仰があった。室戸の最御崎寺(第二十四番札所)、金剛頂寺(第二十六番札所)、足摺の金剛福寺(第三十八番札所)には補

陀落信仰が濃厚に認められる。

補陀落渡海の出発地として最も有名なのは和歌山県の熊野である。『熊野年代記』によると、熊野からの補陀落渡海は貞観十年(八六八)の慶龍上人に始まる。『台記』康治元年(一一四二)八月十八日条には、堀河天皇の時代(一〇八六―一一〇七)に那智からの補陀落渡海を見たという権僧正覚宗の話が載せられている。

補陀落渡海の様子がよくわかるのが、鎌倉幕府御家人下河辺行秀の事例である(『吾妻鏡』天福元年(一一三三)五月二十七日条)。行秀は下野国那須野で行われた大狩で失態を犯し、その場で出家、逐電した。彼は智定房と名のつて熊野で修行し、補陀落渡海に至った。その乗船について、『吾妻鏡』は「彼の乗船は、屋形に入るの後、外より釘を以て皆打ち付け、一つの扉も無く、日月の光を観ること能はず、只だ燈に憑るべし、三十ヶ日の程の食物並びに油等、僅かに用意すと云々」と記している。つまり、彼の乗った船は屋形船だったが、中に入ったあと外から釘を打ち付けられ、一つの扉もなく、日月の光も見えず、ただ燈火をたよりとし、食料と燈油も三十日程度が用意されていただけであった。

四国では室戸と足摺から補陀落渡海が行われた。賀登上人が補陀落渡海をした室戸は、平安末期の大師伝『大師御行状集記』に補陀落を望むことができるとあり、また嘉元四年(一一三〇六)三月二十二日の「官宣旨案」(『鎌倉遺文』二十九―二二五四九)(史料49)にも、最御崎寺は「南は則ち補陀洛山に通じ、行者常に彼の山に渡ることを得」とあるように、補陀落渡海の出発地としてよく知られたところである。

賀登上人のことは、貞慶の『観音講式』の他に、鴨長明『発心集』三―五の「或る禪師、補陀落山に詣づる事 賀東上人の事」にもみえている。そこには、讃岐三位の乳母の夫が土佐国から補陀落渡海したという話に続けて、一条院の時代に「賀東聖と云ひける人」が弟子一人を連れて補陀落

渡海したと語り伝えられているとあるので、賀登（東）上人の話は当時よく知られていたであろう。

この他、室戸から補陀落渡海した人物として、蓮台上人と実勝坊がいる。金剛頂寺十一世住持の蓮台上人は平安時代末頃の僧で、『南路志』に「南山に移り住み、終に往生を遂ぐ人なり」とある。実勝坊も康元二年（一二五七）に「土州室戸津より一身一葉の船に乗して補陀落詣の素懷を遂げられ畢ぬ」（『四座講縁起』）とされている。

足摺も室戸と並ぶ補陀落渡海の出発地であり、足摺岬にある金剛福寺は、応保元年（一一六一）の「土佐国幡多郡収納所宛行状写」に「観音慈悲の垂跡」（『平安遺文』七―三一八四）（『史料27』）の地とあり、また正嘉元年（一二五七）四月、同二年十月の「前撰政一条実経家政所下文案」では「補陀洛山化主三面千手観世音菩薩、毎日此寺に臨光す」、「件の寺は千手観音靈験の地」（『鎌倉遺文』十一―八一〇五・八三〇九）（『史料40』）とされるなど、古くから観音霊場として知られていた。

享禄五年（一五三二）に書かれた同寺の縁起『蹉跎山縁起』には、長保（九九九―一〇〇三）頃に日円坊が、寛正二年（一四六一）頃に正実沙弥が補陀落渡海を行ったと記されている。正嘉元年の「前撰政一条実経家政所下文案」や『地藏菩薩靈験記』では、先の賀登上人も足摺から渡海した事になっている。

この他、足摺からの補陀落渡海は『とはすがたり』（『史料60』）や『平家物語（長門本）』（『史料61』）などの文学作品にもみえている。

書誌

特定の仏を賛嘆する法会の中で、導師がその仏を讃えて読み上げる文章を講式という。観音講式の他に弥勒講式、地藏講式などさまざまな種類のものがある。解脱上人貞慶が作った『観音講式』には、（A）建仁元年

（一二〇二）五月十八日、（B）同年五月二十三日、（C）承元三年（一二〇九）の三つがあり、校訂本文に掲げたのは（B）の奥書の一部である。この『観音講式』には多くの写本があり、ここでは浅草寺蔵本（正応元年（一二八八）筆写）の翻刻文を用いた（講式研究会「観音講式と法華講式」所収）。

貞慶（一一五五―一二二三）は法相宗の僧で、戒律の復興に尽力し、「興福寺奏状」を著して法然の専修念仏を批判した。晩年は海住山寺に移り、観音信仰を修めた。（B）の『観音講式』は三段からなり、一段目で観音の本願が示され、二段目で観音の利益が現世後世を問わずに備わっていることを説明し、三段目は常に観音を念ずれば悪道に墜ちることはないと言っている。そして、奥書では、観音が現世と後世とともに救う存在であるにもかかわらず、後世の救済を観音に託して補陀落往生を願う者が少ないことを嘆き、補陀落渡海を敢行した賀登上人を引き合いに出して昔の人の志願堅固なることを讃えている。

（寺内浩）

37 南無阿弥陀仏作善集

解説

俊乗房重源（一一二二—一二〇六）が、晩年に自らの作善行為を列記した『南無阿弥陀仏作善集』に、保延三年（一一三七）の十七歳の時に、四国辺で修行したことを記した史料である。特に「辺」に「フチ」とルビをふっていることから、『今昔物語集』の「四国の辺地と云は伊予・讃岐・阿波・土佐の海辺の廻也」（史料24）の記述と同様、四国の海辺を廻る修行であったと推測される。

重源は、平安末期から鎌倉初期に活躍した僧で、勸進活動による寺院の創建や修造、道路・港湾・灌漑施設などの社会基盤の整備などに尽力し、とくに治承四年（一一八〇）の平家軍による南都攻めでほぼ焼失した東大寺の再建を、朝廷から任命された東大寺大勸進職として主導し、それを見事になし得た。その際再建された大仏及び大仏殿は、永祿十年（一五六七）の松永久秀と三好勢との戦いで焼失し、現在は南大門など一部の堂舎が残る。

重源は、朝廷に武官として務める紀氏の出身で、父は左馬允紀末重である。十三歳の時に醍醐寺で出家し、僧としての験力を修めるために、四国を始め大峰・吉野・熊野・葛城・白山・立山など各地の霊山を巡り、厳しい山林抖擻の苦行に励んだ。その際如法經書写や千部法華經読誦を行うなど法華經持経者の特徴も持ち合わせていた。その後宋に渡り、安元二年（一一七六）の高野山延寿院梵鐘銘に「勸進入唐三度聖人重源」と刻む。民衆救済・仏教興隆等の宗教的实践を進めるために醍醐寺を離れて高野山に移り、勸進聖として活動していた。また阿弥陀への信仰から南無阿弥陀仏を名乗り、その名を冠した前述の『作善集』により、生涯にわたっての精力的な活動を世に伝えている。

東大寺再建をもって、重源を東大寺僧と間違えるが、東大寺の寺僧ではなく聖である。聖は、寺院に所属する寺僧に対置する身分で、寺院から自

翻刻

（前略）

生年十七歳之時、修行ス四國ノ邊ヲ、

（後略）

訓み下し文

生年十七歳の時、四国の邊を修行す、

現代語訳

生年十七歳の時に、四国の縁辺を修行した。

南無阿弥陀仏作善集
東京大学史料編纂所蔵

らの意志で離脱した僧である。そして聖たちが集住するところを別所と呼んだ。本来は寺外に儲けられた別所であったが、東大寺大勧進職重源の勸進聖集団が東大寺再建に取り組む作業拠点として、東大寺別所が東大寺内に儲けられた（東大寺大仏殿の東方の鐘樓の岡一帯）。その後東大寺勸進所としてその組織が引き継がれ、第二代東大寺大勧進職はのちに臨濟宗を開いた栄西である。もはや勸進聖集団は、東大寺の修造・営繕活動になくてはならない組織となり、寺内の恒常的な組織となっている。

重源も栄西も渡唐の経験があり、再建にあたっては、その人脈を活かして大仏様などの大陸からの新しい技術を導入した。

このように重源は、醍醐寺僧として歩むために出家するが、時には全国¹の靈山で修行に励む密教行者であり、時には法華経を信奉する法華経持経者であり、さらには民衆教化に努める勸進聖でもあった。このように一人の僧においても多様な特徴を持つ。

修行の地四国を訪れる僧においても、その僧の目指す宗教的実践の内容によって、四国での活動も多様であったとみられる。決して四国辺地の修行は空海を祖師とする真言宗の僧に限られたものではない。

また重源が自らの生涯の行動の事績に四国での修行を書き上げたことは、四国辺地の修行が、当時の日本の僧の社会で重要な意味をもつものであったことを示している。

書誌

紙本墨書、縦三十・三センチ・横十六・〇センチ、鎌倉時代 建仁三年（一一〇三）、東京大学史料編纂所蔵、紙継目花押有り。

（大石雅章）

翻刻

新勅撰和歌集卷第十

釈教歌

土佐国室戸といふ所にて

弘法大師

法性のむろのと、いへと我かすめは有為のなみ風よせぬ日そなき

現代語訳

仏の悟りを思い浮かべる室戸とは言うものの、自分が修行してみると、無常の波風が立たない日はない。

解説

貞永元年（一一三二）、後堀河天皇の勅命により藤原定家が編纂した『新勅撰和歌集』は『古今和歌集』から数えて九番目の勅撰和歌集であり、平安時代後期までの勅撰和歌集と比べると、仏教に関する和歌「釈教歌」が多く収録されているのが特徴である。

この卷十釈教歌の冒頭に弘法大師（空海）の和歌が配置されている。弘法大師が青年期に実際に四国各地で修行をした際、土佐国室戸岬（高知県室戸市）にて詠んだとされる和歌である。「法性」（仏教の真理）や「無漏」（煩惱の無い状態。室戸の掛詞）という仏教語や、波風を「有為」（変化する現実世界）と表現し、まさに仏教的視点で自身の修行の様子を表現している。

空海が活躍した九世紀前半は和歌よりも漢詩の創作が主流であり、空海も多くの漢詩を残し、『性霊集』等に収録されている。九世紀前半に空海本人が和歌を詠んだことを示す確実な史料は確認することはできないが、同時代には小倉百人一首に選ばれる小野篁がいて、その父・岑守と空海とは交流が深く、和歌をたしなんでいた可能性もある。また、六歌仙の一人・

新勅撰和歌集 卷十 五七四 愛媛県歴史文化博物館蔵

僧正遍昭は弘仁七年（八一六）の生まれであり、桓武天皇の孫にあたる。嘉祥三年（八五〇）に仁明天皇の崩御を哀しんで出家して遍昭を名乗ったが、俗名は良岑宗貞で、藏人頭まで昇りつめた貴族であった。そしてこの遍昭の父は良岑安世であり、空海との親交が深く、空海の漢詩文をまとめた『性霊集』には安世に贈られた詩が多数収められている。時代的に見ても、空海が漢詩だけではなく、様々な人物と交流する中で和歌の文化に触れて、実際に和歌を詠んでいたことを全面的に否定することもできない。なお、空海に関しては弟子の真如との和歌の贈答が知られている。真如（七九九〜八六五？）は平城天皇の第二皇子で俗名は高岳親王といった。異母兄に阿保親王、おいに六歌仙の一人、在原業平がいる。葉子の変により皇太子を廃され、その後に出家し真如と名乗り、空海の弟子となつて、貞観四年（八六二）には入唐して長安・青龍寺で密教を学び、その後、天竺（インド）に向かったが羅越国（マレー半島とされる）で客死したと伝えられている。

空海と真如の和歌の贈答は、源俊賴によつて一一一〇年代に著された歌学書『俊賴髓』に見える。「また高丘の親王、弘法大師に詠ませ給ふ歌」として「いふならく奈落の底にいりぬれば利利も修陀もかはらざりけり」とある。その返歌として空海は「かくばかり達磨の知れる君なれば多陀調多までは到るなりけり」と記される。

これらの和歌は、平安時代末期以降の様々な弘法大師伝にもこれらの和歌が紹介されている。例えば、これらの和歌が載っている最古の史料で、寛治三年（一〇八九）成立の『弘法大師御行状集記』では、歌詞も若干異なるが、和歌の作者が入れ替わっており、「いふならく」の歌が空海の手で、返歌の「かくばかり」の歌の作者を真如としている。これは後の成立した弘法大師伝でも同様である。

このように、勅撰和歌集を始めとする歌集、「和歌」・「文学」の世界で

継承された真如・空海の歌と、弘法大師伝を伝えていった「真言宗」・「信仰」の世界では、作者が逆になつて継承されていった。そもそも、「奈落」とあるように地獄思想が基礎となつた歌であり、これらの歌は、地獄思想が定着した十世紀後半以降に成立したと考えるのが妥当であろう。つまり、空海、真如が生前中に詠んだ和歌ではなく、弘法大師信仰の隆盛とともに創出された歌であり、しかもそれが和歌・文学分野と、真言宗や信仰分野での継承の在り方は異なつていた。

文保二年（一一三二）成立の勅撰和歌集『続千載和歌集』には空海の和歌として真如が訪れてきた返歌として「かくばかり達磨をしれる君なれば陀多調多まではいたる也けり」とあり、やはり和歌文学の世界では空海の手となつていている。信仰の世界では、時代は下つて江戸時代後期に成立して広く普及した『弘法大師弟子譜』ではやはり「かくばかり」が真如、「いふならく」は空海が作者となつており、現在まで真如と空海の和歌については混乱が見られる。

書誌

成立直後に写されたと考えられる冷泉家旧蔵で穂久邇文庫所蔵の藤原為家筆、藤原定家自筆識語本が残っており、伝本状況は良好である。これを底本として『新勅撰和歌集』（岩波文庫、一九六一）が刊行され広く使われている。

（大本敬久）

39 古今著聞集卷二五十二 平等院僧正行尊靈験の事

古今著聞集卷二五十二 早稲田大学図書館蔵

翻刻

十七にて修行に出て十八年帰洛せず、其間に大峰の辺ち、かづらき外靈験の名地ごとに、歩をはずと云事なし、

解説

『古今著聞集』は中世を代表する説話集であり、橘成季たちばなのなりによって建長六年（一二五四）に成立した。「街談巷説」も積極的に採用し、平安時代末期までの説話の主流ではなく、現実的な批評を多く加えるなどの特徴がある。卷二 釈教では、

が、十七歳で修行に出て、十八年、京に戻ることではなく、その間に大峰山、葛城山やその他の靈験地を歩いて修行をしたとあり、ここに「大峰の辺ち（地）」と表記される。この「辺地」は海岸沿いでの修行ではなく、明らかに大峰山脈での修行を指す。「辺地」は海辺の修行の意味合いで用いられることが多いが、山岳修行においても用いられる事例もあることには注意すべきであろう。これは元々、海、山に限らず用いられていたのか、鎌倉時代初期までは海辺の修行の意味合いが強かったものが、『古今著聞集』成立期である鎌倉時代中期に、修行全般を指すように意味が拡大したという時代差による可能性もある。ただ室町時代中期成立の一条兼良による連歌学書『連珠合璧集』九・海辺には「磯トアラバ 岩ね 山松 千鳥 へちむ みるめかる」とあり、海岸部で険しい磯では、「山」伏が辺地を踏むということの基本語彙に挙げられている。『うつほ物語』では御嶽、熊野詣で上達部かんだちめが「山踏み」したと記されるが、単に山歩きという意味ではなく、山中に入って足元に注意しながら修行する「踏む」という意味は重要で、「へちむ」も修行の有様を表現したものである。「踏む」の共通性から、海辺に限ったものではなく、山岳修行も「辺地」とされる場合もあったといえる。

書誌

古写本としては九条家旧蔵本・宮内庁書陵部蔵本等があり、活字本に『日本古典文学大系八四』（岩波書店、一九六六）等がある。

（大本敬久）

五十二話「平等院僧正行尊靈験の事」として行尊の修行履歴が掲載されている。行尊については先項の『行尊大僧正集』（史料22）にて紹介した

40 前撰政一条実経家政所下文写 正嘉元年四月日

翻刻

上書如此

蹉跎御崎回祿時造宮御下文案 正嘉元年四月

前撰家政所下 〔一条実経〕 土佐国幡多庄官百姓等

可早奉加阿闍梨慶全勸進造金剛福寺堂舍神殿等用途事、

副下

御奉加御教書

右、彼慶全解状稱、謹案弘仁十四年正月十九日天皇手印 〔嵯峨〕 勅書稱、当山者

是弘法大師現身証果之靈地、大權現能為作依怙之伽藍、成官符於四国、繼

法命於三會之靈場也、以千手觀音而為其本尊、以三所權現而為大行事、忠

仁公為上卿 〔于時右近衛大将〕 聖皇帝凝 叡念 〔已上勅書取意略抄〕 所以弘法僧宝之耀神威也、十方

來之羅襟鍾、踵四百余歲之統惠命也、五相觀之月影結跏、故老相伝曰、補

陀洛山化主三面千手觀世音菩薩、每日臨光於此寺云云、是以性空上人之拜

生身也、於此証六根清淨之位、賀東行者之遂即往也、從此遷補茶洛山之堺、

誠是弘法相应、人地相叶者哉、因茲弘仁聖主奉免三昧供并修理料官米

三百三十三石、增国土之福田、致吏民之快樂、而時代推移、国史陵怠、法

性寺大殿当国御沙汰之時、率已旧例、寄進新免卅町免田是也、彼御寄進状

永留于寺家矣、而田堵動对捍、地利漸減少、至于応保元年、令減定六町、

是則当郡王宗我部氏滅亡之刻、止其沙汰云々、如是之間、禪侶失飡霞之便、

堂社減如雲之勢、山厨煙絶之朝、春日遲兮、臨採蕨之飢、薜衣袂薄之節、

秋夜長兮、無禦寒之計、爰慶全当宿因之令然、有寺務之応選、香花灯明支

欲絶之供、給草擔石興欲廢之勤、箇年中、去建長五年春三月比、重甃起三

重宝塔、添一寺粧嚴之大願、唱知識於國中境外、營土木於傍庄隣郷、心儉

念其功之難畢、身鎮勞此願之不終、然間去年八月下旬七日至夜半之時刻、

及不慮之火炎、仏閣神殿悉作灰燼、道具宝器同化煙炎、而於本尊七躰者、

焰中相好無變、煙底尊容如旧、緯之奇特、靈而亦異也、天災難遁、雖知時

之友審、仏意不測、誰弁寺之興廢、慶全始偏念宿願之不達、今重歎旧基之

難復、倩案旧記、願西上人之時、如今回祿之刻、法性寺殿御時、蒙卅町奉免、

動八挺合力、纔數字之营造、複一寺之基跡、我君殿下、忝承彼御流、幸伝

此本家、温故知新之心、伝周且之遺美、繼絶興廢之思、忝漢霍之昔風、夫

護王法者仏法也、祐政道者神道也、今建立如來常住之仏閣、造宮和光垂跡

之神祠、上以祝堯日之聖運、中以祈姬且之賢德、百寮之泰平、四海之靜謐、

莫不職而頼之而已、然則遠相諧 聖皇之 叡念、遙相应大師之宿慮、仏種

從縁起、可謂利物之再昌也、善根待時熟、何疑和光之重耀也、慶全至念此理、

聊休其愁、蓋所以大聖利物隱顯、隨時之故也、伏乞、任旧例下新恩、被助

造宮功者、隣国傍郷定寺教命、將興其善根、昔日 聖武天皇之開東大寺也、

唱知識於八挺之民、惠遠禪師之建浄土堂也、遍勸進於十方之境、聖賢之所企、

和漢不其爾乎、不耐懇念之至、粗勒子細、謹請処分者、早可令庄内住人、

奉加彼慶全阿闍梨勸進造金剛福寺堂舍殿等用途料之状、所仰如件、庄官百

姓等宜承知、勿違失、故下、

正嘉元年四月 日

案主図書允紀景重

令散位藤原朝臣 〔花押〕 時重

知家事中原

別当右大弁藤原朝臣 〔花押〕 高定

大從止親祐安倍親秀

主計頭清原真人 〔花押〕 頼尚

修理東大寺大仏長官左大史兼能登介小槻宿祢 〔花押〕 有家

勘解由次官兼中宮大進藤原朝臣 〔花押〕 高俊

散位源朝臣 〔花押〕 則長

現代語訳

〔上書〕略)

前撰政一条実経家政所が命じ下す 土佐国幡多庄官百姓等

早く阿闍梨慶全をして金剛福寺堂舎神殿等の造営料を勸進し経費に充てるべき事、

副え下す

御奉加についての御教書

右のことについて、彼の慶全の上申書が云うには、(つぎのとおりです。) 謹んで弘仁十四年(八二三) 正月十九日嵯峨天皇手印の勅書を調べて見ると、当山は弘法大師が悟りを開いた霊地であり、弘法大師自身の働きかけで開いた伽藍であり、朝廷が太政官符を四国に発布して仏法の法脈を三会にて継承する霊場であります。千手観音を本尊として熊野三所権現をもって大行事とし、忠仁公(藤原良房)を上卿(時の右近衛大将)として天皇が御心を凝らして(已上は勅書の意を取り、略抄した)仏法僧三宝の耀きと神威をなすところであります。あらゆる方向に蘿(つた)が広がって鐘を覆つても、あとには四百余年にわたつて仏の命脈が続いてきたところでもあります、五相成身(ごそうじょうん)して月影のごとく結跏趺坐(けつかふざ)して古老が相伝してきたところを云うには、補陀洛山の化主(けしゅ)である本尊三面千手観世音菩薩は、毎日この金剛福寺において仏光を臨んできたということです。それ故、性空上人は現世にこれを拜んできました。六根清浄(むつこんしじょうじょう)を体得した証は、賀東行者が仏への往生を遂げたことです。これより補陀洛山の堺は遷り、(金剛福寺は)誠に仏法を修めるに相応しい人地となりました。それ故、嵯峨天皇が三昧供ならびに金剛福寺の修理料として官米三百三十三石を金剛福寺に奉免する(善政をおこなった)ことで国土の福田は増加し、役人も人民も悦びました。ところが時代は推移して国司は政務を怠けていたところ、法性寺大殿(藤原忠通)が土佐国務を取り仕切っていた時、旧例になぞらえて新たに免田

三十町を(金剛福寺に)寄進しました。かの御寄進状は永く寺家に保管しております。ところが領内の田堵はことある毎に対捍し、収取可能な地利は次第に減少しました。応保元年(一一六二)に至つては六町が減少しました。その原因は当郡主宗我部氏が滅亡した時、寺領に対する施策を停止したためであるといえます。こうした間に僧侶たちは食事の頼みを失い、堂舎の減少は雲の如くの勢いとなり、炊事場は煙が絶える朝となり、春の訪れは遅れ、食料の欠乏のため蕨を採つて飢えに臨み、薜衣(い)の袂が薄らいだ折には秋夜の長い寒さを防ぐ方法はありません。そんな折に慶全がこの宿縁に直面し、寺務にあたりました。途絶した香花・灯明の供えを支えるために僅かな草石をたまり廃絶した勤めを再興しようとし、去る建長五年(一二五三) 春三月ころ重ねて三重宝塔の造営を發起し、恐れ多くも一寺莊嚴の大願について土佐国内外に経費の出資を求め、近傍の莊郷をたよりに土木を営み、その困難な修練を心から念じたものです。その身は労によつて衰えるもこの願いが終わることはありません。そうしたところ去年八月下旬七日夜半に及ぶ頃に思いもよらぬ火事が起きて伽藍・神殿のごとく灰燼に帰しました。道具・宝器も同じく煙炎と化しました。ところが本尊七体は火災の中でも変わることなく、尊貌は以前のままであります。このような奇跡は人知では計り知れない特別なことです。天災は逃れがたく、世の移り行きを知つても、仏の心は測りがたいことです。誰が寺の荒廃を見極めましょうか。慶全ははじめて偏に宿願を念じたものの目的を達することが出来ず、今ふたたび旧跡の修復しがたきを歎いております。よく旧記を調べてみると、願西上人の時代に現在のような回祿にあった頃、法性寺殿(藤原忠通)が土佐国を治めていた時に三十町の所領をお免じくださり、ともすれば徳人の協力を得て纔かに数字の堂舎について造営し、一寺の旧跡を復活させました。我らの君主である一条実経殿下は恐れ多くもその(藤原忠通殿下の)御家系を承り、幸にも(御家系は、金剛福寺の)

本家として伝わってきました。温故知新の心は周公旦の遺した美德を伝えたものであり、また（殿下の）繼絶廢興の思いは、漢霍の昔風を忝くするところですが、そもそも王法を護るのは仏法であります。（そして）政道を祐けるのは神道であります。いま仏陀常住の仏閣を建立し、仏菩薩の仮の垂跡のための神祠を造営し、上は堯が統治していた時のような聖運を祈り、中には姫旦の賢徳を祈り、多くの役人の泰平と全世界の静謐を頼むばかりであります。そうならば遠くは天子さまの御心に調和し、遙か大師さまの兼ねてからのお考えに相応して仏道は生起し、衆生の利益は再昌することでしょう。その善根は成熟の時を待っております。どうして再び仏光が耀くことに疑いがありますでしょうか。慶全はこの道理を念じて（再興を試みて）かりそめの時間その愁を休めました。ともすると天子様が衆生へ与える利物の有無は時勢によります。ひれ伏して乞い願うところは、旧例の通りに新たなご恩をお下しください、伽藍造営の功を援助くだされば、隣国や近傍の郷は必ず寺の教えや命のもと善根を興すでしょう。かつて聖武天皇は東大寺を開きました。経費の出資を徳人に呼びかけて恵遠禪師は浄土教を興しました。もっぱらあらゆる境界を超えて勸進を行い、知徳を有する人のなすところは日本・中国ともに同じであります。懇念に耐えることができず、事情の詳細を記録し、謹んで対処を乞い願うところがあります。（慶全の上申は以上のとおりであります。これをうけて）早くかの慶全阿闍梨は金剛福寺堂舎殿等の造営経費の勸進を行い、荘内の住人に奉加させるべきです。前摂政一条実経家政所が命じるところは以上の通りであります。荘官・百姓等はその旨を承知し、この旨を違えてはなりません。確かに命じるところです。

解説

本史料は金剛福寺こんごうふくじ（第三十八番札所、高知県土佐清水市）の由緒について

て記した早い段階の史料である。金剛福寺は本史料に「去年八月下旬七日至夜半之時刻、及不慮之火災」とみえるとおおり、建長八年（一二五六）に火災に逢った他、再建と回祿を重ねており草創期の史料は残されていない。本史料によれば金剛福寺は弘法大師が悟りを開いた霊地で、弘法大師自身の働きかけで開いた伽藍とされる。また、観音霊場であり補陀落山との境と理解され、本尊千手観音は補陀洛山の化主と考えられていた。

嵯峨天皇は金剛福寺を保護して、弘仁年間（八一〇～八二四）に三昧供ならびに金剛福寺の修理料として官米三百三十三石を金剛福寺に奉免してきたという。その後、衰退するものの十二世紀半ばに摂政藤原忠通により免田三十町が寄進されたものの再び衰退。建長五年に院主慶全が「三重宝塔添一寺粧嚴之大願」により勸進を行い、再建を進めたものの同八年八月二十七日に「仏閣神殿悉作灰燼道具宝器同化煙炎」したという。こうした事態をうけて、勸進による金剛福寺再興の保護を前摂政一条実経に求め、認可された。【史料16】などにも見られるとおおり、この中世には、弘法大師ゆかりの寺院であることが権力による保護の根拠になった。

書誌

本史料の出典は、「東京大学史料編纂所蔵謄写本『土佐国蠹簡集』一」である。『土佐国蠹簡集』の書誌情報については【史料27】の「書誌」項を参照されたい。

（守田逸人）

41 某公文所信実書下案 文永十年十月四日

翻刻

土左国金剛頂寺領安田庄者、

○（扇面に「小松」と書した扇図あり）

為大師薬師之御領、自往古不入申、仍執達如件、

文永十年十月四日

公文所僧信実判

現代語訳

土左国金剛頂寺領安田庄（現高知県安芸郡安田町、および馬路村馬路一帯）は、弘法大師さま御建立の薬師さま御領のため、往古から（最御崎寺領には）入らない。よって執り達するところは以上のとおりである。

解説

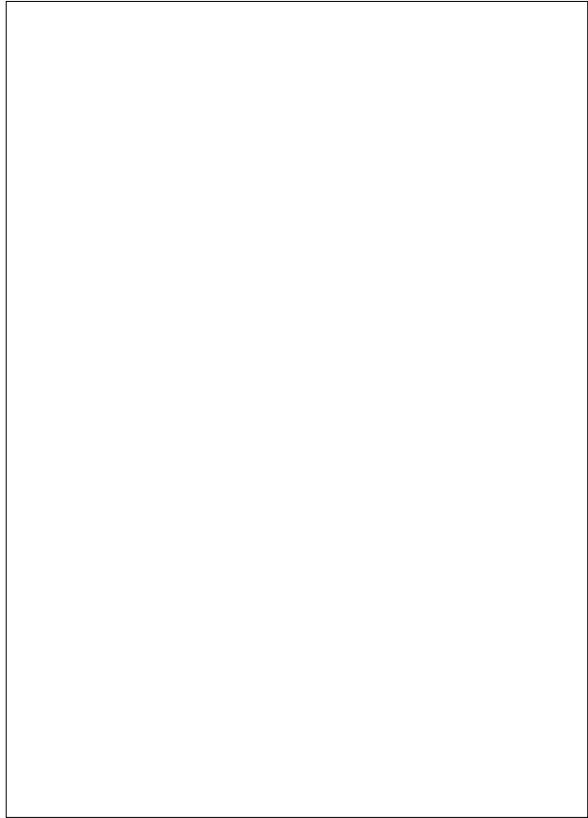
金剛頂寺（第二十六番札所、高知県室戸市）と同様、室戸岬に位置する最御崎寺（第二十四番札所、高知県室戸市）に伝わる史料である、金剛頂寺が西寺と呼ばれるのに対し、最御崎寺は東寺と呼ばれた。ここでは、土佐国安田庄が弘法大師が自ら彫刻した本尊薬師の御領、すなわち金剛頂寺領であるとし、最御崎寺領ではないことを確認している。

なお、ここでは最御崎寺旧蔵史料を謄写した「謄写本最御崎寺文書」を底本としたが、『土佐国蠹簡集 拾遺』（高知県立図書館蔵）にも、「安芸郡西寺蔵」として同文の史料が書写されている。したがって同文の文書が両寺に対して発給されたと考えられる。

書誌

本史料の出典は、東京大学史料編纂所蔵「謄写本最御崎寺文書」である。最御崎寺関係史料は、現存が確認できる原本のほか、『南路志』や『土佐国蠹簡集 拾遺』などの近世以降の編纂物や、ここで底本とした東京大学史料編纂所蔵「謄写本最御崎寺文書」などがある。最御崎寺関係史料も、早い段階の史料は謄写本や近世以降の編纂物でしか知ることの出来ないものが多い。

（守田逸人）



翻刻

願主僧榮金

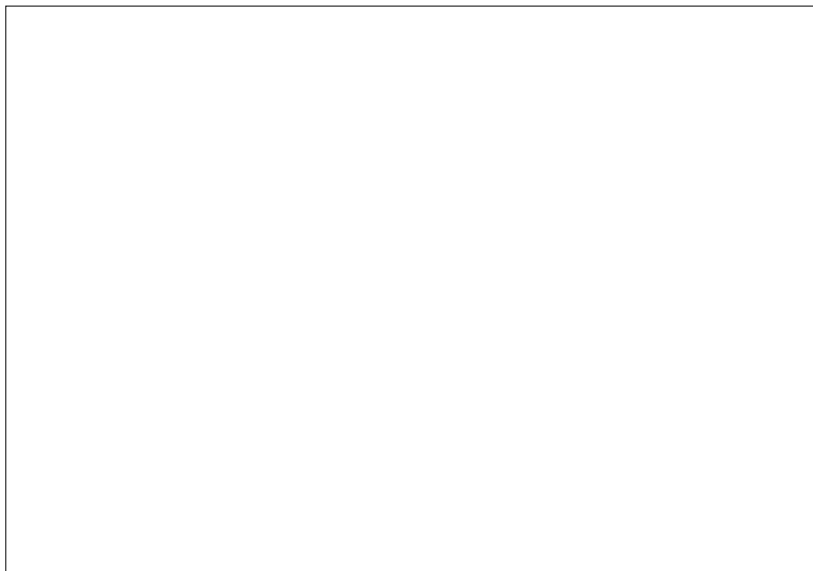
乙亥作始

建治元年

七月廿五日

佛師東大寺流行□

仏木寺大日如来坐像墨書銘
仏木寺蔵（画像提供 愛媛県教育委員会）※上下とも



翻刻

大願主僧榮金

興（忍）法大師作仏之楠少々

此中作入（書）□也

建治元年才次七月
乙亥廿五日

大日如来本尊始作

大仏師東大寺流

僧□□

解説

第四十二番番札所の仏木寺は、愛媛県宇和島市三間町にある真言宗寺院である。当寺の草創と沿革を記した「仏木寺記録」〔史料43〕によれば、大同二年（八〇七）に四国巡礼の際に山中で宿をとった空海が、傍らにあった楠木に金剛界の大日如来像を刻んだのが起源と伝えられる。仁治元年（一二四〇）に宇和荘の領家である西園寺家の菩提道場に擬せられ、鎌倉時代の中期以降、西園寺氏の庇護を受けながら本堂・鎮守社・弘法大師御影堂などが次々に建てられていったようである。

本尊である大日如来坐像（愛媛県指定有形文化財）は、高さ一一六・五センチの寄木造りの仏像で、胎内の背面に墨書銘が確認できる。これによれば、本像は僧栄金を大願主として、建治元年（一二七五）七月二十五日から東大寺流の仏師僧の手で作られ始めたものである。仏師の名前は判読できないが、同じ宇和島市内の吉田町にある大乘寺に伝存する地藏菩薩立像に「大仏師東大寺流法教行慶」の名前があることから、毛利久氏は仏木寺大日如来像の仏師僧も行慶であり、奈良の東大寺と関わりの深い慶派の仏師の作と推測している（毛利久「愛媛県南部の彫刻」〔『仏教芸術』五三、一九六四）。

墨書銘で注目されるのは、「興法大師作仏之楠少々此中作入者也」という文言があり、建治の造仏にあたって空海作仏の楠木を少し納入したとされていることである。空海が楠木を刻んで大日如来像を作製したとする伝承が、鎌倉時代後期までに成立していたものと考えられる。

（川岡勉）

翻刻

佛木寺記録

大同二年弘法大師御帰朝之後、四州御巡礼之時、件深山在御一宿、而傍楠木奉刻金剛界大日如来像、眉間奉入一瓔玉、則佛木寺大日如来是也、此玉者是大師御帰朝之時、惠果和尚於陽州門御對面之時、自大日如来御相承之三鈷与一瓔相傳之云々、玉者深納、三鈷被投高野山、玉者則佛木寺大日如来眉間入納給云々、巨細之旨見四国巡礼記録、于時 平城天皇御宇大同二年三月廿一日御造立云々、其後松殿僧正任四国巡礼之記録、相尋彼寺之處、親拜見大日尊像、則抑感涙切拂林木、安置尊像、其後被覆荊棘数廻、里老常蒙靈夢之告、于時致仁治元年大貳律師宣俊庄務之時、重致興行、寄附田園、而擬西園寺太政大臣家之御菩提道場、同四年御堂造營、同年六月棟上、同年十一月十五日供養、同二年十月御堂供養、寛元三年十月 日、重御下知状等下給、建長六年十月、又修理御堂、文永八年四月五日、鎮守三所権現御寶殿造營、建治二年十月、弘法大師御影堂造立、

現代語訳

仏木寺記録

唐より帰朝した弘法大師が大同二年に四国巡礼を行った際に、ある奥深い山で野宿をした。その時、大師はそばにあった楠木に金剛界の大日如来像を刻み、眉間には一つの丸い玉を埋め込んだ。仏木寺の大日如来像がこれである。弘法大師は、帰朝するにあたって惠果和尚と揚州門で対面した時、大日如来より授かった三鈷杵と玉を受け継いだという。玉を深く身につけた大師は、三鈷杵を高野山に安置し、玉は仏木寺の大日如来像の眉間に納めたのである。詳しいことは「四国巡礼記録」に見える。像の造立は平城

天皇治世期の大同二年三月二十一日のことという。その後、松殿僧正が「四国巡礼之記録」を手がかりに寺を訪ね、大日如来像を拝見し、感涙を抑え、林木を切り払ってこの像を安置した。その後、荊棘に覆われて年月が経った時、里の長老が夢の中で神仏のお告げを給わり、仁治元年になって庄務をつとめていた大式律師宣俊が寺の再興を志して田圃を寄附し、西園寺太政大臣家の菩提道場とされることになった。

同四年には御堂の造営が始まり、同年六月に棟上げ、同年十一月十五日に供養がなされた。

同二年十月には御堂供養がなされた。

寛元三年十月には、重ねて御下知状などを給わった。

建長六年十月には、御堂の修理がなされた。

文永八年四月五日には、鎮守三所権現と御宝殿が造営された。

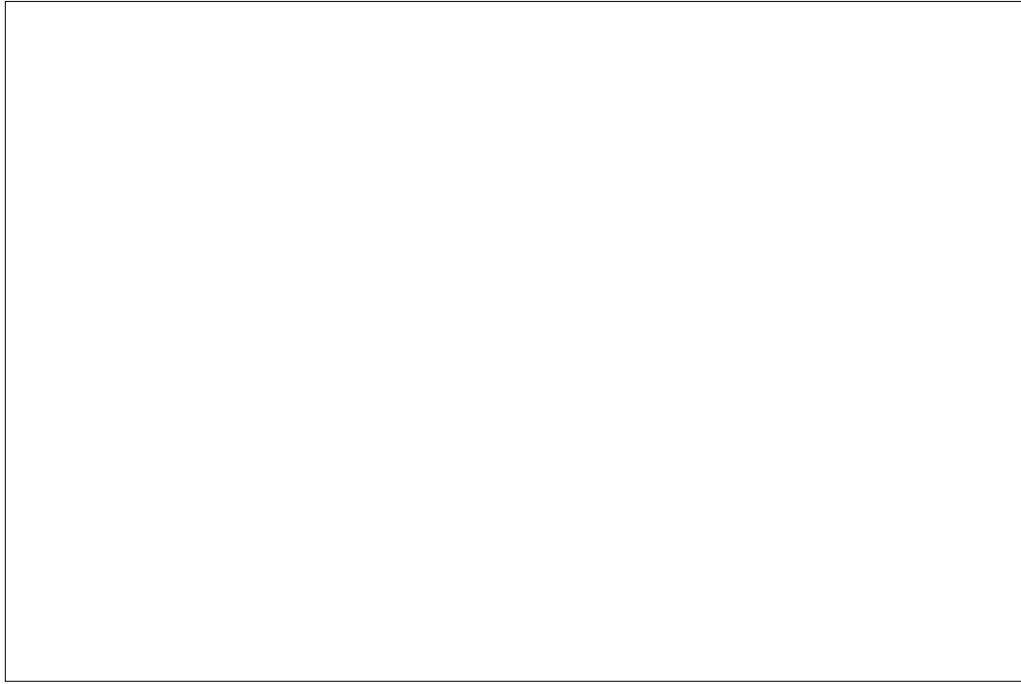
解説

この史料は第四十二番札所ぶつもとくじ 仏木寺（愛媛県宇和島市三間町）の沿革をたどった記録で、大同二年（八〇七）に四国巡礼の際に立ち寄った弘法大師空海が山中で大日如来像を刻んだのが起源とされる。空海は、この像の眉間に唐から持ち帰った玉を納めたと言う。その後、荒廃していた寺が再興されたのが仁治元年（一二四〇）、大式律師宣俊が宇和荘を管理していた時で、当荘の領家であった西園寺家の菩提道場とされ、同家の庇護を受けながら本堂の造営工事が始まったようである。

寛元三年（一二四五）十月に下知状を給わったとあるのは、十月十三日付の権律師宣俊下知状のことで、宣俊は仏木寺院内の支配を榮全という僧に委ねている（仏木寺文書）。この文書には、当寺の四至（東西南北の境界）が書かれており、寺域の広がりがうかがうことができる。

鎌倉時代の中期以降も、本堂の修理に加えて、鎮守社・宝殿・弘法大師御影堂などが次々に造営されており、伽藍が整えられていったことが読み取れる。当寺に伝来する建治元年（一二七五）七月二十五日の墨書銘のある大日如来坐像（【史料42】）や正和四年（一三一五）十月五日の墨書銘を残す弘法大師坐像（【史料55】）は、当寺の発展の一端を示すものと言えよう。この史料は、金銀の砂子を吹き付けた美麗な料紙に書かれており、寺の由緒を伝える根本史料として重んじられていたことがうかがわれる。

（川岡勉）



大興寺弘法大師坐像墨書銘 像内背部下方（赤外線画像）
大興寺蔵（画像提供 香川県文化芸術局文化振興課）

校訂本文

（像内背部下方）

建治貳年_{丙子}八月

大願主勝覚生年

大檀那広田成願

大仏師法橋佑慶

東大寺末流

讃州大興寺

（像内背部）

建治貳年_{丙子}八月八月二日大願主勝覚

生年四十五、山林斗藪修行者金剛仏子

大檀那讃岐国多度郡住人広田成願房

（以下、梵字あり）

（像内体部正面）

丹慶法印弟子

大仏師佑慶

東大寺流

讃岐国豊田郡大興寺

『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇第一二卷（解説）』による）

現代語訳

（像内背部下方）

建治二年丙子八月、大願主勝覚、生年（以下、字を欠くか）

大檀那広田成願（以下、字を欠くか）

大仏師法橋佑慶、東大寺末流
讃州大興寺

(像内背部)

建治二年歳次丙子八月二日、大願主勝覚、生年四十五、山林斗藪とさうの修行者
金剛仏子

大檀那、讃岐国多度郡住人広田成願房
(以下、梵字あり)

(像内体部正面)

大仏師佑慶、丹慶法印弟子、東大寺流
讃岐国豊田郡大興寺

解説

第六十七番札所大興寺だいこうじは小松尾山不動光院と号する真言宗寺院で、香川県三豊市山本町に位置する。当寺には天台大師堂と弘法大師堂があり、前者の本尊である天台大師像(香川県指定有形文化財)は像内背面の地付部に記された墨書銘により、建治二年(一二七六)に大願主勝覚が大仏師法橋佑慶に造らせたものであることが知られていたが、近年、後者の本尊である弘法大師像についても調査が実施され、像内の墨書銘によつて制作年・大願主・仏師が天台大師像と同じであることが判明し、本像も香川県指定有形文化財に追加指定された。

翻刻を掲げたのはこの弘法大師像の墨書銘で、建治二年八月に大願主の勝覚が、讃岐国多度郡の住人である広田成願房を大檀那として大仏師法橋佑慶に本像を造らせたことがわかる。仏師の佑慶は「丹慶法印弟子」で「東大寺流」とする点からみて東大寺の造像を担当した湛慶の系譜を自称して

いるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりの地である弘田郷の関係者とみられる。とりわけ注目されるのは大願主の勝覚が山林斗藪の修行者であった点であり、大興寺が山林修行者の拠点であったことをうかがわせる。つまり鎌倉時代後期に空海を慕う山林修行者が、空海ゆかりの地の住人に呼びかけ、その援助によつて弘法大師像が造立されたとみることができるといえる。弘法大師信仰が広まる中、その拠点の一つである寺院が後に札所へ展開するといった道筋が示唆され興味深い。

書誌

大興寺弘法大師堂の本尊である弘法大師像は、ヒノキ材の寄木造りで、玉眼ぎよくがんを嵌入する。図版は、『四国八十八ヶ所霊場第六十七番札所 大興寺調査報告書 第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一四)、『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇 第一二巻(図版)』(中央公論美術出版、二〇一六)に掲載されている。

(上野進)

45 仏名院所司目安案 弘安年間頃

校訂本文

朝頭阿闍梨与仏名院所司相論同院々主職相伝目安

(第一条) 一 中納言僧正背先師之遺命変前状由事、

(中略)

(第三条) 一 不住院主坊事者、修験之習、以両山斗藪、瀧山千日、筥巖屈冬籠、四

國邊路、三十三所諸國巡礼遂其藝、円遍門弟不可為山臥之由不存知云々、

是又離寺逐電之條、同以承伏訖、凡當門跡□、自元一切非山臥、不立修

験、如先度令言上、頼遍不調放埒之餘、落下近國・遠國、送若千星霜之間、

為塞自科寄事於山臥之許也、縦又自元雖為山臥、可守建長状者、尤不可有

離寺不住儀之處、剩非山籠、非修行、経廻在々所々之條、一々承伏之上者、

不及重難者也、

(後略)

〔大日本古文書 醍醐寺文書〕による

訓み下し文

(第一条) 朝頭阿闍梨と仏名院所司の相論する同院々主職の相伝につき目安

一 中納言僧正、先師の遺命に背き、前状を變ずる由の事、

(中略)

(第三条) 一 院主、坊に住せざる事は、修験の習ひにして、両山斗藪、滝山千日、

筥巖屈冬籠、四国辺路、三十三所・諸國巡礼を以て、其の芸を遂ぐに、円

遍の門弟山臥たるべからざるの由、存知せずと云々、

是又、寺を離れ、逐電するの條、同じく以て承伏し訖、凡そ当門跡は、

元より一切山臥にあらずして、修験を立てざることを、先度の如く言上せし

む、頼遍不調にして放埒の余り、近國・遠國に落ち下り、若干の星霜を送るの間、自らの科を塞ががため、事を山臥の許に寄すなり、縦ひ又、元より山臥たりと雖も、建長の状を守るべし、てへれば、尤も寺を離れ住せざる儀有るべからざるの処、剩え山籠にあらず、修行にあらず、在々所々を經廻るの條、一々承伏の上は、重ねて難ずるに及ばざる者なり、

現代語訳

朝頭阿闍梨と仏名院所司の間で相論している同院々主職の相伝に係る目

安(訴状の一種)

(第一条) 一 中納言僧正頼譽が先師円遍の遺命に背き、過去の文書における院主職

相伝の約束を變更したという、朝頭の主張について(頼譽が朝頭の師であ

る頼遍に院主職を譲らず、弟子の守譽に継がせたため、朝頭が院主に就け

なくなったことを指す)。

(中略)

(第三条) 一 院主が自坊に留まらないことは修験の慣習であり、両山(大峰・葛城

山系)における抖擻(山中での縦走型の修行)、熊野那智の滝における千

日の籠行、大峰山中の筥の岩屋における冬季の籠行、四国辺路、三十三所

及び諸國巡礼(三十三所は現在の西國巡礼をいう)をもつて、修験の技能

(山伏としての呪的な能力)を獲得することができるのであり、山伏であつ

た円遍の門弟である我が師頼遍が同様であつてはならないということは承

知していないという朝頭の主張について。

院主守譽側の仏名院所司は、次のとおり主張する。前条の件と同様に、

寺を離れて出奔したことについては承知した。そもそも当院の院主一門は、

もともと一切山伏ではなく、修験を行わないことを、これまで同様に申し

上げる。頼遍は問題ある行動をし、放蕩の限りを尽くして度を過ぎたため、

近國・遠國に落ち下り、少しの歳月を送っているので、自身の罪を隠そう

とするため、事情を山伏であることにかこつけているのである。もしまた、元来山伏であったとしても、建長の文書を守らなければならぬ(第一条における朝頭の主張にある「前状」(過去の文書)のこと。建長三年(一一五二)、頼誉の次の院主が頼遍に定められているが、このときに付された、自坊に留まることという条件を守るべきであるといっているのである。当該文書は『大日本古文書 醍醐寺文書二卷四一六一号』。よって、本当に寺を離れ、そこに留まらないことはあつてはならないところで、そればかりか山籠ではなく、修行でもなく、あちらこちらを徘徊しているということ、一つ一つ承伏しているからには、もはや重ねて非難する必要はない。

解説

真言宗醍醐派総本山の醍醐寺(京都市)に伝来する国宝醍醐寺文書のうちの一通である。山伏の修行として四国辺路が登場する史料で、十三世紀後半(弘安年間頃)のものと推測される。四国遍路史に関する史料として、最も有名なものの一つである。『大日本古文書 醍醐寺文書二卷四一七号』をもとに翻刻したが、改めた箇所がある。

本史料は、真言宗寺院である仏名院の院主職をめぐる相論に関するもので、自身の院主職相伝が正当であるという朝頭の五か条にわたる主張に対し、現院主である守誉側の所司が逐条的に反論している。この対立は、円遍が院主職を頼誉に譲ったが、その後は頼遍に条件付きで譲られることとなり、さらに頼遍は自らが院主職に就く前提で朝頭を院主に据えることにしたものの、実際には頼誉が守誉に院主職を譲ったことから、頼遍・朝頭が院主に就けなかったことに起因する。

四国遍路史において重要なのは第三条だが、事態の原因を説明する必要から第一条の事書を併せて掲げた。現代語訳において補つてあるが、第一

条では頼遍が院主職を譲与されなかったことに遡り、朝頭は頼誉によって約束が反故にされたことと主張している。

守誉側は、頼遍が院主を相伝できなかった理由として、自坊に留まらなかったという条件違反を指摘していたため、第三条はこの点をめぐる議論となつている。朝頭は、頼遍の行動は山伏の修行のためであり、円遍もまた山伏であったことから、問題はないと述べている。それが自坊に留まらないという修験の慣習であるという。単に不在にするということではなく、具体的には、大峰・葛城山系での抖擻のような山岳における修行、四国辺路、西国巡礼、諸国巡礼(「三十三所諸国巡礼」で西国巡礼を意味するのかもしれないが、ここでは三十三所と諸国を別個のものとしてとらえた。「勸善寺大般若経卷二〇八奥書」【史料66】で、三十三所とは別に「所々巡礼」が記されていることも踏まえている)をもって構成されていた修行に勤めることを指していることとみてよいだろう。これらの実践によって修験の技能が獲得できるものとされていたことが分かる。

ここに見える四国辺路は、「勸善寺大般若経卷第二〇八奥書」や第四十三番札所明石寺蔵「回国碑写」(「勸善寺大般若経」及び「道興准后筆の不動明王画図賛」【史料73】)の解説で言及)により、海岸巡りの修行であり、平安時代の「四国辺地」の修行を継承したものとみてよいであろう。西国巡礼(三十三所巡礼)は平安時代に札所巡礼として成立したが、八十八ヶ所の札所巡礼としての四国遍路は江戸時代まで見られないため、西国と四国が必ずしも並列視されていたというわけではないと思われる。

なお、朝頭が列挙した頼遍の修行は、「八音神社 正応の碑伝」【史料46】や「勸善寺大般若経卷二〇八奥書」などに類似したものが記されていることから、これを実践することがまさに修験の慣習として、山伏たちにおいて普遍性を持っていたと理解できる。

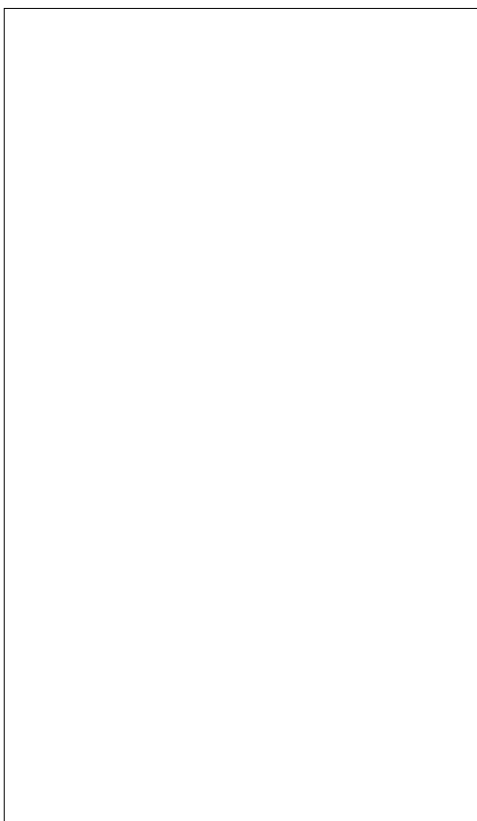
朝頭の主張に対して守誉側は、仏名院の院主一門は山伏ではなく修験を

行うものではないことを主張し、頼遍は自らの非行のため身を隠しており、その口実として山伏とっているだけだと非難するとともに、もし山伏であつたとしても自坊への居住という院主職相伝の条件を守らなければならぬといっている。寺院社会における山伏に対する否定的な認識を垣間見ることができ、興味深い。

(長谷川賢二)

46 八菅神社 正応の碑伝 正応四年九月七日

八菅神社 正応の碑伝 正応四年九月七日 八菅神社蔵
(画像提供 愛川町郷土資料館)



相州八菅山書上
国立公文書館蔵

翻刻

秋峯者松田僧正、先達、小野餘流、両山・四國邊路斗藪、余伽三蜜行人、
金剛佛子阿闍梨 長喜、八度、

唵 正應四年辛卯九月七日 以上三人、

小野、瀧山千日籠、熊野本宮長床執行、竹重寺別當、生年八十一、法印權
大僧都顯秀、初度、

訓み下し文 ※訓読順を考慮したため、翻刻の配列とは異なる。

秋峰は松田僧正、先達は小野余流にして、両山・四國辺路斗藪する余伽三
蜜行人の金剛仏子阿闍梨長喜、八度、

小野にして、瀧山千日籠する熊野本宮長床執行、竹重寺別當、生年八十一
の法印權大僧都顯秀、初度、

唵 正應四年辛卯九月七日、以上三人、

現代語訳

相模国（神奈川県）の霊山として知られている八菅山はすげさんの秋の入峰修行をし
たのは松田僧正である。先達は、小野流（真言密教の流派。醍醐寺を開き、
大峰修行中興の祖とも伝承された聖宝しょうぼうを始祖とする）に連なり、両山（大
峰・葛城山系）及び四國辺路の斗藪（山中での縦走型の修行）を行って、
真言密教の行法に勤めている者であり、伝法灌頂を受けた仏弟子である長
喜が務めた（八菅山入峰は八度目）。また小野流を相承し、熊野那智の瀧
で千日の籠行をする熊野本宮長床執行（長床と呼ばれる施設を拠点とする
山伏の集団における実務責任者）で、竹重寺（所在不明）の別当を務める
八十一歳の法印權大僧都顯秀も同行した（八菅山入峰は初めて）。

正應四年九月七日 以上三人である。

解説

八菅神社（神奈川県愛川町）が所蔵している。正応四年（一二九一）のもので、神奈川県愛川町指定文化財。碑伝とは、山伏などが入峰修行の証に立てた標柱をいう。本資料は、長さ三六八センチ、幅四十三センチ、厚さ十一センチあり、全国的にも最大級の碑伝である。

墨書銘があるものの、現状ではほぼ判読できない。銘の一部に陰刻が施されているが、文字が見えづらくなってきた頃に補おうと意図したようである。ここでは、文政九年（一八二六）に八菅山光勝寺が江戸幕府に提出した『相州八菅山書上』（国立公文書館蔵、登録資料名『地誌御調書上』）に記載の写と、これを活用した城川隆生氏の研究を踏まえるとともに、『厚木市史 中世通史編』や『特別展図録 鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』（神奈川県立歴史博物館）に掲載の図版及び翻刻も参照して、可能な限りの復元を目指した。

本史料からは、十三世紀末に松田僧正、先達長喜、熊野本宮長床衆の一人員で竹重寺別当の顕秀の計三人が八菅山の秋峰修行を行ったことが分かる。四国遍路史に関しては、「四国辺路」を行ったという長喜に関する記載に注目したい。

この人物は真言密教の小野流を相承しており、「小野」と称している顕秀も同様だったとみられる。山伏、とくに熊野長床衆には、小野流やその一派である三宝院流を相承したと称する例があるが（「勸善寺大般若経巻第二〇八奥書」（史料66）参照）、当該の山伏は空海や聖宝への信仰を有していたと思われる。また、長喜は八菅山での入峰をすでに八度行っていたことから、八菅山を拠点とする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・葛城山系と四国辺路の修行をしていたといい、「仏名院所司目安案」（史料45）に記された山伏の修行と似ているが、「両山・四國邊路」の両者を「葦藪」として一括しており、当時の四国辺路が山岳での縦走型修行と同等に

見られる場合があったことが分かる。また、先述のように、長喜は真言密教を相承していたが、そのことと辺路修行の間に特別な関係があったかどうかは判然としない。

なお、顕秀について触れておくと、熊野本宮長床衆の記録で、十四五世紀に成立したとみられている『山伏帳』下（『日本大藏経 修験道章疏』三）に、同名の長床衆が確認できる。この碑伝に記された顕秀と同一人物と思われる。

（長谷川賢二）

47 一遍聖絵第二卷・第十卷・第十一卷

第二卷第一段

一遍聖絵第二卷・第十卷・第十一卷
清浄光寺（遊行寺）蔵

（画像提供 遊行寺宝物館）

（略）

第十卷第三段

第十一卷第一段

翻刻

第二卷第一段

一遍聖繪第二

文永十年癸酉七月に、豫州浮穴郡に菅生の岩屋というところに參籠し給、このところは観音影現の靈地、仙人練行の古跡なり、

（略）

〔仙人は〕又土佐国の女人なり、観音の効驗〔をあふきて、こ〕の巖窟にこもり、五障の女身を厭離〔して〕乗妙〔典を讀誦しけるか、法華三昧成就して飛〕〔行目佐の〕依身をえたり、或時ハ普賢・文殊來現し、〔或時ハ〕地藏・弥勒影護し給しによりて、彼影現尊にしたかひて、をのく、其所の名をあ〔らは〕せり、〔又四十七〕九〔院の〕岩屋あり、父母のために極樂を現し給へる跡あり、三十三所の靈輻あり、斗數の行者靈験をいのる砌なり、凡奇巖怪石の連峯にそはたてる、月、法身常住のすかたをみかき、陰糸陽葉の幽洞にしけれる、風、妙理恒説の韻をしらふ、焼香供華のよそをひ、読誦經典の声、有縁の道人はいまなを見聞し侍なり、仙人利生のために、遺骨をと、め給、一字の精舎をたて、萬人の良縁をむすはしむ、其所に又一の堂舎あり、高野大師御作の不動尊を安置したてまつる、すなはち大師練行の古跡、瑜伽薰修の爐壇ならひに御作の影像すかたをかへすして、此地になをのこれり、上人發心之地故、勝絶之趣記、傳記雖紛失、古老相傳之聖此地に參籠して遁世の素意をいのり給、靈夢しきりに示して感應これあらたなり、

第十卷第三段

正應元年子戊、伊豫へわたり給て、菅生岩屋巡礼し、繁多寺にうつり給、當寺は昔、當國刺史頼義朝臣、天下泰平衆生利益のためにとて、國中に七ヶ寺をたてられる其一なり、本仏は伊王善逝なり、効驗まことにあらたなり、

第十一卷第一段

一遍聖繪第十一

正應二年、讃岐國にこえて善通寺・曼荼羅寺巡禮し給て、阿波國にうつり給、

解説

鎌倉時代に伊予国（愛媛県）の有力武士である河野氏の家に生まれ、時宗の開祖として知られる一遍は、東北地方から南九州まで諸国を巡って遊行の旅を展開した念仏僧である。彼は各地の寺社や霊場を巡拝したが、その中には伊予の岩屋寺や繁多寺、讃岐の善通寺・曼荼羅寺など、後の四国遍路の八十八ヶ所の札所となる巡礼地が含まれている。一遍聖繪は一遍の遊行の旅を描いた絵巻物で、全十二巻四十八段からなり、一遍没から十年後の正安元年（一二九九）八月二十三日、異母弟とされる聖戒が詞書を作成し、絵師の法眼円伊に絵を描かせ、世尊寺経尹に外題を依頼したものである。ここでは、一遍が岩屋寺・繁多寺・善通寺・曼荼羅寺を訪れた時の詞書の部分を翻刻で示した。

一遍が「菅生の岩屋」と呼ばれていた第四十五番札所の岩屋寺（愛媛県久万高原町）に参籠したのは、彼が全国遊行の旅に出かける前の文永十年（一二七三）七月のことである。当地は急峻な四国山地の山間部に位置する山岳霊場であり、境内周辺は岩山が並び立つ特異な景観を見せている。聖絵の詞書には「奇巖怪石の連峯にそはたてる」と表現され、険しい峰々に登って修行する僧俗の姿を描いた画図が載せられている（口絵参照）。

「このところは観音影現の霊地、仙人練行の古跡なり」とあるように、菅生の岩屋は観音菩薩が姿を現した霊地であり、それを慕ってやって来た土佐の女人が仙人として岩窟に籠って仏道修行に打ち込んだ旧跡であったという。古くから山岳修行の地として信仰を集めていたことがうかがえる。末尾には「其所に又一の堂舎あり、高野大師御作の不動尊を安置したてま

つる」とあり、弘法大師空海が作った不動明王像を安置した堂舎の存在が書かれている。当地は「大師練行の古跡」とされ、空海が護摩を焚いた炉壇と空海作の不動明王像が伝わるというから、鎌倉時代の菅生の岩屋が弘法大師信仰の霊場として知られていたことが読み取れよう。空海作とされる不動明王像は、今も岩屋寺の本尊とされている。一遍はここで約半年間参籠した後、翌年二月に全国遊行の旅を始めていくのである。

正応元年に伊予に帰国した一遍は、再び菅生の岩屋を巡礼した後、繁多寺（愛媛県松山市畑寺町）に移っている。第五十番札所の繁多寺は、伊予守源頼義が建てたと伝えられる七ヶ寺の一つで、医王善逝（薬師如来）を本尊としてまつる真言宗寺院である。

翌二年、一遍は讃岐国を訪れて善通寺（香川県善通寺市善通寺町）・曼荼羅寺（同市吉原町）を巡礼してから、阿波国に移った。善通寺は空海誕生地として知られる第七十五番札所、曼荼羅寺は空海が唐から持ち帰った曼荼羅を奉納したと伝えられる第七十二番札所である。

書誌

一遍聖絵の原本（国宝）は、聖戒が開いた京都の歓喜光寺（六条道場）に伝来し、現在は神奈川県藤沢市の清浄光寺に所蔵されている（ただし第七巻は東京国立博物館蔵）。写本には、新善光寺本・尊経閣文庫本などがある。ここでは歓喜光寺本を底本としたが、欠失箇所は□で示し写本により補った。

（川岡勉）

翻刻

伊予国三嶋大祝安俊代安胤申貞光名内沽却田参段事、重申状具書如此、度々加下知之處、井上郷地頭代并同住人石手民部房不叙用云々、甚無其謂、所詮莅彼所、任先下知、於下地者打渡之、至得分物者、不日可糺返、次下知違背各事、為分召所領可注進分限之旨、可被相觸地頭代也、仍執達如件、

正安三年十二月十二日

（北条基時）
左馬助（花押）

（大仏宗蓮）
陸奥守（花押）

淡路四郎左衛門尉殿

宇佐美 六郎 殿

訓み下し文

伊予の国三嶋大祝安俊代安胤申す貞光名内沽却田参段の事、重ねて申状具書かくの如し、度々下知を加えるの處、井上郷地頭代ならびに同住人石手民部房叙用せずと云々、甚だ其の謂れなし、所詮彼所に莅み、先の下知に任せ、下地においては之を打ち渡し、得分物に至りては、不日糺返すべし、次に下知違背の各の事、所領を分かち召さんがため分限を注進すべきの旨、地頭代に相触れらるべき也、仍て執達件の如し、

正安三年十二月十二日

左馬助（花押）

陸奥守（花押）

淡路四郎左衛門尉殿

宇佐美 六郎 殿

現代語訳

伊予の国の三嶋大祝安俊の代官である安胤が訴えている貞光名内の沽却田三段に関する二度目の訴状と添付書類は此の通りである。たびたび命令を下したにもかかわらず、井上郷地頭の代官と同地の住人である石手民部

重要文化財 大山祇神社三島家文書（六波羅御教書）大山祇神社蔵

房が従おうとしないと言う。これは甚だ不当なことである。こうなったか
らには、問題になっている土地に出向き、命令通りに係争地を三嶋大祝側
に引き渡し、抑留している得分物については直ちに返却させるべきである。
また、命令に従わない者の所領を取り上げるため資産を報告するよう地頭
の代官に命じるべきである。以上を通達する。

正安三年十二月十二日

左馬助(花押)

陸奥守(花押)

淡路四郎左衛門尉殿

宇佐美 六 郎 殿

解説

京都の六波羅探題の長である大おほらむねのぶ仙宗宣(南方)と北条基時(北方)が、
三嶋大祝おほほり氏から寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。
係争地となっている貞光名は三嶋大祝氏が名主職を保持する所領で、その
田地は越智郡・和気郡・温泉郡など伊予国内の各地に分布していた(川岡
勉『中世の地域権力と西国社会』清文堂出版、二〇〇六)。三嶋大祝氏側は、
井上郷地頭の代官と同地の住人である石手民部房が貞光名内の土地を押領
していると訴えているのである。

井上郷は温泉郡の東北部に位置し、道後温泉を中心とする一帯の郷名で
あるから、石手民部房は石手寺の関係者であったとみてよからう。この六
波羅御教書は「石手」という名称の初見史料であり、この名称の由来となっ
た衛門三郎の四国遍路開創伝説はこの時までに成立していた可能性が高い
と考えられる。

(川岡勉)

49 官宣旨写 嘉元四年三月二十二日

翻刻

左弁官下 土左国

応因准先例、遂庄号、断絶未来牢籠、永為最御崎寺領当国室津一色沓処事、在管安芸郡

四至 東限最御崎寺領後横山 南限腹池山峯
西限金剛頂寺領浮津堺 北限左貴塚焼尾峯

右、得沙門我宝今月日解状稱、謹考旧貫、当寺者三地薩埵之聖跡、両部応化之靈地也、本尊者則嵯峨天皇御宇、応勅命大師為誓護国家、為利益群生、取斧取刀、一削三礼、手自刻彫、能滿所願虚空藏大菩薩也、爰去建仁二年二月伽藍回祿之時者、靈像忽飛去火災之外、彰傍林放光、其後同三年正月巖耀祈精之時者、右手亦歸來於焦熱之底、代罪人救苦故也、此地有巖岬、而青山嵯峨嵐、調常樂之声、東蒼海漫々波、唱我浄之音、北亦号御厨人靈神鎮、護持此地、南則通補陀洛山、行者常得渡彼山、岬内亦有本尊、西域光明国如意輪馬腦聖像也、或上官太子積功、或促優婆塞累徳、然間弘法法師練行之時者、明星降臨道場、天人影向巖拜、其奇瑞新而于今現存、勝地雖多未聞如此靈驗奇特也、因茲叡信之余、去正安年中、所有御寄附室津一色也、仍令始行大満虚空藏如意輪愛染明王等長日之行法、專所奉祈四海之安危、一天之理乱、宝祚延長之御願也、忝御寄附料所上者、永代停止国衙之違乱、欲固未来之牢籠、望請天裁、任申請被下室津一色庄号宣旨者、仏神含咲、弥施都鄙之樂化、僧侶合掌、倍祈国家之泰平者、權中納言藤原朝臣経継宣、奉 勅、依請者、国宜承知、依宣行之、
嘉元四年三月廿二日 大史小槻宿祢判
少弁藤原朝臣判

現代語訳

左弁官が土左国へ下す

必ず先例のとおりに庄号の認定を果たし、今後将来の牢籠を断ち、永久に当国室津一色田の地一箇所沓処を最御崎寺領とすべき事、在りどころ 管安芸郡

四至

東は最御崎寺領横山を限る 南は腹池山峯を限る

西は金剛頂寺領浮津堺を限る 北は左貴塚焼尾峯を限る

右のことについて、沙門我宝が朝廷に提出した今月日の上申書が言うところには（以下の通りであります。）謹んでこれまでの先例を調べてみると、当最御崎寺は三地薩埵弘法大師ゆかりの聖跡であり、両界の仏が様々に姿を変えて現れる靈地です。本尊は、則ち嵯峨天皇のご治世に勅命に依じて大師さまが誓護国家のため衆生すべての利益のために斧を取り刀を取り、一つ削れば三礼して自分自身で彫刻し、能く所願を満たす虚空藏大菩薩を創り上げました。そして去る建仁二年（一一〇二）二月最御崎寺の伽藍が炎上した時は靈像が忽ち火災の外に飛び去り、傍林を彰らかにして光明を放ちました。その後同三年正月巖耀が祈精した時、右手がまた火災の焦熱の底から帰り戻ってきました。罪人に代わり苦しみを救ったためであります。この地には岩穴があり、西の青山は高く険しい嵐が常樂の声を調えています。東の青々とした海には蒼海果てしない波が自在清浄の音を唱えています。北はまた御厨として人霊や神が鎮座し、この地を護持しています。南はすなわち補陀洛山に通じています。行者は常に彼山に渡ります。岬内にはまた本尊があります。それは西域光明国の如意輪馬腦聖像です。或いは聖徳太子は功績を積み、或いは優婆塞を促して累徳を積み重ねました。そうして弘法大師が修行した時、明星が道場に降臨し、影向した莊嚴な天人の姿を拝みました。その不思議な現象が新たにいまここで起こっています。すぐれた地は多いですが、未だかつてこのような非常に珍しい靈驗の

地は聞いたことがありません。こうしたことを受けて深い信仰心のあまり（後宇多上皇から）去る正安年中（一二九九―一三〇二）に室津の一色田のご寄付を頂いたところです。そこで（最御崎寺では）大満虚空蔵・如意輪・愛染明王などの長日の勤行をはじめ行い、もっぱら世界の安危、天下の治乱、天子様の万歳をお祈りしております。恐れ多くもこうした勤行の料所として御寄付いただきましたばかりか、永久に国衛の違乱を止め、将来の牢籠を断ち切りたく、天子様のご恩を望み乞うところであります。私たちが乞い願うとおりに室津莊一色田に荘号認定の宣旨が下されるならば、仏神ともにお喜びになつてほくそ笑み、いよいよ都鄙の安樂を施し、僧侶は合掌し、増して国家泰平をお祈り申し上げることでしょう。（沙門我宝の上申書は）以上の通りであります。（これをうけて）権中納言藤原朝臣経継は勅の内容を承り宣べ伝えます。（我宝の）申請の通りに土佐国はこの旨を承知し、天皇の命令の通りにこれを実行しなさい。

解説

四国遍路第二十四番札所の最御崎寺は、金剛頂寺と同様室戸（高知県室戸市）に位置する寺院で、青年期に空海が修行した由緒から、大同二年（八〇七）唐から帰朝後創建したと伝えられる。

本史料にも現れるとおり、建仁二年の災禍などに見舞われたため、草創期の史料には乏しい。草創期の由緒が知られるのは、本史料が早い例である。ここでは、最御崎寺の草創に関する伝承として、嵯峨天皇の勅命をうけて弘法大師が自らの手で虚空蔵菩薩を造立したとする。また、金剛頂寺にも伝わったとおり、当地が補陀落山へと通じる地であることや、弘法大師が修行した際に明星が降臨して天人が現れたとする伝承をもつ。【史料16】解説でも述べたとおり、空海著『三教指帰』序文では、空海が室戸岬で勤念に励んでいた折に「明星来影」と、虚空蔵菩薩の化身である明星が

来影したとする記述があり、金剛頂寺と同様、最御崎寺でも遅くともこの時期には定着していた。そしてこうした弘法大師伝承と同様、寺領の免除認定などを獲得する手段として、奇瑞な現象等がその後もさまざま起こる霊験あらたかな地であることを主張している。

なお、ここでは東京大学史料編纂所所蔵「謄写本最御崎寺文書」を底本としたが、本史料は『土佐国蠹簡集 拾遺』にも所収している。

書誌

本史料の出典は、「東京大学史料編纂所所蔵「謄写本最御崎寺文書」」である。最御崎寺関係史料の書誌情報については【史料41】の「書誌」項を参照されたい。

（守田逸人）

50 高野大師行状図画 明星入口事

(中略)

(天狗問答事)

校訂本文
大滝嶽
阿波の国大滝の嶽にして虚空蔵法を修し給けるに、大劔とひ来て菩薩の靈応をあらはすといへり、

(梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』による)

伏悪龍

或伝にいはく、室生戸の崎に持念し給し時、よな、海中より毒龍ならひにさま／＼のあやしきたくひかすもおそひ来て、さまたけをなさむとせしかは、大師つはきをはきてかれらを伏し給き、海浜の砂石にはきつけ給へは、衆星のつらなれるかことくにして光輝赫然たり、異類おそれをなしてこと／＼に隠没しき、

(中略)

明星入口事

名山絶猷山より山に入、連峯孤峯みねより峯にうつりて、練行としを重て苦節日を積むる、暁巖壁のさかしきを過れば雲経行の跡をうつみ、夜蘿洞のかすかなるに眼は風坐禪の窓をとふらふ、煙霞をなめてうへをわすれ、鳥獣になれて友とす、或は阿波の大滝のたけにのほり、或は土佐の室戸の崎に留て虚空蔵求聞持の法を修し給に、明星口に入り、虚空蔵の光明てらし来りて菩薩の威徳をあらはし、仏法の無二を現す、心府忽に開て諸法の性相を尽、即口の中の明星を海に向てはきいたし給き、其光海にしつみて、

(中略)

明星入口事

名高い山や高い山は山から山に入り、連なる峯や孤立した峯は峯から峯に移り、連年修行し毎日苦行した。朝は険しい岩壁を過ぎると雲がわき、夜は洞窟で眠ると風が座禪のところを吹いてくる。霞を口にして飢えを忘れ、鳥獣に親しみ友とした。或いは阿波国の大滝嶽に登り、或いは土佐

國の室戸岬で虚空藏求聞持法を修した。そうすると、明星が口に入り、虚空藏菩薩の光明を照らして威徳をあらはし、弘法の無二を示した。これにより大師は悟りを得て諸法の本質を理解した。大師が口の中の明星を海に向って吐き出すと、その光は海に沈み、いまだに金色の光が残っている。大師は厳寒深雪の時も単衣の藤衣（粗末な衣服）を着て修行し、盛夏炎旱の時も飲食を断つて精進懺悔すること二十年に及んだ。

（中略）

（天狗問答事）

室戸岬の傍らに金剛頂寺という寺があった。天狗がいつもやって来て住僧を悩まし、弘法を妨げた。大師はその所で天狗とさまざまに問答をし、私がここにいる時はこの所に来てはいけないと仰せられた。そして、自身の形代を作り、大きな楠の洞に置いた。天狗はその命令に違わず、その後は現れなくなった。その楠はさらに榮えて末の世まで伝わっている。

解説

絵と詞書によって空海の生涯をあらわしたものを弘法大師行状絵巻という。鎌倉時代になると寺社縁起などの絵巻物と並んで祖師高僧の生涯を描いた絵巻物が作成されるようになるが、とりわけ多いのが弘法大師行状絵巻である。白鶴美術館本『高野大師行状図画』は全十巻、序文と九十一段の事績からなる。ここには空海の四国での修行の様子を描いた巻一の「大滝嶽」「伏悪龍」「明星入口事」、巻二の「天狗問答事」（標題欠失のため、巻首の標題目次および同系統の宝集寺本で補った）の詞書を掲げた。内容は『大師御行状集記』などそれまでの大師伝とほぼ同じである。口絵は「明星入口事」の絵である。空海が室戸岬で虚空藏求聞持法を修していると、明星が口に入って虚空藏菩薩の光明を照らし、口の中の明星を海に向って吐き出すと海が輝いたという場面が描かれている。

書誌

弘法大師行状絵巻は、①高祖大師秘密縁起十巻、②高野大師行状図画六巻、③高野大師行状図画十巻、④弘法大師行状絵十二巻、⑤版本高野大師行状図画の五系統に分類される。白鶴美術館本は③に分類され、元応元年（一二三九）以前の成立。保存状態が良好で、画面の損傷も少なく、第六巻に一紙欠失があるほかは十巻がすべて揃っている。五系統全体のなかでも、ほぼ完本のものとしては現存最古の作品。重要文化財。梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』（角川書店、一九八三）に全十巻のカラー図版が載せられている。

（寺内浩）

51 高野大師行状図画 劍御山

校訂本文

劍御山

讃州劍御山八国寺は、三朶峯そはたちて半天の雲こしをめぐり、四望山晴て八国の境眼にあり、むかし大師この峯に修行し給けるに、五柄の利劍そらよりあまくたり、故に劍の御山といふ、金剛藏王顕現して大師と談話し給ふ、彼五劍をもて巖穴にうつまれたり、則中央峯お点して藏王の権扉おひらく、大師みつから千手観音の靈像お作て、本仏として精舎をたてらる、蓮宇もとゐをつらね、松房のきをならへたりき、かの寺の縁起にのせたり、

(梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』による)

現代語訳

劍御山

讃岐国劍御山の八国寺は、三つの峰が高くそびえ立って半天の雲こしにあり、眺望がよく、八国の境を眼前に見ることができるとであった。昔、空海がこの峰で修行をしていた時、五本の利劍が空から降ってきたので劍の御山という名が付いた。その時、金剛藏王権現が現われて空海と談話した。空海はこの五本の劍を巖穴に埋め、中央の峰を点じて藏王権現の堂を建てた。そして自ら作った千手観音像を本尊として精舎を建立した。蓮の屋根が連なり、松房が軒を並べていた。このことは八国寺の縁起に記されている。

解説

弘法大師空海の伝記絵巻は鎌倉期以降、数多く制作されたが、ここには掲げたのは白鶴美術館本『高野大師行状図画』第六巻第四段の「劍御山」の詞書で（絵は口絵を参照）、空海が讃岐国劍御山で修行した時、五本の利劍が空から降ったこと、金剛藏王が顕現し空海と談話したことなどを記す。現在、八国寺という名の寺はなく不明な点が多いが、四国霊場第七十一番札所弥谷寺と第八十五番札所八栗寺の縁起がこの詞書の内容を踏襲しており、関連が考えられる。順にみておきたい。

まず前者の弥谷寺は、劍五山千手院と号する真言宗寺院で、香川県三豊市三野町の弥谷山の中腹に位置する。元文二年（一七三七）の版本『劍御山弥谷寺略縁起』（『香川叢書 第一』）によれば、行基が弥陀・釈迦の尊像を造立し、建立した堂宇にそれらを安置して蓮花山八国寺と号し、その後、空海が虚空藏求聞持法を修したところ、五針の劍が天から降り、自ら千手観音を造立して新たに精舎を建立し、劍五山千手院と号したという。中世の文献史料でこのことを裏づけるのは難しいが、境内と周辺は岩窟の地で、十一世紀にさかのぼる深沙大將像が鎮守として祀られるなど早くから山岳修行の場であった。

次に後者の八栗寺は、劍五山千手院と号する真言宗寺院で、香川県高松市牟礼町の五劍山の中腹にあり、かつては山岳修験の行場として多くの山伏が活動したという。寛文九年（一六六九）に各郡の大政所が提出した寺社の由来書『御領分中宮由来・同寺々由来』（『新編香川叢書 史料篇（一）』）には「八国寺」と記されており、この寺名が中世にさかのぼることをうかがわせ、また当寺の由来も「高野大師行状図画」の記すところとほぼ一致する。同書によれば山頂から八か国を見渡すことができたので八国寺と称し、空海がこの峰で修行中、五本の利劍が空から降ったので五劍山と号し、またその時、金剛藏王が現れて空海と対談し、劍を岩穴に埋め、中央

の峰に蔵王権現を勧請したという。この他、『四国徧礼靈場記』（元禄二年（一六八九）の著者として知られる高野山の学僧寂本が記した『五剣山八栗寺千手院記』（『香川叢書 第一』）によれば、空海が入唐に先立って栗八つをこの地に植えると生長し、帰国後に大樹となったので八国寺を八栗寺に改名したという。

ところで鎌倉期の八国寺を考えるうえで注目されるのは、鎌倉期の代表的な神道書『麗氣記』（『校註解説 現代語訳 麗氣記Ⅰ』）に「八国嶽」とみえることである。この記事については応永二十六年（一四一九）成立の注釈書『麗氣聞書』（『校註解説 現代語訳 麗氣記Ⅰ』）に「是又、讃岐国也、八ヶ国ノ見嶽ナル故ニ、八国嶽也、八ノ栗ト書ケリ、其ノ故ハ大師御入唐ノ時、焼栗八ツ此ノ嶽ニ植ヘ給ヒテ誓テ宣ハク、我、祈念スル所、成就セバ、此ノ栗ヲフベシト給ヒテ殖ヘ給ヒシ其ノ栗八本ノ木ト成ルト云々」とあり、『五剣山八栗寺千手院記』で述べられた内容が、すでに室町期の人々の間で認識されていたことが判明し、ここでは「八国嶽」が「八ノ栗」に読み替えられていたことがうかがえる。

以上のように弥谷寺・八栗寺いずれの寺においてもこの詞書との関連が考えられるが、「八国寺」として認識されていたことを中世の文献史料で跡づけられるのは八栗寺であったとみられる。

また、弘法大師空海の伝記絵巻には種々の作品があり、通常五系統に分類される。

- ①高祖大師秘密縁起十巻
- ②高野大師行状図画六巻
- ③高野大師行状図画十巻
- ④弘法大師行状絵十二巻
- ⑤版本高野大師行状図画

このうち⑤の版本を別にすれば、最も流布したのは③系統の作品であった。ここに掲げた白鶴美術館本も③に属するもので、元応元年（一三一九）以前に成立したと、②を増補したものであることが判明している。とくに

「剣御山」の項に注意すると、注目されるのはこの項が②にみえないことである。つまり②を増補した③において、「剣御山」の項も新たに加えられていたことが知られる。

鎌倉期以降、弘法大師信仰が広がりを見せるなか、空海が修行したと伝える地はその拠点となって弘法大師の伝記絵巻に取り上げられたことを示す事例として重要である。後にそこが札所霊場へ展開していったと考えられることも興味深い。

書誌

弘法大師空海の伝記絵巻が五系統に分類されることは先に述べたが、ここに掲げた白鶴美術館本は、最も流布したとされる高野大師行状図画十巻系統の作品であり、元応元年の年紀を有し、「十巻本」あるいは「元応本」とも呼ばれている。第六巻に一紙欠失があるほかは十巻が完存する。ほぼ完本のものとしては現存最古の作品として貴重である。重要文化財。元来は高野山惣持院に伝来したという。図版は、梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』（角川書店、一九八三）に収める。

（上野進）

52 讚州七宝山縁起

校訂本文

讚州七宝山縁起

鎮守 八幡大菩薩

修行 弘法大師

右當山者、十方如来常住シ、三世諸佛遊戯ス、善神番々守リレ之ヲ、星宿夜々ニ参スレ之ニ、是釋迦傳法之迹、慈尊說法之砌也、一踏此地、不スレ帰三惡之境、一詣レハ此山、必ス遇三會之曉者也、依之八幡大菩薩垂レ影向、大師令メ修行セ給、大師ト與大菩薩、本自同躰分身ニテ、在リニ生々世々ノ御契約、

(中略)

凡ソ當伽藍者、大師為メ七寶山修行ノ之初宿ト、建立シ精舎ヲ、起立ス石塔四十九基、云々、(中略)或ハ納メテ佛法於此地、号ス之ヲ七寶山ト、或ハ建二寺院於斯砌、模スルニ以テシニ八葉之峯、号スニ寺ヲ於觀音寺ト、行スニ峯於卅三日、第二宿稻積、二天八王子^{本地}、大師勸請、
第三ノ宿ハ經ノ滝、第四ノ宿ハ興隆寺、第五ノ宿ハ岩屋寺、第六ノ宿ハ神宮寺、
○結宿者善通寺我拜師山是也、當山ニ有リニ九所之秘穴、大師大同年中ニ、以テニ八祖相傳七種ノ秘法ヲ奉ツリ納メ之ニ、慈尊出世ノ時、出テ、高野ノ定ヲ、所納ノ秘法開レ之ヲ、弥勒ノ御前ヘニ可ニ持参ス之計也、是ノ故ニ名クトニ之レヲ七寶山ト云々、(後略)

〔香川叢書 第一〕による

訓み下し文

讚州七宝山縁起

鎮守 八幡大菩薩

修行 弘法大師

右、当山は、十方の如来常住し、三世の諸佛遊戯す、善神番々これを守り、星宿夜々にこれに参ず、是、釈迦傳法の迹、慈尊說法の砌也、一たびこの地を踏めば、三惡の境に帰さず、一たびこの山に詣れば、必ず三會の曉に遭ふもの也、これにより八幡大菩薩も影向を垂れ、大師も修行せしめたまふ、大師と大菩薩とは、もとより同躰分身にて、生々世々の御契約あり、

(中略)

凡そ當伽藍は、大師七宝山修行の初宿として精舎を建立し、石塔四十九基を起立すと云々、(中略)あるいは弘法(宝)をこの地に納めて、これを七宝山と号す、あるいは寺院をこの砌に建て、模するに八葉の峯を以つて子(本地千手)、大師勸請、第三の宿は經の滝、第四の宿は興隆寺(中蓮と号す)、第五の宿は岩屋寺、第六の宿は神宮寺、結宿は善通寺我拜師山、是なり、当山に九所の秘穴あり、大師大同年中に、八祖相傳七種の秘法(宝)を以つてこれに奉り納め、慈尊出世の時、高野の定を出でて、所納の秘法(宝)これを開きて、弥勒の御前に持参すべきの計也、この故にこれを七宝山と名づくると云々、(後略)

現代語訳

讚州七宝山縁起

鎮守 八幡大菩薩

修行 弘法大師

右、当山は十方の如来が常住し、過去・現在・未来の諸仏が遊戯するとこ

ろであり、善神が次々に順をおって守り、星宿が夜々に参じている。これは釈迦が伝法したあとであり、慈尊（弥勒菩薩）が説法するところである。一たびこの地を踏めば、三悪道（地獄道・餓鬼道・畜生道）の境地に帰さず、一たびこの山に詣れば、必ず弥勒菩薩による三度の説法、三会の暁に遭うものである。これにより八幡大菩薩も影向を垂れ、大師も修行された。大師と大菩薩とは、もとより同躰分身であり、生々世々の御契約を結んでいる。

（中略）

そもそもこの伽藍は、弘法大師が七宝山修行の初宿として精舎を建立し、石塔四十九基を起立したということだ。（中略）あるいは仏宝をこの地に納めて七宝山と称し、あるいはこの時に高野山にならって寺院を建て、その寺を観音寺と称した。峯を三十三日間、修行するものとし、第二の宿は稻積で、二天八王子（本地は千手）については大師が勧請した。第三の宿は経の滝である。第四の宿は興隆寺（中蓮と称した）である。第五の宿は岩屋寺である。第六の宿は神宮寺である。結宿は善通寺我拝師山である。当山に九所の秘穴があり、大師は大同年中に八祖相伝の七種の秘宝をここに奉納し、慈尊出世の時、高野の定を出て、納めた秘宝を開き、弥勒の御前に持参する計らいである。この故にこれを七宝山と名づけたという。（後略）

解説

『讚州七宝山縁起』は、香川県観音寺市に位置する第六十九番札所観音寺および琴弾八幡宮の縁起で、徳治二年九月三日に書写・安置されたことが奥書にみえる。当寺は七宝山神恵院と号する真言宗寺院で、瀬戸内海の燧灘に面した景勝地・琴弾山の山腹に位置する。琴弾山の山頂にある琴弾八幡宮の神宮寺として寺務別当と社務別当を兼ねるなど、近世までは琴弾

八幡宮と歴史をともした。

当縁起のうち、先に掲げたのは冒頭部分と、弘法大師ゆかりの「宿」（修行場）の設定に関する部分である。まず冒頭部分についてみると、「鎮守八幡大菩薩」、「修行 弘法大師」であることを明示するとともに、八幡大菩薩が影向し、さらに弘法大師が修行したところであるので八幡大菩薩と弘法大師が一体であるとする。このように鎌倉時代末期には弘法大師信仰と八幡信仰との結合、すなわち弘法大師信仰の広がりがうかがえる。また慈尊（弥勒菩薩）が下生し説法するが、当山に参詣すれば必ずそれに出会えるとしており、当縁起には弥勒信仰が顕著にみられる。四国遍路には弥勒信仰や弘法大師入定信仰が大きく影響しているとの指摘があり、中世の四国地方への弥勒信仰の広がりを知るうえで当縁起は重要である。

次に弘法大師ゆかりの「宿」の設定に関する記載をみると、修行にあたっては当山の観音寺・琴弾八幡宮を「初宿」とし、「結宿」にあたるのが「善通寺我拝師山」であるという。またこの記載は「宿」の設定にとどまらず、当山から善通寺に向けての修行の道（行道所）があったことを示すものであり、鎌倉時代末期までに弘法大師信仰を保持する修行者が当山から善通寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを伝える点で貴重な史料といえるだろう。もとより観音寺の位置する琴弾山から善通寺へ至るルートが遍路道となったわけではないが、弘法大師ゆかりの中世の修行の道を考える上で興味深い事例である。

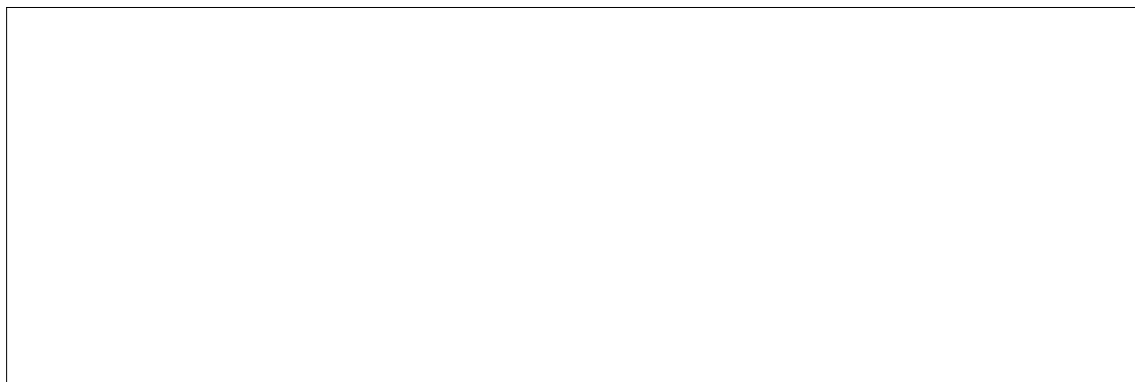
書誌

『讚州七宝山縁起』は、第六十九番札所観音寺および琴弾八幡宮の縁起で、同寺蔵。奥書として「徳治二年（丙午）九月三日書写畢、但し他筆これを雇ひ、これを安置す、蓮祐（五十六才）」と記されており、徳治二年（一三〇七）頃に成立したことがわかる。『香川叢書 第一』に翻刻が掲載されている。

八幡大菩薩と弘法大師を一体とし、大師の中興を強調するところに特徴があり、この点は応永二十三年（二四一六）の「七宝山八幡琴引宮縁起」（『香川叢書 第一』）に継承されていない。鎌倉時代末期に弘法大師信仰が広がりをみせるなか、当寺においても大師信仰にもとづいた寺院草創譚が求められ、それをまとめたものが当縁起であるとみてよからう。これは従来から語り継がれていたとみられる琴弾八幡宮の由緒（その端緒は道範『南海流浪記』に散見される）に対する観音寺側からの草創縁起とみることもできる。

なお、琴弾八幡宮の縁起を描いた画幅としては「絹本着色琴弾宮絵縁起」（重要文化財）があり、景観描写に優れた鎌倉時代後期の縁起絵として知られる。

（上野進）



志度寺縁起のうち御衣木之縁起（部分図）
志度寺蔵（画像提供 香川県教育委員会）

校訂本文

（前略）藺子者所_レ志_レ之_レ十一面観音像也、件_ノ童男聞_レ之_ヲ、一日之中奉_リ造_コ立_シ等身十一面観音形像_ヲ一畢_{ハリス}、即_チ彼佛師奉_レ向_レ此_ノ本尊_ニ有_リ二念誦_ノ之_ヲ、斜陽已_ニ西傾_キ、自_レ夜至_ル子刻_ニ敢_テ以_テ不_レ動_カ、藺子弥念_レ非_ニ凡人_ニ、令_ル三仰_コ信_セ之_ヲ時、從_リ二虚空_ニ以_テ二高声_ヲ、補陀落観音_ヲ御坐度呼言_二音也、藺子聞_レ之_ヲ其声微妙_ニ銘_ス於_二心肝_ニ、即_チ佛師欬然_{トシテ}出_テ其_ノ不_レ見_ニ行方_ヲ、是_ル知_ル二補陀落山観音之化来也_ト、爰_ニ藺子再会_ノ無_レ期_ツ、感涙難_レ抑_ハ云々、（後略）

（『新編香川叢書 文芸篇』による）

訓み下し文

（前略）藺子_{そののこ}は、志すところはこれ十一面観音像なり、件_{くだん}の童男_{どうなん}、これを聞き、一日の中に等身十一面観音の形像を造立したてまつりおはりぬ、即ち_{すなは}かの仏師、この本尊に向かひたてまつりて、念誦_{ねんじゆ}の気色あり、斜陽すでに西に傾き、夜より子の刻に至るも敢_あへて以て動かず、藺子、いよいよ凡人にあらずと念じ、これを仰_{あお}ぎ信ぜしむる時、虚空_{こくう}より高声を以て補陀落_{ふだらく}観音やいますと呼ぶ言、二音なり、藺子、これを聞きその声微妙にして心肝に銘ず、即ち仏師、欬然_{くつぜん}として出でてその行方を見ず、これ補陀落山観音の化来_{けらい}と知るなり、爰_{こゝ}に藺子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、（後略）

現代語訳

（前略）藺子は、「私の志願するところは十一面観音の像です」と答えた。これを聞いた童形の仏師は、その日のうちに等身の十一面観音の形をした像を彫りあげた。仏師はこの本尊に向って念誦している様子で、夕陽はすでに西に傾き、夜になって十二時に至っても動かない。藺子は、この仏師がいよいよ普通の人ではないと念じ、これを仰ぎ信じていた時、虚空から高らかに「補陀落観音はいらっしゃいますか」と呼ぶ声が二度響いた。藺

子はこれを聞くと、なんともいぬ妙なるその声が深く肝に刻み込まれた。仏師はたちまち姿をあらわしては行方知れずとなった。蘭子は、仏師が補陀落観音の化現と知り、再び観音に会えないと思うと、感涙を抑えられなかったという。(後略)

解説

第八十六番札所志度寺は香川県さぬき市にある真言宗寺院で、補陀洛山清浄光院と号する。本尊十一面観音の由来や当寺建立・再興の経緯などを描いた志度寺縁起絵(現存六幅)が伝来し、付属文書九卷(うち縁起文は七卷)とあわせて重要文化財に指定されている。

右に掲げたのは、縁起文「御衣木之縁起」に記された補陀落観音に関わる一節で、推古天皇三十三年(六二五)、蘭子尼(智法)が志度浦に漂着した霊木で本尊の十一面観音を造った経緯が語られるが、この本尊造立は仏師が補陀落観音の化現であり、補陀落信仰と不可分であったといえる。同寺の山号でもある「補陀落(洛)」とは、海の彼方や水辺にあると伝えられる観音菩薩の仏国土をさす。かつて志度寺は海岸線の砂洲の上に位置し、その砂洲の背後は湾入して島のような景観を呈していたことが縁起絵「御衣木之縁起」の下段から読み取れ(口絵参照)、海に浮かぶ補陀落の入口のようにイメージされていたようだ。

四国遍路における個別の霊場の成立において、この補陀落信仰が大きな役割を果たしたことが指摘されており、とくに補陀落浄土を目指して渡海することを「補陀落渡海」と称したが、この実践行は、四国遍路の源流といえる辺地修行の一形態と見なすこともできるだろう。実際、第三十八番札所金剛福寺(高知県土佐清水市)のある足摺岬は補陀落渡海の行場であったのであり、四国の海岸に修行者が集まったのはそこが補陀落渡海の出発地として特別な意味をもったからともいえよう。ただし志度寺の場合は補

陀落渡海の事例を確認できないが、実際に渡海するかしないかは別として、平安時代後期の志度道場は辺地修行の場であり(史料33)、そこに補陀落信仰が重なる中で補陀落浄土への入口、補陀落信仰の拠点となる寺院として整備され、後に札所へと展開する、といった道筋がみえることは興味深い。

書誌

志度寺縁起絵は絹本着色、掛幅装で、現存六幅(図版は太田昌子編著『志度寺縁起絵』(平凡社、二〇一九)参照)。各幅ともに広大な空間を巧みに折込んだ一大鳥瞰図であり、各場面を指示しながら物語を語り聞かせる「絵解き」に使用されたとみてよい。縁起文は紙本墨書、卷子装で、七卷からなり(『新編香川叢書 文芸篇』(新編香川叢書刊行企画委員会、一九八一)所収)、それぞれの絵に先行して制作されたと考えられる。縁起絵・縁起文ともに十四世紀前半頃までに志度寺の勧進活動の一環として次々に制作されたとみられる。

(上野進)

校訂本文

心戒上人、四國修行のあひだ、或百姓の家の壁に書付て云、「念佛者ならで、念佛申て、往生をとぐべし、云々」、

〔日本古典文学大系八三 仮名法語集〕による

現代語訳

心戒上人、四國を修行の時に、或る百姓の家の壁に書き付けた言葉は「念佛者以外でも、念佛を唱えれば往生を遂げることができると云々」、

解説

本史料は、中世の念仏行者による信仰に関わる法語類を収録した『一言芳談』(鎌倉時代後期の成立)に収められた心戒上人の四國修行に関する法語である。心戒上人は、俗名は阿波守平宗親で、高野山において遁世し諸國修行を行った念仏聖である。鴨長明著『発心集』(巻七)の「第八七話 心戒上人、跡を留めざる事」にも登場する。

このように真言宗の僧に限らず、念仏聖も修行の地として四國を訪れ、修行と兼ねて念仏の布教につとめたとみられる。

心戒と同様に念仏聖である一向俊聖(一二三九?~一二八七)も四國を訪れ、念仏の布教活動を行っている。それを語る史料『一向上人伝』(二二二八)には直接「四國修行」との文言はみえないが、参考までに四國に関する箇所を以下に掲載する。

卷二

(前略) 建治元年、薩摩の國修行ありて、八月中比、四國へ渡らせ給ひける、

讚州江の便船、諸人多くとり乗し中に、上人は常のごとく磬打鳴らし、念佛したまふて、心を法界の廣きに融し、縁を海底の鱗にまでむすびたまふ、かくて遙に舟出けるに、海上風烈く、涛声耳を驚す、東面浪高く、南北に船を傾け、前後に帆柱倒れ、左右より水入て、既に半身を浸し、船をも撃破らんとす、船中の諸人周章して、肝を消し、進退きわまりてぞ見へける、上人のみ、少も騒ぎたまわず、諸人に勧てのたまひけるは、煩惱苦海の波を越え、八功德池の岸に至るべき事、只今のとき也、此船を全く如来の願船とおもひ、動轉散乱の心、煩惱妄想の念ともに、願船に打任せ、一心に念仏したまはば、頓て苦患を免れん、接取の光明は行者の頂を照し、不捨の大悲は重苦の者を救ふ、現世護念・当来引接、具に沙汰し、勧めたまひければ、諸人同音に一心に念佛し、唯死するを待ぞ哀なり、船子申しけるは、船中に重寶あれば、龍神是を欲して、海上ある、事侍る、所持の物悉く海へ沈めたまへとて、上人の鑿も、此時海へ沈めたまひける、それより舷に櫓櫂を叩き、高声念仏は尚やまず、諸人に誠の致す所にやありけん、風漸く静て、磯辺近くこぎ寄せける、

(中略)

各々讚州洲崎の浦に止り、一夜明しける、上人暫く眠り給へる夢に、一人の青衣の童子が来、告ていわく、上人念佛の御利益により、我が三熱の苦難を免れ侍る、先に捨たまへる磬は、明日返し奉るべしとて去りぬ、上人不思議におぼしめししが、明旦遙の沖より一の亀、口に含み上りける、上人とり上げ見給ふに、紛ふ所もなき元の鑿にてぞありける、是をみる諸人は、佛の出現に逢へる心地して、上人に皈し奉りける、又彼所にして四十八夜の念佛執行したまひければ、諸人も皆門徒と成り、或いは剃髮し、此法会をぞ勧めける、念佛の期果て、後、上人また四國に趣きたまふ、彼處には寺を立、青海寺と名けたり、

(中略)

建治二年^{丙子}の春、阿波の国に遊行し給ひけるに、板野と云ふ處に、真下外記と云ふ者あり、上人に詣て、尋ね奉りけるは、我等手に念珠を持て侍れども、百八煩惱もうするがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、云何が心得て、持ち侍るべきと、上人答てのたまわく、昔の人は念佛誦經の数を取りたまふとて、或は大豆小豆を何石何斗とて修行し、空也上人は出入の息をもて、念珠とし給ふ、今世人を見れば、手に念珠を持たながら、口には妄語綺語両舌し、心は貪瞋痴等、盛んに念佛をば忘れて侍るは、本意なき事に侍る、されども寶号を思ひ出すたよりなれば、待ばよき事なりとぞのたまひける、

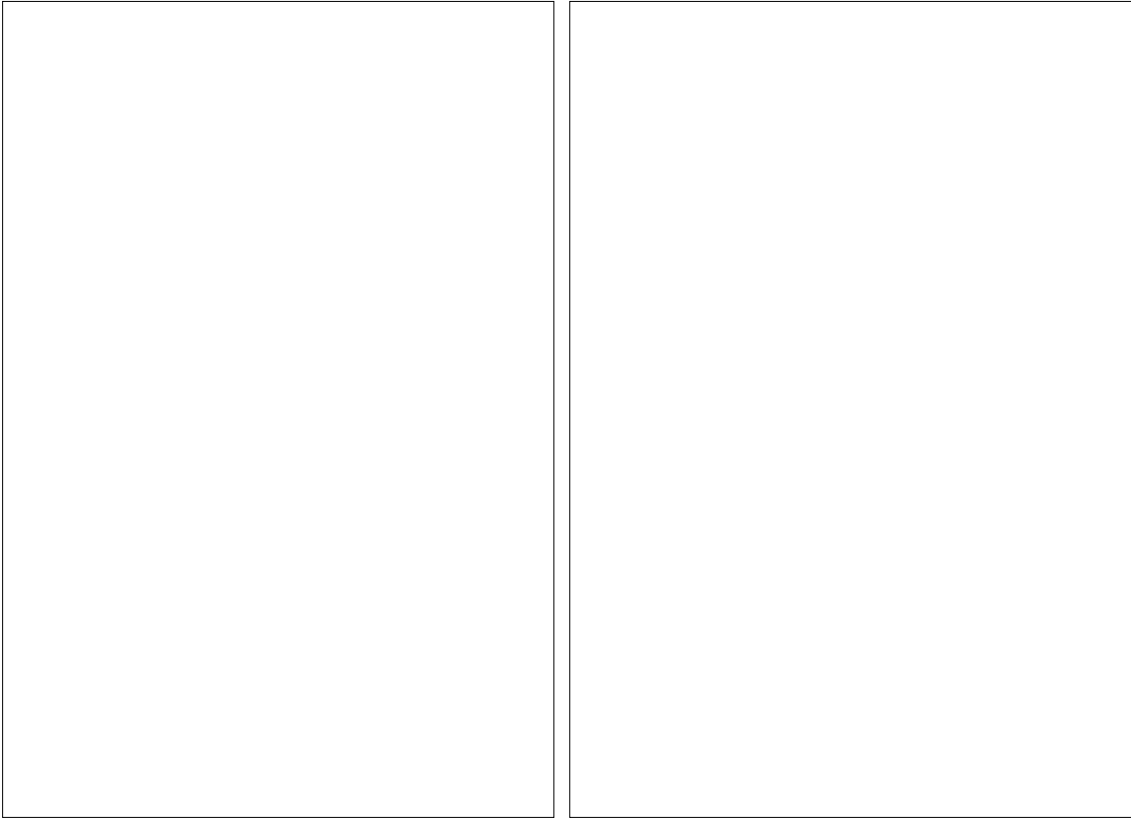
同二年の秋、豫州桑村にて、俊阿初て、上人の弟子と成りける、其発心の始を尋るに、初は觀心房とて、聖道門の僧にて、念佛を疑ひ、踊躍を嘲り、上人を忌み侍りけるが、当国へ渡りたまふこそ幸ひなれ、多年の憤りを散ぜばやと思ひ、上人に詣て、語り奉りけるは、念佛云何なる功德あればか、僅かに唱へて往生し侍る也と、上人答たまわく、念佛の功德は、三賢十聖も知り給はず、凡夫争か是を知り侍らん、凡そ何程と分限あるは、人も知り侍れど、それは有上小利の功德にて侍る、此念佛は無上大利の法なれば、誰か其分濟をしるべき、しらずといへども唱へだにし侍れば、往生は疑いなく侍ると、(後略)

(小川寿一編『浄土宗本山蓮華寺史料』、同『一向上人の御伝集成』から引用)

書誌

『一言芳談』上下二卷(奥書「依輔定所望難去早速馳筆、于時寛正第四載孟夏上弦之比、頽齡五十五洛下田畔野叟朱印」慶安元年、林甚右衛門の刊記がある)を底本とした宮坂宥勝校注『日本古典文学大系八三 仮名法語集』(岩波書店、一九六四)による。

(大石雅章)



仏木寺弘法大師坐像墨書銘
仏木寺蔵（画像提供 愛媛県教育委員会）

翻刻

（心束正面）

奉造榮弘法大師御影像

正和二年十月五日御開

眼

右志者為父母師長往生極

楽

結縁輩現世安穩

後生菩提乃至法界平等□□

（心束左側面）

大願主僧賢信 □□^{（露丸）}白

□□□□ 大仏師三位法橋行繼

解説

愛媛県宇和島市三間町の第四十二番札所ぶつもくじ仏木寺の大師堂に安置されている弘法大師坐像に墨書銘が確認されている。本像は高さ八十七・五センチの檜の寄木造のもので、像を支える心束の正面と左側面に墨書銘がある。これによれば、本像は願主の父母や師の極楽往生と結縁衆の現世安穩・後生菩提を祈願して正和四年（一二三五）十月五日に開眼されたことが分かる。作像年の判明する弘法大師像としては、全国で三番目に古いものである。願主は僧賢信、仏師は三位法橋行継であったという。建治元年（一二七五）七月に同寺の大日如来像を作り始めた仏師僧某を東大寺と関わりの深い慶派の仏師とみる毛利久氏は、行継もその末流に属していたと推測している（毛利久「伊豫仏木寺の弘法大師像」『仏教芸術』一〇〇、一九七五）。

当寺の草創と沿革を記した「仏木寺記録」（史料43）には、建治二年十月に弘法大師御影堂が造立されたことが記されており、本像の製作はそれから三十九年後になる。その間の事情は不明であるが、本像の墨書銘からは鎌倉時代における弘法大師信仰の広がりがうかがえると見えよう。

（川岡勉）

56 阿波国切幡寺院主尊忍田地寄進状

正中二年四月二十一日

史料①「高野山灌頂院供燈料所寄進状」

校訂本文

〔端裏書〕「灌頂院寄進状」

奉寄進 高野山灌頂院兩界祖師供燈料所事

合 水田貳佰四十步者、在高野山御領參ヶ庄内眞國
字野間定田貳斛伍斗

右、當伽藍者、長和親王嚴重之御願、密教惠命相續之佛閣也、就中二季之結縁灌頂者、貴賤道俗頓悟之秘術、八祖之御忌勤行者、眞言弘通報酬之梵席也云々、爰過去亡弟能慶、澄心於三密上乘之法水、懸望於八葉中臺之覺夢、然間、深仰高祖之遺法、而攀南山之靈場、忝信大師之聖跡、而詣當寺之勝地、參籠互兩三年、巡禮及一千日、加之、屢卜居於八葉開敷之蓮嶽、可終命於三地結界之蘿幅之旨、雖有存念之企、被牽不蘆之縁、空交憤鬧之地、終赴冥路之境、然而果多年仰信之素懷、任頃日顧念之丹款、速送新物於當山、可致興隆於此寺之旨、運匪石令遺言矣、仍買得田地、相折土貢、備八祖御忌之供燈、莊兩界曼荼之密壇、是則三地薩埵倍增法樂之精祈、四恩法界離苦得樂之白善、亡魂證果之惠業、聖跡崇重之本望、何事過之哉、仍盡未來際、爲無失墜、相副券契等、寄進之状。〔如件脫カ〕

正中貳年乙丑卯月廿一日 阿波國切幡寺院主法眼尊忍

〔大日本古文書 家わけ一ノ一 高野山文書 寶簡集十三〕による

訓み下し文

〔端裏書〕「灌頂院寄進状」

寄進し奉る 高野山灌頂院兩界祖師供燈供料所の事

合わせて 水田二百四十步者、高野山御領參ヶ庄内、眞國字野間に在り、
定田二石五斗、

右、當伽藍は、長和親王嚴重の御願、密教惠命相續の仏閣なり、就中二季の結縁灌頂は、貴賤道俗の頓悟の秘術、八祖の御忌勤行は、眞言弘通の報酬の梵席なりと云々、爰に過去の亡弟能慶、三密上乘の法水におひて澄心し、八葉中台の覺夢におひて懸望す、然る間高祖の遺法を深仰して、南山の靈場を攀じのぼり、忝く大師の聖跡を信じて當寺の勝地を詣づ、參籠すること兩三年に互り、巡礼すること一千日に及ぶ、しかのみならずしばしば八葉開敷の蓮嶽に卜居し、三地結界の蘿幅に命を終へるべきの旨、存念の企てであると雖も、不慮の縁を牽かれ、空しく憤鬧の地に交ふ、終に冥路の境に赴き、然りて多年の仰信の素懷を果たす、頃日顧念の丹款に任せて、速やかに料物を当山に送り、この寺を興隆致すべきの旨、匪石を運び遺言せしむや、よつて田地を買得し、土貢を相折す、八祖遠忌の供燈に備へ、兩界曼荼の密壇を莊す、これすなわち三地薩埵倍增法樂の精祈、四恩法界離苦得樂の白善、亡魂証果の惠業、聖跡崇重の本望、何事かこれに過ぎる哉、仍つて尽未來際、失墜なからんが爲に、券契等を相副へ、寄進の状（件の如し）、

正中二年乙丑卯月二十一日 阿波国切幡寺院主法眼尊忍

史料②「法眼尊忍御影堂陀羅尼田寄進状」

校訂本文

〔端裏書〕「御影堂寄進状阿波國切幡寺院主禪觀房
正中二四廿一」

奉寄進 高野山御影堂陀羅尼田事

合壹段大内壹段者紀伊國高野山御領官符北山中村字摩尼田
大者同御領東伊摺里字田井田

右此壇場者、四百餘歲薰修之精舎、五十六億常住之伽藍、吾朝第一之靈場、三國無雙之梵宇也、爰過去亡弟能慶、聖跡參住之日、眞影拜見之時、深致

崇重、頻擬仰信、然間、且爲詣大師出定之庭、且爲表高祖報恩之誠、運送新物、買得田地、奉寄附于長日尊勝陀羅尼之祈所、速備三地大聖之法樂、可酬七世恩所之廣德之由、抽鄭重之懇念、爲慇懃之遺言^矣、仍相副券契等、寄進之状、如件、

正中貳年^{乙卯}月廿一日 阿波國切幡寺院主法眼尊忍

〔大日本古文書 家わけ一ノ二 高野山文書 續寶簡集五〕による

訓み下し文

〔端裏書〕「御影堂寄進状 阿波國切幡寺院主禪觀房正中二年四月二十一日」
寄進し奉る 高野山御影堂陀羅尼田の事

合わせて一反大の内、
一反は紀伊国高野山御領官省符北山中村字摩尼田、
大は同御領東伊揖里字田菩提田

右この壇場は、四百余歳の薫修の精舎、五十六億常住の伽藍、吾が朝第一の靈場、三国無双の梵宇なりと云々、爰に過去の亡弟能慶聖跡參住の日、真影拜見の時、深く崇重^{すうちゆう}致し、頻りに仰信^{きやうしん}に凝る、然る間、且つは大師出定の庭に詣づる為に、且つは高祖報恩の誠を表す為に、料物を運び送り、田地を買得して、長日尊勝陀羅尼の料所に寄附し奉る、速やかに三地の大聖の法樂に備へ、七世恩所の広徳に酬^{むく}ひるべきの由、鄭重の懇念^{こんねん}を抽じ、慇懃の遺言を為すや、仍つて券契等を相副へ、寄進の状、件の如し、

^(一三二五)
正中二年乙丑四月二十一日 阿波國切幡寺院主法眼尊忍

解説

史料①・②は、正中二年（一三二五）四月二十一日に、四国遍路第十番札所となっている阿波國切幡寺（徳島県阿波市）の院主尊忍が、弘法大師への信仰により高野山での修行に励みながらその半ばで亡くなった弟能慶のために、高野山灌頂院（史料①）の八祖（龍猛から空海に至る八人の真

言宗伝法祖師）遠忌の供燈料及び両界曼荼羅莊嚴料に買得した田地二四〇歩を、高野山御影堂（史料②）の長日尊勝陀羅尼料に買得した田地一反大（二四〇歩）をそれぞれ寄進した文書である。

切幡寺は、南北朝期には阿波の守護所が置かれた秋月荘内であつて、足利尊氏が後醍醐天皇及び戦没者の弔いのために各国に設置した安国寺・利生塔の阿波国の利生塔寺院にあたる。暦応五年（一三四二）利生塔造立供養が催され、その際の供養導師は善通寺中興の宥範であり、善通寺との関係が窺われる。

寄進者の院主尊忍についての出自等などについては定かではないが、中世の地方有力寺院において、地域の有力者の縁者が僧となる場合が多い。切幡寺院主の尊忍もそのように仮定するならば、その弟能慶の高野山での修行や尊忍による高野山堂舎への田地寄進は、切幡寺と高野山との人的・経済的な交流の深さを示し、さらには阿波のこの地域の弘法大師信仰の広がりも語る史料となる。元弘三年（一三三三）に秋月荘の友吉名主沙弥善恩が史料②と同じく高野山御影堂の陀羅尼料に紀伊国伊都郡高野政所下市原の田地を寄進していることは、その傍証となる（『續寶簡集』六、『大日本古文書 家分け第一 高野山文書』二、第一四一号）。

寄進された田地の所在について、史料①では紀伊国高野山領真国莊（現和歌山県紀美野町）であり、史料②では紀伊国高野山領官省符莊（現和歌山県橋本市、かつらぎ町、九度山町）である。前述の秋月荘友吉名主沙弥善恩の寄進田地の所在も紀伊国高野山領である。このように阿波国から遙か遠方の紀伊国高野山領の田地の権利を買得して寄進している点は注目される。当時の高野山が、高野山領膝下莊園をはじめとする近隣莊園の田地の剰余分の権利を、遠方の篤信者にも買得させ寄進させることを介して、寺領内の富の集積を図っていたとも考えられる史料である。長谷川賢二氏は、切幡寺はその窓口としての機能を果たしていた可能性を指摘している。

そのような視点から、寄進者院主尊忍について切幡寺地域の出自の僧ではなく、高野山から切幡寺院主として当座の間切幡寺運営のために下ってきた高野山僧とする可能性も生まれてくる。その場合には、高野山と切幡寺の関係は本末関係にあったといえよう。

書誌

①・②ともに刊行本『大日本古文書 家分け第一 高野山文書』一・二の所収史料を底本としたために、書誌については詳らかにはできない。

なお、『鎌倉遺文』古文書編第三十七卷に二九〇九二号・二九〇九三号として所収されている。

(大石雅章)

57 阿波国恩山寺鐘銘 元弘三年五月二十五日

校訂本文

阿州勝浦庄多奈恩山寺新鐘銘並序

夫當寺者、延曆七年戊辰、弘法大師尋求勝地、落成梵宮也、手彫刻一標手半之藥師靈像、而以悲母之頭髮並落牙而安之像中、是以因其逆修白業、寺號曰恩山寺者也、爰星霜稍遷、殿堂盡朽廢、自草創以降、既及于五百三十有一歲、文保二禩戊午、源空上人始至此靈跡、則有慕蘭之志、棲遲此荒趾、而勵再興之重業也、則募万人之化緣、而致勞苦十有餘年矣、成大功也、佛殿始安十二神將、影堂新圖一十祖像、青葉樓至鎮山門黑衣禪師董靈場也、然又鑄此洪鐘、以標蘭若之梵制之謹、爲銘曰、

冶鎔頑洞 化成大器 偉哉斯業 驚天動地 其形可見

聲從何趣 倘能入流 聞之非耳 告晨報昏 官知須止

此方眞教 金言有呂 咬破七條 乃是直指 永鎮此山

利濟遐邇 元弘三年癸酉五月廿五日 助緣大施主禪尼源圓

(『阿波国徴古雜抄』卷三による)

訓み下し文

阿州勝浦庄多奈の恩山寺の新鐘の銘並びに序

夫れ當寺は、延曆七年戊辰、弘法大師、勝地を尋ね求め、梵宮を落成する

なり、手ずから一標手半ばの薬師の靈像を彫刻し、而して悲母の頭髮並び

に落牙を以つてこれを像中に安ず、是の逆修白業に因つて以て、寺号は

恩山寺と曰ふものなり、爰に星霜は稍遷し、殿堂は尽きて朽廢す、草創よ

り以降、すでに五百三十有一歳に及ぶ、文保二の禩戊午、源空上人始めて

此の靈跡に至り、則ち慕蘭の志有り、此の荒趾に棲遲す、而して再興の熏

業に励むなり、即ち万人の化縁を募り、而して劳苦致すこと十有餘年、大功を成すなり、仏殿に始めて十二神將を安んじ、(御)影堂に新たに十祖像を図し、青葉樓山門を鎮めるに至り、黑衣禪師靈場を董すなり、然りて又、此の洪鐘を鑄り、以て蘭若の梵制の謹を標す、銘と爲して曰く、

冶鎔頑洞 化成大器 偉哉斯業 驚天動地 其形可見

聲從何趣 倘能入流 聞之非耳 告晨報昏 官知須止

此方眞教 金言有呂 咬破七條 乃是直指 永鎮此山

利濟遐邇

元弘三年癸酉五月廿五日 助緣大施主禪尼源圓

現代語訳

阿波国勝浦庄多奈の恩山寺の新鐘の銘並びに序

当寺は、延曆七年戊辰に弘法大師が最も適した土地を求めて、寺院を建立した、自らの手で薬師如来靈像を彫刻し、慈悲深い母の頭髮と抜けた歯を胎内に収めた。その逆修白業によって、寺号は恩山寺という。歲月は次第に遷り、殿堂は朽ち廢てた。創建より以降、すでに五百三十さらに一歳に及ぶ。文保二年戊午に、源空上人初めてこの靈跡に至つて、弘法大師を慕い敬う志あり。この荒廢した寺院に隱棲し、恩山寺を再興に励んだ。即ち多くの人に修造の費用のために募金を募り、劳苦十余年に至つて、恩山寺の再建が完成する。仏堂に初めて十二神將を安置し、御影堂に新たに十祖の画像を収めた。青葉の樓は山門を鎮め、黑衣禪師は靈場を董す。そうであるのでまた、大鐘を造立し、寺院の梵制の謹を銘に標した。

(銘以下は略す)

解説

本史料は、第十八番札所恩山寺(徳島県小松島市)にかつてあつた梵鐘

の銘文であり、現在は存在しない。この梵鐘は、文末の「元弘三年癸酉五月廿五日 助縁大施主禪尼源円」から、元弘三年（一一三三）に、禪尼源円の支援を得て造立されたことがわかる。

序文の書き出しは「夫当寺者、延暦七年戊辰、弘法大師尋求勝地、落成梵宮也」と、弘法大師空海自らが適所と選び恩山寺を創建した開創の話から始まり、さらに空海自身が薬師如来を造立して、「而以非母之頭髮並落牙而安之像中、是以因其逆修白業」と悲母の頭髮と落牙（齒）を逆修のために胎内に納めたという。逆修とは、生前に死後の往生を願って行う行為で、浄土への願望が高まる平安時代以降に盛んとなる。このように恩山寺が空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かれる。

しかし、恩山寺開創の時期とする延暦七年（七八八）はちようど空海十五歳で官人の道を目指し郷里から離れ上京した年にあたり、空海著『三教指帰』の十八歳に一沙門から虚空蔵求聞持法を知り仏門の道へと進路を変える話と齟齬をきたし、また仏との縁を確かなものにするために胎内に納入する慣習は、寄木造が主流となる中世以降にみられるもので、そのことを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。

十四世紀には、恩山寺が空海とかかわる格別の聖地としての縁起伝承が成立し信仰されていたことが確認できる。そのような聖地恩山寺の伝承を背景に、鎌倉末恩山寺を訪れた源空上人が、勸進活動によって仏堂に十二神将を安置し、御影堂に十祖像を掲げ、朽廃した恩山寺を再興したという。そして『徴古雑抄』には梵鐘のその後についての説明文が銘文史料に付記されている。それを以下に記す。

此鐘、和泉國大鳥郡仁王谷大平寺村安國山大平寺ニアリ、元祿十六年、寫ヲ以テ來リ可返旨ヲ告ク、其後享和三年三月十二日、檀徒幸助ト云モノ、彼國ニ至リ、懸合ヒ、其頃靈夢ニ依テ、右鐘ヲ以テ、不動尊并

半鐘ヲ鑄ル、文化三年刁六月、右半鐘持歸ルト云フ、

この説明によれば、この梵鐘は、その経緯は分からないが恩山寺から移され、江戸時代には和泉国大鳥郡仁王谷大平寺村（現大阪府堺市）の安國山大平寺にあった。その後その梵鐘をもって不動尊と半鐘が作製され、文化三年（一八〇六）にその半鐘が恩山寺に持ち帰られたという。しかし現在その半鐘は恩山寺に存在しない。

書誌

本史料は、当該の梵鐘が現存しないために、小杉温邨（一八三四～一九一〇）が作成した『徴古雑抄』（国文学研究資料館所蔵）に収録され、現在、その一部を刊行した小杉温邨編『阿波国徴古雑抄』（臨川書店、一九七四）の二〇四～二〇五頁掲載の「勝浦郡田野村恩山寺鐘銘」によって、銘文の内容を知ることができるのみである。したがって、梵鐘の規模やそこに刻まれた銘文の形状などについては、確認することはできない。

（大石雅章）

翻刻

被聞食畢 直義御判

注進

建武三年六月五日於比叡山大嶽南尾合戦、分捕生捕并手負實檢事

伊予国軍勢

二宮弥四忠世 ホソノ下物具ヲ
イトヲサル

富田治部房 左ノホウヨリ右ノ
耳エイトヲサル

志津河弥太郎通治 頭分取
頸一

右ノモ、右ノ乳上左ノホウ
突疵一所射疵以上四ヶ所

岡田新太郎重遠 頸骨
射疵

正岡三郎盛経 右ノ目下ヨリ
耳ノ下ヘイヌカル

久枝孫四郎康盛 左ノウテテ
射拔ル、

同太郎三郎信久 左脛射疵

大内小三郎信俊 右ノ脇下
射疵

桑原孫四郎通時 右足甲
被射拔

大内又太郎信種 旗差藤三郎
家次右足射疵

岡田彦五郎清 左脇射疵

仙波平次盛増 右ノハキヲ
被射拔

仙波又太郎若党
大窪左近允家景 左ノハキヲ
射ヌカル、

同弥平次實氏 左ノハキヲ
被射

石手寺円教房増賢 左ノウテテ
被射

氏家介五郎公長 左ノ足甲
被射拔

田村越中房元慶 左脇
被射拔

一同六日合戦

本郡太郎左衛門入道賢阿 右肩
射疵

長又五郎忠貫 左股
射疵

桑原次郎左衛門尉久通 分取
頸一

大野次郎兵衛尉忠直 右足
射疵

山崎又太郎祐盛 左足
射疵

同舍弟孫次郎通忠 左肩
射疵

旗一流奪取之云々

江戸六郎太郎重近 左ノカイ
カ子射疵

沼田七郎三郎入道道智 右股
射疵

岡田又六武 右股
射拔ル、

已上三拾人打死畢

二宮左衛門太郎義親并若党 左衛門次郎
右衛門太郎

一同十一日合戦

二宮孫二郎若党

太郎兵衛尉 左ヒサ口
射疵

兵衛次郎 左股
射疵

江戸弥四郎 左股
射疵

江戸太郎三郎若党
伊原彦四郎重綱 右肩
射疵

本郡孫四郎宗廣 右脛
射疵

河野墨俣三郎信有 左脛
射疵

譜録 河野六郎通古 山口県文書館蔵

右實檢注進如件

建武三年六月十三日 沙弥善恵

解説

この文書は、建武三年（一二三三）六月十三日に、河野通盛（沙弥善恵）が京都北東の比叡山大嶽南尾の合戦における軍忠を書き上げた手負注文である。九州から攻め上った足利尊氏が五月二十五日の湊川の戦いで新田・楠木軍を破ると、後醍醐天皇は足利方の攻撃に備えるため京都を脱出して比叡山に籠った。河野通盛は足利方に属しており、「伊予国軍勢」を率いて比叡山に攻め寄せ、後醍醐方と三度（六月五日・六日・十一日）にわたって合戦を繰り広げたのである。文書の袖（右端）には尊氏の弟である直義の証判が据えられており、死傷した者や戦功を挙げた者を通盛が確認した上で直義のもとに提出されたことが読み取れる。翌十四日の直義の軍勢催促状（「松雲公採集遺編類纂」所収）で、通盛に対して「一族并伊予国地頭御家人」を率いて軍忠すべきことが命じられていることから、通盛は河野氏一族のみならず国内の地頭御家人を動員する権限を認められていたとみられる。

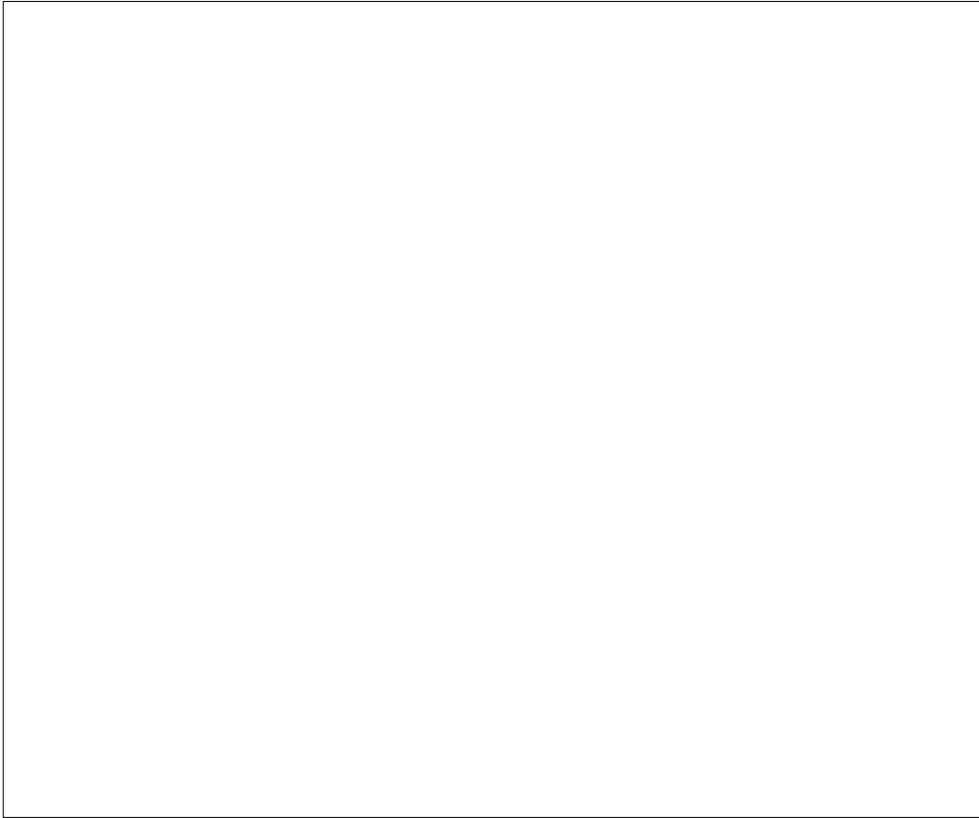
手負注文に載った者たちは通盛の統率下で参戦した伊予の軍勢であるが、その中に五日の合戦で左腕に射傷を負った石手寺円教房増賢の名前が見える。彼は石手寺の僧侶であったとみられ、石手寺の寺号が成立していたことが確認できる。寺号の由来となった衛門三郎の四国遍路開創伝説が既に生まれていた可能性が高いと言えよう。

書誌

近世の萩藩は修史事業に熱心であり、家臣の家に伝わる古文書を調査・収集して「閔閱録」二〇四冊を編纂したことはよく知られている。「譜録」は、

「閔閱録」編纂以降に引き続いて収集された諸家の系譜・古文書集であり、山口県文書館に所蔵されている。この手負注文は、河野通盛の子孫と思われる河野六郎通古の家に伝来した文書であり、河野氏の家の系譜をまとめた「改姓築山之事 河野家之譜」（河野家譜 築山本）にも収録されている。

（川岡勉）



観音寺本堂落書 第二段目（赤外線画像）
観音寺蔵（画像提供 香川県文化芸術局文化振興課）

校訂本文

（第二段目）

明応^{（四カ）}□年式月廿^{（五日カ）}□

常州下妻庄造各□

弁阿闍梨由朝

貞和三年三月廿五日

（第四段目）

天文八年

〔四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所

神恵院・観音寺調査報告書 第一分冊〕による

現代語訳

（第二段目）

明応□（四カ）年二月二十□（五日カ）

常州下妻の庄の造各□

弁阿闍梨由朝

貞和三年三月二十五日

（第四段目）

天文八年

解説

第六十九番札所観音寺は七宝山神恵院と号する真言宗寺院で、瀬戸内海の燧灘に面した景勝地・琴弾山の山腹に位置する。境内には第六十八番札所神恵院も所在するが、近世までの観音寺は神恵院と一体で、山頂の琴弾八幡宮の神宮寺として寺務別当と社務別当を兼ねていた。琴弾八幡宮は近世まで第六十八番札所であったが明治初年の神仏分離によって観音寺から独立し、その本地仏の阿弥陀如来をまつた神恵院が札所とされ、現在に至っている。

観音寺本堂（観音寺金堂、重要文化財）の来迎壁には中世以降の落書があり、貞和三年（一三四七）、明応四年（一四九五）、天文八年（一五三九）、寛文二年（一六六二）の紀年銘が確認でき（ただし明応四年の落書については「明応□年」としか判読できないが、昭和三十七年（一九六二）の『重要文化財観音寺金堂修理工事報告書』によって補足した）、ここでは中世のものに限って掲げた。とりわけ注目されるのは南北朝期にあたる貞和三年の落書で、この時期に常陸国下妻荘（現茨城県下妻市）の由朝なる僧が観音寺に参詣していた事実を示している。四国遍路に関わる中世の落書が室町期のものであることを思えば、この貞和三年の落書はかなり早い時期の資料として注目されるが、遍路に関係するものかは不明である。とはいえ、南北朝期の巡り歩く人々にとって観音寺が重要な場として認識されていたことは確かであり、札所となる寺院に早くから関東の僧侶が訪れていたことを伝える点でこの落書の資料的価値は高い。

また明応四年および天文八年の落書は年紀のみの記載であり、いずれも詳細は不明といわざるをえない。ただしこの時期には遍路者による落書が他所では確認されており、この落書が遍路者によって記載された可能性はあるだろう。また現在、判読は容易ではないが、昭和三十七年の『重要文化財観音寺金堂修理工事報告書』では前者は「明応四年式月廿五日」とする。

なお、近世の墨書とみられるものには「路同行」「辺路同行」か、「南無大師遍照金剛」などがあり、これらは四国遍路に関わるものであり、十七世紀にさかのぼる可能性が指摘されている。

書誌

観音寺本堂（観音寺金堂、重要文化財）は、平安期に建立された三つの金堂に由来し、数度の改築後、大永五年（一五二五）に前身の建物が再建されたと伝える。万治年間（一六五八～一六六一）頃に現在の規模に縮小し、延宝五年（一六七七）に禅宗様に改変して再建された。

本堂の落書は現在、壁板で覆われて見えない箇所もあるが、壁板のない部分については確認することができる（第一段目から第四段目に分かれる）。図版は、『重要文化財観音寺金堂修理工事報告書』（一九六二）、『四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書 第一分冊』（香川県・香川県教育委員会、二〇一九）に掲載されている。（上野進）

60 とはすがたり 巻五

校訂本文

彼の岬には堂一つあり、本尊は観音におはします、隔てもなく、また坊主もなし、ただ、修行者、行きかかる人のみ集まりて、上もなく、下もなし、「いかなるやうぞ」と言へば、「昔一人の僧ありき、この所に行ひて居たりき、小法師一人使ひき、かの小法師、慈悲を先とする心ざしありけるに、いづくよりといふこともなきに、小法師一人来て、齋、非時を食ふ、小法師かならずわが分を分けて食はず、坊主諫めていはく、『一度二度にあらず、さのみかくすべからず』と言ふ、また明日の刻限に来たり、『心ざしはかく思へども、坊主叱りたまふ、これより後はなおはしそ、今ばかりぞよ』とて、また分けて食はず、今の小法師いはく、『このほどの情け、忘れがたし、さらばわが住みかへ、いざたまへ、見に』と言ふ、小法師語らはれて行く、坊主あやしめて、忍びて見送るに、岬に至りぬ、一葉の船に棹さして、南を指して行く、坊主泣く泣く、『我を捨てて、いづくへ行くぞ』と言ふ、小法師、『補陀落世界へまかりぬ』と答ふ、見れば二人の菩薩になりて、船の艫舳に立ちたり、心憂く悲しくて、泣く泣く足摺をしたりけるより、足摺の岬といふなり、岩に足跡留まるといへども、坊主は空しく帰りぬ、それより、『隔つる心あるによりてこそ、かかる憂きことあれ』とて、かやうに住まひたり」と言ふ、

三十三身の垂戒化現、これにやと、いと頼もし、

〔新編日本古典文学全集四七 建礼門院右京大夫集 とはすがたり〕による

現代語訳

その岬にはお堂が一つある。本尊は観音菩薩である。仕切りもなく、住

僧もいない。ただ、修行者や通りすがりの人のみが集まり、身分の上下の区別がない。「それはどういう訳ですか」と聞くと、「昔一人の僧がいた。ここで修行をしていた。小法師一人を使っていた。その小法師は慈悲を第一とする志があった。どこからともなく別の小法師が一人やって来て、齋ひじと非時ひじ（午前と午後の食事）を食べた。先の小法師は必ず自分の分を分けて別の小法師に食べさせた。僧は諫めて『一度や二度のことではない、そのようなことばかりしてはいけない』と言った。別の小法師はまた翌日の食事の時間に来た。先の小法師は『私の志はこのようだが、僧がお叱りになる。これからは来ないでください。今回だけですよ』と言って、また分けて食べさせた。すると、別の小法師が『これまでの情けは忘れがたい。私の住みかを見にいらっしやい』と言った。先の小法師は誘われていった。僧が不審に思い、こっそりと跡を追うと、岬まで来た。二人は一艘の船に棹さして、南の方向に向かった。僧は泣く泣く『私を捨てて、どこへ行くのか』と言った。小法師は『補陀落世界へ行きます』と答えた。見ると、二人は菩薩になつて船の艫舳とこへ（船の船尾と船首）に立っている。僧はつくつく悲しく、泣く泣く足摺をしたので、足摺の岬と言うのである。岩に小法師の足跡が残っていたが、僧は空しく帰った。それより、『分け隔てする心があるため、こういうつらいことがあるのだ』というので、このように住んでいるのである』と言った。

観音菩薩が三十三身に変化して現れるというのはこのことであろうか。たいへん頼もしいことだ。

解説

『とはすがたり』は鎌倉時代末期の日記文学。作者は後深草院二条ごふかくさいん にじょう（本名は不明）。生年は正嘉二年（一二五八）、没年は不明。父は村上源氏の大納言源雅忠、母は大納言典侍（大納言藤原隆親の娘）。『とはすがたり』は

全五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作者が後深草院に仕えていた時の回想で、彼女が十四歳の時に始まり、後深草院の寵愛を受けつつも、「雪の曙」(西園寺実兼)、「有明の月」(性助法親王)、「近衛の大殿」(鷹司兼平)とも関係を持つという退廃的な宮廷生活が赤裸々に描かれている。後二巻は作者が出家後諸国を旅した時の紀行文で、行先は東は武蔵国、西は安芸国にまで及び、地方の人々の生活状況や各地の寺社の縁起などが語られている。

巻四では、尼僧となった作者が正応二年(一二八九)に東国へ旅立ち、熱田社、鶴岡八幡宮、善光寺、浅草観音堂、伊勢神宮などを数年かけて巡っている。

巻五は、安芸国厳島社参詣から始まる。年次は乾元元年(一三〇二)、作者は四十五歳と考えられる。厳島社参詣を終え、東に向かう船で備後国の女と知り合った話の後に、この足摺岬の地名伝承が載せられている。ここには現地の具体的な描写がないので、実際には足摺岬に行っておらず、船中の人から聞いた話を記した可能性が高い。この後、作者は讃岐国白峰、備後国和知、備中国吉備津宮を経て帰京する。

足摺岬にある金剛福寺は観音菩薩を本尊とし、補陀落渡海ふだらくとしかいの地として知られている。鎌倉時代の金剛福寺は一条家の保護を受け、田島だけでなく、堂舎焼亡の際には造営料も寄進されている。『とはすがたり』の作者が厳島社を訪れた頃でいえば、正嘉二年十月の「前撰政一条実経家政所下文案」(『鎌倉遺文』十一―八三〇九)に供田が六町、正応二年の「前撰政一条家経家政所下文」(同二十二―一七〇二二)には供田畠十町五反とみえている。金剛福寺の堂舎は正応二年二月の火災で焼失するが、同年に一条家から同家領幡多庄住民に対して造営への参加が命じられ(「前撰政一条家経家政所下文案」同二十二―一七〇二四)、堂舎の造営料として同家から米百石が寄進されている(「前撰政一条家経家奉加状」同二十二―一七〇三二)。

堂舎は正安二年(一三〇〇)に再興される。したがって、「彼の岬には堂一つあり、本尊は観音におはします、隔てもなく、また坊主もなし」という記述は、当時の金剛福寺の実態を表したものとはいえない。

この説話の目的は、観音菩薩の慈悲の平等性を示すことにあった。「修行者、行きかかると人のみ集まりて、上もなく、下もなし」は、参詣者には身分の上下はないことが強調されている。また、小法師に食事を分け与えることを注意した僧が補陀落渡海できずに悲しんだとあるように、「隔つる心」が戒められている。つまり、この説話は観音菩薩の慈悲には差別がないことを説くために創られたのであり、そのため「彼の岬には堂一つあり、本尊は観音におはします、隔てもなく、また坊主もなし」という場面設定が必要とされたのである。

書誌

『とはすがたり』は、宮内庁書陵部が所蔵する江戸初期の写本が唯一の伝本で、昭和初期にその存在が知られるようになった。新編日本古典文学全集の底本はこの宮内庁書陵部蔵本(書陵部所蔵資料目録・画像公開システムで画像公開されている)。この本は漢字交じりの仮名文だが、校訂本文では漢字を仮名に、仮名を漢字に改めたところがある。また、会話や心中思惟の部分は「」「』でくくった。

(寺内浩)

61 平家物語（長門本）卷四

校訂本文

丹波少将は、備中のくにせのおのみなと、ゆくるといふ所より御船にめして、浪ちはるかにこきうかふ、是は伊予の国夏地につきて、めくられる、たかくそひへたる遠山の、はるかに見えければ、「あれはいつくそ」と、少将とひ給へは、「土佐のはた、足摺みさき」と申ければ、少将思いたして、「さては昔、理一と申そうありき、有漏の身をもて、ふたらくせむをおかまんとちかひて、一千日の行ほうをはしめて、御弟子のりけんと申、一人はかりめしくして、御船にめして、をしうかひ給ふに、むかひ風はけしくふきて、もとのなきさに吹返す、理一、なを行ほうのこう、をはらさりけりとて、又百日の行ほうをし給て、百日過ければ、聖人、もとより、人を具してはかなふましとて、御船にた、一人めす、かの船はうつほ船なり、しろきぬの、ほをかけて、順風に任す、けにもをいて、浪路をへたて、はるかにとをさかる、御てしのりけんは、聖人にすてられ奉て、ふたらくせむをおかむへからざる事をかなしむ、りん多して、しやうしをたましきやらんと、はや御船のかくる、程なれば、名残おしくしたひ奉、あまりのたへかたさにたふれふし、あしすりをして、おめきかなしむ、あしすり、地をうかち、身をかくすはかりになりぬ、聖人をしたひ奉しこ、ろさしのせつなりしによりて、たましひさりて、現に聖人のともをして、ふたらくせむをおかみ奉き、すかたは此所にと、まれり、ほんちくわんをんにてましませは、すいしやくあしすりの明神にてましますこさんなれ、昔のわかれ、因位の時の御事、しり給はず、なりつねかなけきをやめさせ給へ、ほんちくわんせをむほさつ、すいしやく大し大ひあしすり明神」とて、よそなからふしおかみ奉り、はるかにこきわかる、「なに事なるらん」とて、又少

将の御ありさま、あはれとおもはぬものはなかりけり、

（『長門本平家物語一』による）

現代語訳

丹波少将は、備中国妹尾の湊のゆくるといふ所から船に乗り、海の上を漕ぎ進める。伊予国の夏地に着き、海岸沿いに行くと、遠くに高くそびえる山が見えた。「あれはどこか」と少将が問われたので、「土佐国幡多郡の足摺岬です」と申し上げると、少将は思い出して、「昔、理一という僧がいた。凡夫の身だが、補陀落山を拜むと誓い、一千日の修行を始めた。弟子のりけんという者一人だけを召して船に寄せ、海に浮かんだが、向かい風が激しく吹き、もとの海岸に戻ってしまった。理一は行法がまだ足りないと思い、さらに百日の修行をした。百日が過ぎると、聖人（理一）は人を連れては成功しないと考え、一人で船に乗った。その船は空舟であった。白い布の帆をかけ、順風を得て、波の遙か彼方に遠ざかっていった。弟子のりけんは、聖人に見捨てられ、補陀落山を拜めないことを悲しんだ。りけんは、六道を流転して生死の苦海から解脱できないのではないかと、船が見えなくなると、名残惜しく慕った。そして、耐えられなくなって倒れ伏し、足摺りをして叫び悲しんだ。足摺りは地をうがち、身を隠すほどになった。聖人を慕う気持ちが無常にかつたので、魂は体から離れ、聖人の供をして補陀落山を拜み、体はこの所に留まった。本地は観音菩薩で、垂迹して足摺明神になったらしい。仏になるための修行の過程は知らないが、どうか成経の嘆きを止めてほしい、本地観世音菩薩、垂迹大慈大悲足摺明神」とて、少将は離れた所からではあるが、伏し拜み、遠く漕ぎ分かれていった。「どうしたのであろう」と、少将の有様を哀れと思わない者はいなかった。

解説

『とはすがたり』(【史料60】)と同じく、足摺岬から補陀落渡海ふだらくとかいがなされていたことを示す史料。丹波少将は藤原成経。父の成親とともに平家追討を企てた鹿ヶ谷の謀議に加わる。平家に捕らえられ、備前国に配流されるが、その後平康頼・俊寛とともにさらに薩摩国鬼界島きかいがしまに流される。翌年大赦により許され、都に戻る。成経は備中国妹尾せのおの湊(同国都宇郡にある港)のゆくゑ(場所不明)から伊予国の夏地(場所不明)を経て佐賀関付近に至っている。成経は伊予灘を西に向かっている時に、この足摺明神(第三十八番札所金剛福寺)の補陀落渡海にまつわる話を回想したことになる。理一りいちとりけんについては未詳。理一が乗った空船(うつほ船)は『観音講式』(【史料36】)のところで述べた補陀落渡海船と同じものと思われる。補陀落渡海できなかつたことを嘆いて足摺りしたというのは『とはすがたり』と同じだが、取り残されたのは、『とはすがたり』は師僧、ここは弟子僧のりけんとなっている。ただし、りけんの魂は補陀落山を拜んだという。また、『とはすがたり』では足摺の地名由来譚ともなっているが、ここにはそうした説明はない。

書誌

『平家物語』は平家の興亡を描いた軍記物語の代表作。作者未詳。十三世紀前半頃にその原型が成立したといわれている。原本は現存しない。『平家物語』の諸本は、琵琶法師が平曲を語るテキストとして用いた語り本系と人々の読み物として流布した読み本系の二つに大きく分けられる。語り本系には一方流本と八坂流本の二系統がある。現在『平家物語』として最も流布しているのが一方流本である。読み本系は語り本系よりも記述が豊富で、四都合戦状本、源平闘諍録本、延慶本、長門本などがある。

読み本系の一つである長門本は、全二十巻。十四～十五世紀頃の成立。

長門国赤間関(現山口県下関市)の阿弥陀寺に伝来した写本が古くから有名なので、この系統を長門本と呼ぶ。阿弥陀寺本が最古の写本だが、戦災で一部が焼損し、通読不能となっている。写本の数は諸本中最も数が多く、江戸時代には広く読まれたらしい。なお、『平家物語』のなかで足摺明神の話を載せるのは長門本のみである。

校訂本文に用いた『長門本平家物語一』(勉誠出版、二〇〇四)の底本は国会図書館貴重書本(江戸時代中期の書写、国立国会図書館デジタルコレクションで画像公開されている)。なお、校訂本文の振り仮名、振り漢字などは、読解の便をはかるため、『長門本平家物語一』の編者が付したものの。

(寺内浩)

62 保元物語 下 新院御経沈めの事付けたり崩御の事

校訂本文

仁安三年の秋の比、西行法師諸国修行しけるが、四国の辺地を巡見の時、讃岐国に渡り、白峯の御墓に尋参て拜奉れば、纒方形の構を結置といへども、荒廢の後修造の功もいたさず、曲まり破て、葛のはひかゝれる計也、(中略) 年去年来ども、荆棘を払人もなし、松の雫、苔の露、重る下に朽させ給ふ宿執のほどこそ悲けれ、

松山の波にながれてこし舟のやがてむなしくなりにけるかな

西行、夢ともなく現ともなく御返事申けり

よしや君昔の玉のゆかとてもか、らん後は何にかはせん

かやうに申たりければ、御墓三度迄震動するぞ怖しき、世澆季に及といへども、万乗の余薫は猶残らせ給ひけるにやと、思ひやるこそ目出けれ、誠、尊霊も此詠歌に御意とけさせ給けるにや、扱も彼蓮誉は、八重の塩路をかき分て、宸襟を存生の日に訪たてまつり、此西行は四国辺路を巡見せし、靈魂を崩御の後に尋奉る、

此君御在位の間、恩に浴し徳を蒙る類いくそばくぞや、され共今はなげの情をかけ奉る者は、誰か一人も有し、只此蓮誉・西行のみ参べしとは、昔露もいかにか思召しよるべき、

(『日本古典文学大系三一 保元物語 平治物語』による)

現代語訳

仁安三年の秋のころ、西行は諸国修行をしたが、四国の辺地を巡見の時、讃岐国に渡り、白峯御陵を尋ね参って拝んだところ、わずかに方形の構えを保っているものの、荒廢して修造も行わず、曲がり破れて葛や葛がはい

かかっている。(中略) 年が去り年が来ても、墓所の荆棘を払う人はいない。松のしずく、苔の露が重なる地下で朽ちはてなざるのは、前世の因果といえ悲しい。

松山の津へ波に流されてきた舟(崇徳院)はやがて空しくなった(崩御された)ことよ

西行は、夢ともなくうつともなく、歌で返事をした。

たとえ上皇様が昔に金殿玉楼に住んでおられたとしても亡くなられた後は何になりましょうか

このように申し上げたところ、御墓が感応して三度も震動したのは恐ろしいことであった。末世になったとはいっても、天皇としての威厳はなお残っているのだろうかと思うにつけてもめでたいことである。誠に御靈魂もこの詠歌で得心されたのであろうか。さて、かの蓮誉は、遠い海路をかき分けて、崇徳院がご生存の時に訪ねた。この西行は四国の辺路を巡見した時、崩御後の院の靈魂を弔った。

崇徳院が在位の間、その恩に浴し徳を蒙った者はどれだけだったか。しかし今はうわべだけの情けをかける者さえ一人もない。ただこの蓮誉と西行だけが訪れるとは、かつて院は思し召されなかつたであろう。

解説

『保元物語』は保元元年(一一五六)に起きた保元の乱を描いた軍記物語。校訂本文に掲げたのは、乱に敗れて讃岐国に流された崇徳院の墓を西行が訪れた場面である。蓮誉はもと鳥羽院の北面の武士で、出家遁世して諸国遍歴の聖となり、崇徳院の生存中に讃岐国を訪れた(西行と崇徳院については山家集の項【史料35】を参照のこと)。

最初のところでは西行が「四国の辺地を巡見」とあるが、終わりでは「四国辺路を巡見」としている。ここから金刀比羅宮蔵本『保元物語』が成立

したところ（十四～十五世紀か）、「辺地」と「辺路」が通用されていたことがわかる。また、「辺地」「辺路」は古語「へち」に由来する用字であり、「辺地」「辺路」という表記を介して、「四国のへち」が「四国へんろ」に遷り変わる過程が想定できる。

「辺地」「辺路」の類義語に「辺土」がある。「辺土」は本来「粟散辺土」、つまりインドや中国に対して粟を散らしたような小国＝日本のことを意味したが、国内の辺境地を指す用語としても用いられた。とりわけ中世において「辺土」（小国日本）の中の「辺土」（国内辺境地）と目されたのが四国である。陽明文庫旧蔵本『撰集抄』（鎌倉時代中期の仏教説話集）巻一第七「讃州白峯之事」には、西行が崇徳院の墓所を訪れ、「かけてもはかりきや、他国辺土の山中の、おどろのもとに朽ちさせ給ふべしとは（少しでも考えたであろうか、他国辺土の山中で草木の下に朽ちはててしまわれるとは）」（岩波文庫本四七頁）という感懐を抱いたとある。この「他国辺土」はもちろん讃岐国を指している。また、『峯相記』（南北朝時代の播磨国地誌）は、菘寺に現世利益を求めて「上下万民」が「参詣」する様子を「七八月ノ比ハ、当国ニ限ラズ、撰津・河内・和泉・紀伊国・但馬・丹波・備前・美作、四国辺土、京田舎集ル間、二三里カ内ハ、諸方ノ道、更ニ通りエズ、米銭等ノ類、勧進物、其数ヲ知ラス」（『兵庫県史』史料編中世四）としている。撰津国以下の諸国は国名だけだが、四国にはあえて「辺土」という文字が付けられている。正保三年版本『西行物語』（西行の一生を描いた物語、鎌倉時代中期成立）が四国を「仏法の名をだに聞かぬ遠き島」（講談社学術文庫本二〇四頁）とするのも、四国を「辺土」とみなす意識と同じものであろう。

西行が白峯陵を訪れたことは、『撰集抄』『西行物語』だけでなく、『古事談』（鎌倉時代初期の説話集）、『東関紀行』（鎌倉時代中期の紀行文）、『沙石集』（鎌倉時代中期の仏教説話集）、『とはすがたり』（鎌倉時代末期

の女流日記）、『源平盛衰記』など、さまざまな文学作品で説話化されている。また、『賀茂皇太神宮記』（賀茂上下社の縁起・靈験などを記したもの、室町時代初期ころ成立）には、西行が「四国のかたへ修行しける」前に賀茂社を訪れたことがみえている。

書誌

日本古典文学大系の底本は金刀比羅宮蔵本。漢字仮名交じり文で書かれるが、最も古態を留めているとされるのが半井本（新日本古典文学大系の底本）で、十三世紀ころの成立といわれている。半井本の該当部分はきわめて短文で、「西行法師、讃岐へ渡リタリケルニ、国府ノ御前ニ参テ、カクゾ読タリケル、（歌略）白峰ノ御墓ニ参テ、ツクドト候、泣、カウゾ仕リケル、（歌略）怨霊モ静リ給フラムトゾ聞シ」とあるだけである。その後さまざまな形で増補され、金刀比羅宮蔵本になったと考えられている。なお、新編日本古典文学全集の底本は金刀比羅宮蔵本と同系統の陽明文庫蔵宝徳三年本。

（寺内浩）

63 義経記 卷第三 弁慶山門を出る事

校訂本文

弁慶山門を出る事

(前略)

諸国修行にとて又出でて、津の國河尻に下り、難波潟を眺めて、兵庫の嶋などいふ所を通りて、明石の浦より船に乗つて、阿波の國に付て、焼山、つるが峰を拜みて、讃岐の志度の道場、伊豫の菅生に出て、土佐の幡多まで拜みけり、かくて正月も末になりければ、又阿波國へ歸りける、

(後略)

(『日本古典文学大系三七 義経記』による)

現代語訳

弁慶山門を出奔すること

(前略)

(武蔵坊弁慶が) 諸国修行にするために出奔し、摂津国河尻に下り、難波潟を眺めながら、兵庫の島(大輪田泊)などを通り過ぎ、明石の浦より乗船して、阿波国に到着し、焼山、剣山を拜みながら、讃岐国の志度の道場、伊予国の菅生へと出て、土佐の幡多まで拜んだ、かくて正月も末になったので阿波国に帰った。

(後略)

解説

『義経記』第三卷は、武蔵坊弁慶の出生譚に始まり、義経との出会いに到る弁慶に関する話が核となっている。本史料は、比叡山に預けられた鬼若

(武蔵坊弁慶の幼名)が、粗暴な行為の故に下山せざるを得なくなり、一時山麓の大原に留まって、自ら剃髪して武蔵坊弁慶と名を改め、その後、諸国修行をめざし四国へ渡った箇所である。

まず淀川水系を利用して、摂津国河尻(現在尼崎市杭瀬のあたりか)から兵庫の島(現在の神戸市福原あたりか)を経て、明石浦から乗船して阿波国にわたる。その後、現在の第十二番札所摩盧山焼山寺がある焼山から剣山を経て、讃岐へ入り志度の道場(現在の第八十六番札所補陀落山志度寺カ)、伊予国の菅生(現在は第四十四番札所菅生山大寶寺と第四十五番札所海岸山岩屋寺がある)を訪れ、土佐国の幡多に至っている。幡多地域には足摺岬の第三十八番札所蹉跎山金剛福寺(土佐清水市)や第三十九番札所赤亀山延光寺(宿毛市)がある。その後阿波にもどるが、そのルートは記載されていない。なお幡多については高知市北部秦村の秦泉寺とする説もある。

四国の修行の道は、剣山を除き、現在の四国遍路とほぼ重なる。弁慶が辿った道は、阿波・讃岐・伊予・土佐という現在の四国遍路の逆打ちコースである。

天台山門で幼少から過ごした弁慶が、諸国修行としてまず四国へ向かった話が事実かどうかは定かではないが、そのような話が物語に挿入されている背景には、四国の地が、宗派に関係なく、宗教者の修行地として広く認識され定着していたことによるだろう。

書誌

田中穰氏所蔵の『義経記』(田中本)を底本にした岡見正雄校注『日本古典文学大系三七 義経記』(岩波書店 一九五九年)巻第三(一〇八頁〜一〇九頁)による。

(大石雅章)

64 大日経疏伝授抄

校訂本文

(前略) 或客僧對ニ賢重ニ者、讚岐有鑿常語云、賢重談ニ釋論一人也、聞、聽聞之志有レ之、雖レ然、老體之身登山不レ叶、善通寺大師御親父多度大領善通遺蹟也、云ニ誕生院一者大師御誕生之処也、依レ之立レ寺号ニ善通寺一、然間有レ心人、皆下ニ向四國一、參詣此寺一、仍四國順禮次有可レ稽ニ古釋論一也云云、此客僧虚言也、非ニ宥鑿懇望一、又對ニ宥鑿一云、高野山釋迦南院賢重闍梨常語云、善通寺誕生院法印伊豆妙浄上人直弟、大日経疏鑽仰之仁也、仍奥卷、有ニ傳受之志一云云、如レ此兩舌故、賢重闍梨自レ元無ニ疏傳受一之間、以レ次読ニ聞釋論一可レ傳ニ受疏一之由思立四國下向、依レ之宥鑿読レ疏、賢重読ニ釋論一、(後略)

(祖風宣揚会編『大疏秘記集 卷上』による)

訓み下し文

(前略) 或る客僧、賢重に対しては讚岐の宥鑿常に語つて云く、賢重は釈論を談ずる人なりと聞く、聽聞の志これ有り、然りと雖も、老体の身、登山叶はず、善通寺は大師御親父多度の遺蹟なり、誕生院と云うは大師御誕生の処なり、これに依つて寺を立てて、善通寺と号す、然る間、心有らん人は皆、四国に下向し、此の寺に參詣す、仍つて四国順礼のついで有らば、釈論を稽古すべきなりと云々、此れは客僧の虚言なり、宥鑿の懇望に非ず、また宥鑿に対しては云く、高野山釈迦南院の賢重闍梨、常に語つて云く、善通寺誕生院の法印は伊豆の妙浄上人の直弟、大日経の疏鑽仰の仁なり、仍つて奥ノ卷、伝受の志有りと云々、此の如く兩舌する故に、賢重闍梨もとより疏の伝受無き間、つひでを以て釈論を読み聞かせ、疏を

も伝受すべき由思ひ立ちて、四国に下向す、これに依つて宥鑿は疏を読み、賢重は釈論を読む、(後略)

現代語訳

(前略) 或る客僧は、高野山釈迦南院の賢重に対して、讚岐の宥鑿が常に次のように語つていっていると云つた。「賢重は釈論を談ずる人と聞く。私(宥鑿)は聽聞の志があるが、しかし老体の身で高野山に登ることができない。善通寺は弘法大師の父である多度の大領善通の遺蹟である。誕生院というのは大師御誕生の場所だ。これによつて寺を建て、善通寺と号する。そのため心有らん人は皆、四国に下向し、この寺に參詣する。よつて四国順礼の機会があるなら、そのおりに釈論を稽古したい」と。これは客僧の虚言で、宥鑿の懇望ではない。また客僧は、高野山釈迦南院の賢重が常に次のように語つていっていると宥鑿に言つた。「善通寺誕生院の法印は伊豆の妙浄上人の直弟、大日経の疏を深く研究している人だ。よつて奥ノ卷の伝受の志がある」と。このように客僧が言つたので、賢重はもとより疏の伝受がないため、ちよつどよい機会に釈論を宥鑿に読み聞かせ、宥鑿から疏をも伝受することを思い立ち、四国に下向した。これによつて宥鑿は疏を読み、賢重は釈論を読んだ。(後略)

解説

右に校訂本文を掲げたのは、南北朝時代における高野山の学匠として知られる宥快(一三四五―一四一六)の著書とされる『大日経疏伝授抄』の「一、宥鑿法印事」の一節で、高野山の僧賢重が善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となつたのは、善通寺の宥鑿が常に次のように語つていっていると客僧から聞いたためという。すなわち善通寺は大師の父である多度の大領善通の遺蹟であり、誕生院というのは大師が誕生した所で

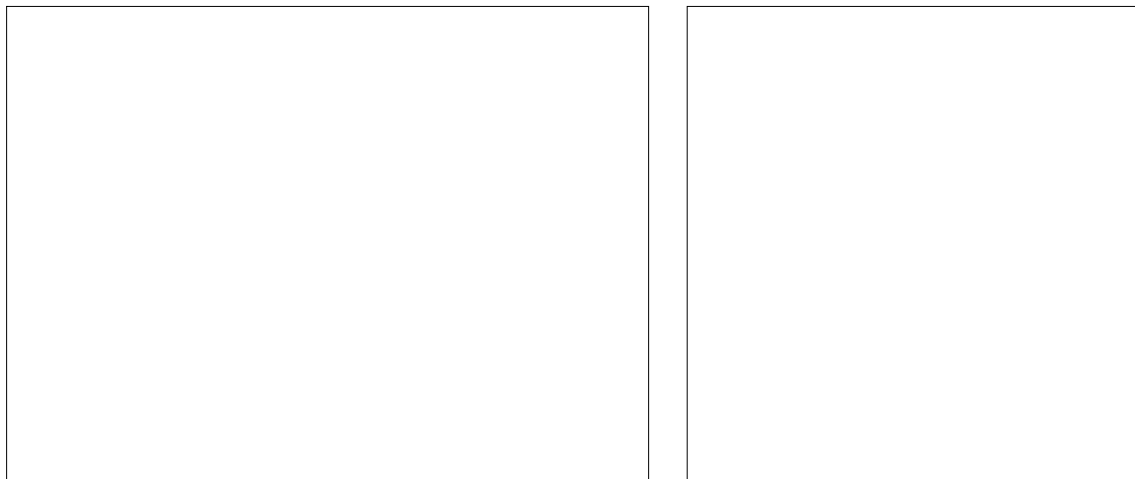
ある。これによって寺を建てて善通寺と号しており、心有らん人は皆四国に下向し、この寺に参詣している。よって賢重が四国順礼をすることがあれば、その際に賢重のもとで釈論を稽古したい、というのである。善通寺の宥鏡とは、『大日経疏伝授抄』で語られるその経歴からみて善通寺中興の祖と仰がれる宥範（一二七〇～一三五二）のことであろう。つまり客僧を通じての情報ではあるが、南北朝時代には弘法大師を慕う心有る人は四国へ下向し、善通寺に参詣しているとの宥範の認識が判明するのであり、そのような認識のもとで実際に賢重のように高野山僧の善通寺参詣が行われていたことがわかる。客僧の素性については明らかでないが、こうした四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。

この史料にみえる「四国順礼」とは、四国の海辺や霊験所・行場を巡る四国辺地（辺路）修行の延長上にあつたとみられ、その修行の際に善通寺を訪れる人々も少なくなつたのであろう。大師信仰に基づく善通寺参詣と「四国順礼」とが結び付いていたことを示す史料としても興味深く、また善通寺が南北朝時代の「四国順礼」の中に一定の位置を占めていたとみることもできるだろう。

書誌

『大日経疏伝授抄』は高野山の学僧宥快の著書とされており、伝本の多くは本奥に、その弟子で高野山宝性院を宥快から引き継いだ成雄が宥快の直筆本をもって書写したとの文言を持つという。祖風宣揚会編『大疏秘記集 卷上』（六六新報社、一九一三）に所収。

（上野進）



熊野那智大社文書
熊野那智大社蔵（画像提供 和歌山県立博物館）

校訂本文

史料①伊予国香蘭寺願文
紛失置文

九郎兵衛殿、伊与国香
蘭寺のくわんもんを、人
にあつけて候へハぬすま
れて候、若此くわんもん
をもて、新宮にても、那
智にても、たうしやに子
細を申候はん人ハぬす人
にて候へく候、為後日如
此しるしおき候、

永徳元年七月 日

史料②葛奥道賢檀那売券

沽渡申本錢返旦那之事
合伍貫文者、

右件の旦那者、葛之奥
殿重代相傳之阿波國先達
兩人、荒田の平等寺治部
殿并臼木の助殿又者よこ
見とも申候、此兩人先達
の引ハ、いつれの国里よ

り引候とも、二人門弟ひき旦那者、中院の城南坊の御方へ一圓二うり渡申
候、十年記^季戌歳より来未歳まで、それすき候ハ、本錢伍貫文沙汰申候ハ、
此方へ返給へく候、其程ハ何年も御知行あるへく候、若又、何方より遠乱
煩出来候ハ、奥の道賢道遣可申候、仍為後日沽券状如件、
葛奥之道賢（花押）

享徳二年十月十一日

（『熊野那智大社文書』による）

訓み下し文

史料①

九郎兵衛殿、伊与国香蘭寺の願文を、人に預けて候へば盗まれて候、若
し此の願文を以て、新宮にても、那智にても、道者に子細を申し候はん人
は盗人にて候へく候、後日のため此くの如く記し置き候、

永徳元年七月 日

史料②

沽り渡し申す、本錢返しの旦那の事

合わせて五貫文てへり、

右件の旦那は、葛之奥殿重代相傳の阿波国の先達兩人、荒田の平等寺の
治部殿並びに臼木の助殿、又はよこ見とも申し候、此の兩人の先達の引き
は、いつれの国里より引き候とも、二人の門弟引き旦那は、中院の城南坊
の御方へ一圓に売り渡し申し候、十年季戌歳より来る未歳まで、それ過ぎ
候はば、本錢五貫文沙汰申し候はば、此の方へ返し給ふべく候、其程は何
年も御知行あるべく候、若し又、何方より遠乱煩ひ出来候はば、奥の道賢
道遣り申すべく候、仍て後日の為沽券の状如件、
葛奥の道賢（花押）

享徳二年十月十一日

現代語訳

史料①

九郎兵衛殿は、伊予国香蘭寺の願文を人に預けていたところ、盗まれた。もしこの願文を用いて、新宮でも、那智でも、参詣者に申し上げようとする人は盗人であるだろう。後日のためにこのように記し置くものである。

(三三八)
永徳元年七月 日

史料②

買い戻し権留保付きの旦那を売り渡し申すこと

合わせて五貫文である。

右のとおり売却する旦那は、御師である葛之奥殿が代々相伝してきた阿波国の先達二人（荒田の平等寺の治部殿と臼木の助殿、これはよこ見ともいう）に係るもので、この二人の先達が引導してくる旦那は、どこから引導される者であろうとも、また、二人の門弟が引導する旦那は、やはり御師である中院の城南坊へすべて売り渡す。十年季で、戌歳（享徳三年）から来る未歳（寛正四年）までの売却とし、それを過ぎたら、元本五貫文を支払えば、当方へお返しいただくことができる。それまでの間は当該の旦那何年も管理することができる。もしまた、どこからか邪魔が入る場合は、奥の道賢自身が処理することとする。このように、今後のための証拠となる売券である。以上。

葛奥の道賢（花押）

(四四五)
享徳二年十月十一日

解説

「熊野那智大社文書」は、熊野那智大社（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町）が所蔵する古文書群で、重要文化財に指定されている。もとは同社とその社家であった実方院米良家及び尊勝院潮崎家に伝来した文書が一括されている。参詣における檀那（旦那）・先達・御師（各地からやってくる檀那を迎え、旅宿の世話や山内の案内、祈禱などを行った者。実方院や尊勝院はとくに有力な御師であった）の三者による契約にもとづく師檀関係の形成、御師間での先達や檀那の売買、譲渡等に際して作成されたものが多く、概ね御師に関わる文書といえることができる。また、中世の熊野参詣とその組織について実態を知ることができる貴重な史料でもある。

熊野参詣に関する史料は、本文書群以外にも「熊野本宮大社文書」「米良博光家文書」などの御師文書、高知県の「金剛福寺文書」、徳島県の「仙光寺文書」などの寺社文書にも関連するものがあり、いずれも興味深いものである。

本文書群をはじめとする、各種の熊野参詣関係史料には、今日の四国霊場（札所）の中に、中世においては熊野先達または檀那が所在していたことが分かるものがあるため、熊野参詣と四国遍路の形成が関係していることが理解されることがあった。しかし、霊場全体の中で当該事例が卓越しているとはいいがたく、参詣に関係した寺院は札所の十六パーセントに過ぎない。具体的には、第二十二番平等寺、第二十三番薬王寺、第三十八番金剛福寺、第四十三番明石寺、第四十五番岩屋寺、第五十番繁多寺、第五十二番太山寺、第五十四番延命寺、第五十八番仙遊寺、第六十一番香園寺、第六十五番三角寺、第八十一番白峯寺、第八十三番一宮寺、第八十四番屋島寺の十四か寺である。いずれも中世後期の事例で、当該寺院における先達または檀那の活動期が一定期間継続していたかどうかも確認することができないのが実情である。

さて、ここに掲載したのは、本文書群中において、後の四国霊場に相当する寺院が記載された史料の事例である。あくまでも、参詣関係史料において後の札所寺院が確認できるサンプルという意味である。校訂本文は、『熊野那智大社文書』をもとにした。史料①は『熊野那智大社文書』一巻五三号で、伊予の香園寺（愛媛県西条市所在の第六十一番香園寺^{こうおんじ}）が見られる。史料②は同一巻三二〇号で、平等寺（第二十二番平等寺）が確認できる。

前者は、永徳元年（一三八一）七月、「伊予国香園寺のくわんもん^{願文}」が盗難に遭い紛失したことに伴い、御師によって作成されたもの。願文は、一般には神仏への祈願を捧げる文書をいうが、熊野参詣におけるものは師檀契約文書であった。香園寺には先達か檀那がいたと思われる。

後者は、享徳二年（一四五三）十月、御師の間で阿波国の先達である「荒田（阿南市新野町）の平等寺治部」と「臼木（牛岐（阿南市富岡町）か）の助」が引導する檀那を買い戻し権留保付きで売買したもの。平等寺には先達があり、檀那を熊野へ誘う役割を担っていたことが分かる。

これらを含む参詣関係史料は、四国遍路の形成過程について明示するものでないことはいうまでもない。四国遍路に見出される熊野信仰の位置づけについては、中世における参詣の意味を過大にとらえるのではなく、熊野信仰を有する多様な宗教者の活動や、札所における熊野権現の勧請などの実態も含めて評価しなければならないであろう。

（長谷川賢二）

66 勸善寺大般若經卷第二〇八奥書
嘉慶二年一月十六日

翻刻

(尾題前)

宴氏房宴隆

(尾題後)

嘉慶貳年初月十六日般若并十六善神

三宝院末流、瀧山千日、大峯葛木兩峯葺藪、觀音卅三所、海岸大邊路、所々
巡礼水木石、入壇傳法、長日供養法、護摩八千枚修行者、為法界四恩令加
善云々、

後日將統之人々(梵字 ア)(梵字 ビ)(梵字 ラ)(梵字 ウン)(梵字 ケ
ン)一反金剛資某云々、熊野山長床末衆(梵字 バア)(梵字 ウン)

訓み下し文

(尾題前)

宴氏房宴隆

(尾題後)

嘉慶貳年初月十六日般若菩薩十六善神

三宝院末流にして、瀧山千日、大峰・葛木兩峰斗藪、觀音三十三所、海岸
大辺路して、所々に水木石を巡礼す、入壇伝法し、長日供養法、護摩八千
枚の修行は、法界の四恩に加善せしめんがためなりと云々、

後日將にこれに続かんとする人々(梵字 ア)(梵字 ビ)(梵字 ラ)(梵
字 ウン)(梵字 ケン)一反、灌頂を受けた仏弟子某と云々、熊野山長床末
衆(梵字 バア)(梵字 ウン)

勸善寺大般若經卷第二〇八奥書 嘉慶二年一月十六日
勸善寺藏

現代語訳

本巻写経者は宴氏房宴隆である。

嘉慶二年一月十六日（大般若経の本尊である般若菩薩とその眷属十六善神〔三八八〕に祈る）

三宝院流（真言密教の流派である小野流の一派。小野流は、醍醐寺を開き、大峰修行中興の祖と伝承された聖宝を始祖とする）の末端に連なり、熊野那智の滝での千日の籠行、大峰・葛城山の両峰での抖擻（山中での縦走型の修行）を行い、観音三十三所（現在の西国巡礼）、海岸大辺路（四国辺路と同義と思われる）、さらに各所の霊地を巡礼した。伝法灌頂を受け、長日供養法、八千枚護摩供の修行をするのは、この世の中の人々が受ける恩に報いて善行を加えるためということである。後日、確かにこれを続けようとする人々のために大日如来に祈る（大日如来の真言）。伝法灌頂を受けた仏弟子某であるということである。熊野山長床衆（長床と呼ばれる施設を拠点とする山伏）に連なる者である（金胎両部不二の種子）。

解説

勸善寺（徳島県神山町）が所蔵し、徳島県指定文化財である大般若経の一卷にある奥書である。嘉慶二年（一三八八）のもの。

末尾の「熊野山長床末衆」とは、一般には熊野の長床に拠る山伏というが、ここでは、この奥書の筆者である宴隆を指している。熊野三山のいずれに属したのかは分からないが、熊野本宮長床衆の記録で、十四〜十五世紀に成立したとみられている『山伏帳』下（『日本大蔵経 修験道章疏』三）に朝宴、隆宴、宴有といった「宴」を通字とする人物が散見されるので、

彼らと何らかの関係があった可能性が想定できる。そうであるなら、本宮長床衆の末端に連なる者であったかもしれない。さらにいうなら、『山伏帳』において朝宴は尊瀧院と称しており、本宮長床衆の分派で、後述する備前児島に拠点を置く山伏だったことが知られる。とすると、宴隆もまた同様であったのではないだろうか。

長床衆の一員であった宴隆は一方で、「三宝院末流」とも称している。三宝院流は、「八音神社 正応の碑伝」（史料46）に見られた長喜や顕秀が相承したという真言密教の小野流の一派であることから、大きく括るなら同系統の真言系の信仰を有しているといえる。

さて、本史料でとりわけ興味深いのは、宴隆の修行内容が列挙されている部分である。「仏名院所司目安案」（史料45）「正応の碑伝」などの事例との類似はいうまでもなく、山伏の修行が体系化され、一般的な慣習となっていたことがうかがえる。

四国遍路史の観点からは「海岸大辺路」が重要だが、「四国」とは明記されていない。近年発見された第四十三番札所明石寺の「回国碑写」における文明七年（一四七五）の備前児島山伏による碑伝銘写に「四州海岸」と理解できる記載があることや、「目安案」などとの対比から、四国外周の海岸を巡る修行をいうもので「四国辺路」と同義としてよいだろう。

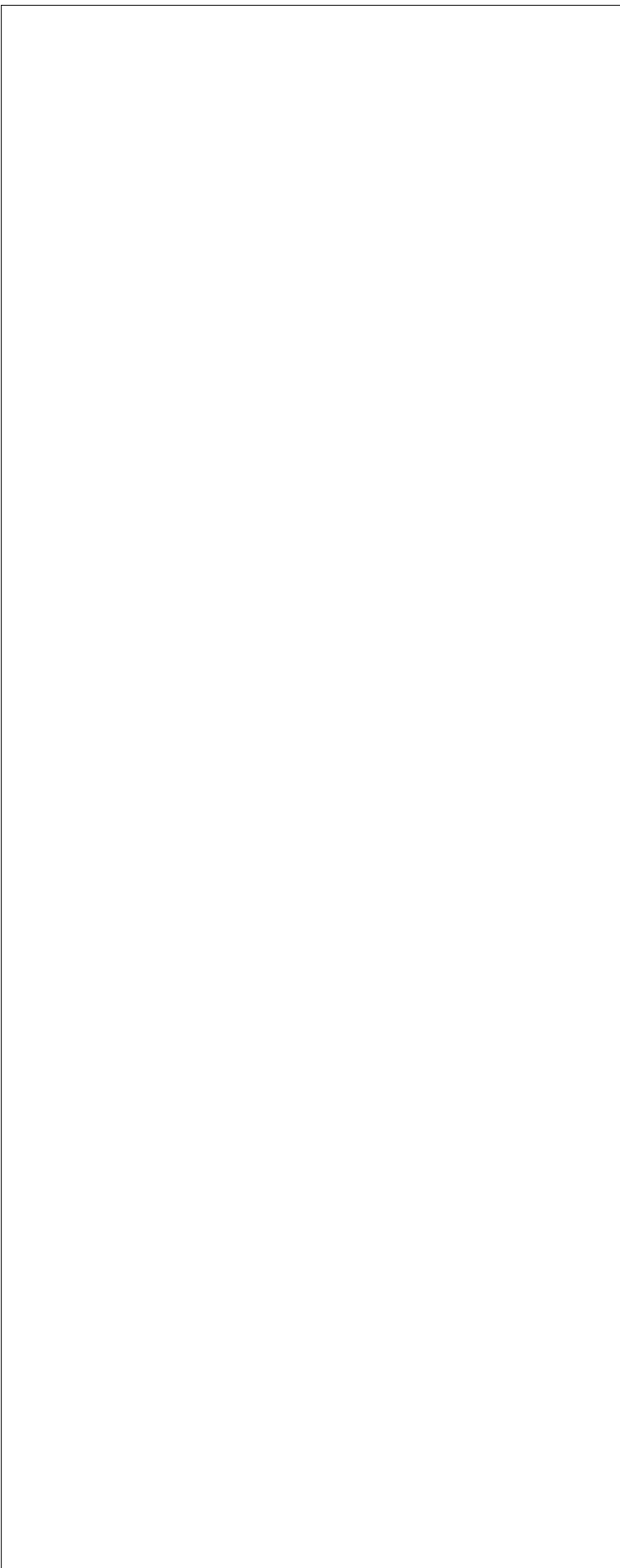
なお、「正応の碑伝」における長喜の場合と同様、宴隆における真言密教の相承と辺路修行の関係については判然としない。

（長谷川賢二）

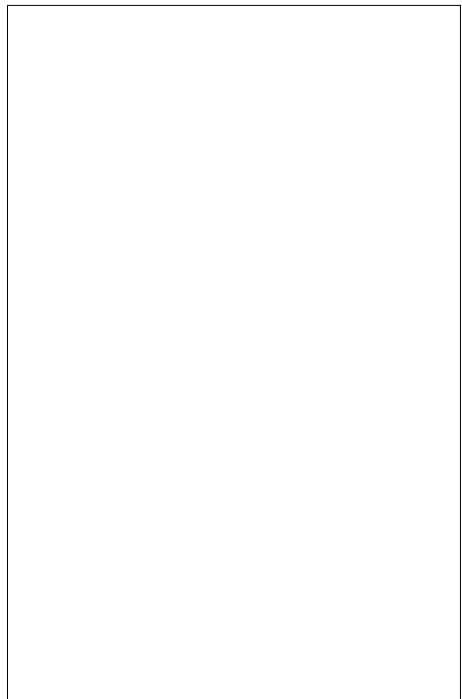
67 六萬寺熊野曼荼羅図

品質形状 絹本着色 掛幅装 一幅
法量 縦一〇三・二センチ
横四一・〇センチ

熊野曼荼羅図（赤外線写真） 六萬寺蔵（画像提供 香川県立ミュージアム）



熊野曼荼羅図 部分 弘法大師像（赤外線写真）



解説

熊野曼荼羅は熊野三山の祭神やその本地仏を描いた画像で、尊像の姿によつて本地仏曼荼羅や垂迹神曼荼羅、両者が併存する本迹曼荼羅などがあり、信仰形態の変化に応じて中台八葉院や社殿、境内景観を描くものなど多様な種類の画像が生み出された。

本図は熊野の神々を本地仏で表した本地仏曼荼羅で、画面中段に主尊となる熊野十二所権現を配し、向かって右上から阿弥陀如来（本宮）、葉師如来（新宮）、千手観音（那智）の三所権現、二段目左から十一面観音（若宮）、地藏菩薩（禪師宮）、竜樹菩薩（聖宮）、三段目左から如意輪観音（児宮）、聖観音（子守宮）の五所王子、続く文殊・普賢菩薩（一万・十万）、四段目左から釈迦如来（勧請十五所）、不動明王（飛行夜叉）、毘沙門天（米持金剛）の四所明神を表し、右端は尊容が見えづらいが弥勒菩薩（満山護法）とする指摘がある。画面上段には、大峯の景観に大峯八大童子や役行者、大威徳明王（阿須賀社）などの諸尊を表し、右端に那智滝と千手観音を描く。画面下段には、紅葉する自然景の中に礼殿執金剛を中心とする九体の熊野王子を表すほか、右手に五鈷杵、左手に念珠を持ち、杵と水瓶を伴って背もたれのある牀座に座るいわゆる「真如親王様」の弘法大師像を描く。剥落等が見られるものの、謹直な細線と勢いのある肥瘦線を使い分けられた確かな描線で、細部まで金泥や隈を用いた丁寧な彩色が施されており、南北朝時代から室町時代に制作されたものと考えられる。

本図の特徴は図中に弘法大師像を表すことで、熊野信仰と弘法大師信仰の結びつきを示すものとして注目される。類例として愛媛・明石寺本（史料68】第四十三番札所）や滋賀・西明寺本などが知られ、これらが描かれた室町時代頃に二つの信仰の接点を具象化した画像が生み出されたと考えられる。他本に比べると本図の弘法大師像はひととき大きく描かれており、弘法大師信仰との関係性を一層強く表現する点も特筆される。図像として

は、同様に智証大師円珍を大きく表す京都・聖護院所蔵の熊野本地曼荼羅（鎌倉時代、重要文化財）なども踏まえた検討が必要であろう。

六萬寺（香川県高松市牟礼町）は、第八十五番札所八栗寺がある五剣山の麓に所在する真言宗寺院で、縁起では弘法大師が六萬寺で千手観音像を造立し、八栗寺に安置して六萬寺の奥之院としたと伝える。五剣山は古くから修験の行場でもあり、これらの信仰と熊野信仰の関わりを考えると本図の存在は興味深い。いつから六萬寺に所蔵されていたかなど伝来については明確でないところもあり、なお調査検討を要する。しかし、弘法大師像を描いた数少ない熊野曼荼羅図が四国内の札所やゆかりある寺院に伝来することは、四国遍路の成立過程における信仰のあり方を考えるうえで重要である。

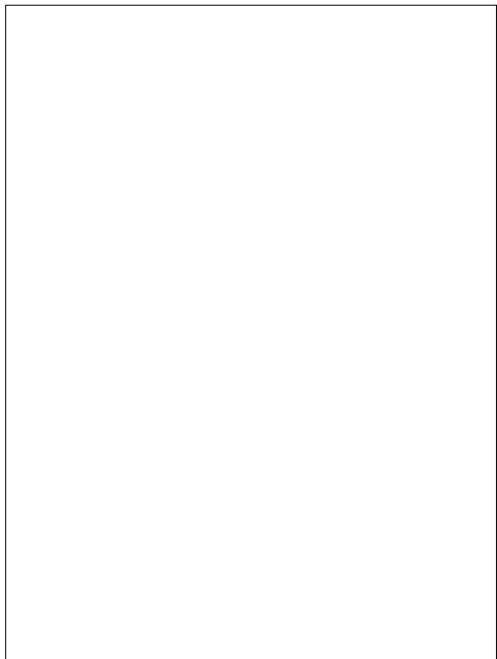
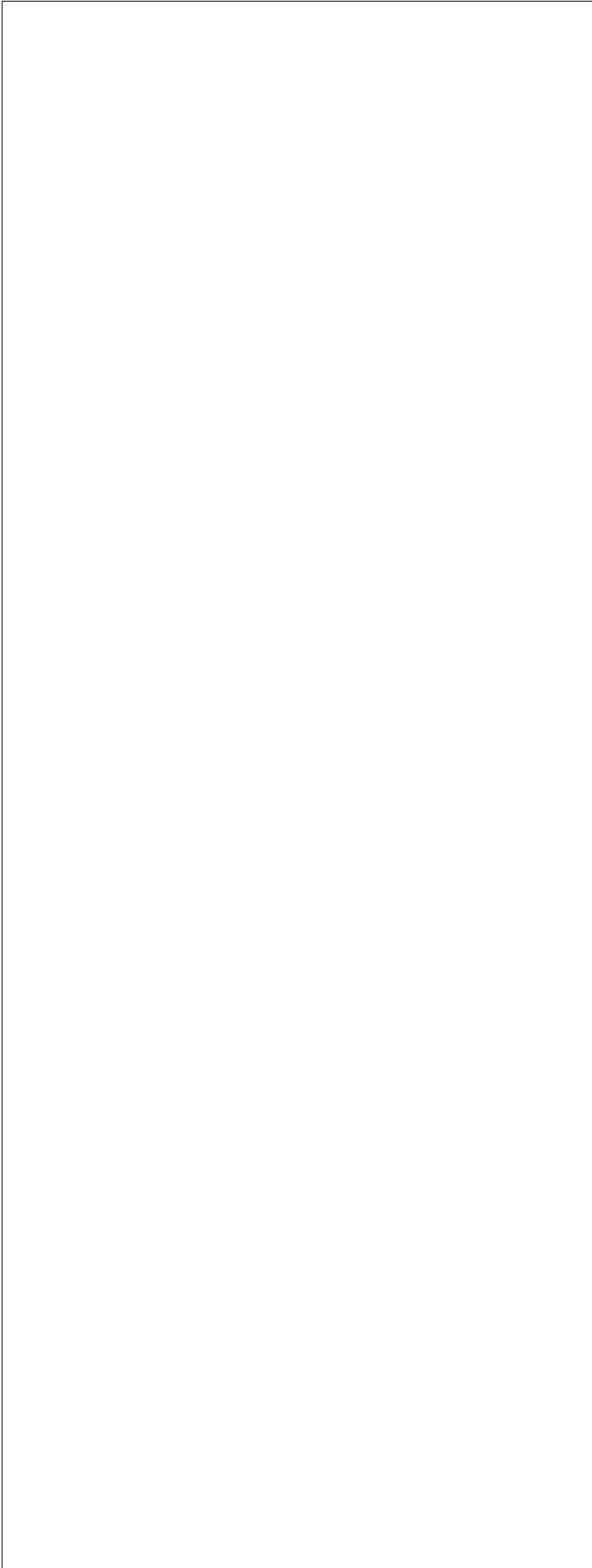
（松岡明子）

68 明石寺熊野曼荼羅図

熊野曼荼羅図 部分 弘法大師像

品質形状 絹本着色 掛幅装 一幅
法量 縦九八・七センチ
横三七・九センチ
愛媛県指定有形文化財

熊野曼荼羅図 明石寺蔵 (画像提供 愛媛県歴史文化博物館)



解説

第四十三番札所の明石寺（愛媛県西予市）に伝来する熊野曼荼羅図で、熊野三山の祭神を神像で表した垂迹神曼荼羅である。画面中央に胎藏曼荼羅の中台八葉を思わせる八葉蓮華を描き、その中に熊野十二所権現、上下の自然景観を表した空間に関連する諸尊を配する図像で、この形式の熊野曼荼羅図では本地仏が描かれるのが通例だが、本図は神像で表される点が特筆される。

各像には名称が記されており、八葉蓮華の中心に描かれた男神は「早玉」（新宮）、女神が「結宮」（那智）で、その上の蓮弁の「証誠殿」（本宮）とあわせて三所権現を表す。蓮弁の上方と中央下に「若宮殿」、「禪師」、「聖」、「児」、「小守」（子守）の五所王子、残る蓮弁に「一万／十万」、「勧請十五所」、八葉蓮華の左右下端に「飛行夜叉」、「米持金剛」の四所明神を表す。画面上段には、大峯八大童子や、大威徳明王（阿須賀）・愛染明王（神蔵）など摂社の本地仏、那智滝と「飛瀧権現」のほか、「役行者」、「弘法大師」などを描く。弘法大師像は、右手に五鈷杵、左手に念珠を持ち、背もたれのない牀座に坐す「八祖様」の姿で、沓や水瓶は描かれない。画面下段には、「満山護法」や「礼殿金剛童子」などのほか、「八幡大菩薩」、「北野天神」、「稲葉」、「焰摩天」といった諸信仰に関わる神仏が描かれる点が注目され、熊野信仰の広範な流布を示す目的で制作された可能性が指摘されている。平明な線と明快な色彩で描かれ、部分的に施された截金線も良好にのこるが、尊像を描く描線や顔貌の表現などには素朴さも見られ、制作時期は室町時代後期、十五世紀末から十六世紀前半と考えられる。

香川・六萬寺本（【史料67】）と同じく、画中に弘法大師像を描く点が注目されるが、六萬寺本が弘法大師像を大きく描き、弘法大師信仰との関係性を強く示すのに対し、本図の弘法大師像は諸尊と同じ大きさで描かれ、六萬寺本には見られない身近な信仰を表す神仏も描くなど、熊野信仰を軸

として、弘法大師信仰やその他の諸信仰へのつながりを表す図像となっている。

明石寺は、後世の記録類によれば古代に熊野十二所権現を勧請したと伝えられ、少なくとも十五世紀には熊野先達の活動が確認できるなど中世から修験道との関わりがあったことが知られる。天明三年（一七八三）、寛政五年（一七九三）の「由緒覚書・由緒并申伝覚書」（明石寺蔵）には、熊野曼荼羅について「是八当寺江権現勧請之御熊野より相添来り」と記され、本図が熊野からもたらされた可能性を伝えている。このほか、本図については延宝四年（一六七六）の修理を伝える旧箱書や記録、元禄十年（一六九七）段階での「絵像熊野曼荼羅」の所在を示す記録などが遺されており、少なくともこの頃には同寺に所在していたことが確認できる。天台宗であり、修験道の影響が色濃い札所寺院明石寺に伝来した本図は、四国遍路の形成につながっていった可能性が指摘されている熊野信仰と弘法大師信仰との中世における関わりや広がりを示す貴重な絵画史料である。

（松岡明子）

校訂本文

白峯寺縁起

夫讃岐國白峯寺は、弘法・智證兩大師の建立なり、弘法は先此山に登て、峯には寶珠を埋み、阿伽井をほり行給ふ、彼の寶珠の地瀧つほとなれり、三方へ落水増減なし、智證大師の帰朝の初、金藏寺に止住して行業薰修をつまれしに、貞觀二年十月一日子剋に、當國北條の郡大権の興に楨出現す、光明海上をてらし、異香國內に薰す、國司恠給ひて、円珍和尚に尋申さる、同三日、和尚十峯山に攀登て瑞光を見給ふに、彼山上に靈堀あり、瑞光かの堀に通せり、希有の思をなし給ふところに、老翁一人現して云く、吾は此山擁護の靈神、尔は法輪弘通の聖者なり、此堀は七佛法輪を転、慈尊入定の地也云、即山中を巡檢、(中略)かの蹄跡千手觀音の像躰也、その、ち海浜に趣き祈念し給ふ處、虚空に音ありて、補陀落山より流れ来れりと示、大師と明神とあひともに山中に引入、十躰の本尊を造立し給、四十九院を草創し給、其内に千手像四躰まします、一尊をは根香寺に安置し、一尊をは吉水寺にあむちし、一尊をは白牛寺にあむちし、一尊をは當寺に安置す、今も千手院とて、靈驗無双の道場、利生廣大の聖容にてましますなり、

(中略)

さて同(長寛二年)九月十八日戊の時に、當寺の西北の石巖にて茶毘したてまつる、これも御遺詔の故なり、國符の御所を、近習者なりし遠江阿闍梨章実、當寺に渡り頓證寺を建立して、御菩提をとふらひたてまつる、仁安元年神無月の比、西行法師四國修行の時、彼廟院にまふて、負をは庭上の橘の木に寄掛て、法施たてまつりけるに、御廟震動して、(後略)

(『香川叢書 第一』による)

白峯寺縁起 (卷頭)

白峯寺蔵 (画像提供 香川県文化芸術局文化振興課)

現代語訳

讚岐国白峯寺は、弘法大師空海・智証大師円珍の建立である。弘法大師はまずこの山に登って峯に宝珠を埋め、阿伽井を掘った。この宝珠の地は瀧つぽとなつて三方へ落水し、増減もないほど潤っている。智証大師が帰朝し、金蔵寺に止住して行業薫修を積んでいると、貞観二年十月一日の子の刻に、当国北條郡大椎の沖に筏（霊木）が現れた。光明が海上をてらし異香が国内に薫った。国司は怪しんで円珍に尋ねた。同三日、円珍は十峯山に攀じ登って瑞光を見ると、この山上に霊幅があり、瑞光がこの幅に通じていた。不思議に思っていると、老翁が一人現われて「吾はこの山の擁護の霊神、なんじは法輪弘通の聖者である。この幅は七仏法輪を転じ、慈尊（弥勒菩薩）入定の地である」という。すぐに円珍は山中を巡検した。（中略）このひびく跡は千手観音の像体であった。その後、円珍は海浜に赴き祈念したところ、虚空に音が響き、（この霊木が）補陀落山より流れ来たことを告げ示した。円珍は明神と一緒に山中にこれを引入れ、十体の本尊を造立し、四十九院を草創した。その内、千手像が四体あり、一尊を根香寺に安置し、一尊を吉水寺に安置し、一尊を白牛寺に安置し、一尊を当寺に安置した。当寺は今も千手院といい、霊験無双の道場、利生広大の聖容となっている。

（中略）

同（長寛二年）九月十八日の戌の時に、当寺の西北の石巖にて崇徳院を茶毘に付した。これも崇徳院の遺詔の故である。国府の御所を、近習者である遠江阿闍梨章実が当寺に移して頓証寺を建立し、崇徳院の菩提を弔った。仁安元年神無月の頃、西行法師が四国修行の時、この崇徳院の廟院に詣で、負（笈）を庭上の橘の木に寄せ掛て、法施すると、廟が震動した（後略）

解説

第八十一番札所白峯寺は香川県坂出市青海町に寺基を置く古刹。瀬戸内海に北面する台地「五色台」の西方、白峰山上に位置する真言宗寺院で、本尊は十一面観音。中世には崇徳上皇の山陵（崇徳天皇陵）および廟所に隣接する山岳寺院として栄えた。応永十三年（一四〇六）の年紀をもつ『白峯寺縁起』によれば、弘法大師空海が地を定め、貞観二年（八六〇）に智証大師円珍が山の守護神の老翁に会い、十体の仏像を造立し、四十九院を草創したという。十体の仏像のうち、四体の千手観音が白峯寺・根香寺・吉水寺・白牛寺にそれぞれ安置されたと記される。なお根香寺は「五色台」の東方、青峰の山頂東側に位置する山岳寺院で、第八十二番札所。吉水寺は近世に無住となったが白峯寺と根香寺との間に位置した山岳寺院。白牛山は白牛山と号する第八十番札所国分寺のこととみられ、平地部の寺院であるが「五色台」の南に位置していた。

右に掲げたのは、『白峯寺縁起』冒頭の本尊造立に関わる一節と、崇徳上皇と親交のあった西行（一一一八―九〇）の「四国修行」における白峯参詣に関する箇所である。前者の本尊十一面観音については、瀬戸内海の大椎の沖（大槌島と小槌島との間にあたり、椎途（椎門）とよばれる）において光明が海上をてらし異香が薫るといふ筏（霊木）から彫られたものであったというが、注目されるのはこの霊木が補陀落山より流れて来たこととされている点であり、この「補陀落」とは海の彼方や水辺にあると伝えられる観音菩薩の仏国土をさす。四国遍路における個別の霊場の成立において補陀落信仰が大きな役割を果たしたことが指摘されており、第八十六番札所志度寺の縁起にもみられたように、当寺の草創縁起にも補陀落信仰が関わっていたことが判明する。

後者の西行による白峯参詣については、和歌を通じて崇徳上皇と親交のあった西行が「四国修行」を行ない、上皇の山陵を訪れると鳴動したこと

などが記載されている。

長らく高野山に住した西行は真言僧で歌人としても名高く、崇徳上皇の山陵参拝と弘法大師の遺跡巡礼を動機・目的として、仁安二年（一一六七）（三年説あり）、四国への旅に出ると、讃岐に下って白峰山上の崇徳上皇の山陵で上皇の霊を慰めた後、善通寺を訪れ、その付近で草庵を結んだ。

この縁起にみえる西行の「四国修行」とは、金刀比羅宮本『保元物語』巻下における西行に関する叙述表現（「四国の辺地を巡見の時」および「四国辺路を巡見せし」）に対応するものとみられ、大師を慕う人々による四国辺地修行の延長上にあると考えてよからう。

書誌

『白峯寺縁起』は紙本墨書、卷子装で、『香川叢書 第一』・『群書類従』に所収。本縁起によれば、白峯寺は永徳二年（一二三二）に落雷による火災にあり、本尊も焼失したと伝えるが、その後、隣接する頓証寺（崇徳上皇の廟所）とともに応永年間（一三九四～一四二八）に再興をみた。本縁起も当寺再興の勧進のために作成されたとみられる。奥書に「当寺事、代々旧記雖有之、未載縁起之間、今度再興之次、以記録等奉示、清少納言入道常宗草之、即侍従宰相行俊卿清書之、為後証注之、于時応永拾三年孟秋廿五日也」とあり、応永十三年七月に清原良賢（入道常宗）の草稿をもとに世尊寺行俊が清書したという。

（上野進）

70 薩摩川内市水波売神社（戸田観音堂）
観音像裏壁板墨書

校訂本文

奉納大乘妙典六十六部、日本四国遍路、錫伏^秘□佛修業□□

〔川内市史 石塔編〕による

現代語訳

大乘妙典（法華経）六十六部を奉納する。日本及び四国遍路を巡錫修行するものである。

解説

鹿児島県薩摩川内市中村町に所在する水波売^{みずはのめ}神社の社殿は「戸田観音堂」と通称され、木造観音菩薩像が安置されている。かつて淵上山持法院平等寺という真言宗の寺があった場所で、鎌倉時代末～戦国時代の石造物が残っている。

観音堂には応永十三年（一四〇六）十一月六日の墨書銘を伴う懸仏があり、本史料もそれと同年代とするものがあるが、定かではない。無年紀であるとともに、昭和五十六年（一九八一）に改築されたためか、すでに本史料自体が亡失しており、写真も残されていないため、墨書を確認することはできない。

ここでの翻刻は『川内市史 石塔編』の記載に基づくが、右に記した事情から、信頼できるかどうか検証することができない。各地にある廻国供養塔の銘では「奉納大乘妙典六十六部日本回国」とする例は多々あるが、日本の後に「四国」あるいは「四国遍路」とするものは知られていないようである。興味のわく事例であるとともに、誤読等の可能性も否定できず、今は参考事例として掲げておくことにした。

（長谷川賢二）

薩摩川内市水波売神社（戸田観音堂）
（画像提供 薩摩川内市川内歴史資料館）

71 土佐国越裏門地藏堂鰐口銘

翻刻

〈片面〉

ㄣ

(銘帯右廻り) 懸ワニ口福藏寺エルモノ大旦那

(撞座) 福嶋季クマ タカ壽 妙政

(銘帯左廻り) 大日本國土州タカラコロノホノ河

〈片面〉

(銘帯右廻り) 右志願者皆三月一日

(撞座) 妙政 (種子?) (種子?) (種子?)

(銘帯左廻り) 大旦那村所八十八ヶ所文明三天

解説

越裏門えりもんは、合併で高知県吾川郡いの町越裏門になっているが、以前は土佐郡本川村越裏門であった。この本川村は土佐の西北部に位置し、東は大川村おほがわ、土佐町、北から西にかけては愛媛県と接した山岳地帯である。越裏門は、徳島県に流れ紀伊水道に注ぐ吉野川上流域にある。長沢ダムの上流にあたり、四国のチベットとも言われ標高は約八〇〇メートルで、集落は緩傾斜地に営まれており、南向きに立地している。江戸時代中期の建築と推定される国指定重要文化財山中家住宅一棟がある。地検帳には越裏門は、「ゑりもん村」とみえている。『南路志』には、越裏門村に「地藏堂 林ノクヒ 堂床一代 林十五間四方」とある。

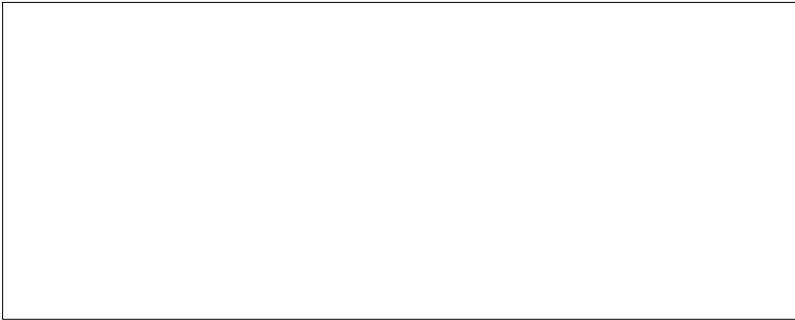
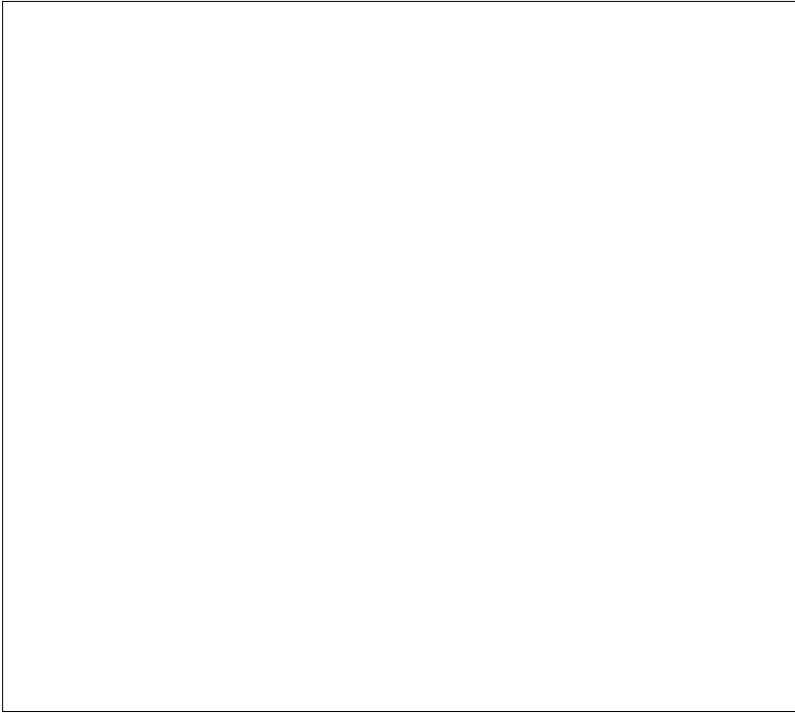
越裏門地藏堂の鰐口について最初に紹介したのは、武市佐市郎で『土佐考古志』(一九一九)に報告した。それによると「大日本國土州タカラコロ懸ワニ口福藏寺エルモノ大旦那(不明) 福嶋季クマ妙政タカ壽(裏) 奉

心願者(不明) 大旦那村所八十八ヶ所文明三天三月一日妙政(不明)」、「右土佐郡本川村越裏門字地主地藏堂鰐口」としている。木崎愛吉編『大日本金石史』三にも同じ銘文が掲載されたものと思われる。

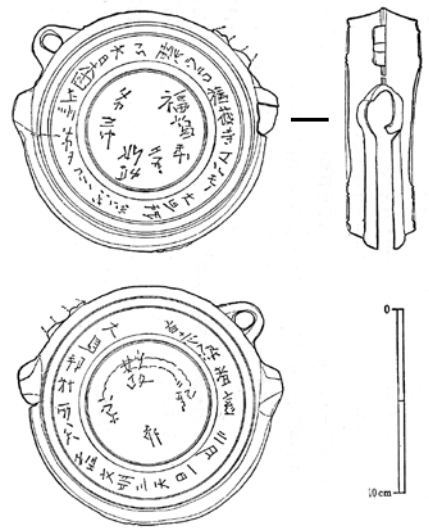
この鰐口は、室町時代の形態をなしている小型の鰐口である。鰐口の大きさは、径十四・八センチ、上縁より下縁までは、径十三・八センチ、目の突出は〇・八センチで筒状をなして、やや下に向かって突出している。片目は一部欠失している。耳は片面交互式で一・五センチである。片耳は基部より欠失している。口の開きは、一様ではないが〇・八センチで、厚さは三・五センチである。片面にかなりの変形が見られることから、大きな力が加わったものと思われる。鰐口の所在が、大正以後にわからなくなり、戦時中供出されたものと思われるが、堂内の片隅から偶然発見された。

銘文は、お堂の本尊と思われる地藏の種子ゑ(カ)を刻し、銘帯左廻りに日本国土佐高岡郡本川越裏門の福藏寺とあることから、地藏堂の前身と推定される越裏門の福藏寺に懸けられていた鰐口と想定される。この鰐口の製作を願ったのは、妙政であったと考えられる。銘文にある福嶋姓は、本川寺川地藏堂より出土した文安三年(一四四六)銘の鰐口にもみられる。「大旦那村所八十八ヶ所文明三天」の銘により文明三年(一四七一)に奉納された鰐口であると解釈できる。このことから、越裏門或いは本川の地域に、八十八の霊地が設けられていたことも想定することもできるが、この銘文の判読については諸説があり、否定する説もある。また、銘文中の八十八についても、諸説がある。なお、鰐口肩部には、刻線を組み合わせた記号が六箇所あり、呪術的な意味があるのか検討を必要とするが、銘文のみが注目され見過ごされている。また、鰐口の耳の近くにも三本の線刻が確認できる。今後は科学的分析や、いの町本川の山岳地域、周辺の寺社や霊地、そして芸能、流通などを含めた総合的な研究の進展が待たれる。

(岡本桂典)



(鰐口肩部上から)



土佐国越裏門地藏堂鰐口実測図

土佐国越裏門地藏堂鰐口
越裏門地藏堂蔵
(画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

72 見聞雜記 文明六年七月十八日条

翻刻

一 文明六七月十八日、阿州大龍寺參詣了、別当坊^一一宿、同十九日南北ノ捨心^二參、南ノ捨心^三小堂アリ、本尊不動尊也、是ハ大師求聞持ノ法勤修ノ御時、帝釈現シ玉イテ御クシヲ造玉フ、兩ノ御手ヲハ伊勢神宮ノ御作、御身并御袈裟ヲハ大師造玉フ、兩ノ御足ヲハ和食明神^{當寺ノ鎮守}鎮守^ノ造玉フ云、縁起ノ分大概注之、

訓み下し文

一 文明六^(一四七四)(年)七月十八日、阿州大龍寺に參詣し了ぬ、別当坊に一宿し、同十九日、南北の捨心へ參る、南の捨心に小堂あり、本尊は不動尊なり、是は大師が求聞持の法を勤修の御時に帝釈(天)が現し玉(給)いて御くしを造り玉(給)ふ、兩つの御手をば伊勢神宮の御作、御身並びに御袈裟をば大師が造り玉(給)ふ、兩つの御足をば和食明神当寺の鎮守が造り玉(給)ふと云々、縁起の分大概これを注す、

現代語訳

一 文明六年七月十八日に、阿波国の大龍寺(現太龍寺)に參詣した。別当坊に一泊し、同十九日に南北の捨心へ參った。南の捨心に小堂があった。本尊は不動明王である。これは弘法大師空海が、虚空藏求聞持法を嚴修した時に、帝釈天が現れ、御頭を造り給われた。二つの御手は天照大神の御作であり。御身と御袈裟は弘法大師が造り給った。両足は当寺の鎮守である和食明神が造り給わったということである。縁起の部分のあらましを記した。

解説

東寺寺僧宗承は、文明六年(一四七四)七月十八日に阿波国大龍寺(現太龍寺)の別当坊に宿泊し、翌十九日に南北の捨心を訪れたことを『見聞雜記』に記した。それによれば、大龍寺には中心の伽藍以外に、南北に空海修行の地としての捨心があり、參詣の対象となっていた。とくに南の捨心には小堂があり、その本尊である不動明王像は、空海が求聞持法を勤修した際に現れた帝釈天が御頭を、伊勢神(天照大神)が両手を、弘法大師空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・神・高僧大師の四聖の手によって生まれたものとされた。

大龍寺の捨心やその本尊については、江戸時代の遍路日記や遍路巡礼ガイドブックにもしばしば現れる。

承応二年(一六五三)の澄禪著『四国辺路日記』には「先大師御影童形ノ時、身ヲ捨玉フ身捨山ト云所在、深谷ノ上巖ノ指出タル所ニ九尺四面ノ不動堂在、運歩不自由ニシテ恐キ所也」(『四国遍路記集』伊予史談会双書第三集より引用)と記され、捨心に九尺四面の不動堂が存在した。また元禄二年(一六八九)の寂本著『四国徧礼靈場記』にも「南北兩方に舎心の岳といふあり、断崖絶冥なり、幽橋をかけて通ず、不動明王の靈異の尊像あり、舎の字は凝るの心にて、此所絶境なるが故に人心をとどむるにより、かく名づくといへり、遊方記等捨身と書、大師御童稚の時善通寺の捨身と同事に書非なり」(前述の『四国遍路記集』より引用)と、舎心の不動明王を「靈異の尊像」として表現する。寛政十二年(一八〇〇)の『四国遍礼名所図会』には「南舎心本尊不動明王^{御顔ハ大神宮、御手ハ帝釈天、衣鉢ハ大師、御足懸子明神}、右四聖御作」(前述の『四国遍路記集』より引用)と、南ノ舎心の本尊不動明王像について、制作者それぞれが担当した鉢の箇所は本史料と異なるが、四聖者の御作であることは共通している。巡礼の対象となっている舎心の本尊が四聖によって造立された伝承は、本史料によって室町時代の文明期以前に成

立していたことが確認できる。

なお、四聖の内、空海の虚空蔵求聞持法修得と関係がみられない伊勢の天照大神が加わっていることは注目される。時期などは定かではないが、伊勢信仰の興隆が背景にあるとみられる。

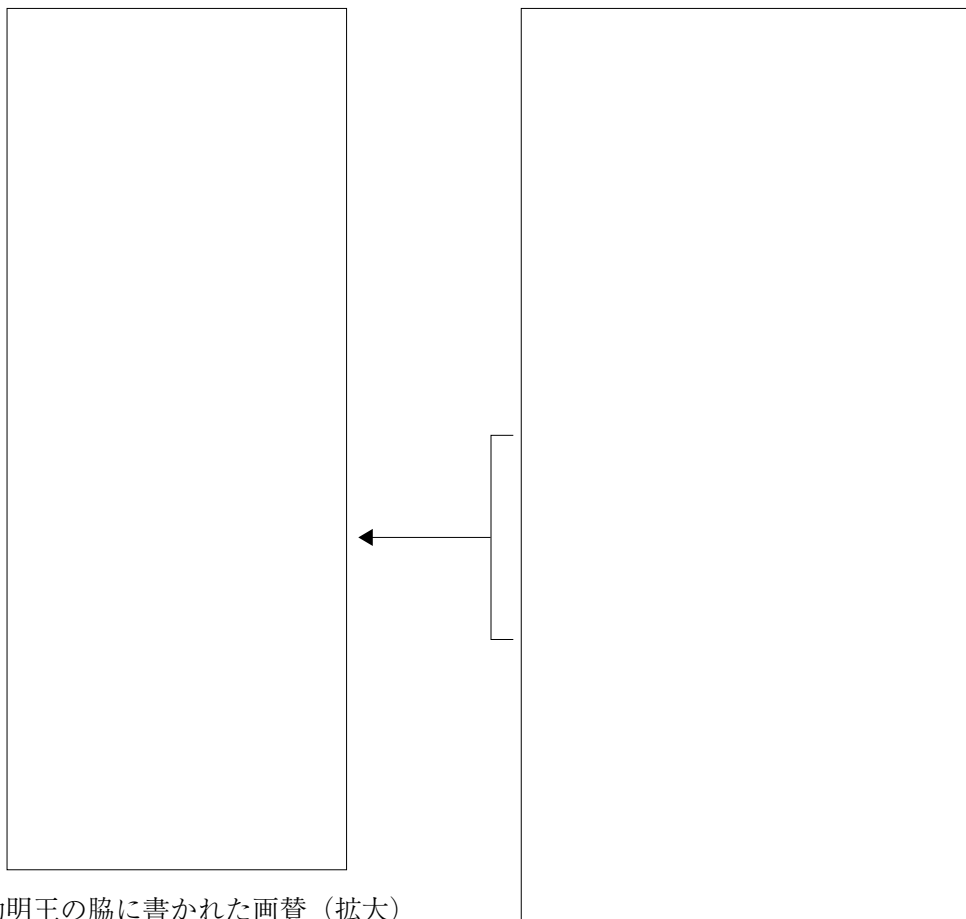
書誌

本史料は、「見聞雑記」宮内庁書陵部所蔵 凶書寮文庫（8315・1・206 364）を底本とし、国文学研究資料館の国書データベースを活用した。なお、「見聞雑記」は『続群書類従』第三〇輯上（続群書類従完成会）に所収されている。

（大石雅章）

73 道興准后筆の不動明王画図賛

道興准后筆の不動明王画図賛 金剛福寺蔵



不動明王の脇に書かれた画賛（拡大）

翻刻

三井高祖智證門人、南瀧千日籠、鷲峰苜蓿四箇度、観音卅三所巡礼、富士・立山・白山各禪定、東八箇国并出羽・奥州修行、四州海岸・九州邊路、八千枚七度、傳法灌頂大阿闍梨耶十五箇度、公武大法・秘法阿闍梨數箇度、法華經數十部・最勝王經全部書写、不動明王尊像数千体并八万四千本塔婆、一筆遂書功畢、熊野三山・新熊野檢校、法成寺・平等院（歌）手印、園城寺前長吏、千光院、法輪院、如意寺、雙林寺、桂園院、香園院、宝昭院、常住院、一天護持棟梁衆僧一座宣言、聖護院准三宮道興、行年六十五

皆明應第三曆初陽仲瀚（中）候、為蹉陀山金剛福寺別当法務權僧正善快、片時之間奉描之畢、冀為当山秘尊至阿逸多會、永可令安置者也、明王薰修行人（花押）

訓み下し文

三井高祖智証の門人なり、南瀧千日籠、鷲峰斗薺四箇度、観音卅三所巡礼、富士・立山・白山の各禪定、東八箇国并びに出羽・奥州の修行、四州海岸・九州辺路す、八千枚七度、伝法灌頂大阿闍梨耶十五箇度、公武大法・秘法阿闍梨數箇度す、法華經數十部・最勝王經全部の書写、不動明王尊像数千体并びに八万四千本の塔婆、一筆にて書功を遂げ畢んぬ、熊野三山・新熊野檢校、法成寺・平等院（歌）手印、園城寺前長吏、千光院、法輪院、如意寺、双林寺、桂園院、香園院、宝昭院、常住院なり、一天護持の棟梁にして衆僧一座宣言あり、聖護院准三宮道興、行年六十五

時に明應第三曆初陽仲瀚に候、蹉陀山金剛福寺別当法務權僧正善快のため、片時之間これを描き奉り畢、冀はくは当山秘尊として、阿逸多の会するに至るまで、永く安置せしむべき者也、明王薰修行人（花押）

現代語訳

私は天台宗寺門派を開いた智証大師円珍（八四一～八九一。天台寺門宗の祖。讃岐出身で、現在の四国霊場第七十六番札所金倉寺が誕生地とされる）の門流に属している者である。熊野那智の滝における千日の籠行、鷲峰（仏教語で古代インドにあった霊鷲山。ここでは大峰山の意か）における抖擻（山中での縦走型の修行）四回、観音三十三所巡礼（現在の西国巡礼）や富士山・立山・白山で禅定（高山に登る修行）、関東諸国と出羽・奥羽を巡る修行、四国の海岸巡りや九州辺路の修行を行った。また、八千枚護摩供を修すること七回、伝法灌頂（密教の修行をしたすぐれた行者に対し、阿闍梨位を許すための儀式）の導師を勤めること十五回、朝廷・幕府の重要な修法及び特別な修法の導師を勤めること数回行った。法華經数十部及び最勝王經全部の書写、不動明王像数千体と八万四千本の塔婆を一人で写す仕事を成し遂げた。熊野三山及び新熊野の検校、法成寺及び平等院の執印、園城寺前長吏といった数々の寺社の長官職を歴任し、千光院、法輪院、如意寺、双林寺、桂園院、香園院、宝昭院、常住院といった天台宗寺門派の各院主を相承した。さらに、天下護持を担う中心であり、衆僧の筆頭として朝廷から任じられた。聖護院准三宮（太皇太后・皇太后・皇后の三宮（三后）に準じた待遇を与えられた者。准后と略称することも多い）道興。六十五歳。

^(一四九四) 明応三年一月中旬、蹉陀山金剛福寺別当法務権僧正善快のため、短時間でこれを描き申し上げた。望み願うには、当山の秘尊として、阿逸多（仏弟子の一人。ここでは弥勒菩薩の異称と思われる）が会するときに至るまで、永く安置しなければならないものである。不動明王を本尊とする修行者（花押）

解説

第三十八番札所金剛福寺（高知県土佐清水市）の所蔵である。土佐清水市指定文化財。不動明王の脇に、般若心経と画賛が書き入れられている。ここでは画賛を取り上げ、紹介した。翻刻に当たり、近藤喜博『四国遍路』を参照したが、改めた箇所がある。

道興（一四三〇～一五〇一）は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖護院門跡として知られている。江戸時代の地誌などに法親王とするものがあり、近年の地域史叙述にそれが踏襲されている場合があるが、聖護院が宮門跡となった江戸時代の状況から生じた誤解である。生涯を通じて巡礼、熊野那智山や大峰山における修行など、旅を繰り返したことで知られている。東国修行の際の紀行文『廻国雜記』が有名である。こうした活動から、山伏との関係が深く、聖護院門跡、熊野先達（山伏）の統括者である熊野三山検校として、修験道本山派の形成を推進したといわれてきた。寛正六年（一四六五）、准三宮（准后）宣下を受けたことから、道興准后とも呼ばれる。将軍護持僧としての活動も知られている。

本史料は、画賛によれば明応三年（一四九四）、金剛福寺において制作されたものという。この時期の道興の行動については、彼の弟である近衛政家の日記『後法興院記』が重要な記録である。これによると、明応二年、備前児島に向かった道興は、同年十一月、讃岐国引田（香川県東かがわ市）から四国に上陸し、もと阿波守護を務めた武将で、文化人でもあった細川成之に迎えられて阿波国勝瑞（徳島県藍住町）に入り、同地で越年した後、三年六月に帰洛したという。記事の内容は簡略で、四国における道興の行動は、勝瑞にいたこと以外は不明である。『御湯殿上日記』明応三年六月十八日条【史料75】に、四国の徒歩旅行に下向していた道興が山伏姿で参内したと記されており、四国の各地を移動していた可能性はあるが、具体的な行動範囲や活動内容は不明である。それだけに、道興自画自賛という

本作のような史料は、非常に貴重である。

さて、画賛は二段落に分かれており、前段は道興の修行や修法等の履歴、寺門派の要職の就任歴、相承した門跡・院家などが記され、「仏名院所司目安案」〔史料45〕などの中世史料に見える山伏の修行と類似した内容も含まれている。後段には、画像制作の経緯などが記されている。

四国遍路史の観点では、前段の修行履歴の中に「四州海岸・九州辺路」とあることが注目されてきた。「四州海岸」については、近年発見された第四十三番札所明石寺（愛媛県西予市）の「回国碑写」における文明七年（一四七五）の備前児島山伏による碑伝銘写にも、そのように理解できる記載がある。「目安案」や「八菅神社正応の碑伝」〔史料46〕に見える「四国邊路」、「勸善寺大般若経卷第二〇八奥書」〔史料66〕の「海岸大邊路」と同義であろう。すなわち、四国の海岸巡りを基本とする修行として四国辺路が行われていたと理解できる。また、九州で辺路修行が行われたというのも興味深い、その内実は不明である。

なお、この絵画及び画賛が道興の真筆であるかどうかは十分な検討が必要である。筆跡、花押を他の史料と比較するとともに、同時期の道興の活動に関する史料や伝承、画賛における表現や内容を詳細に検討する必要がある。後代において道興に仮託してつくられた可能性を含みつつ扱うべきものである。

（長谷川賢二）

74 宇和旧記

校訂本文

明應三甲寅正月廿五日、聖護院門跡二品道興法親王、邊路の砌、被遊置とて札あり、文字不見、

(予陽叢書『宇和旧記』による)

解説

第四十三番札所の明石寺(愛媛県西予市宇和町)は、平安時代の千手観音坐像を本尊とする天台宗寺院である。創建まもなく紀伊から熊野十二所権現を勧請したと伝えられ、室町時代の絹本着色熊野曼荼羅図(愛媛県指定有形文化財)(史料68)を所蔵するなど、熊野修験の拠点寺院であった。

近世宇和島藩の地誌である『宇和旧記』に、明應三年(一四九四)正月二十五日に聖護院門跡道興が辺路の折に明石寺に立ち寄り、「札」を残し置いたことが見えている。熊野三山検校を務める聖護院道興が明應二年八月から翌三年六月頃まで西国・四国の廻国に出向していたことは、道興の兄である近衛政家の日記『後法興院記』から知られるところである。同じ『宇和旧記』には、児島報恩院(岡山県)の隆澄が宇和郡の上之坊に明石寺の相続を認める寛文五年(一六六五)八月日の文書が引用されており、その中にも道興が四国・九州廻国の折に当寺に寄進して「碑伝」を立て置き、自筆の判木を残したことが書かれている。「碑伝」とは入峰修行に際してその証として造立される塔婆であり、この史料の「札」を指すものと思われるが、この史料に「文字不見」とあるように天和元年(一六八一)の『宇和旧記』編纂時には文字が見えなくなっていたことがうかがわれる。

近年、愛媛県教育委員会が取り組んだ調査で天明三年(一七八三)の「由

緒覚書」と題する史料が見いだされ、その中に「碑伝」の文が載せられている。調査成果をまとめた『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第四十三番札所 明石寺』(二〇一九)によれば、「碑伝」の文は「庵明應三年正月廿五日高祖智証嫡流那智山 千日大山 頌頌四箇度観音三十三所々七三山 山東八箇国之与州修行四州海度 九州遍路之七箇度伝法灌頂 大阿闍梨十五度聖護院准三宮道興」であったとされる。『宇和旧記』編纂時に判読できなかった「碑伝」の文が後年の「由緒覚書」記されているのは不審であるが、何らかの原典から書写されたものと考えられる(服部光真「近世明石寺の確立と碑伝・由緒書」愛媛県歴史文化博物館編『明石寺と四国遍路』、二〇二一)。

鎌倉時代中期の『醍醐寺文書』(史料45)から、西国三十三所巡礼や四国辺路などは山伏が修験の技能を身につける上で必要な修行であったことが知られるが、「碑伝」の文に見える道興の修行の経歴にも共通した内容が認められる。『宇和旧記』の引用する寛文五年の文書も、聖護院門跡との関係を強調する形で明石寺の由緒を書き記しており、明石寺が修験の霊場として重要な位置を占めていたことを物語るものと言えよう。

書誌

『宇和旧記』は、宇和島藩の命令により成立した地誌であり、天和元年に藩士の井関又右衛門盛英が編纂して藩に献上したとされる(石野弥栄「宇和旧記」の基礎的研究―伝本と所収文書・記録等の検討を中心に―)『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』九、二〇〇四)。編纂にあたって各種の史料が参照されたとみられ、原形のまま引用されている文書や記録もある。本書の構成上の特徴は「殿之事」という見出しが付けられて、宇和郡の有力領主ごとに記事がまとめられるところであり、明石寺の記事も「西園寺殿之事」のうち「明石村」の項に掲載されている。

天和元年に成立した『宇和旧記』の正本や井関氏の所蔵した稿本などは現存せず、現存する諸写本の間には構成や字句の異同が認められる。ここでは、一般に流布している予陽叢書の活字本（一九二八）を掲げたが、これは写本のうち古体をとどめているとされる金剛山本をもとにしながら諸本を参照して作成されたものである。

（川岡勉）

75 御湯殿上日記 明応三年六月十八日条

校訂本文

(明応三年六月)

十八日、しやうこゝん殿四國へんとの御ありきの御下かうとて、山ふし御すかたにて御まいり、御かち御申あり、

(『統群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(三)』による)

現代語訳

(明応三年六月)

十八日。聖護院殿(道興)は四国の辺鄙な土地の徒歩による御旅行のために御下向なさっていたということで、山伏のお姿で御参内になったが、御徒歩でいらっしゃった。

解説

『御湯殿上日記』は、室町時代、宮中の御湯殿(天皇の浴室)に奉仕する女官が交代でつけた日記である。ここでは、『統群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(三)』に依拠した。当該記事の内容は、四国に下向していた道興が帰洛の挨拶に参内したというものである。山伏の姿であったということから、修行に赴いたことを強調する意図があったのだろう。

道興や彼の四国への下向については、「道興准后筆の不動明王画図賛」(史料73)の解説に示したとおりである。『後法興院記』によると道興は、明応二年(一四九三)十一月、讃岐国引田(香川県東かがわ市)から四国に上陸し、もと阿波守護を務めた武将で、文化人でもあった細川成之に迎えられて阿波国勝瑞(徳島県藍住町)に入り、同地で越年した後、三年六

月に帰洛したという。記事の内容は簡略で、四国における道興の行動は、勝瑞にいたこと以外は不明である。

『御湯殿上日記』においても「四国へんとの御ありき」といつているが、具体的な移動範囲や活動内容は不明である。この四国下向の際の作品といわれるのが、第三十八番札所金剛福寺蔵「道興准后筆の不動明王画図」であるが、慎重な検討が必要である。

(長谷川賢二)

76 国分寺本堂・本尊落書

校訂本文

(本堂墨書①) 旧嵌板)

攝州(攝)檀寺二位公□□□□

播州三木月(輪)寺同行二人

箕面寺岩本坊郷(輪)同侍従

永正十二年六月

(梵字) 四□□終一度行播(州)三木郡正法寺同行

四人法眼

□□□□□□□□

(本堂墨書②) 旧嵌板)

下総國大寺擔円

當國□尾背寺住僧俊乘

(本堂墨書③) 旧嵌板)

石鉄(願)□□五度行

与州宇(歴)广郡

永正十□年六月十一日

(本堂墨書④) 旧嵌板)

永正十□□与州道前住僧乘□房大進真照

(梵字) 四國中邊路同行二人 永正十年五月四日西癸

撰州勝尾寺右□公寂□□□□

(梵字一字) □□□□□□□□(梵字二字カ)

南無大師 遍照金剛

同重善泉深□(梵字一字) 足□□□□□

南無阿弥陀佛

(本堂墨書⑤) 旧嵌板)

□□住代

□□(備前國)福岡寿福寺教□

ミノヲ兵(部)□ あらひ□(も)しや

當國井之原庄天福寺客僧教□良識

四國中邊路同行只二人 納申候□□らん

永正十年七月十四日

(本堂墨書⑥) 旧嵌板)

中邊路同□(行)二□(人)土(州)蓮□井□善□二□

□□□□□□□□□□

□□□□

□□□南無大(師遍照金剛)□□□□□ 山伏尊海坊

(本堂墨書⑦) 旧嵌板)

六十六□ 泉刃粉□

六部宗 南無大師遍照金剛

(本堂墨書⑧) 旧嵌板)

尾刃媚□□常□□□□

永正拾年□月廿七日

(本堂墨書⑨) 旧嵌板)

六十六部□常刃□(永)正

十二月

小栗河下當□三ノ

(本堂墨書⑩) 旧嵌板)

並□寺住僧□光坊同智典 乘仙

六部有清正行金

(本堂墨書⑪) 旧嵌板)

□邊路□ 勝間多祭(祭カ) 息□寺

根来寺(香カ)□願 為師近(匠カ)父母六親眷□也

□識房(善カ) 珠現世安穩(善カ)後生善処(放)□

あらへく我國乃宮一度

(本堂墨書⑫) 旧嵌板)

紀笏粉河寺住□□□□□□

□□邊路□ 永正□□□□

(本堂墨書⑬) 旧嵌板)

播笏書写山順盛(礼カ) 天文七年六月廿七日

□□路□□□(四カ) 笏中□□(辺路カ)

(本堂墨書⑭) 旧嵌板)

(梵字) 四國中□□□□□□(辺路カ)

四國中邊路同行二人

(梵字四字) □

(本堂墨書⑮) 旧嵌板)

□□人

宥弥房

神住榮有齋□同行三人 永正十□五月九日

真□房(盛)

□阿弥□佛(陀)

周敷郷同□二人癸酉五月九日

寺住呂淳□房

井惣得重大品坊

(本堂墨書⑯) 旧嵌板)



始而(此カ)比寺 四月十日

(梵字二字)

乘坊 旦那 四國遍

□□通寺少□□□同行

(本堂墨書⑰) 内陣飛貫)

攝州久安寺□□

□□六年□□十四日(永正)

(本堂墨書⑱) 内陣飛貫〈西側北、向テ左〉

ミノオ

賢春

(本堂墨書⑲) 内陣飛貫〈前向テ右側、東側南〉

宗賢備前兒島厚浦

四國邊路全行四人 上野

天八年 八月九日

(本堂墨書⑳) 内陣飛貫〈右テ右側〉

椅(撰カ) アハミノヲ

和泉城

三輪定俊

(本堂墨書㉑) 内陣飛貫〈右ノ右側〉

現世安穩 真光

(梵字五字)

□□(後)生善□(所)

六人内椅州こやち 康海

(『国分寺本堂修理報告書』による)

(本尊千手観音立像〈重要文化財〉) 墨書 腰・腹部
南無大師遍照金剛

為二親南無阿弥陀仏

同行五人 大永八年五月廿日

□□山谷上院穩□

同行五人 大永八年五月廿日

四州中辺路同行三人

六月廿□日 三位慶^(信カ)□

(近藤喜博『四国遍路』による)

紀州田辺同行三人 弘治□□年六月十八日 三位慶^(信カ)□

(松浦正一「四国霊場と讃岐の札所」による)

弘治三丁巳六月二十八日 四國中遍路^(信カ)同行三人

大永八年五月二十日安芸宮島一之浦同行四人 南無大師遍照金剛

(『角川日本地名大辞典三七 香川県』国分寺の項による)

解説

第八十番札所国分寺^(こくぶんじ)は香川県高松市国分寺町に位置する真言宗寺院で、白牛山千手院と号する。天平十三年(七四一)の聖武天皇の詔によって建立された国分寺の一つで、中世には衰退する時期もあったと思われるが明德二年(一三九一)の『西大寺諸国末寺帳』に名がみえ、現存本堂(重要

文化財)の再興についても鎌倉時代末期の西大寺流律僧との関わりが推測されている。

本墨書は当寺の本堂および本尊千手観音立像(重要文化財)に記された室町時代後期の落書で、その一部はこれまでの四国遍路研究においても重要な史料として利用・言及されてきたものの、全面的な調査はなお実施されておらず、必ずしも全貌は明らかでない。今後の調査研究に俟つところが多いが、ひとまず本堂の落書については『国分寺本堂修理報告書』(瀬戸内海歴史民俗資料館「松浦文庫」八三九号。昭和十九年(一九四四)の原稿の写し)により、また本尊千手観音立像の落書については従来の研究成果により、それぞれ掲げた。なお、『国分寺本堂修理報告書』では本堂墨書は番号「ハ一」〜「ハ三一」が付されて三十一点の墨書として一覧化されており、ここでもそれに合わせて番号①〜⑳を付与した(ただし「ハ一七」〜「ハ二六」は江戸時代前期の墨書とみられるので、⑰〜⑳をここでは除外した。唐木裕志「中世讃岐国分寺落首から見る四国「へんろ」の淵源」で翻刻された本堂墨書の番号とは①〜⑰までは対応している)。『国分寺本堂修理報告書』には番号「ハ一」〜「ハ一六」の「摘要」として「用材ハ梅デアツテ今回修理迄ハ野地板ニ転用サレ胴縁及小穴ノ跡ニ依リテ元嵌板デアルトガ確認サル」との記載があり、また番号「ハ二七」〜「ハ三一」の「摘要」については、⑳〜㉑の番号それぞれの「内」に付記した。この落書の時期をみると、永正六年(一五〇九)のものが最も古く、同十年・同十二年といった永正年間(一五〇四〜二二)に記されたものが目立つ。このほか、大永八年(一五二八)や天文七年(一五三八)などのがみえ、戦国時代、とくに十六世紀の前半に集中しているのが特徴であり、この時期の讃岐国分寺を訪れた巡礼者を知る上で貴重である。また四国各地で落書の検出例が増えるのもこの時期であり、十七世紀後半からは落書が急減することを思えば、ここで取り上げた落書はいわゆる納札と同

様の性格をもっていたとも考えられる。

落書を記したのは「……房(坊)」「住僧」「客僧」「山伏」「六十六部」といった人たちであり、僧侶が多い。このうち「箕面寺岩本坊」は、永正十一・十二年に葛城入峰の先達となった「岩本坊」のこととみられる(「葛城入峰諸先達注文」(「向井家文書」『和歌山県史 中世史料二』)。戦国時代の葛城修験を支えたのは近畿の中北部地域の山伏であったが、摂津国箕面寺の岩本坊はその一人であるとともに、讃岐国分寺にまで活動範囲を広げていたことがうかがえる。また「山伏尊海坊」は、「四国辺路」の文言がみえる天文十年の起請文(【史料80】)を記した安芸大願寺尊海と同一人物である可能性があり、この起請文の内容と対応するよう興味深い。

彼らの生国をみると、近隣では四国内の伊予(「周敷郷」は愛媛県西条市周布のことか)や土佐がみえ、瀬戸内海をはさんで備前(「備前見鳥厚浦」は岡山市阿津のことか)や播磨・安芸、また近畿地方では摂津・和泉・紀伊、遠方では尾張のほか、関東の常陸・下総が確認できる。関東からの巡礼者は、室町時代に流行し始めていた西国巡礼の延長であったともみられる。俗人はいないようだが、「旦那」の記載もあるので在家信者から依頼を受けていた可能性はあろう(ただしこの落書は「四国遍」と併記されており、誤写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

寺院名が判明するものを記しておく。まず永正十二年の落書にみえる「箕面寺」は大阪府箕面市箕面にある瀧安寺のこと、古くは天台宗寺門派園城寺の末寺。古代から山岳修行者が活動した箕面山に位置する。平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄』に「聖の住所はどこぞぞ、箕面よ勝尾よ、播磨なる書写の山、出雲の鰐淵や日の御崎、南は熊野の那智とかや」(【史料32】)とあり、近隣の勝尾寺とともに聖の集う霊場であった。この勝尾寺は永正十年とみられる落書に記された「摂州勝尾寺」であり、大阪府箕面市粟生にある高野山真言宗の寺で、西国巡礼の第二十三番札所でもある。

「播州三木郡正法寺」は兵庫県三木市別所町にある正法寺のことで、高野山真言宗の寺。往時は七院十二坊の規模をほこったという。「播州三木月□寺」も近隣の寺であろう。「当国□尾背寺」は讃岐国の尾背寺で、香川県仲多度郡仲南町にある尾瀬神社は当寺の鎮守神。讃岐に流された高野山の学僧・道範も宝治二年(一二四八)に当寺を訪れており(「南海流浪記」、空海が善通寺建立の際に杣山にしたとの伝承があるなど善通寺との関わりが深いという。「福岡寿福寺」は備前国福岡(岡山県瀬戸内市長船町福岡)の寺院とみられる。「当国井之原庄天福寺」は讃岐国の天福寺で、香川県高松市香南町にある真言宗寺院。客僧として名がみえる良識は善識房と称した高野山金剛三昧院の住持と考えられ、讃岐の長命寺・金蔵(倉)寺を兼帯した(【史料79】「白峯寺経筒刻銘」参照)。「根来寺」は和歌山県岩出市根来にある新義真言宗の大本山のことだが、讃岐の「根香寺」が誤写された可能性がある。讃岐の根香寺は、香川県高松市中山町にある第八十二番札所根香寺のことであり、こちらが正しいとすれば、その前にみえる「勝間」は香川県三豊市高瀬町上勝間・下勝間とみられるほか、「□識房」は先に述べた讃岐ゆかりの善識房良識に比定され、また「我国乃宮」は讃岐国一宮で、香川県高松市一宮町にある田村神社のこととなる。つまり良識が国分寺のほか、根香寺や一宮など讃岐の各所を巡っていたと解される。「紀州粉河寺」は和歌山県紀の川市粉河にある粉河観音宗の本山で、元来は天台宗とされ、西国巡礼の第三番札所。「播州書写山」は兵庫姫路市書写にある円教寺で、天台宗の別格本山。平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄』に「聖の住所」の一つとして「播磨なる書写の山」があげられている(【史料32】)。西国巡礼の最西端・第二十七番札所であり、ここを参詣した西国巡礼者がさらに足を延ばして讃岐の国分寺まで参詣したとみることができ。「摂州久安寺」は大阪府池田市伏尾町にある久安寺のことで、高野山真言宗の寺。空海が真言密教の道場としたほか、本尊の千手観音が信仰を

集めたという。

この他、他所に残された落書との関連も指摘されている。すなわち本尊千手観音立像にみえる「同行五人 大永八年五月廿日 □□山谷上院穩□」(「穩」は「隱」のほか「惣」が推定されている)については、大永八年五月四日に伊予の第四十九番札所浄土寺に落書を残した「金剛峯寺谷上惣職善空」らのこととみられ(【史料78】)、伊予国の浄土寺から讃岐国の国分寺へ十六日かけて歩を進めていたことがわかる。この善空の一行が浄土寺・国分寺いずれにも落書を残していることは、辺路したすべての霊場に落書を残した可能性があり、この点に納札と同様の性格が見て取れる。本落書で注目されるのは、「四国中辺路同行二人」「四州中辺路同行三人」などの語である。空海とともに修行する意の「同行二人」ではなく実際に同行する人数を表しているとみられるが、空海に帰依する意味をもつ「南無大師遍照金剛」の記載もあわせ考えると、ここでは修行としての四国辺地(辺路)が、空海ゆかりの地を巡ることを目的とする巡礼へと変化していることがうかがえる。落書を記した人たちは四国の霊場を大師信仰にもとづいた空海の遺跡として認識していたのであり、現在の遍路者とはほぼ同様の意識で巡っていたのだろう。これらの点からこの時期、大師一尊化の傾向が強まっていたこと、讃岐の国分寺が札所として人々の信仰を集めていたことなどが推定されており、また六十六部聖ら巡り歩く人々にとって重要な場であった国分寺が札所へと展開する道筋が示唆され、興味深い。

書誌

室町時代後期の落書(墨書)が残される讃岐国分寺の本堂および本尊について概要を示しておく。本堂(重要文化財)は鎌倉時代後期に建立された五間四方の入母屋造、本瓦葺の建物で、組物を和様の出三斗とし、木造の仏堂として四国最大級の規模を誇る。本堂の落書は、板壁、及び屋根の

野地板に転用されたものに残っていると報告されている。

また、本堂の厨子内に安置されているのが本尊の千手観音立像(重要文化財)で、いわゆる丈六(一丈六尺)像として五メートルを越える像高を示す。ケヤキ材の一木造り、彫眼、彩色の像であり、平安時代後期の制作と考えられている。

(上野進)

77 太山寺阿弥陀如来像・不動明王像版木



太山寺阿弥陀如来像・不動明王像版木
太山寺蔵

翻刻

(表面)

帰真慈阿弥禅定門靈位

(阿弥陀如来像) 南無阿弥陀佛

空海

為三界萬靈六親眷属七世父母

(裏面)

永正十一年
戊甲

豫州道後太山寺 宥信(花押)

(不動明王像)

八月八日敬白

解説

第五十二番札所の太山寺(愛媛県松山市太山寺町)には、永正十一年(一五一四)に製作された阿弥陀如来像と不動明王像の版木が伝来している。これは縦六十二・〇センチ、横二十五・〇センチ、厚さ五・〇センチの長方形のものである。両面が版木となっており、片面に阿弥陀如来像、もう片面に不動明王像が陽刻で彫られ、阿弥陀信仰と弘法大師信仰が混淆したあり方を表現する。

阿弥陀如来像は「南無阿弥陀佛」の文字をかたどったもので、傍らに「空海」の文字もある。阿弥陀如来の横には、陰刻で「帰真慈阿弥禅定門靈位」為三界萬靈六親眷属七世父母」の文字が刻まれる。不動明王像は不動明王の種子と組み合わせて表現され、横に陰刻で「永正十一年甲戌」「八月八日敬白」「豫州道後太山寺」、足元に「宥信(花押)」の刻字がある。版木を使って阿弥陀如来像と不動明王像を摺り、参詣者や檀家信者などに配ったものとみられる。

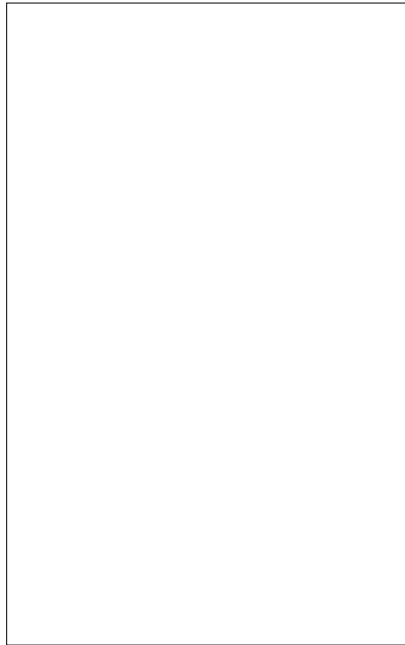
愛媛大学法文学部日本史研究室が二〇一三・二〇一四年度に愛媛県美術館と共同で太山寺総合調査を実施し、その調査成果が胡光編『二〇一四年度 四国遍路と霊場研究一 四国霊場第五十二番札所太山寺総合調査報告書（一）』（愛媛大学法文学部日本史研究室）・胡光編『二〇一五年度 四国遍路と霊場研究二 四国霊場第五十二番札所太山寺総合調査報告書（二）』（愛媛大学法文学部日本史研究室）にまとめられた。報告書には、今村賢司「太山寺伝来の版木と札挟み・納め札」が収録されており、阿弥陀如来像・不動明王像版木をはじめ、版木と札挟み・納め札の紹介がなされている。愛媛県美術館においても、調査成果を踏まえた図録『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』（二〇一四）が公刊され、版木の写真および解説が掲載されている。

（川岡勉）

78 浄土寺本堂厨子落書



(部分 東側 枇杷板、頭貫、羽目板)



(部分 東側)

翻刻 (東側)
(枇杷板)

連藏 空重 泉重 覚圓 享祿四年七月廿三日 筆覚圓

浄土寺本堂厨子落書

浄土寺蔵 (画像提供 愛媛県教育委員会)

※いずれも赤外線写真

(頭貫)

城州 大住 寺住 良秀 □

大和国城上郡 初利村喜 □ □ □ 同行二人 寛永十九年五月

二日 かきをくもかたミとなれや ふてのあといつくのつちとわれハまつらん

(羽目板)

吉野山桜本坊良仙 同 □ 六十 □ □ 良 □

同行二人宗 □ (花押)

□ 只一人 □ □ 州西方二 □

大永八年三月一日

かうや山谷上くぼ □ 大永八年八月 □

南△阿弥陀仏

(梵字コ) □

(梵字コ) □

□ 寺 □ 同行 □

四国

(正面)

(扉羽目板)

宗 □

根来寺 □

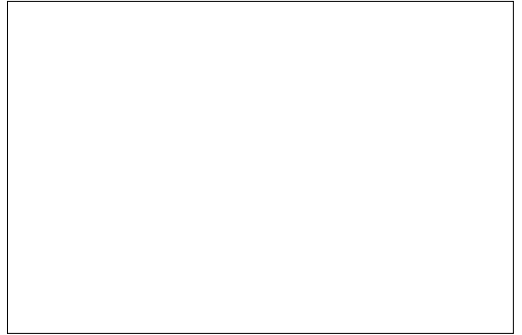
久

文禄 □ 此者 □

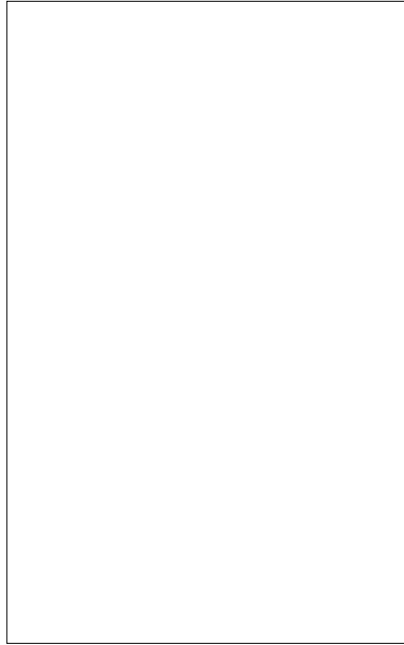
天



(部分 正面)



(部分 西側 台輪、頭貫、羽目板)



(部分 西側)

翻刻 (西側)

(台輪)

四国邊路同行四人阿州北方木津住覚圓廿二歳

(頭貫)

三川国□□邊路大永五年三月吉

(羽目板)

ミノヲ才 □

土州 □ 正保 □

六部邊路善□

同行□人

四国中邊路同行五人

ゑちせんのくに一せうのちう人ひさの小四郎 八郎

阿州名東住人 大永七年七月六日

書写山泉俊長盛教□ 大永七年七月吉日

南無大師遍照金剛守護所

四国仲邊路

因島

土州安芸

ヤマト菩提山了□

南無阿弥陀仏

東

□人さのちう □

かはる心た□や□□

翻刻 (隅柱)

(北東)

高 □ 三月

□ 定泉

(南東)

南無大師遍照金剛

(北西)

左恵 □

□□□土州 □ 村同 □ 鳥郷 □ 父母菩提四国邊路 □ 寛永廿年未

ノ四月廿三日

かうや山谷上くぼの坊 同行二人 大永八年八月八日

(南西)

□島 □ □山 □ □此 □

解説

愛媛県松山市鷹子町にある第四十九番札所浄土寺の本堂には、中世末期の落書(墨書)を残す厨子が伝来している。浄土寺は天平年間に創建されたと伝えられる古刹で、室町時代には伊予の守護河野氏の保護を受けて寺盛を誇った。現存する本堂は文明年間に建てられたもので、本尊の釈迦如来像や鎌倉時代に製作された空也上人像(重要文化財)などが安置されている。本尊を納める厨子は、禅宗様式で木造入母屋造の堂々たるもので、棟札銘から大永二年(一五二二)に製作されたことが分かる。本堂が昭和二十八年(一九五三)に重要文化財に指定された時に、厨子も附指定された。

厨子に書かれた墨書は巡礼者が参詣した折に書き残したものとみられ、本堂解体修理の報告書『重要文化財浄土寺本堂修理工事報告書』(重要文化財浄土寺本堂修理委員会、一九六一)や頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』(国際日本文化研究センター、二〇〇一)などで判読が試みられてきた。近年では、愛媛県教育委員会が「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けて浄土寺の詳細調査に取り組み、『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第四十九番札所 浄土寺』(二〇二二)が刊行された。この調査では、赤外線撮影による墨書の判読調査を実施し、判読できた文字が報告書に掲載されている。

しかし、墨の残存が悪い上に、年次とともに劣化が進んで読みにくくな

り、昭和三十六年(一九六一)の報告書に記録された「金剛峯寺谷上惣職善空 大永八年五月四日」「金剛□□満□□□□□□同行六人 大永八年五月九日」の文字は、令和三年(二〇二二)の報告書では確認できなかったとされる。この大永八年五月に高野山金剛峯寺谷上から来た巡礼僧一行は、第八十番札所国分寺にも落書を残している(頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』)。

浄土寺の厨子に確認できる墨書のうち、最も古いのは大永五年(一五二五)のものであり、以下同七年・八年・享祿四年(一五三一)・文禄・寛永十九年(一六四二)・同二十年・正保の年次が判読できる。参詣者の分布は広範囲に及び、遠くは三河国や越前国、紀伊国の高野山や根来寺、大和国、播磨国の書写山、備後国因島、四国では阿波国・土佐国の地名が確認される。人名からみて多くは出家した修行者であったと思われるが、越前国一乗谷の住人として名前が見える「ひさの小四郎」は世俗の者とみられ、俗人が四国遍路に参加し始めていたことをうかがわせる資料として貴重である。

東側の羽目板の「かうや山谷上くぼ □ 大永八年八月」の墨書と、隅柱の北西に見える「かうや山谷上くぼの坊 同行二人 大永八年八月八日」の墨書は、高野山谷上窪之坊の同じ巡礼者の手によるものとみられる。東側枇杷板の「連蔵 空重 泉重 覚圓 享祿四年七月廿三日 筆覚圓」の墨書と、西側の台輪に残された「四国遍路同行四人阿州北方木津住覚圓廿二歳」も同様であろう。

落書の内容は、ほとんどが参詣者の名前と出身地・参詣期などを記したものであるが、寛永十九年五月二日に大和国城上郡初利村から来た巡礼者は「書き置くも 形見となれや 筆の跡 いづくの土と 我はまつらん」という和歌を書き残している。ほぼ同文の歌が、土佐神社(高知県高知市一宮)本殿内陣の元亀二年(一五七二)の落書にも確認できる(【史料84】)。

三上喜孝『落書きに歴史をよむ』（吉川弘文館、二〇一四）によれば、この歌は作者不明であるが、十六世紀後半から十七世紀前半にかけて巡礼者によって全国に広がり、各地の寺社などで落書きされていたようである。歌の内容には、自分がどこで命を終えても筆跡を残すことで「形見」として参詣の事実を後世に伝えようとする意識が込められており、参詣の際の落書にふさわしいものと言えよう。

（川岡勉）



白峯寺経筒刻銘
白峯寺蔵（画像提供 香川県文化芸術局文化振興課）

翻刻

（筒身刻銘）

享禄五季

十羅刹女 四国讃劬住侶良識

（梵字バク） 奉納一乘真文六十六施内一部

三十番神 旦那下野国 道清

今月今日

（四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所

白峯寺調査報告書 第一分冊）より）

現代語訳

（筒身刻銘）

奉納一乘真文、六十六施内、一部

享禄五年今月今日

十羅刹女 四国讃州住侶良識

三十番神 旦那下野国道清

解説

第八十一番札所白峯寺は香川県坂出市青海町に位置する真言宗寺院で、古来、山岳仏教の寺院として栄え、また隣接する崇徳天皇陵（白峯陵）とともに広く知られていた。当寺伝来の経筒は、銅製で円筒形のもの。筒身の高さが十センチに満たず、手の平に載せられるほど小さい。経筒とは法華経など仏教経典を納めるために作られた筒型の容器で、これを地中に埋納して経典を後世に伝えようとした例が多い。

この経筒には銘文があり、それによって六十六部聖として「四国讃州住侶良識」が「一乘真文」（一乘真実の教えを説く経文のこと）で、主として

法華経をさす）をこの筒に入れて享禄五年（一五三二）に奉納したことが判明する。六十六部聖とは日本全土六十六か国のしかるべき霊場に法華経を奉納する廻国の修行者のことで、奉納場所は各国の一宮や国分寺に納めることが多いが、必ずしも一定していなかった。

この経筒は、白峯寺の寺域内に位置したとみられる西寺の宝篋印塔の下から出土したと伝えられており、これによって室町時代後期の白峯寺が六十六部聖から奉納場所として選ばれていたことがわかる。

注目されるのはこの経筒にみえる「良識」の名が、讃岐の国分寺本堂に記された永正十年（一五二三）の「落書」にも見出せることであり（【史料76】）、この落書は「四国中辺路同行二人」と併記されていることから良識が四国遍路を行っていたと考えられる。

また、同時期の高野山金剛三昧院の歴代住持の中にも良識の名が見出せ、讃岐の長命寺・金蔵（倉）寺を兼帯していたことが知られるが、この長命寺は讃岐国に配流された崇徳上皇が行在所あんざいしよにしたと伝える寺院であり、白峯寺周辺にあったとみられる。

以上のことから考えるとこの経筒にみえる良識は、金剛三昧院の良識、あるいは讃岐国分寺の「落書」にみえる良識と同一人物であった可能性があり、白峯寺―六十六部聖―四国遍路といった繋がりが見出せることはそれら三者の親近性を思わせて興味深い。

四国遍路が確立してゆく室町時代後期の状況についてはなお不明な点が多いが、この経筒は高野山の六十六部聖、すなわち弘法大師を慕う六十六部聖の四国での活動が重要であったことを示唆する点で貴重な資料である。

書誌

銅製の蓋付小型経筒（鍍金）。総高十・五センチ、口径四・五センチ。筒

身は側板と底板からなり、側板は銅板を円形に曲げ、三箇所突起を片側の切れ目に差し込むことで接合している。蓋は天井部中央が盛り上がるドーム状で、外面に八葉の蓮華が線刻されている。筒身には、法華行者や法華経を守護したことで知られる「十羅刹女」および「三十番神」とあわせて「一乗真文」と彫られており、法華経をこの筒に納め、奉納したと考えられる。

（上野進）



大願寺文書「大藏經目錄口書写（部分）」（「大願寺文書」41号）
大願寺蔵（画像提供 広島県立文書館）

（中略）

于時天文十年九月二十四日
元禄十二年迄百四十餘々也、
大願寺道本上人

生国平良庄者也、代尊海敬白

訓み下し文

大藏經目錄 時に天文十四年（乙／巳）四月 日これを撰す、大願寺尊海
（中略）

此の如き新成の儀、書き付け置き候事、虚言に於いては、尊海の六十六部、
東・西・秩父順礼、四国辺路、三禪定は成就を墮ち、仏種を空しく捨て、
阿鼻城を家と為す者也、

（中略）

時に天文十年九月二十四日
元禄十二年迄百四十餘々也、
大願寺道本上人

生国平良庄の者也、代尊海敬白

現代語訳

大藏經（仏教聖典の総集のこと。一切経ともいう）の目錄 時に天文十四年
四月にこれを著した。大願寺（厳島神社の本願で、造営修理を担当した。
勸進聖の拠点）の尊海

（中略）

このように（大内氏が厳島神社に寄進した一切経を納める輪藏（經典を収
納する回転式の書棚）の高梁の運搬が困難であったが、厳島大明神の靈験
により実現できたという天文十年九月の出来事をいう）靈験によって輪藏

翻刻

大藏經目錄 于時天文十四年乙巳四月 日撰之、大願寺尊海
（中略）

如此新成儀書付置候事、於虚言者、尊海六十六部、東・西・秩父順礼、四
國邊路、三禪定墮成就、空捨佛種、阿鼻城為家者也、

の寄進が達成できたことについて、書き付けおいたことが虚言であったときには、尊海は六十六部廻国巡礼、坂東・西国・秩父の観音巡礼、四国辺路、三禅定（白山・立山・富士山を指す可能性が高いが、断定はできない）を達成することに失敗し、悟りを開こうとする心をただ捨て、阿鼻城（地獄の中で最も苦しい阿鼻地獄の中心）を家とすることになってもよい。

（中略）

時に天文十年九月二十四日

元禄十二年迄百四十余年である

大願寺の道本上人

生まれは平良庄（厳島の北方対岸の可愛川流域^{えのがわ}）の者である尊海が道本の代理として謹んで申す。

解説

大願寺（広島県廿日市市）所蔵文書のうち、『広島県史』に「大願寺文書」四一号として掲載されている。ここでは、四国遍路に関する史料としての意味がある箇所のみを抄出した。県史の翻刻をもとにしたが、加藤基樹氏の論考に掲載された写真、川岡勉氏による翻刻を参照して訂正した。

本史料は、周防を拠点としながら、中国地方西部から九州北部に勢力を展開したことで知られている大内氏による厳島神社への一切経の寄進に関するもので、この事業に関与した大願寺の尊海が執筆した一切経目録序文の写本である。ここに取り上げたのは、天文十年（一五四一）九月に生じた厳島大明神の奇瑞についての記載の真正性を誓った起請文の部分である。天文十年の年紀があるが、目録の撰述が天文十四年であるというので、このときに書かれたものであろうか。

尊海は厳島神社の本願である大願寺に所属する僧で、大内氏による一切

経寄進に関しては、同寺の道本上人に代わって活動したといい、勧進聖であったと思われる。この史料から、十六世紀には、六十六部廻国巡礼、坂東・西国・秩父の観音巡礼、四国辺路、三禅定が彼らの修行であったことがうかがえる。

四国遍路史の観点では、複数の霊場・霊山を渡り歩く諸巡礼が列挙される中に四国辺路が含まれていることがとくに興味深い。これらが同列に扱われているのであれば、十六世紀前半、四国辺路は霊場巡礼としての内実を伴っていた可能性が考えられるのである。その意味で、四国遍路の形成過程をとらえるための重要な史料ということができ、さらなる実態追究が必要である。

（長谷川賢二）

81 阿波国井戸寺勸進帳 天文十二年正月日

天文十二年正月日 勸進沙門芹誠白敬
遍照無障金剛二品■親王書之

翻刻

阿波国井戸寺勸進帳

勸進沙門敬白

請特蒙十方檀那助成於阿波国井戸寺再興一字精舎之状

夫惟堂舎建立者、息災増福之根元、弘法利生之要津也、蓋是三世佛陀轉法輪之淨場、十方薩埵成等正覺之屈宅、爰以喜見城雲上研摩尼寶殿爲諸天群集之靈砌、安養界月前建妙法講堂飭聖衆俱會梵筵焉、抑阿波国名東郡井上郷井戸寺本堂者、天武天皇御願、白鳳二年草創而八百六十余回星霜積歲重月矣、本尊者上官太子所刻彫、淨瑠璃界教主十二上願如來也、御胸間毘首羯磨所造一尺二寸之藥師御座云々、脇士日光月光行基菩薩立、四大天王・不動明王・十一面者弘法大師嚴作也、鎮守又宇佐八幡大菩薩、西方能化如來也、寔是尊像蕩々乎、紫金妙躰耀玉殿、威德巍々乎感應靈驗喧累代、因茲國郡貴賤皆懸憑於衆病悉除之盟誓、隣邑之道俗悉運歩於身心安樂之願王、雖然時屬澆漓世覃末法、蓮舎朽損而雨洗佛壇、嚴軒傾破而霧催香煙、衆舉憂之人皆歎之、故小僧發深信抽懇篤、勸万人助成、將遂一堂修造功、但雲楣霞軒營構不輒、鳳鳶鴛瓦莊嚴最難、一搏之鬻牙敢莫輕、螻蟻土積塚、故一裘之鳥目何恥之、蚊蚋聲成雷、故就中諸仏大悲雖無優劣、醫王別願特勝、故釈迦如來建療病院敬彼尊容、傳教大師於止観院崇此仏陀、在世如此、然於滅後何不仰之、上古猶爾、豈於末代誰不貴之、若爾者、寸鍊尺木扶助輩、一紙半錢奉加類、現世安穩窓間預家屬資具悉皆豐足之利益、後生善処臺上蒙願生西方極樂世界之誓約、兼願積善餘慶之所致、廻向功德所及、夷洛靜謐、敢叙於函納弓於鞞、國家豊饒敷錦於街、湛酒於泉、乃至上悲想悲々想鬱頭四蘊眠早醒、下燒熱大燒熱達多五逆焰永消、仍所唱如件、

訓み下し文

阿波国井戸寺勸進帳

勸進沙門敬白す

特に十方檀那の助成を阿波国井戸寺に蒙りて一字精舎を再興するを請ふの状
夫れ惟れ堂舎建立は、息災増福の根元、弘法利生の要津なり、蓋し是れ三世佛陀の転法輪の淨場、十方薩埵正覺の屈託なればなり、爰に以て喜見城の雲の上は摩尼宝殿を研ぎて諸天群集の靈砌となし、安養界の月の前には妙法講堂を建てて聖衆俱会の梵筵を鋸りたまふ、そもそも阿波国名東郡井上郷井戸寺本堂は、天武天皇の御願、白鳳二年の草創にして八百六十余回の星霜、歳を積み月を重ねたり、本尊は上官太子の刻み彫りたまふところの淨瑠璃界の教主十二上願の如來なり、御胸の間には、毘首羯磨(天)造るところの一尺二寸の藥師御座ますと云々、脇士の日光・月光は行基菩薩の造立、四大天王・不動明王・十一面は弘法大師の嚴作なり、鎮守宇佐八幡大菩薩は西方能化の如來なり、寔に是れ尊像蕩々として、紫金の妙躰は玉殿に耀き、威德巍々として、感應の靈驗は累代に喧し、ここによって國郡の貴賤は皆憑みを衆病悉除の盟誓に懸け、隣邑の道俗は悉く歩みを身心安樂の願王に運ぶ、しかりと雖も、時は澆漓に属し、世は末法に覃びて、蓮舎は朽損して、雨は仏壇を洗ひ、嚴軒は傾破して霧は香煙を催す、衆は挙これを憂ひ、人は皆これを歎く、故に小僧深信を發し、懇篤を抽じて、万人に助成を勧め、まさに一堂の修造の功を遂げんとす、但し、雲楣霞軒の營構は輒からず、鳳鳶鴛瓦の莊嚴は最も難し、一搏の鬻牙敢えて輕くは莫く、螻蟻の土塚を積む、故に一裘の鳥目何ぞこれを恥じなん、蚊蚋の聲雷を成す、故に就中諸仏の大悲、優劣無しと雖も、醫王の別願は特に勝れ

たり、故に釈迦如来は療病院を建て、彼の尊容を敬ひたまふ、伝教大師は止観院においてこの仏陀を崇めたまへり、在世かくの如し、しかるを滅後において何ぞこれを仰がざらん、上古猶を爾り、豈末代に於いて誰れか之を貴びざらん、もししからば寸鉄尺木の扶助の輩、一紙半銭の奉加の類、現世安穩窓の間には、家属資具悉皆豊足の利益に預かり、後生善処台の上には、願生西方極楽世界の誓約を蒙らん、兼ねて願くは、積善余慶の致すところ、廻向功德の及ぶところ、夷洛靜謐にして、劍を函に戢め、弓を鞞に納めん、国家豊饒にして、錦を街に敷き、酒を泉に湛たへん、乃至上も非想非非想、鬱頭四蓋の眠り早く醒め、下も焼熱大焼熱、達多五逆の焰永く消さん、仍つて唱るところ、件の如し、

天文十二年正月日 勸進沙門 芹誠白敬

遍照無障金剛二品■親王 これを書く

解説

「井戸寺勸進帳」は、天文十二年（一五四三）に僧芹誠が、荒廃した井戸寺（現第十七番札所、徳島県徳島市）の堂舎を勸進活動によって再建することの意を記した文書である。この勸進帳の内容を人々に伝え寄付を募ったのであろう。書き出しは井戸寺の創建の記述から始まる。まず天武天皇の御願によって白鳳二年（六七三）に創建されたこと、本尊は上宮太子（厩戸皇子・聖徳太子）の作とする浄瑠璃界（薬師如来の浄土）の教主薬師如来、その胎内の胸のところに毘首羯磨天が作った一尺五寸の胎内仏薬師如来が収められていたという。脇士の日光・月光菩薩は行基菩薩の作とし、四大天王・不動明王・十一面観音は弘法大師の作とする。このように本尊等の諸仏の制作者は、日本仏教史上において、民衆信仰として定着している聖徳太子信仰・行基信仰・弘法大師信仰の教主であり、この三者は日本の他の寺院縁起においてもしばしば登場する。但し、創建の願主で

ある天武天皇（生年未詳（六八六）よりも時期的に遡る上宮太子（五七四（六二二））が本尊を造立することはあり得ず、したがって創建に纏わる勸進帳の内容は直ちに事実と受け入れることはできない。

本史料で確認できることは、中世末の天文年間において、創建の願主及び本尊等の諸仏の作者について上記のように理解され、井戸寺への信仰を支える重要な要素となっていたとみられる。そのような背景のもとで、修造の勸進がなされたのでろう。

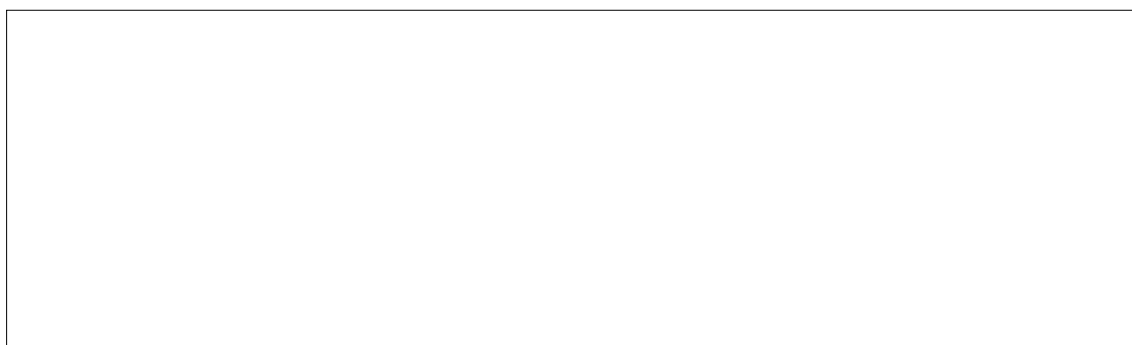
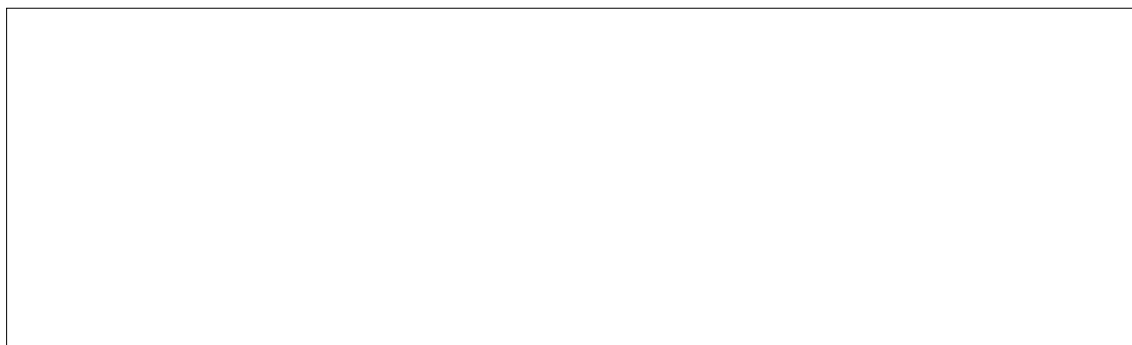
さらに民衆の信仰の核となる疾病治癒の薬師如来の重要性を強調した上で、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなど、勸進を行った沙門芹誠の思想には、天台も含まれ真言のみにとどまるものでない。特に、前述の諸仏の作者の内、弘法大師は本尊や脇士の作者ではなく、本尊や脇士を守護する四天王等の周辺の諸尊であったことは注意すべきで、この縁起で語られる井戸寺創建伝承は、ことさら弘法大師空海を取り上げているでもなく、井戸寺への信仰の多様性を示す史料となっている。

書誌

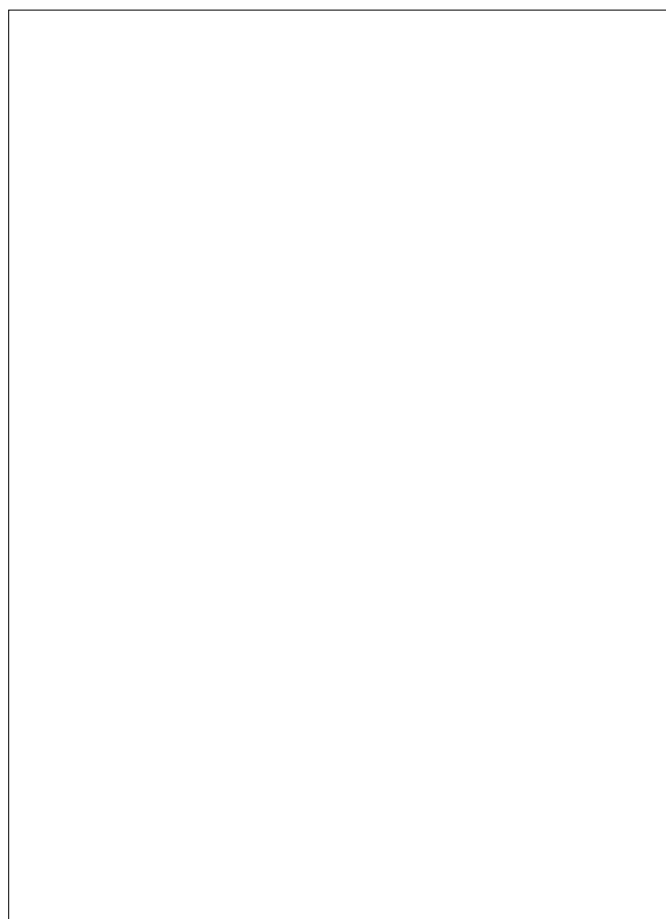
宮内庁書陵部所蔵『阿波国井戸寺勸進帳』（20・146・1・792）を底本として、西尾市岩瀬文庫所蔵『阿波国井戸寺勸進帳』を参考にした。上記二つの史料については、国文学研究資料館の国書データベースを活用した。なお、『阿波国井戸寺勸進帳』は『続群書類従』第二八輯上に所収されている。

井戸寺には文政十三年（一八三〇）に住職実雄法印が写した群書類従本「阿波国井戸寺勸進帳」があり、塙先生編輯井戸寺勸進帳と表書された木箱に収められている。この写本には序文と住職一覧が書き加えられ一巻の巻物となっている。なお住職一覧は昭和三十一年（一九五六）に亡くなった住職了諦上人が最後となっている。

（大石雅章）



石手寺刻板 石手寺藏



翻刻

(表)

豫州安養寺 人皇四十三代

一元明天皇 和銅五_{子壬}載二月甲辰日、白山権現社勸請、伊豫大領散位玉興

一聖武天皇 神龜五_{辰戌}載、依勅宣為國家安全祈願所創伽藍、伊豫大領玉純、

天平元_{巳己}載三月八日、本尊藥師如来開眼、沙門行基律師

一孝謙天皇 勝宝七_{乙己}載、三門東西惣門并韋駄天宮建立、為供養寄進大般

若經一部六百卷下置

一 嵯峨天皇 弘仁巳載、改法相家為真言宗、於當國密法始、院主良賢

一 淳和天皇 天長八亥載、浮穴郡江原郷右衛門三郎求利欲而富貴破惡逆、

而佛神故八人男子頓死、自尔剃髮捨家順四國邊路、於阿州燒山寺麓及病死一念言望伊豫国司、爰空海和尚一寸八分石切八塚右衛門三郎銘封左手、經年月生国司息利男子、継家号息方、件石令置當寺本堂畢

一 宇多院 寛平三亥載、創權現宮拜殿新堂、同四壬載三月三日、奉勸請熊野十二社權現、改安養寺号熊野山石手寺、令寄附六十六坊敷并浮穴郡江原郷、願主伊豫息方

天德二壬載、賜令旨以温泉館元興下知、於當寺始依法灌頂修行、橘氏義与和尚

一 白河院 延久五丑載、頼義国務伽藍再興下知、北条新大夫親經

永保二壬載夏、大旱依勅四國於當寺祈雨、九月賜勅額并官位、權大僧都良覺

一 堀川院 寛治三己載、依院宣賜弘法大師木像下、北条新大夫親經、建影堂

一 鳥羽院 永久二甲載、為祈願所護摩堂建立、并權現社拜殿新堂鐘樓破損再興、頼義末子河野冠者親清、七月十七日供養、朝賢上人

一 高倉院 治承元丁載、依院宣為國土安全、唐本大般若經一部庫藏建立、伊豫權助通清

一 後鳥羽院 建久元庚載、從兵衛佐頼朝源寺領敷地四至方至山林竹木進退保免

一 土御門院 元久元甲載三月三日、權現祭礼十二社本地菩薩影向音樂儀式、

附大頭小頭人氏子渡供養、從河野四郎通信始能、每月三日

一 後宇多院 弘安二己載、勸請三嶋大明神御殿拜殿十六王子宮、作九月廿六日祭礼、為国家荣立市、願主河野對馬守通有

一 伏見院 永仁二甲載、両六波羅陸奥守相模守賜下文、寺領社領山林竹

木四至境田地改之、通有

一 花園院 文保二戊載、二王門護摩堂再興、河野通繼 法名生阿弥陀佛

一 光嚴院 元弘二癸載、從尊是氏寺領四至保免下文二通、田地坪付狀、河

野通盛

一 後土御門 文明十三辛載、本堂三門東西門再興、河野通直

右安養寺靈宝由来墨跡等薬師堂庫藏炎上之刻及焼失、依衆徒嘆遂和談、

為末代亀鏡粗令板書處如件

伊豫守

永祿拾戊季卯月日 通宣花押

(裏)

伽藍棟数

一 西山白山権現宮 一 薬師堂札所本堂十二間四面真仏行基作炎焼時椽木二光 一 新本堂阿弥陀三尊慈覚大師作

一 権現社六棟 一 拜殿二棟 一 御供所

一 護摩堂 一 大師堂 一 弥勒堂

一 阿伽井堂 一 三重塔 一 鐘樓堂

一 辨財宮并拜殿 一 宝蔵 一 浴室并開室

一 観音堂 一 舞台附茶屋 一 楼門三王運慶作

一 釘貫門 一 三嶋大明神号新宮御殿拜殿 一 十六王子二間八間

一 鳥居 一 東西伐貫門付韋駄天宮 一 三門

(以下略)

解説

愛媛県松山市石手にある第五十一番札所石手寺は、空海を追って四国遍路を始めた衛門三郎えもんざぶろうが空海から石を授かり、その石が奉納されたことから

寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年（一五六七）四月に作成されたという刻板文書である。これは縦四十・八センチ、横一五三・五センチ、厚さ一・六センチの板上に文字を刻んだもので、薬師堂・庫蔵が炎上して宝物や書籍などが焼失したため、衆徒らの求めに応じて作られたとされる。表面には和銅五年（七一二）から文明十三年（一四八一）までの安養寺（石手寺の旧名）の由緒が記され、末尾に河野伊予守通宣の名前と花押が刻まれている。裏面には、「伽藍棟数」として二十四の建造物が書き上げられるほか、「当寺文書」十二筆、「山野境免許寺社領田事」三十筆、「炎上砌残書物霊宝等分」が三十三筆にわたってそれぞれ列挙されている。

表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法大師信仰・三島信仰など、さまざまな信仰が当寺に流入し、新たな要素が付け加えられてきたことがわかれる。江原郷の右衛門三郎（衛門三郎）の伝説は、淳和天皇の治世期である天長八年（八三一）のこととして由緒書に見える。これは衛門三郎伝説を記述した初見史料と言えるが、後世の伝説にみられる衛門三郎が旅僧への施しを拒んで鉄鉢をたたき割った話をはじめ、鉢が八つに割れて飛んでいった話や、彼が空海を追って巡礼に出た話、国司の家に生まれた男子を彼の生まれ変わりとする記述などは認められない。

つづいて宇多院の時代には、寛平年間に熊野十二社権現が勧請され、安養寺が熊野山石手寺と改められ、六十六坊の敷地と江原郷の領地が寄進されたとする。寄進したのは衛門三郎が空海から授かった石を当寺の本堂に収めたとされる伊予息方である。熊野信仰と衛門三郎伝説の深い関わりを示していよう。

堀川院の時代である寛治三年（一〇八九）には、院宣により弘法大師の木像が下賜され、木像を安置する影堂が建てられたことが記されており、

院政期における弘法大師信仰の広がりやうかがわせる。

四国遍路との関わりでもう一つ注目されるのは、裏面の「伽藍棟数」を書き上げた中で、薬師堂について「札所本堂」と記されていることである。薬師堂が札所の本堂と認識され、当寺が札所寺院として大衆的な信仰を集めていた様子を示すものと言える。

このように興味深い内容をもつ刻板文書であるが、近年の研究によりいくつかの疑問点が浮かび上がってきた（石岡ひとみ・山内治朋・井上淳「石手寺刻板（河野通宣安養寺由緒書刻板）」について―附 永禄五年河野氏制札の発給者再考―、愛媛県歴史文化博物館『四国遍路と愛媛の霊場』、二〇一八）。由緒書末尾の河野通宣の花押や伊予守という称号は、同時代史料からは確認できないのである。天徳二年・元弘二年、そして何より永禄十年の干支が事実と異なるのも不審である。この史料は、近世になって石手寺の歴史を河野氏と結びつけてアピールするために作られたと考えた方がよさそうであり、利用にあたっては慎重な姿勢が求められていると言えよう。

（川岡勉）

83 石手寺護摩堂落書

校訂本文

承応二年三月廿一日

忽那源兵衛

與州□奥嶋□□□□

四国返路舟州之住

永祿十三年六月十七日□□

静安五月吉日 二神家

(『重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理工事報告書』による)

解説

第五十一番札所の石手寺(愛媛県松山市石手)の護摩堂は、創建が室町時代前期と推定される宝形造の建物で、昭和二十八年(一九五三)に国の重要文化財に指定されている。昭和三十三年に解体修理が行われた際に発見された寛文十三年(一六七三)および寛延二年(一七四九)の棟札に「大師堂」と記されていることから、江戸時代には大師堂と呼ばれていたとみられる。現在の大師堂が明治十七年(一八八四)に建てられた時に、それまでの大師堂が護摩堂になったのであろう。

解体修理の際に、護摩堂の背面の板壁の内部から墨書の落書が見つかった。現状では落書の内容を確認することはできないので、重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理委員会編『重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理工事報告書』(一九五八)に掲載された墨書の翻刻をそのまま示した。「忽那」は「勿那」が正しいと思われるし、「返路」は「辺路」が正しいであろう。「舟州」については、「丹州」を読み誤ったものと考えれば、丹後国(京都府)または丹波国(京都府・兵庫県)ということになるが、定かではない。

墨書は参詣者の名前と住所・参詣年月日を示したもので、承応二年

(一六五三)三月二十一日に忽那源兵衛なる者が参詣したこと、永祿十三年(一五七〇)六月十七日には某静安、五月吉日に二神家が参詣したと読み取るべきであろうか。与州の「□奥嶋」は伊予国内の地名とみられるが、具体的にどこを指しているかは不明である。「四国返路」の文字は、戦国時代末期から江戸時代にかけて、当寺が四国遍路の巡礼地であったことがうかがわれている。

(川岡勉)

84 土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書

翻刻

元龜二年六月五日 全松

四國中邊路身共只壹人

城州之住人藤原寂光号也

元龜貳年貳月廿七日書也

なかなかの御こともやなふなふ

何とも屋となくて此宮に

とまり申候

かきをくもかたミとなれや筆の跡

我者いつく農土となるとも

訓み下し文

四國中邊路身ども只一人、山城の住人藤原寂光号なり、元龜二年二月二十七日、書くなり、

なかなかの御こともやなふなふ、なんとも宿なくて、この宮に泊まり申し候、書き置くも、かたみとなれや、筆の跡、我者（は）いずこ農（の）、土となるとも

元龜二年六月五日 全松

現代語訳

四國中邊路を私ただ一人、山城国（京都府南部地域）の住人、藤原寂光は号である。

元龜二年（一五七二）二月二十七日に記す。

この神社はとても立派なお社である。何としても他に宿もなくて、この社に泊まるとしよう。書き置くこの筆跡も、形見となっていつまでもここに残されたいものだ。たとえ私が遍路の途中で、息絶えて、見知らぬ土地の土となるうとも。

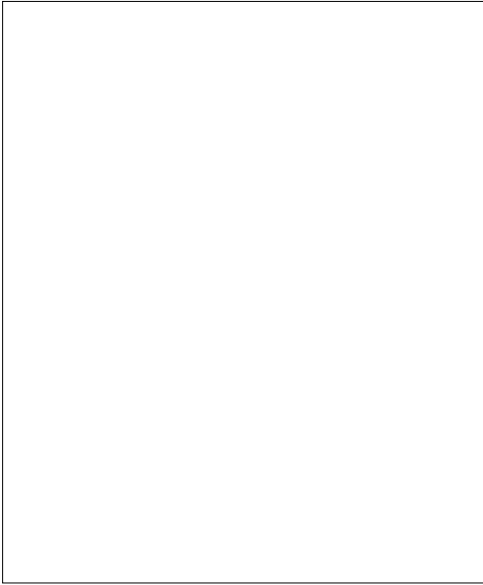
元龜二年（一五七二）六月五日 全松

解説

土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の西山麓にある神社である。古くは土佐坐神社・土佐高賀茂大社・高賀茂大明神とも呼ばれ、土佐の一宮である。通称、志那禰さんと呼ばれ親しまれている。神仏分離以前は、第三十番札所一宮百々山神宮寺で、『四国徧礼霊場記』の「二宮圖」には本社、鼓楼の南に神宮寺と長福寺が描かれている。土佐の領主は土佐神社に対して信仰が篤く、主要な社殿は長宗我部元親により造営、楼門・鼓楼は土佐藩第二代藩主の山内忠義により造営されており、国の重要文化財に指定されている。

永正五・六年（一五〇八・〇九）に戦火により、本社殿のみを残し被災したとされている。その後、長宗我部元親は永祿十年（一五六七）十一月十五日に斧初（おのほじめ）を行い、五年をかけて再興したとされている。長持送りには、「永祿拾三年」の年号が確認されている。

この墨書は、昭和二年（一九二七）五月の大修理の時に発見された墨書銘である。本殿の内陣まで遍路が立ち入れたものと思われ、宿がなく一夜を明かしたことが墨書より見て取れる。土佐神社の中世末の落書の年号は、確認されているものを見る限り元龜二年に集中している。落書きは、ある時期に胡粉により塗られているが、昭和五十八年（一九八三）の解体修理時にも胡粉の剥離により確認されていることを考えれば、他にも落書が存



土佐神社本殿平面図

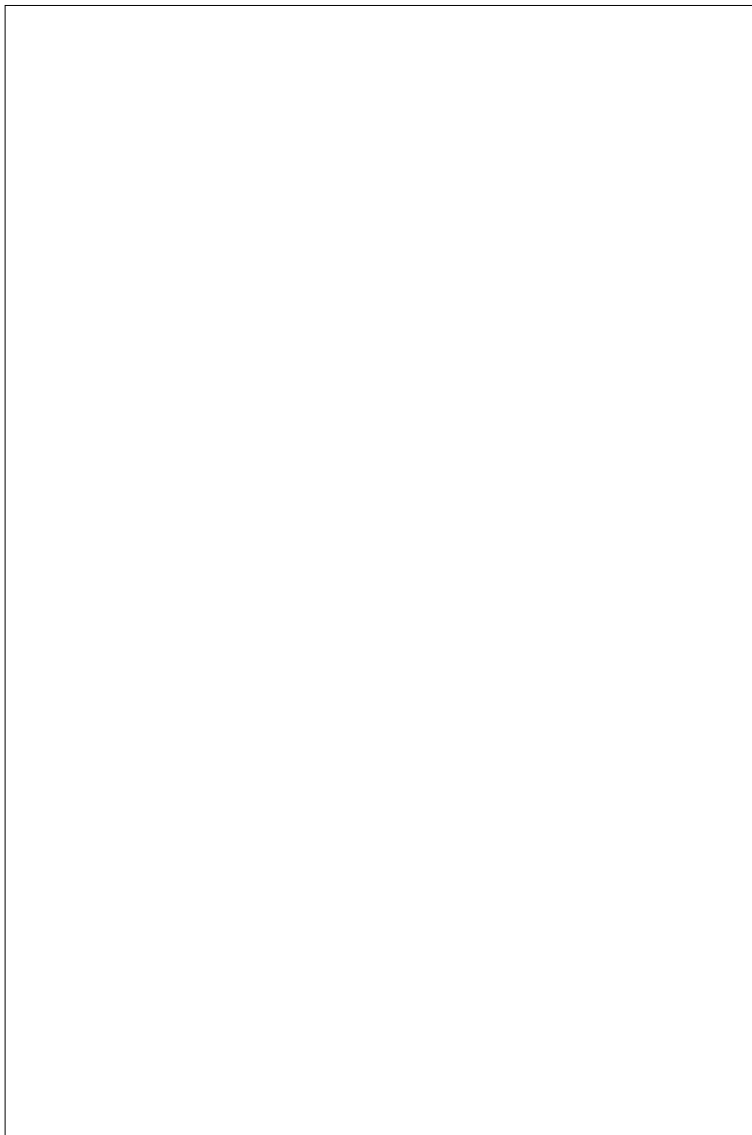


土佐神社本殿

在する可能性は十分に考えられる。落書の年号から本殿の竣工は、元亀、天正初期と想定されている。「かきをくもかたミとなれや筆の跡我者以つく農土となるとも」という歌は、近年岐阜県の重要文化財の天正九年（一五八一）に再

興された願興寺本堂の落書でも見つかっている。また、三河国猿投神社本、慶安二年（一六四九）書写とされる『三河国内神名帳』の奥に記されている歌に「書置も 形見となれや 筆の跡 われは何国の土となるとも」とあり、巡礼者は各地の神社に書き残したものと考えられる。土佐神社の落書は、巡礼者の信仰の反映と捉えられ、納札と同じ性格をもつものと考えられている。

（岡本桂典）



土佐神社本殿内陣背面西脇洞嵌板落書

（『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より）

85 土佐神社本殿内陣背面中央胴嵌板落書

翻刻

備中之國日差寺玉蔵寺

松本坊同行七人



土佐神社本殿内陣背面中央胴嵌板落書

(『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

解説

土佐神社本殿、幣殿及び拝殿は明治三十七年（一九〇四）に重要文化財となつてゐる。この墨書の確認された場所は、本殿内の内陣ないじんの後の背面の嵌板はめいたである。この墨書銘は、昭和二年（一九二七）五月より着手された大修理の時に発見され「備中國月老寺玉蔵寺／松本坊同行七人」と判読されている。なお、この時の写真は現在確認されていない。

昭和五十八年にも半解体修理を実施しており、その時にも確認されているが、この時は「備中國日養寺 玉龍寺／松本七人 坊同行」と判読している。このことから写真下の「玉蔵寺／坊同行」の文字のある嵌板は、上の「七人」の文字のある嵌板と昭和二・三年の修理時に入れ変わったものと考えられる。写真上の「備」の文字のある嵌板は、下の「中」文字のあるものより若干右にずれているものと思われる。現在は、本殿内陣の公開はされてなく、中世末には中に簡単に入れ、遍路は宿泊をしていたものと思われる。備中国（岡山県西部）の日差寺、玉蔵寺、そして松本坊の七人が遍路に来ていたことを物語っている。現在は鳥ノ子紙にて保護されており、確認はできない。本殿の周りに塀が造られ、本殿には直接触れることはできない。

日差寺は、岡山県倉敷市の日差山にある寺で、中世に天台宗の拠点としてはかなりの勢力があつたとされる山寺である。近世初頭に藩主により日蓮宗に改宗を命ぜられ、反抗し寺院を分散させたとされる。現在は、日蓮宗系単立寺院となつてゐる。現在、倉敷市受法寺蔵となつてゐる室町時代の「絹本着色仏涅槃図」に「玉蔵寺」寺名がみえる。

なお、翻刻は昭和二年の発見時の嵌板としてゐる。

（岡本桂典）

86 土佐神社本殿内陣東面胴嵌板落書

翻刻

高蓮法印

光勝禪門

道慶禪門

六郎兵衛

四郎二郎

与四郎

藤次郎

四郎二郎

妙才

妙勝

泰存法印

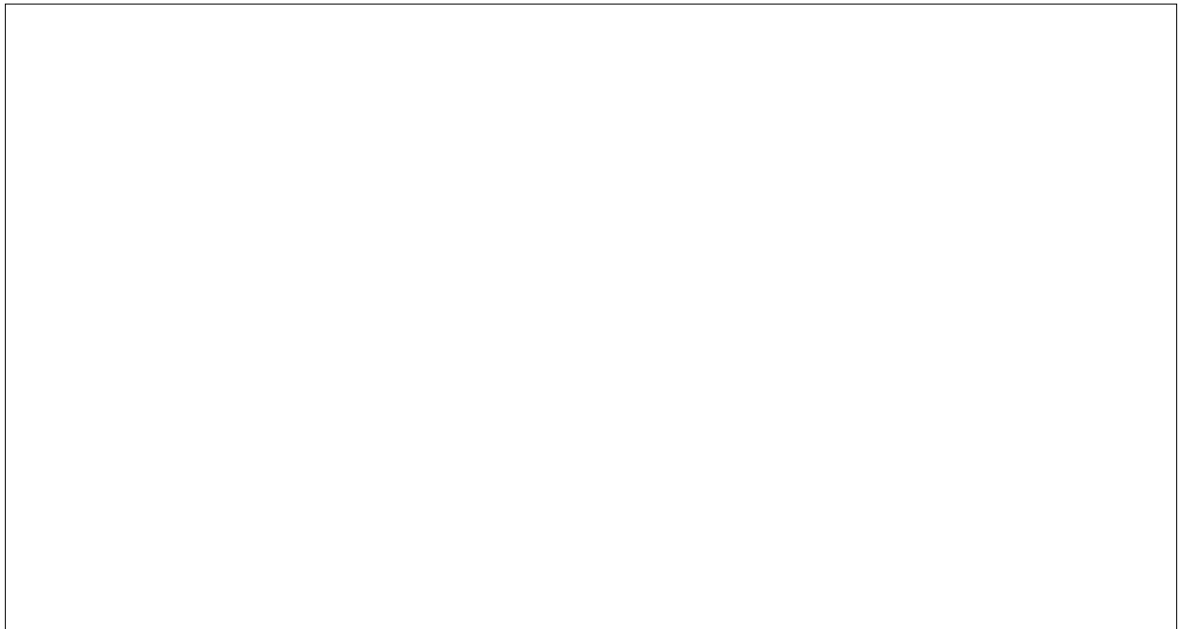
為六親眷属也

南無阿弥陀佛

解説

本殿内陣東面胴嵌板はめいたの落書で、昭和二年（一九二七）五月の大修理時に発見されたもので、幅二七八センチ、高さ二十九・五センチの範囲に墨書されている。昭和五十八年の調査時には「高浄法印／光勝禪門／道慶禪門／六良兵衛／四良二良／与四良／藤次郎／四郎二郎／妙才／妙勝／泰救法印／為六親眷属也／南無阿弥陀佛」と判読されている。十一名の遍路集団の一行と思われ、各々親族すべての人の為に、後世善処を祈る。南無阿弥陀仏と墨書されている。

（岡本桂典）



土佐神社本殿内陣東面胴嵌板落書
（『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拜殿鼓楼保存修理工事報告書』より）

87 土佐神社本殿内陣内部西脇間胴嵌板落書

十三日」と判読した。

翻刻

辺路周

防國

敬連

義存

□□（間柱で不明）

（間柱で不明）

元龜二年十三日

□七月

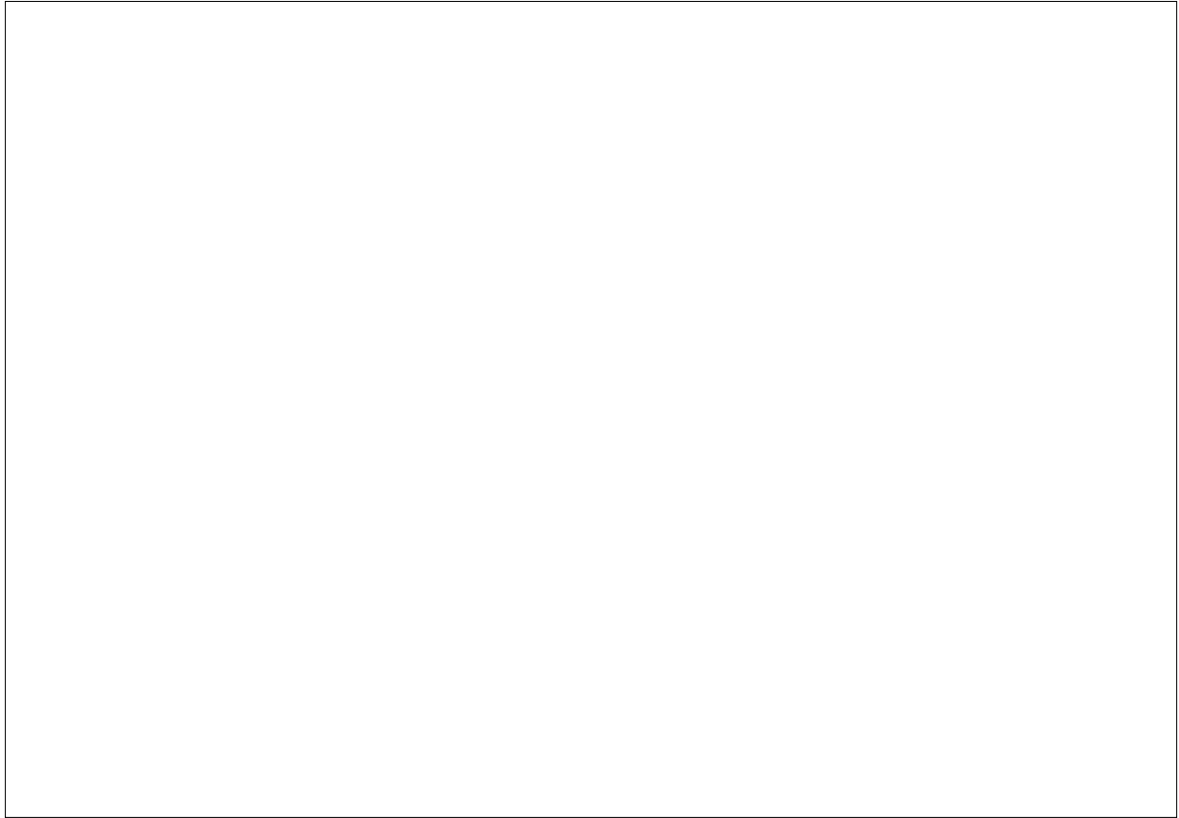
解説

土佐神社刊の『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』（一九八七）の「発見物及び資料」に、「本殿内陣内部西脇間胴嵌板墨書」として紹介されている墨書である。この墨書は、写真図版において「157内陣西脇間上部」、「158同下部」とされ、本文中の「写真図版160」となっているが、本文中の写真図版番号は誤植と考えられる。内陣内部とあり、ご神体のある内部まで解体したため確認されたものであろう。

「内陣内部西脇間上部胴嵌板墨書」写真の間柱左右墨書のある嵌板三枚目と思われる板と下に続く四枚の嵌板は墨書がなく、嵌板の順序を間違えている可能性があり、「内陣内部西脇間下部胴嵌板落書」下から二枚目の嵌板落書が、「内陣内部西脇間上部胴嵌板落書」の三枚目に続くのかないかと思われる。今回の調査では、ご神体の入っている聖域であり、鳥ノ子紙で保存されているため確認はできていない。そのため墨書も写真原板が確認できないため、報告書図版の不鮮明な写真より判読しており、再度解体時に赤外線調査による判読の必要がある。先の報告書では、「遍路周 防國 元龜二年三月」、「連邑 水存」、「元龜二年三月」となっている。今回は、「辺路周防國／敬連義存／（門柱）／元龜二年（一五七二）七月

土佐神社本殿内陣内部西脇間上部胴嵌板落書
（『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より）

（岡本桂典）



土佐神社本殿内陣内部西脇間下部胴嵌板落書
（『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より）

88 土佐神社本殿内陣内部東脇間胴嵌板落書

翻刻

伊勢参宮三位公

与州之中宇和□

備前了極同圓識

同行三人元龜二年

四月二十五國日

解説

土佐神社刊の『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』（一九八七）の「発見物及び資料」に、「本殿内陣内部東脇間胴嵌板発見墨書」として紹介されており、二枚の嵌板はめいたに書かれている。『報告書』では、「伊勢参宮三位公／与州之宇和島／備前今抜月圓識／同行三人元龜二年／四月二十五日」となっている。墨書は、胡粉塗り仕上げを除去して確認されたものである。右の墨書には、伊勢（三重県）や伊予（愛媛県）の宇和の地名が墨書されている。

離れて左にある墨書は、備前（岡山県）から元龜二年（一五七二）四月に來た計五人と思われる遍路が書き残したものと考えられる。右の墨書とは書体も異なり離れているので、別の墨書と考えられる。なお、昭和二年（一九二七）の大修理では確認されていない。現在は、ご神体のある内陣内部にあり、鳥ノ子紙貼りで保護されている。

右の墨書は、伊勢参宮の途次であった宇和の神社（宇和津彦神社か）に関わる神官か供僧が関係しているかもしれないが、修繕時に再度赤外線を用いた再調査が必要である。

用いた再調査が必要である。

（岡本桂典）

土佐神社本殿内陣内部東脇間胴嵌板落書
（『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より）

89 久礼の四国遍路板碑

翻刻

四國中邊路□七度成就也敬白

南無大師遍照金跢

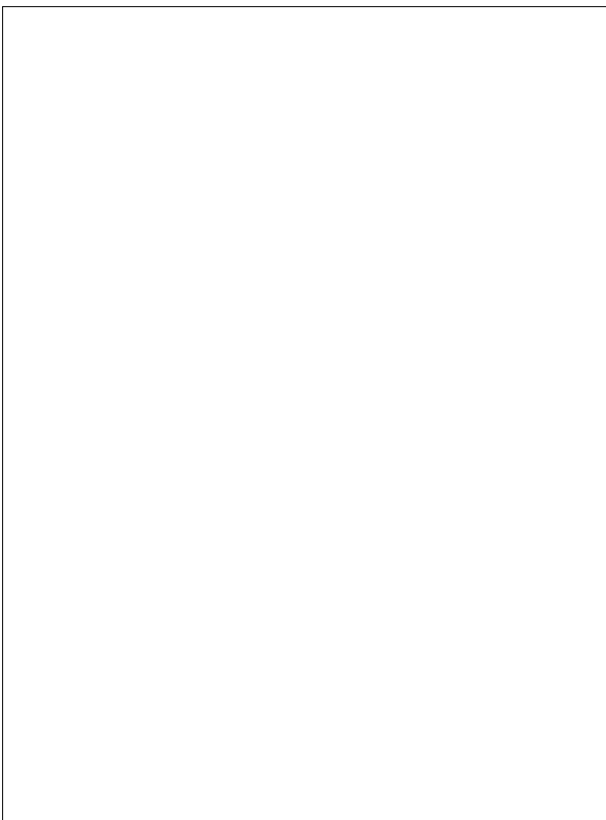
為美作國住圓心逆修也

天正十九 辛 卯 季

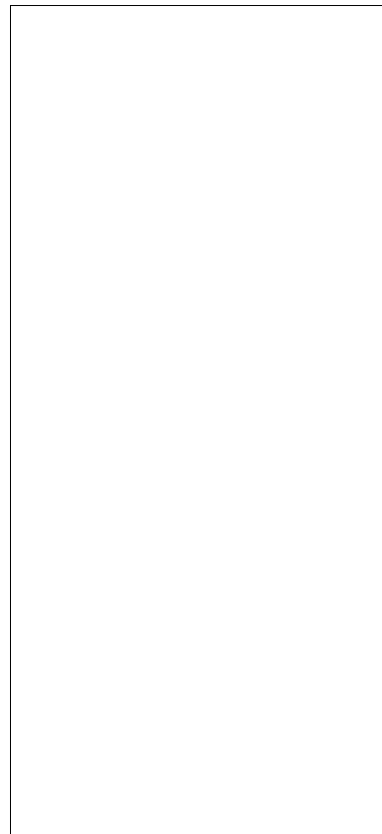
六月廿一日



久礼の四国遍路板碑位置図
(国土地理院 1 : 25,000 久礼を使用)



久礼の四国遍路板碑



久礼の四国遍路板碑拓本

(画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

解説

高岡郡中土佐町は高知県西部の土佐湾西岸に位置し、土佐湾に面した東側を除いて三方を山嶺に囲まれ、北は須崎市、北から西にかけて津野町、西から南にかけて四万十町に接している。山嶺から流れる久礼川、長沢川と大坂谷川（元川）が東流し久礼の町を流れながら久礼湾に注いでいる。

この板碑は、久礼小学校の西に位置する山腹の小学校学間坂にある。ここには、久礼小学校と久礼中学校、久礼役場をつなぐ国道五十六号線をまたぐ陸橋がある。陸橋を渡り久礼役場からみる小学校は小さな山になっている。この山腹の峠は、かつては長沢から久礼の町に入る近道として利用され、不動尊を祭っていることから、不動越えと呼ばれていた。板碑は、不動様の境内にあり、祭られている砂岩製の不動尊は昭和四十三年（一九六八）の国道工事の時に向かいの山より移したものとされる。現在板碑は、平成八年（一九九六）六月に設置された高さ一八八センチ、幅百八九センチ、奥行き一三〇センチの木造の覆屋中の、径約七十五センチの木製の台に設置されている。この板碑には、かつては病氣平癒、手術などに効用があるとされていた。なお、板碑の所在地は久礼城跡の一部とされ、佐竹氏との関係が想定されている。

板碑は、高さ九十七センチ、幅三十三から三十四センチ、厚さは、十七、二十六センチで、砂岩製である。碑面中央に、「**南無大師遍照金剛**」と大きく刻し、右に「四國中邊路□七度成就也敬白」、左に「為美作國住圓心逆修也」とあり、その下に「天正十九（一五九一）辛卯季六月廿一日」とある。この板碑は、美作国（現在の岡山県北部）の圓心という僧が、四国遍路七回成就し、天正十九年六月二十一日の空海の月命日に自分の死後の為に仏事を修して造立したと考えられる。銘文の四國中邊路と記しているものに、讃岐の第八十番国分寺の永正十年（一五二三）の本堂の落書に「四國中邊路同行只二人・」とある。伊予の第四十九番浄土寺

本尊厨子にも「四國中邊路・」とあり、これは大永七年（一五二七）のものである。四国遍路数度以上成就を記念して建てた近世初頭の板碑は、四万十市不破八幡宮境内で元和四年（一六一八）のものが一基確認されている。

なお、中土佐町及び隣接する須崎市には、四国八十八ヶ所霊場寺院は造営されていない。西に隣接する四万十町（旧窪川町）には、第三十七番札所藤井山五智院岩本寺がある。この久礼には久礼城跡の佐竹氏の菩提寺として禅宗の龍沢山常賢寺があり、久礼松原には久礼八幡宮が鎮座している。久礼八幡宮は、現須崎市安和、久礼、上ノ加江の総鎮守である。

（岡本桂典）

90 三角寺文殊菩薩像墨書銘

三角寺文殊菩薩像墨書銘 三角寺藏

翻刻

〔体内銘〕

蓮花木三河山さるた名主城大夫

かすかい十六妻鳥のかち彦十良子の年

同二親タメ

四国邊路之供養ニ如此山里諸旦那勸進殊邊路衆勤め候也

四十六歳申年

(梵字) 南無大聖文殊師利菩薩施主本願三角寺住僧乘慶(花押)

先師勢恵法印道香妙法二親タメ也

〔此佐字始ハ正月十六日来九月一日成就也〕(異筆)

佛子若生国九州薩摩意乘院其以後四國与州宇摩之郡東口法花寺

河三代及六人同寿延御所持旦那也 佐意(花押)

同奥院慶祐住持 丑年四十一如房

同弟子中納言同小納言五良大夫 同お宮六歳子年

本願三角寺住呂

為現善安穩後生乘慶也

文祿癸巳貳季九月一日佛子佐意 六十二歳辰歳

〔膝前材内銘〕

さいした□辰年四十□

同八歳□男式歳

三角寺内下人つくり子弥左衛門六十一巳年

同新発意おなへ同二郎としよりお□

同明前一音うはお宮うま女

けらい中

解説

愛媛県四国中央市金田町にある第六十五番札所三角寺さんかくじには、本尊の十一面観音立像（愛媛県指定有形文化財）をはじめ、平安時代や鎌倉時代・室町時代に製作された仏像が数多く残されている。近年取り組まれた当寺の調査において、大師堂の文殊菩薩像の内部から墨書が発見された。文殊菩薩像はもと文殊堂の本尊であったと推測される高さ七十九・八センチの木造の座像であり、高さ六十七・〇センチの獅子像の上に騎乗する。

墨書銘文からは、この像は文禄二年（一五九三）に作られたことが判明する。三角寺住僧の乗慶が施主となり、薩摩出身で伊予国宇摩郡の法花寺（愛媛県四国中央市上分町）に住む仏師の佐意の手で製作されたようである。乗慶はこの時四十六歳、佐意は六十二歳だったことも読み取れる。その他にも、奥院（仙龍寺）の住持慶祐やその弟子など、造像に協力したり帰依したりしたと思われる人々の名前が書かれている。

「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の勢恵法印ら二親（父母）のためにこの像の製作を発願したとみられる。旧新宮村の熊野神社に伝わる永禄五年（一五六二）の棟札には「遷宮阿闍梨三角寺住持勢恵修之」とあり、三角寺の住持が熊野神社の遷宮の導師を務めたことが分かる。これは三角寺と熊野信仰の深いつながりがあるかがわせるものであるが、ここに見える三角寺の住持勢恵が乗慶の先師であったらう。

墨書銘で特に注目されるのは、「四国邊路之供養ニ如此山里諸旦那勸進殊邊路衆勤め候也」という文言があり、四国遍路に関する記述を見いだせることである。文意は必ずしも分明ではないが、造像には四国遍路の供養の意味も込められており、各地の旦那の勸進を募るとともに、巡礼者の協力も得て製作されたものと思われる。

近年、愛媛県教育委員会が「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産

登録に向けて三角寺の詳細調査に取り組み、その成果を盛り込んだ『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第六十五番札所三角寺 三角寺奥之院三角寺奥之院道』（二〇二二）が刊行された。また、この墨書銘に触れた論文として、武田和昭「伊予・三角寺蔵文殊菩薩騎獅像胎内銘について」（『文化財協会報』一六九、二〇〇七、のち武田『四国辺路の形成過程』岩田書院、に所収）がある。

（川岡勉）

翻刻

定

- 一 当寺之儀、往還旅人為一宿令建立候之条、專慈悲可為肝要、或邊路之輩、或不寄出家侍百姓、行暮一宿於相望者、可有似相之馳走事、
- 一 不寄自國他國者、山賊盜賊等之道、其外諸惡之企有之輩、時々來宿をかける族可有之候、勿論兼而事之由被令承知者歟、不然者不審ニ被存族有之ハ、宿之儀達而可被遂斟酌、万一押而一宿可仕由申者有之ハ、偏可為狼籍、則地下之勝屋政所告知、可被行曲言事、
- 一 地下人井他所他郷之者、当寺へ相集、或國之褒貶、或対代官給人企訴訟已下其外諸之悪事を相工族、其面々ハ不及沙汰、宿等隣家迄可為曲事如之族於相催者、勿論不可能許容事、

右、定置所常住、被守此旨不可有油断之状、如件、

慶長三戊年六月十二日

蜂須賀阿波守

茂成（花押）

訓み下し文

定

- 一 当寺の儀は、往還の旅人一宿のために建立せしめ候の条、専ら慈悲肝要たるべし、或ひは辺路の輩、或ひは出家・侍・百姓に寄らず、行き暮れ一宿相望む者においては、似合いの馳走あるべきこと、
- 一 自国・他国の者に寄らず、山賊・盜賊等の道、その外諸惡の企てこれ有る輩、時々來宿を借る族これ有るべき候、勿論兼ねて事の由承知せしめらるる者歟、然らざれば、不審に存ぜらるる族これ有らば、宿の儀たつて斟酌遂げるべし、万一押して一宿仕るべき由、申す者これ有らば、偏に狼藉たるべし、則ち地下の庄屋・政所へ告知し、曲言を行われるべきこと、

阿波国駅路寺定書 慶長三年六月十二日
安楽寺藏（画像提供 徳島県立博物館）

一 地下人並びに他所他郷の者、当寺へ相集まり、或ひは国の褒貶、或ひは代官・給人に対して訴訟已下その外諸の悪事を企て相い工む族、その面々は沙汰に及ばず、宿等隣家迄曲事を為すべきかくの如き族相催すにおいては、勿論許容あたふべからざる事

右、定め置く所の常住、この旨を守られ油断有るべからざるの状、件の如し、

慶長三戊戌の年六月十二日 蜂須賀阿波守

茂成（花押）

現代語訳

定む

一 当寺のことは、往還の旅人の一泊のために建立させたゆえに、ひたすら慈悲が大切である。四国辺路の者や僧侶・侍・百姓にかかわらず、目的地に着く前に日が暮れ一泊を望む者には、それに相応の世話をすべき事。

一 自国・他国の者にかかわらず、山賊・盗賊等の輩、その他諸悪の企てをもくろむ輩、時々来て宿を借りる族、このような者がいる。勿論あらかじめ事情子細を承知しておく事、そうでなければ、不審に思われる族ならば、宿泊のことはさしひかえるべきである。万一、強引に一泊しようと申す者がいるならば、それは狼藉である。則ち村の庄屋や代官所へ知らせ、処罰を行われるべき事。

一 領民および他所他郷の者が、当寺に集まって藩の善し悪しや、代官・給人に対して訴訟以下その外の諸々の悪事をめぐらす族、その一人一人は成敗するに到らない。宿など隣家までけしからぬ事を行う族を集めるにおいては、勿論許して容認することはできない。

右、定め置くところの寺に住する僧は、この旨を守り油断あつては

ならない。以上述べたとおりである。

慶長三戊戌の年六月十二日とする 蜂須賀阿波守

茂成（花押）

解説

本史料は徳島藩藩祖蜂須賀家政が瑞雲寺（現在の第六番札所安楽寺、徳島県上板町）に宛てたものである。安楽寺が所蔵する。蜂須賀家政が慶長三年（一五九八）六月十八日に、主要街道（撫養街道・伊予街道・土佐街道）沿いの交通の要所にある真言宗八ヶ寺に、駅路寺として宿を提供し通行人の便宜を図る一方、治安を乱す不審な者に対して監視する役目を命じるとともに、寺領捨石を与えた。全三箇条からなる駅路寺定書の第一条目に四国遍路を行う者への宿泊の便宜を図ることが命ぜられている。藩祖蜂須賀家政による阿波国支配確立のための街道の整備が行なわれ、四国遍路を含めた街道を利用する旅人への支援がなされた。

なお、駅路寺八ヶ寺は、此の文書の宛先である板野郡引野村（現上板町）瑞雲寺（第六番札所安楽寺）の外に、同郡木津村（現鳴門市）長谷寺、麻植郡西川田村（現吉野川市）福生寺、三好郡中庄村（現東みよし町）長善寺、同郡佐野村（現三好市）青色寺、那賀郡桑野村（現阿南市）梅谷寺、海部郡山河内村（現美波町）打越寺、同郡穴喰浦（現海陽町）円頓寺である。

安楽寺は現在地よりも北方の安楽寺谷にあったが天正年間（一五七三～一五九二）に焼失し、現在地にあった瑞雲寺と一体化した。時代は下るが安政三年（一八五六）の「瑞雲寺安楽寺両寺兼務 現住密雄諸行誌」によれば住職が両寺を兼帯し、使い分けていたとみられる。江戸初期の遍路関係史料をみるに、承応二年（一六五三）の澄禅『四国辺路日記』では「駅路山浄土院安楽寺」、貞享四年（一六八七）の真念『四国辺路道指南』では「六番安楽寺 また瑞雲寺ともいふ」、元禄二年（一六八九）の寂本『四国遍

『札霊場記』では「瑠璃山日光院瑞雲寺（中略）もとは安楽寺といひしを太守より寺資を付られ瑞雲寺と改たむなり」とその名称も固定化していない。藩の公的な名称としては瑞雲寺を使用し、遍路寺院としては温泉山安楽寺に固定化していく。

書誌

本史料は、同日付けで発給された拾石給付を伝える蜂須賀家政書状と上下合わせて表装されたために、本史料の周辺部分が切断されているのが惜しまれる。駅路寺に寺領拾石が付与されたことを示す書状は本史料（縦紙）と異なり折紙である。

（大石雅章）

92 土佐市宇佐竜の青龍寺遍路宿供養板碑

翻刻

慶長六年

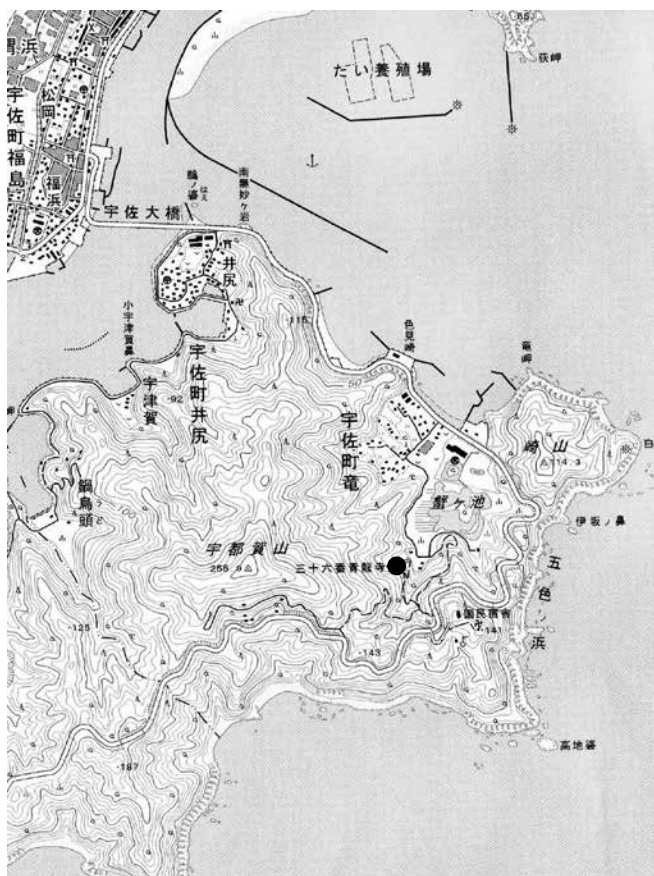
弥左衛門

奉造立遍路宿供養

(蓮座)

三月一日

敬白

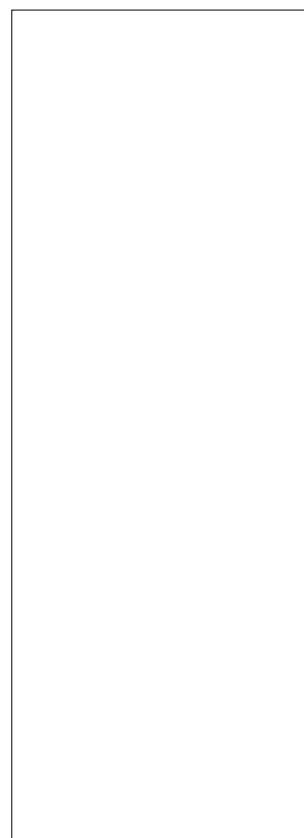


青龍寺宿供養板碑

(国土地理院 1 : 25,000 土佐高岡を使用)



青龍寺遍路宿供養板碑



同遍路宿供養板碑拓本
(拓本は岡村庄造氏提供)

解説

土佐市宇佐竜の第三十六番札所青龍寺は、高知県中央部の須崎市から東に向けて突き出た横波半島の先端部近くに位置している。第三十五番札所清瀧寺から塚地坂を越えてきた遍路は、青龍寺に参詣するには、福島から半島の井尻までは海を渡ることになる。この舟渡しを竜の渡しと呼んでいる。現在は、橋が架かっており車で渡ることができる。この竜の集落から南西に向かい蟹ヶ池の山沿いの道を行くと第三十六番札所の独鈷山伊舎那院青龍寺がある。本尊は波切不動明王で、海の安全や豊漁、人生や世間の荒波も鎮めてくれると、参詣者が後を絶たない。

空海は、唐の長安（西安市）において、最晩年の恵果より灌頂を受けた。縁起によると空海は、その報恩謝徳のために日本に一寺を建立しようとする。唐から独鈷杵を投げたところ、当山奥の院の老松に止まったといわれ、そこで山号を独鈷とし、恵果のいた唐の長安の青龍寺を移して寺を建立することを願い、当地に霊地を得て、青龍寺を寺名としたとされるが諸説ある。青龍寺は、戦国時代には寺領や脇坊、末寺を有する大きな寺院であった。

遍路宿供養板碑は、大師堂から左に下った中腹にある恵果堂内の右柱の後にある。高さ一一九センチ、幅三十五センチ、厚さ十四・五センチである。碑面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広がるもので、先端部が突起状に出ており、光背をイメージしたものと思われる。断面は、左右にノミ痕を残し舟形に成形をしている。基部は、セメントにより固定されている。

銘文は、「**𑖀𑖄𑖅𑖆𑖇𑖈𑖉**」の五輪種子を刻し、その下に「**𑖊**」弘法大師の種子を刻している。蓮座の上に「奉造立遍路宿供養」と刻している。遍路宿供養のために造立されたもので、土佐でもあまり類例がみられない。

なお、蓮座を刻すものは、安芸市浄貞寺の寛永九年（一六三二）銘の頭部に二条線のある近世初期墓標にみることができる。この第三十六番札所

青龍寺の遍路宿供養板碑は、慶長六年（一六〇一）三月一日の造立と考えられる。当初からここに造立されたものかは不明である。造立場所には、基壇の上に一辺が九十五センチの反花をもつ石造物の台座が残り、そこに一石五輪塔が置かれている。その右側には一石五輪塔と丸石が積み上げられており、現在も参詣者がこの場所を訪れている。

（岡本桂典）

93 吾井郷竹崎の線刻弘法大師像板碑

翻刻



(弘法大師像)

をしの
長たる

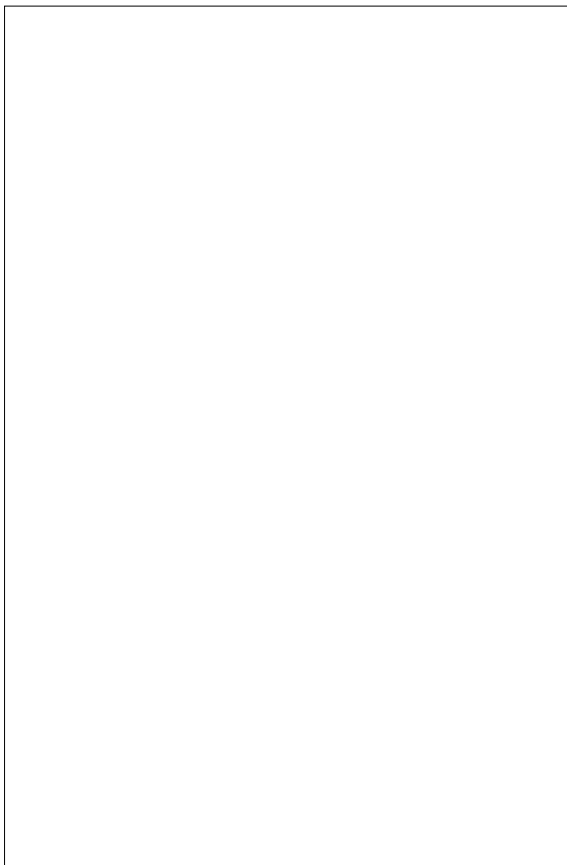
十一月廿一日

宗左衛

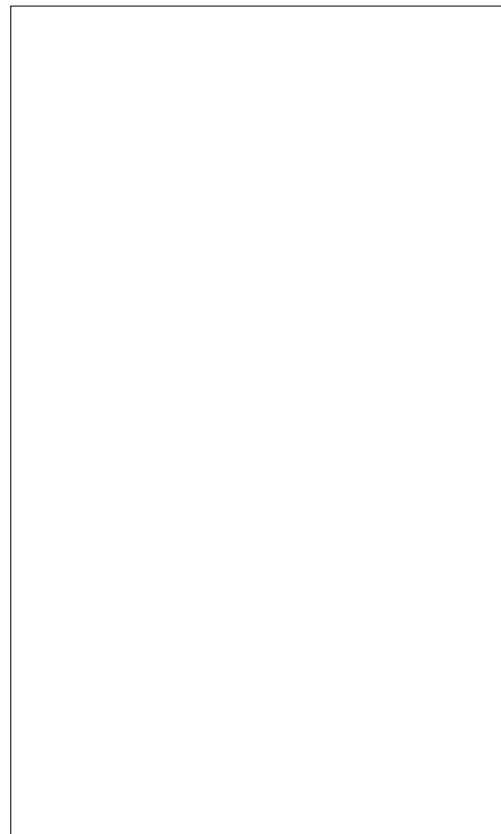
慶長十八年



観音堂位置図 (国土地理院 1 : 25,000 須崎を使用)



線刻弘法大師像板碑



線刻弘法大師像板碑拓本
(拓本画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

解説

この石造物の所在する須崎市は高知県の中西部に位置し、南に土佐湾が広がる。須崎市は須崎湾が北に深く入り込み、小河川の押岡川、桜川、御手洗川（大間川）が湾に注いでいる。市の中央北部に幡蛇森（七六九・三メートル）と虚空蔵山（六七四・七メートル）があり、その間を桜川が南流している。この両山の東南麓の村が桑田山村である。天正十六年（一五八八）の『津野桑田山地検帳』には桑田山村がみえており、明治二十二年（一八八九）に桑田山村と吾井ノ郷村の二村が吾桑村となった。桑田山の村名の由来については、弘法大師が四国八十八ヶ所を開く途中に、桃の花が満開だった山を「桃の花に染んだ山」と感嘆したことから「そうだ山」と名付けたという。

吾井郷乙竹崎は、桜川下流の右岸を走る国道五十六号線の西山裾に位置し、観音堂は最奥部の小高い丘陵先端部にある。中世には正楽寺があり、豪族の津野氏により寺領十四代や観音仏公田の寄付を受けていたとされるが、近世になると退転したと言われている。十八世紀初頭に成立した『土佐州郡志』巻ノ三十五には、「観音堂 在尾殿南土崎堺」とみえており、これが観音堂と思われる。竹崎集落内の小さい市道から南の階段を登れば観音堂に至る。観音堂は石垣の段の上に立ち、その南の上段部に石造物が三基並んで建っている。一基は日月待供養碑、もう一基は地藏菩薩像の碑で中世末から近世初頭のものと考えられている。その右端に線刻弘法大師像を刻す板碑がある。

板碑は楕円形の自然石を用いたもので、高さ六十九センチ、幅四十三センチ、厚さ十二センチである。線刻弘法大師は、高さ十八センチ、幅十四センチの範囲に刻されている。弘法大師像の右に長方形の枠が刻され、枠内碑面を平らに調整した痕跡が確認できる。弘法大師像は、やや右を向いて、椅子式の牀座に趺坐し、右手は掌を反転し五拈杵を握り、左手は掌を

上にして数珠を執る姿で刻されていると考えられる。牀座の前には木履、牀座の傍らに注ぎ口を細かく刻した水瓶を配置する構図（真如様）で刻されており、目鼻口は確認できない。弘法大師の御影を参考に刻したものと考えられる。弘法大師の右の長方形の枠には、墨書が書かれていた可能性もある。また、顔の輪郭は太い線で刻しており、目鼻口は墨書で描かれたことも考えられる。碑面は、弘法大師を中心として、その下に「を」の／＼
[長]たろう／十一月廿一日／宗左衛／慶長十八年」と刻している。慶長十八年は一六一三年である。碑面は弘法大師像を中心に据えて、年月や建立者、年号月日を強調して刻している。この竹崎の集落を流れる桜川下流には、渡し場があり、須崎に向かう遍路道が通っている。なお、「廿一日」は弘法大師の月命日にあたることから、弘法大師信仰を背景として造立された石造物であろう。

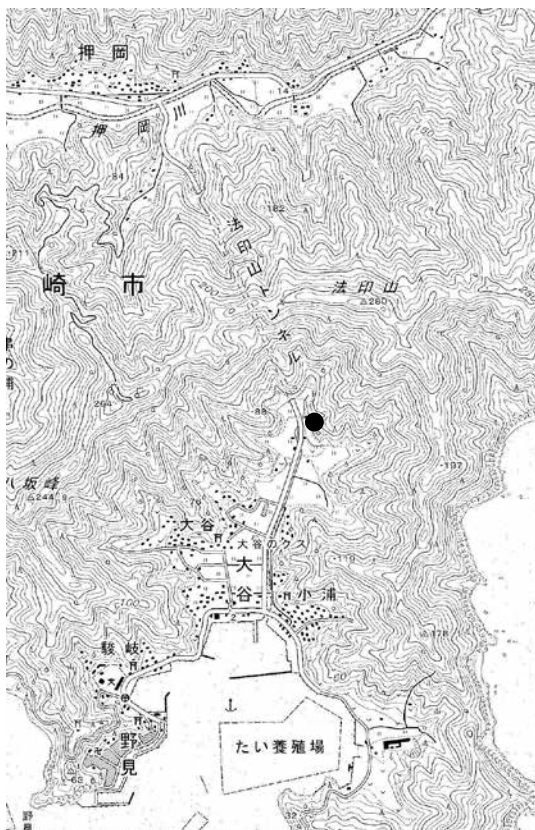
（岡本桂典）

94 大谷の四国遍路板碑

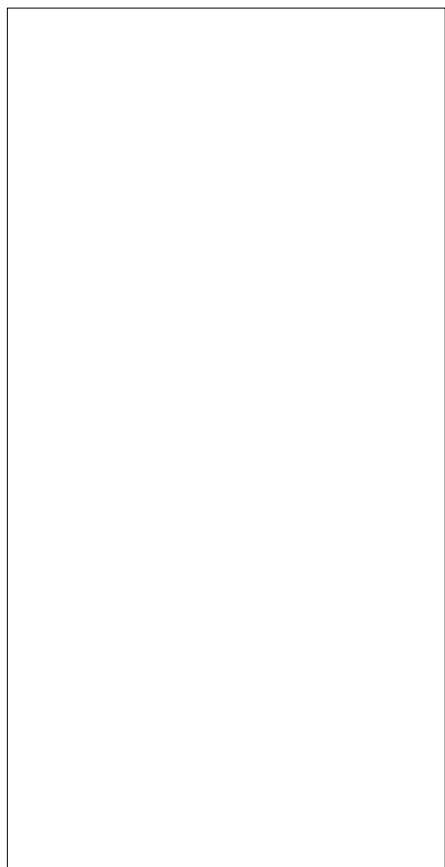
翻刻



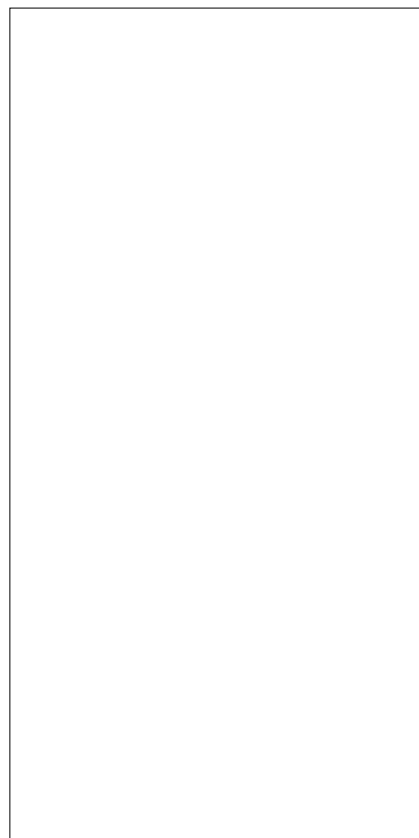
元和六年 施
奉供養遍路成就
三月廿一日 主



大谷の四国遍路板碑位置図
(国土地理院 1 : 25,000 須崎を使用)



須崎市大谷の四国遍路板碑



須崎市大谷の四国遍路板碑拓本
(拓本画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

解説

須崎市大谷は、高知県の中央部の土佐湾奥に位置し、野見湾に接する。この大谷地区集落の東北に法印山（二七九・四メートル）があり、南方向に延びる山地は、蜂ヶ尻に至り小半島を形成している。法印山の久通と大谷境に、尾根西の大谷集落に下りる急な坂があり、この坂を法印坂と呼んでいる。

法印坂については、次の伝承がある。天文十一年（一五四二）に須崎市にある大善寺の住職道貞が久通から大谷に行く坂の途中で、坂の北西に位置する「ふなごおら（船小浦）」から盗賊が射た矢に当たり亡くなった。その矢は道貞を射貫き、南の谷に落ちたので、そこを矢ヶ谷と呼ぶようになった。道貞をその地に葬り墓標を建立し、旧の正月十五日を縁日とし供養を行ったという。その頃から法印坂と呼称するようになったという。なお、『長宗我部地検帳』には「道貞法印施餓鬼田」がみえている。

この板碑は、現在大谷集落の奥の法印坂トンネルの手前より急な山道をしばらく登るとある。登り口に鳥居があり、さらな急な坂を登り、ロープを使って登ると平坦地に鳥居があり、セメントで作られた覆屋の左に南西方向に向けて板碑が造立されている。しかし、本来は現地より四十メートル下の「矢ヶ谷口ミコガウチ」に造立されたもので、土地改良に伴い移設されたものである。

板碑は、高さ八十七センチ、幅三十三センチ、厚さ二十九センチで、下部は幅三十九センチあり、上部幅は十二センチと狭く、三角形状をしている。下部は、正面左が欠損しその上で折れているが、修復されている。上半部は右に剥離がある。上部には径十二センチの円相があり、そこに「**弘**（ユ）」の種子を刻している。その下中央に「奉供養遍路成就」と大きく書き、右に「元和四年（一六一八）」の年号を刻し、「四」は異体字を使用している。左に「三月廿一日」と刻している。この日は、空海の命日にあたることから、

遍路成就と弘法大師の供養のために板碑を造立したものである。この板碑のある場所から西の大谷集落の中央部の字宮ノ西に須賀神社が鎮座している。天正期には天王宮と呼ばれていた。現在の須崎市西古市には、須崎八幡宮が鎮座している。

（岡本桂典）

95 土佐市塚地猿喰遍路札供養碑

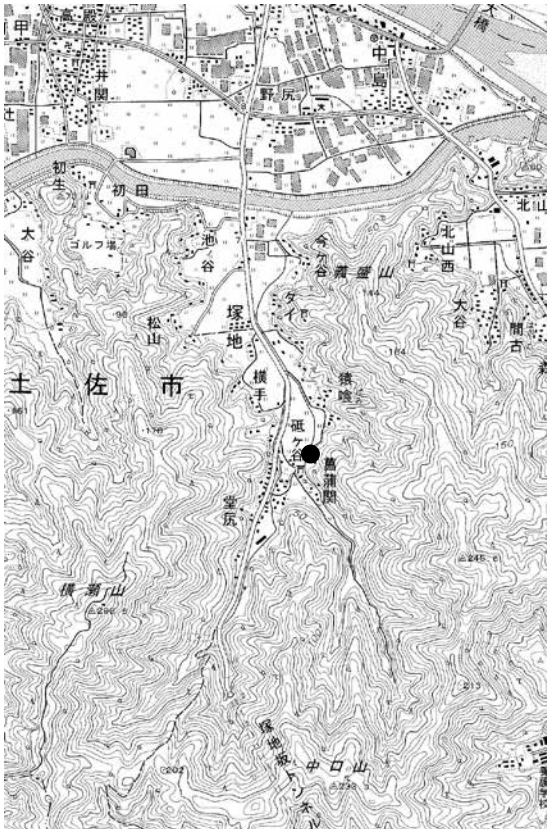
翻刻

寛永三年
丙
子

施主

奉邊路札供養逆修菩提也

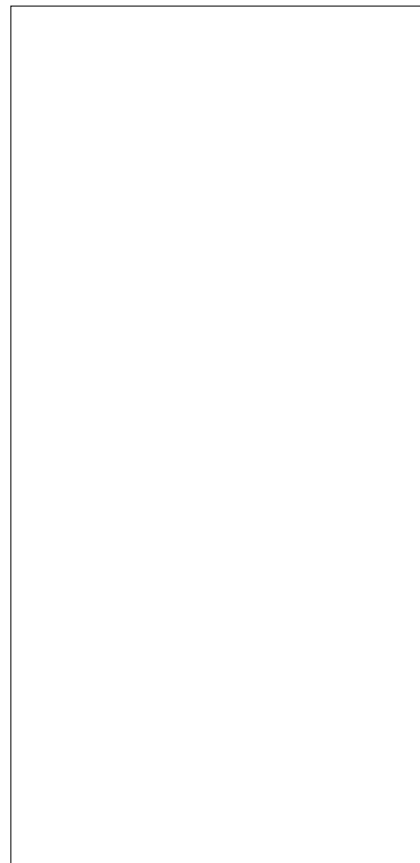
九月廿一日 敬白



塚地猿喰遍路札供養碑位置図
(国土地理院 1 : 25,000 土佐高岡を使用)



遍路札供養碑



遍路札供養碑拓本

解説

土佐市は高知県のほぼ中央部に位置し、市の東は清流の一級河川仁淀川（によどがわ）下流域から河口にあたる。市の南の一部は土佐湾に接し、横浪半島の先端部が土佐市となっている。仁淀川を隔て東に高知市があり、北はいの町、日高村、西は須崎市となっている。

土佐市には札所寺院が二箇寺あり、一箇寺は高岡町丁五六八の一にある第三十五番札所醫王山鏡池院清瀧寺、もう一箇寺は横波半島の突端の宇佐町竜一六三にある第三十六番札所独鉈山伊舎那院青龍寺である。この二箇寺を結ぶ遍路道がこの石碑のある塚地を通っている。

塚地は、仁淀川に注ぐ波介川の南岸に位置する山間の地域で、戦国期から織豊期には津賀地村と言われ、その後も江戸期から明治二十二年（一八八九）まで津賀地村とされ、明治二十二年に塚地となった。塚地の地名の由来は、古墳などの塚があったことに由来しているという。塚地は、南に向かって細長く展開する地域で、中央部を波介川の支流の一つ塚地川が北流する。南には、宇佐に越える塚地坂（宇佐坂）があり、峠道は標高約一八〇メートルで土佐遍路道（青龍寺道）の往還でもある。近世においては、高岡や波介からの年貢米、宇佐からは塩や鱈などの海産物がこの道を通って運ばれた。

この石造物は、この遍路道沿いに造立されている。塚地を通る遍路道は、波介川を渡り県道三十九号線の東の山際を通っている。今ヶ谷を抜け猿喰、堂尻に至るとされている。石造物は、猿喰の塚地川の支流を渡る橋の側にある。橋を渡ると産土神伊氣神社にいたる。土佐市波介には、一石五輪塔や無縫塔が造立されており、遍路道沿いにも石造物が多く認められる。塚地は江戸時代に石工が多く、土佐国内の近世石造物には塚地の石工名がよくみられる。

遍路札供養碑は高さ一二一センチで、幅二十五センチ、厚さ二十五センチ

で砂岩製である。やや頭部が尖頭を呈し、下部は礫により固定されていると思われる、断面は加工痕を残しており、やや舟形を呈している。

碑面中央に「イー（種子）ユ（種子）奉遍路札供養逆修菩提也」と大きく銘を刻し、右に寛永三丙／弉年（一六二六）と年号と干支を刻している。左には「九月廿一日」と弘法大師の月命日を刻している。紀年銘は、やや間隔を空け刻している。中央の銘文の下左右に「施主」敬白と刻している。現在のところ、県内最古の遍路札供養碑であり、逆修碑でもある。遍路札供養とはいかなる作善業なのか明確ではない。但、高知県内において木製の札挟みがお堂に納められていたり、個人宅の神棚に祭られていたりしたものがあり、札供養との関連が想定される。また、遍路が何かの謝礼に遍路札を置いていったものを供養し、埋めたとも考えられるが、不明な点が多い。

（岡本桂典）

96 せつきやうかるかや 寛文八年四月

翻刻

(前略)

なにか丹んけんにてましまさねハ、者、このたいないよりも御きやうをあそ者しける、ひやうふかうらの人、たち「とう志ん多ゆふのみうちのあこうかまうけたるこ、そよなきするよ、よなきするこハ七うら七さとかる、と申、そのこをすてぬものなら者、とう志ん大夫ともに、うらのあんどかなふまし」との志しやかたち、あこうハこのよしきこしめし、このこひとりまふけぬとて、なんほうなんきやうくきやう申たに、すてまいそきんきよよ、つれてをまよひある、そのかすハ八十八志よとこそきこえたれ、さてこそ四こくへんとハ、八十八か所とハ申なり、

(後略)

(『天理図書館善本叢書和書之部 古浄瑠璃續集』による)

校訂本文

(前略)

なにか人間にてましまさねば、母御の胎内よりも御経を遊ばしける、屏風が浦の人々達「とうしん太夫の身内のあこうが儲けたる子こそ夜泣きするよ、夜泣きする子は七浦七里枯る、と申、その子を捨てぬものならば、とうしん大夫共に、浦の安堵叶ふまじ」との使者が立ち、あこうはこの由きこしめし、この子ひとり儲けぬとて、なんほう難行苦行申たに、捨てまいぞ金魚よ、連れてを迷ひある、その数は八十八所とこそ聞こえたれ、さてこそ四国辺土は、八十八か所とは申すなり、

(後略)

現代語訳

(空海は)もとより人間でおられないので、母御前の胎内より御経を読まれた。屏風浦の人々は「とうしん太夫の身内のあこうが儲けた子は夜泣きする。夜泣きする子は七浦七里の(田畠を)枯らしてしまおうと申す。その子を捨てなければ、とうしん太夫ともに、浦で暮らすことは許されない」との使者が立った。あこうはこのことをお聞きなされ、「この子を一人を産むために、どれほど難行苦行したか申すに、捨てるものですか金魚よ。」連れてさまよう、そのさまよい歩いた所の数は、八十八ヶ所と聞こえる。それで四国辺土は八十八ヶ所と言うのです。

解説

筑前国刈萱荘の加藤左衛門重氏が、酒宴での散る花に無情を感じて家を出奔し、法然のもとで出家して刈萱道心と名を改め、高野山に登る。家に残された御台は出産した石童丸を連れて、重氏を探し求め各地をさまよい歩く。そして道心の居る高野の麓に辿り着くが、宿の主人と次から高野が女人禁制である話を聞くことになる。仕方なく母は麓に残り、石童丸のみが高野を目指す。高野で石童丸は父道心と巡り会いながらも、道心が石童丸に父であることを明かさないために、結局父と知ることはできない。

この主人と次が語る高野山女人禁制の謂れの部分は『説経かるかや』の中で「高野巻」といわれ、その中に「四国辺土を八十八ヶ所という」という文言が見える。

四国遍路は四国八十八ヶ所巡礼とも呼ばれるが、現在「八十八ヶ所」の初見資料には江戸時代初頭のこの寛永八年(一六三一)の『せつきやうかるかや』に記された「八十八ヶ所」をもってする説と【史料71】の室町時代の文明三年(一四七二)「土佐国越裏門地藏堂鰐口刻銘」をもってする説がある。なお、本史料は「八十八ヶ所」の記載部分のみを掲載した。

書誌

天理図書館善本叢書和書之部編集委員会『天理図書館善本叢書和書之部
古浄瑠璃續集』（八木書店 一九七九）に収められた寛永八年四月刊「じ
やうるりや喜右衛門板 せつきやうかるかや」（天理大学附属天理図書館
蔵）の写真版を底本とした。なお校訂本文においては、読みやすくするた
め翻刻の文字を適宜改めたところがある。

（大石雅章）

翻刻

慶安三年 京樋口

(梵字) 奉納四国仲遍路同行二人

今月今日 平人家次

解説

愛媛県松山市和気町にある第五十三番札所円明寺えんみやうじに伝来する銅板製の納札である。縦二十四・三センチ、横九・七センチ、厚さ〇・一センチで、上部が山形の形状をなし、表面には鍍金が施されている。右端に三カ所、左端に三カ所の穴が空いており、かつては本堂内の厨子に釘付けされていたとされる。表面に文字が刻まれており、慶安三年(一六五〇)に「平人家次」が円明寺に納めた札であることが判明する。

この納札は景浦直孝「圓明寺と四国遍路」(『伊予史談』一〇号、一九一七)で取り上げられて以来、各種の文献で言及され、四国霊場最古の銅板納札と紹介されている。札を納めた家次なる人物については、岩手県平泉の中尊寺に納められた銅板の銘文に名前が見える樋口平大家次と考えられてきた。同人は伊勢国出身で江戸の日本橋材木町に住む町人で、寛永五年(一六二八)と同八年に中尊寺に銅板を奉納したほか、越後の弥彦神社にも銅板を納め、同十八年には京都の五智山蓮華寺の伽藍を再興し、木食但唱に五智如来石仏を造立させるなど、各地に巡礼して寺の再興や石仏の造立に尽力した人物である。

ところが、近年、小松勝記氏は「圓明寺銅板納札について」(『土佐史談』二五六号、二〇一四)において、樋口家次の没年が寛永二十年であったとして、慶安三年の年記を持つ円明寺納札に疑問を提示した。この見解をどのように受け止めるか、検討を加えていく必要があるが、気にかかるのは納札の右下に刻まれた「京樋口」の文字である。これは円明寺に札を納め

円明寺銅板納札 円明寺蔵

た平人家次が京都の住人であったことを示すと考えられ、江戸の日本橋に住む平大家次とは別人だった可能性がある。例えば、両者の間に親子関係などを想定することもできるように思われる。

(川岡勉)

付 録

四国遍路関係史料集 古代・中世編 関係年表

天平宝字二年	七五八	この年、伊予国石鎚山で修行していた寂仙が死去。〔日本霊異記〕(7)〔空海、讃岐国多度郡に生れる。〕〔聾瞽指帰〕(1)・〔三教指帰〕(5)〔父は佐伯氏。母は阿刀氏の女。幼名は真魚。〕〔続日本後紀〕(9)〔誕生年を七七三年とする説もある。〕	弘仁 六年	八一五	空海、「勸縁疏」を撰述し、東国における密教經典の写経を依頼する。〔性霊集〕(6)〔また、一説に、この年、空海四二歳。四国を巡拝し、四国霊場を開創したとも伝えられる。〕
宝龜 五年	七七四	神野親王(後の嵯峨天皇)誕生。石鎚山で修行した寂仙の生まれ変わりとする説話が残る。〔日本霊異記〕(7)〔	七年	八一六	六月、空海、修禪の道場を建立するため、上表して高野山の下賜を請う。
延暦 五年	七八六	空海、この頃、母方の叔父阿刀大足から「論語」、「孝経」、「史伝」等を学ぶ。	八年	八一七	七月、空海、嵯峨天皇から勅許により、高野山を賜わる。
七年	七八八	空海、大学の明経科に入学し、味酒淨成等について「毛詩」「尚書」等を学ぶ。	一二年	八二一	空海、この年、弟子の実恵、泰範等を派遣し、高野山の開創に着手する。
一〇年	七九一	空海、この頃「一沙門」から「虚空蔵求聞持法」を授けられ、以後、阿波国大瀧嶽・土佐国室戸崎・伊予国石鎚山などで修行する。〔三教指帰〕(3)〔	一三年	八二二	空海、讃岐国の満濃池の修築別当に補される。〔日本紀略〕(8)〔
一六年	七九七	二月、空海、「聾瞽指帰」(1・2)を著す(後「三教指帰」(3・4・5)に改編)。	一四年	八二三	空海、東大寺に真言院を建立し、国家鎮護の修法を行う。
二三年	八〇四	四月、空海、出家得度する。この頃までに「空海」を名乗る。	天長 元年	八二四	一月、空海、嵯峨天皇から東寺を給預される。請来の曼荼羅・経論等を大経蔵に収蔵し、真言密教の根本道場とする。
二四年	八〇五	五月、空海、遣唐使に随行する留学僧として入唐する。	二年	八二五	空海、宮中の神泉苑にて雨乞いの修法を行う。
		六月、空海、長安の青龍寺で恵果に師事する。	四年	八二七	空海、炎早疫病により諸国でなされる「仁王般若経」講読の表白文を作る。
		七月、空海、恵果より金剛界の灌頂を受ける。	五年	八二八	空海、大僧都に任じられる。
		八月、空海、恵果より伝法阿闍梨の灌頂を受け「遍照金剛」の灌頂名を授く。	九年	八三二	空海、庶民のための学校・綜芸種智院を創設する。
大同 元年	八〇六	八月、空海、帰国の途につく。一〇月頃までに帰国する。	承和 二年	八三五	空海、高野山において坐禪生活に入る。
		一〇月、空海、請来した経・仏像・曼荼羅等の目録を平城天皇に提出する。	天安 元年	八五七	空海、宮中真言院にて後七日御修法を行う。
弘仁 元年	八一〇	七月、空海、和泉国より入京し、高雄山寺に入住する。	貞観 六年	八六四	三月、空海、高野山で入定する。〔続日本後紀〕(9)〔
四年	八〇九	空海、京都の高雄山寺で国家鎮護の修法を行う。同年、東大寺別当となる。	延喜 二年	九二一	空海、真済の上奏により、大僧正を追贈される。
二年	八一一	二月、最澄、空海に真言法門の受学を請う。	一〇世紀		空海、清和天皇より法印大和尚位を追贈される。
三年	八一二	一〇月、空海、山城国乙訓寺の別当となる。	康平 五年	一〇六二	空海、観賢の上奏により、醍醐天皇より「弘法大師」の諡号を贈られる。空也、湯嶋(徳島県伊島に比定)で修行をしたと伝えられる。〔空也誄〕(10)〔
		一二月、空海、高雄山寺で胎蔵界結縁灌頂を行う。最澄、伊予国出身の光定、泰範らに授ける。	康和 五年	一一〇三	この頃、「大師御行状集記」(17)などの弘法大師伝が成立する。
					九州から修行の旅を続けた善芳が讃岐国の援助を受けながら荒廃した曼荼羅寺の復興を手がける。〔讃岐国曼荼羅寺僧善芳(善範)解案〕(12・13・14・15)〔
					東寺別院の阿波国大瀧寺が所領について東寺に注進する。国衙による開発が大瀧寺修理費用等に充てられる。〔阿波国大瀧寺(現太龍寺)所領注進状〕(19)〔

保延 三年	一一三七	俊乘房重源が一七歳の時に四国辺（フチ）で修行をする。〔南無阿弥陀仏作善集〕（37）
仁安三年頃	一一六八	この頃、聖が四国辺地修行（四国の海岸沿いを巡る修行）をする。〔今昔物語集〕（24）・〔梁塵秘抄〕（31）また、土佐国足摺岬が観音霊地となる。〔土佐国幡多郡収納所宛行状写〕（27）聖の修行場所として、大峰山、葛城山、熊野と並んで、伊予国の石鎚が登場する。〔梁塵秘抄〕（32）全国の霊験所として、信濃国戸隠、駿河国富士山と並んで、土佐国の室戸、讃岐国の志度が登場する。〔梁塵秘抄〕（33）西行、四国辺地を巡見し、崇徳上皇の墓がある讃岐国白峯を訪ねる。〔山家集〕（35）・〔保元物語〕（62）
一二世紀頃		阿波国の賀登が土佐国室戸津から補陀落渡海したと伝える。〔観音講式〕（36）高野山において納骨・納髪や埋経が盛んとなる。
貞永 元年	一一三二	空海が土佐国室戸での修行の様子を詠んだとされる和歌が勅撰和歌集に入集する。〔新勅撰和歌集〕（38）
延応 元年	一一三九	一遍、伊予に生まれる。
仁治 四年	一一四三	道範、四国へ流罪となり、善通寺などの大師聖跡を巡礼する。
文永一〇年	一一七三	一遍、伊予国の菅生の岩屋に参籠する。〔一遍聖絵〕（47）
建治 元年	一二七五	第四十二番札所仏木寺の大日如来坐像が造像される。〔仏木寺大日如来坐像墨書銘〕（42）
建治 二年	一二七六	第六十七番札所大興寺の弘法大師坐像が造像される。〔大興寺弘法大師坐像墨書銘〕（44）
弘安年間頃		山伏の修行として、大峰・葛城山系での山岳修行の他、四国辺路や西国三十三所巡礼が記される。〔仏名院所司目安案〕（45）
正応 元年	一二八八	一遍、伊予国に帰国し、菅生の岩屋を訪れ、繁多寺に移る。〔一遍聖絵〕（47）
正応 二年	一二八九	一遍、讃岐国で善通寺、曼荼羅寺を訪れた後、阿波国に移る。〔一遍聖絵〕（47）
一三〜一四世紀		この頃、山伏が四国辺路の修行をする。〔八音神社正応の碑伝〕（46）・〔勸善寺大般若経卷第二〇八奥書〕（66）また、「志度寺縁起」〔53〕・〔讃州七宝山縁起〕〔52〕・〔白峯寺縁起〕〔69〕などの寺縁起が成立する。
正中 二年	一一三五	第十番札所切幡寺の尊忍が高野山の堂舎へ田地を寄進する。〔阿波国切幡寺院主尊忍田地寄進状〕〔56〕
元弘 三年	一一三三	第十八番札所恩山寺にあった梵鐘が造られ、この寺が「弘法大師尋求勝地」と記される。〔阿波国恩山寺鐘銘〕〔57〕
建武 三年	一一三六	河野通盛の軍忠を書き上げた手負注文に石手寺田教房増賢の名前が見え、石手寺の寺号はこれ以前に成立していた。〔河野通盛手負注文写〕〔58〕
貞和 三年	一一三七	第六十九番札所観音寺本堂に、常陸国下妻荘の僧による落書が残る。〔観音寺本堂落書〕〔59〕
貞治四〜五年	一一六五〜六六	阿波・太龍寺及び鶴林寺の参詣道に四国で最古の丁石が設置される。
一四世紀後半		高野山の賢重が「四国順礼」して讃岐国善通寺を訪れる。〔大日経疏伝授抄〕〔64〕
文明 三年	一四七一	〔土佐国越裏門地藏堂鰐口〕〔71〕に「八十八ヶ所」の文字がある。諸説あり。
文明 六年	一四七四	東寺の僧宗承が阿波国大龍寺を訪れる。〔見聞雜記〕〔72〕
明応 三年	一四九四	聖護院門跡道興、四国を巡歴したといわれる。〔道興准后筆の不動明王画図賛〕〔73〕・宇和旧記〔74〕・〔御湯殿上日記〕〔75〕
永正一〇年	一五二二	讃岐・国分寺に「四國中邊路同行只二人」「南無大師遍照金剛」等の落書〔76〕。
大永 五年	一五二五	伊予・浄土寺の本尊厨子に「四國中邊路同行五人」「南無大師遍照金剛」等の落書〔78〕。
天文 元年	一五三二	土佐・金剛福寺の縁起が成立する。
天文 二年	一五三三	芹誠が第十七番札所井戸寺の堂舎再建の勸進活動を行う。〔阿波国井戸寺勸進帳〕〔81〕
永祿一〇年	一五六七	衛門三郎の伝説が記された石手寺の刻板〔82〕が作成される。
元亀 二年	一五七一	土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書〔84〕に「四國中邊路」とある。
天正一九年	一五九一	高知県中土佐町久礼の板碑〔89〕に「四國中邊路」「七度成就」とある。
慶長 三年	一五九八	阿波で駅路寺制が始まり、遍路の保護・統制が図られる。〔阿波国駅路寺定書〕〔91〕
寛永 八年	一六三一	古浄瑠璃「せつきやうかるかや」〔96〕に「四こくへんと八十八か所」とある。

※本年表作成にあたっては、『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』（四国へんろ展 愛媛編 実行委員会、二〇一四）、『平成二十六年度特別展図録 弘法大師空海展』（愛媛県歴史文化博物館、二〇一四）を参考とした。

参考文献

- 1 ①村岡空「聾聵指帰(序・十韻の詩)」解説(『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』筑摩書房、一九八四)
- ②大本敬久「三教指帰」と空海の修行地に関する基礎的考察―「金巖」伊予国説を中心に―(『研究紀要』二〇号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五)
- 2 ①『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』(筑摩書房、一九八四)
- ②大本敬久「三教指帰」と空海の修行地に関する基礎的考察―「金巖」伊予国説を中心に―(『研究紀要』二〇号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五)
- 3 ①渡邊照宏・宮坂宥勝校注『日本古典文学大系七―三教指帰 性霊集』(岩波書店、一九六五)
- ②『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』(筑摩書房、一九八四)
- ③大本敬久「三教指帰」に見る空海と四国(『四国遍路と世界の巡礼』六、二〇二一)
- 4 ①『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』(筑摩書房、一九八四)
- ②大本敬久「三教指帰」と空海の修行地に関する基礎的考察―「金巖」伊予国説を中心に―(『研究紀要』二〇号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五)
- 5 ①『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』(筑摩書房、一九八四)
- ②大本敬久「三教指帰」に見る空海と四国(『四国遍路と世界の巡礼』六、二〇二一)
- 6 ①渡邊照宏・宮坂宥勝校注『日本古典文学大系七―三教指帰 性霊集』(岩波書店、一九六五)
- ②『弘法大師空海全集 第六卷 詩文篇』(筑摩書房、一九八四)
- ③大本敬久「弘法大師空海と四国遍路開創伝承」(愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、二〇二〇)
- 7 ①小泉道「日本霊異記諸本の研究」(清文堂出版、一九八九)
- ②中田祝夫校注・訳『新編日本古典文学全集一〇 日本霊異記』(小学館、一九九五)
- 8 ①亀田隆之「日本古代治水史の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇)
- ②寺内浩「弘法大師空海と満濃池修築」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編四六、二〇一九)
- 9 ①『弘法大師空海全集 第八卷』(筑摩書房、一九八五)
- ②武内孝善『弘法大師空海の研究』(吉川弘文館、二〇〇六)
- ③櫻木潤「空海の得度・受戒年次をめぐって―三十二歳説の再検討―」(『続日本紀研究』三六七、二〇〇七)
- ④佐藤健太郎「続日本後紀」掲載の僧侶の伝記について(『日本古代中世の仏教と東アジア』関西大学出版部、二〇一四)
- 10 ①『日本歴史地名大系三七 徳島県の地名』平凡社、二〇〇〇)
- ②石井義長「空也上人の研究―その行業と思想」(法蔵館、二〇〇二)
- 11 ①川口久雄訳注『東洋文庫四二四 新猿楽記』(平凡社、一九八三)
- ②西耕生「山ふみ」と「山めぐり」―古典文学と山林修行(『四国遍路と世界の巡礼』四、二〇一九)
- 12 ①『平安時代の普通・曼荼羅寺領』(普通寺市史 第一集) 普通寺市、一九七七)
- ②田中健二「莊園と公領」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八)
- 13 ①『平安時代の普通・曼荼羅寺領』(普通寺市史 第一集) 普通寺市、一九七七)
- ②田中健二「莊園と公領」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八)
- 14 ①『平安時代の普通・曼荼羅寺領』(普通寺市史 第一集) 普通寺市、一九七七)
- ②田中健二「莊園と公領」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八)
- ③守田逸人「中世普通寺領の史実と伝承をあるく」(『大学的香川ガイド』昭和堂、二〇二二)
- 15 ①『平安時代の普通・曼荼羅寺領』(普通寺市史 第一集) 普通寺市、一九七七)
- ②田中健二「莊園と公領」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八)
- ③守田逸人「中世四国における在地寺院の興亡と莊園制」(『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)
- 16 ①守田逸人「延久二年七月八日付「土佐国金剛頂寺解案」をめぐって(一)」(『土佐史談』二七四、二〇二〇)
- ②大和恵子「延久二年七月八日付「土佐国金剛頂寺解案」をめぐって(二)」(『土佐史談』二七五、二〇二〇)
- ③大和恵子「延久二年七月八日付「土佐国金剛頂寺解案」をめぐって(三)」(『土佐史談』二七五、二〇二〇)
- 17 ①『群書解題』二(統群書類従完成会、一九六一)
- 18 ①『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』(宮内庁書陵部、一九七〇)
- ②『統群書類従』第二八輯上(統群書類従完成会、一九七八)
- ③『鶯敷町史』(徳島県那賀郡鶯敷町、一九八一)
- ④『阿南市史』第一卷(阿南市教育委員会、一九八七)
- ⑤『那賀川町史』上巻(徳島県那賀郡那賀川町、二〇〇二)
- ⑥『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書一三 心山常住院太龍寺 四国八十八箇所霊場 第二一番札所(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一三)
- ⑦『空海の足音 四国遍路展(徳島編)』(四国へんろ展徳島実行委員会、二〇一四)
- ⑧東京大学史料編纂所データベース <https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/db/>
- 19 ①『平安遺文』古文書編第四卷(東京堂出版、一九六三)
- ②『那賀川町史』上巻(ぎょうせい、二〇〇二)
- ③『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書一三 心山常住院太龍寺 四国八十八箇所霊場 第二一番札所(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一三)
- ④『空海の足音 四国遍路展(徳島編)』(四国へんろ展徳島実行委員会、二〇一四)
- 20 ①『群書解題』二(統群書類従完成会、一九六一)
- ②衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」(徳島大学総合科学部人間社会文化研究) 一六、二〇〇九)
- ③長谷川賢二「山岳霊場・阿波国高越寺の展開」(同『修験道組織の形成と地域社会』岩田書院、二〇一六、初出は二〇〇九)
- 21 ①『平安時代の普通・曼荼羅寺領』(普通寺市史 第一集) 普通寺市、一九七七)
- ②田中健二「莊園と公領」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八)
- 22 ①冷泉家時雨亭文庫編『承空本私家集下』(便利堂、二〇〇七)
- ②西耕生「四国遍路と文学」(愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、二〇二〇)
- 23 ①家永香織『歌合・定数歌全釈叢書一五 為忠家俊度百首全釈』(風間書房、二〇一一)
- ②山田孝雄他校注『日本古典文学大系二二―二六 今昔物語集一―五』(岩波書店、一九五九―一九六三)
- ③今野達他校注『新日本古典文学大系三三―三七 今昔物語集一―五』(岩波書店、一九九三―一九九九)

- ③馬淵和夫他校注・訳『新編日本古典文学全集三五〜三八
今昔物語集一〜四』（小学館、一九九九〜二〇〇二）
- ④寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」
『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七、二〇〇四）
- ⑤寺内浩「古代の四国遍路」（四国遍路と世界の巡礼研究
会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七）
- ⑥寺内浩「平安時代後期の辺地修行者と地域」（愛媛大学「四
国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』岩
田書院、二〇一三）
- ⑦西耕生「四国遍路と古典文学」（愛媛大学四国遍路・世
界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、
二〇一〇）
- 25 ①山田孝雄他校注『日本古典文学大系三二〜二六 今昔物
語集一〜五』（岩波書店、一九五九〜一九六三）
- ②今野達他校注『新編日本古典文学大系三三〜三七 今昔物
語集一〜五』（岩波書店、一九九三〜一九九九）
- ③馬淵和夫他校注・訳『新編日本古典文学全集三五〜三八
今昔物語集一〜四』（小学館、一九九九〜二〇〇二）
- ④寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」
『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七、二〇〇四）
- ⑤寺内浩「古代の四国遍路」（四国遍路と世界の巡礼研究
会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七）
- ⑥寺内浩「伊予守藤原知章と静真・皇慶―『今昔物語集』
巻一五―一五説話の基礎的研究―」（『人文学論叢』一一
号、二〇〇九）
- ⑦寺内浩「平安時代後期の辺地修行者と地域」（愛媛大学「四
国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』岩
田書院、二〇一三）
- 26 ①山田孝雄他校注『日本古典文学大系二二〜二六 今昔物
語集一〜五』（岩波書店、一九五九〜一九六三）
- ②今野達他校注『新編日本古典文学大系三三〜三七 今昔物
語集一〜五』（岩波書店、一九九三〜一九九九）
- ③馬淵和夫他校注・訳『新編日本古典文学全集三五〜三八
今昔物語集一〜四』（小学館、一九九九〜二〇〇二）
- 27 ①芥米一志「中世前期における地域社会と宗教秩序」（『歴
史学研究』八二〇、二〇〇六）
- ②東近伸「中世土佐幡多荘の寺院と地域社会」（リール
出版、二〇一四）
- ③大川恵子「撰関家領土佐国幡多荘再考」（清文堂、二〇一九）
- 28 ①「平安時代の普通・曼荼羅寺領」（『普通寺市史 第一集』
普通寺市、一九七七）
- ②上島有編『東寺文書聚英』（同朋舎出版、一九八五）
- ③田中健二「荘園と公領」（『香川県史一 通史編 原始・
古代』香川県、一九八八）
- ④守田逸人「讃岐国普通寺領絵図」調査ノート」（『よみ
がえる荘園』勉誠出版、二〇一九）
- 29 ①前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣文庫影印集成一八 色
葉字類抄』（八木書店、一九九九）
- ②西耕生「四国遍路と文学」（愛媛大学四国遍路・世界の巡礼
研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、二〇一〇）
- 30 ①臼田甚五郎・新聞進一他校注・訳『新編日本古典文学全
集四二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』（小学館、
二〇〇〇）
- ②大本敬久「梁塵秘抄」に見る「四国辺地（辺道）」（『一
遍会報』四四〇号、二〇一三）
- 31 ①西耕生「四国辺地」覚書―和語「へち」の周辺―（『愛
媛国文研究』五二号、二〇〇二）
- ②寺内浩「古代の四国遍路」（四国遍路と世界の巡礼研究
会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七）
- ③武田和昭「四国辺路の形成過程」（岩田書院、二〇一三）
- ④川岡勉「中世の四国遍路と高野参詣」（愛媛大学「四国
遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在―四国
遍路と世界の巡礼―』（岩田書院、二〇一三）
- ⑤川岡勉「四国八十八ヶ所の成立」（愛媛大学四国遍路・
世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、
二〇一〇）
- ⑥西耕生「四国遍路と古典文学」（愛媛大学四国遍路・世
界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、
二〇一〇）
- ⑦大本敬久「梁塵秘抄」に見る「四国辺地（辺道）」（『一
遍会報』四四〇号、二〇一三）
- 32 ①大本敬久「梁塵秘抄」に見る「四国辺地（辺道）」（『一
遍会報』四四〇号、二〇一三）
- 33 ①寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」
『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七号、二〇〇四）
- ②長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」（『四国遍
路と世界の巡礼』三、二〇一八）
- 34 ①臼田甚五郎・新聞進一他校注・訳『新編日本古典文学全
集四二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』（小学館、
二〇〇〇）
- ②渡部保「西行山家集全注解」（風間書房、一九七二）
- ③後藤重郎校注『新潮日本古典集成四九 山家集』（新潮社、
一九八二）
- ④西沢美仁他『和歌文学大系二一 山家集・聞書集・残集』
（明治書院、二〇一三）
- ⑤宇津木言行校注『山家集』（KADOKAWA、二〇一八）
- ⑥西耕生「四国遍路と古典文学」（愛媛大学四国遍路・世
界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、
二〇一〇）
- 36 ①西山厚「講式から見た貞慶の信仰―『観音講式』を中心
に―」（中世寺院史研究会『寺院史論叢一 中世寺院史
の研究 下』法蔵館、一九八八）
- ②講式研究会「観音講式と法華講式」（『大正大学総合仏教
研究所年報』一五、一九九三）
- ③根井浄「補陀落渡海史」（法蔵館、二〇〇一）
- 37 ①奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所研究史料
一 南無阿弥陀仏作善集」（真陽社、一九五五）
- ②小林剛「俊乘房重源史料集成」（吉川弘文館、一九六五）
- ③小林剛「俊乘房重源の研究」（有隣堂、一九七二）
- ④中尾堯「重源における作善の意義―『南無阿弥陀仏作善
集』の分析を中心に―」（『下出積与編』日本史における
民衆と宗教』山川出版社、一九七六）
- ⑤永村眞「中世東大寺の組織と経営」（塙書房、一九八九）
- ⑥『御遠忌八〇〇年記念特別展大勧進重源』（奈良国立博物
館、二〇〇六）
- ⑦東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所影印叢書二
平安鎌倉記録典籍集』（八木書店、二〇〇七）
- ⑧久野修義『日本史リーフレット人〇二七 重源と栄西』
（山川出版社、二〇一三）
- ⑨東京大学史料編纂所蔵データベース 南無阿弥陀仏作
善集 [https://ciomimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/list/idata/
0007_0004k1_17/8?m=limit&id=1&n=50](https://ciomimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/list/idata/0007_0004k1_17/8?m=limit&id=1&n=50)
- 38 ①西耕生「四国辺地」をめぐると「へち」に
つて―（『愛媛国文研究』五二号、二〇一三）
- ②中川博夫「和歌文学大系六 新勅撰和歌集」（明治書院、

二〇〇四)

39①西耕生「四国遍路と文学」(愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、二〇二〇)

40①東近伸「中世土佐幡多荘の寺院と地域社会」(リール出版、二〇一四)

②大和恵子「撰関家領土佐国幡多荘再考」(清文堂、二〇一九)

③村上由美子「四国遍路と白山信仰」(『四国遍路と世界の巡礼』七、二〇二二)

41①山本大「中世の社会経済と文化」(高知県史 古代中世編)高知県、一九七二)

②秋澤繁「土佐国」(講座日本荘園史 10 四国・九州地方の荘園)吉川弘文館、二〇〇五)

③横山和弘「後宇多王権による空海「聖跡」の興隆」(朱雀一九、二〇〇七)

42①毛利久「愛媛県南部の彫刻」(『仏教芸術』五三、一九六四)

44①「四国八十八ヶ所霊場第六十七番札所 大興寺調査報告書 第一分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇一四)

②「日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代 造像銘記篇 第一二巻(解説)・(図版)」(中央公論美術出版、二〇一六)

③「香川の文化財」(香川県教育委員会、二〇二二)

45①新城常三「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」(塙書房、一九八二)

②高橋慎一郎「仏名院と醍醐寺三宝山」(『東京大学史料編纂所紀要』六、一九九六)

③「修験道と醍醐寺」(絵本山醍醐寺、二〇〇六)

④「空海の足音 四国へんろ展「徳島編」」(四国へんろ展 徳島実行委員会、二〇一四)

⑤長谷川賢二「修験道組織の形成と地域社会」(岩田書院、二〇一六)

⑥長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)

⑦愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』(筑摩書房、二〇二〇)

46①「厚木市史 中世通史編」(厚木市、一九九九)

②長谷川賢二「修験道組織の形成と地域社会」(岩田書院、二〇一六)

③長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)

④愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』(筑摩書房、二〇二〇)

⑤城川隆生「丹沢・大山・相模の村里と山伏」(夢工房、二〇二〇)

⑥国立公文書館デジタルアーカイブ(請求番号一九二〇一〇一)「地誌御調書上」

⑦「特別展図録 鎌倉ゆかりの芸能と儀礼」(神奈川県立歴史博物館、二〇一八)

48①川岡勉「中世の地域権力と西国社会」(清文堂出版、二〇〇六)

49①山本大「中世の社会経済と文化」(高知県史 古代中世編)高知県、一九七二)

②秋澤繁「土佐国」(講座日本荘園史 10 四国・九州地方の荘園)吉川弘文館、二〇〇五)

③横山和弘「後宇多王権による空海「聖跡」の興隆」(朱雀一九、二〇〇七)

50①梅津次郎編「弘法大師伝絵巻」(角川書店、一九八三)

②宮次男他編「角川絵巻物総覧」(角川書店、一九九五)

③塩出貴美子「弘法大師伝絵巻考」諸本の分類と概要」(『文化財学報』一五、一九九七)

51①「香川叢書 第一」(香川県、一九三九)

②「新編香川叢書 史料篇(一)」(新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九)

③梅津次郎編「弘法大師伝絵巻」(角川書店、一九八三)

④宮次男他編「角川絵巻物総覧」(角川書店、一九九五)

⑤塩出貴美子「弘法大師伝絵巻考」諸本の分類と概要」(『文化財学報』一五、一九九七)

⑥「校註解説 現代語訳 麗気記」(法蔵館、二〇〇二)

⑦「四国八十八ヶ所霊場第七十一番札所 弥谷寺調査報告書」(香川県・香川県教育委員会、二〇一五)

52①「香川叢書 第一」(香川県、一九三九)

②武田和昭「四国辺路の形成過程」(岩田書院、二〇二二)

③武田和昭「四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ」(美巧社、二〇一六)

④「四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書 第一分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇一九)

53①「新編香川叢書 文芸篇」(新編香川叢書刊行企画委員会、一九八二)

②寺内浩「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)

③頼富本宏「四国遍路とはなにか」(角川学芸出版、二〇〇九)

④武田和昭「四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ」(美巧社、二〇一六)

⑤太田昌子編著「志度寺縁起絵 瀬戸内の寺を巡る愛と死と信仰と」(平凡社、二〇一九)

⑥「四国八十八ヶ所霊場第八十七番札所 志度寺調査報告書 第二分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇二二)

54①宮坂有勝校注「日本古典文学大系八三 仮名法語集」(岩波書店、一九六四)

②小川寿一編「浄土宗本山蓮華寺史料」(蓮華寺寺務所、一九八三)

③小川寿一編「向上人の御伝集成」(蓮華寺寺務所、一九八六)

55①毛利久「伊豫仏木寺の弘法大師像」(『仏教芸術』一〇〇、一九七五)

56①「大日本古文書 家分け第一 高野山文書」二・二(東京大学出版会、一九〇四年初版 一九七九年復刻)

②「鎌倉遺文」古文書編第三十七巻(東京堂出版、一九八八)

③「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書二 得度山灌頂院切幡寺 四国八十八箇所霊場 第十番札所」(徳島県、二〇二二)

57①小杉温郎編「阿波国徴古雑抄」(臨川書店、一九七四)

②「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書六 母養山宝樹院恩山寺 四国八十八箇所霊場 第十八番札所」(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一五)

59①「重要文化財観音寺金堂修理工事報告書」(重要文化財観音寺金堂修理委員会、一九六二)

②「四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書 第一分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇一九)

60①平林盛得「足摺岬の観音堂と補陀落渡海説話」(『古事類苑月報』二九、一九六九)

②「三角洋一校注『新日本古典文学大系五〇』とはすがたりたまきはる」(岩波書店、一九九四)

③久保田淳校注・訳「新編日本古典文学全集四七 建礼門院右京大夫集」とはすがたり」(小学館、一九九九)

61①麻原美子他編「長門本平家物語の総合研究 第一巻 校注篇上」(勉誠社、一九九八)

②麻原美子他編「長門本平家物語二」(勉誠出版、二〇〇四)

- 62①永積安明他校注『日本古典文学大系三二 保元物語 平治物語』(岩波書店、一九六二)
- ②栃木孝惟他校注『新日本古典文学大系四三 保元物語 平治物語 承久記』(岩波書店、一九九二)
- ③信太周他校注・訳『新編日本古典文学全集四一 将門記 陸奥話記 保元物語 平治物語』(小学館、二〇〇二)
- ④西耕生「仏法の名をだに聞かぬ遠き島」四国―西行白峯訪陵説話と「四国の辺路」―(『愛媛国文研究』五三号、二〇〇三)
- ⑤西耕生「四国遍路」湖源―古語と地名解釈(『四国遍路と世界の巡礼研究会編』『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- 63①岡見正雄校注『日本古典文学大系三七 義経記』(岩波書店、一九五九)
- ②佐藤謙三・小林弘邦訳『東洋文庫一一四 義経記』(平凡社、一九六八)
- 64①祖風宣揚会編『天秘秘記集 卷上』(六六新報社、一九二二)
- ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二)
- ③渡辺匡一「仏教者たちの場 有快法印の出自をめぐって」『国文学 解釈と教材の研究』四五巻七号、二〇〇〇)
- 65①永島福太郎・小田基彦校訂『熊野那智大社文書』全六冊(続群書類従完成会、一九七一―一九九二)
- ②近藤喜博『四国遍路』(桜楓社、一九七二)
- ③新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二)
- ④長谷川賢二『四国遍路の形成と山伏の関係をめぐる覚書』(瀬戸内海地域史研究)八、二〇〇〇)
- ⑤頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』(国際日本文化研究センター、二〇〇一)
- ⑥頼富本宏『四国遍路とはなにか』(角川学芸出版、二〇〇九)
- ⑦武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二〇一一)
- ⑧坂本亮太『熊野那智御師 旧宝蔵院所蔵史料 補遺』(和歌山県立博物館研究紀要)二五、二〇一〇)
- ⑨長谷川賢二『四国遍路と熊野信仰の関係をめぐる再検討』(石井伸夫・重見高博・長谷川賢二編『戦国期阿波国のくさ・信仰・都市』戎光祥出版、二〇一二)
- 66①『神山町史』上巻(神山町、二〇〇五)
- ②『空海の足音 四国へんろ展「徳島編」』(四国へんろ展 徳島実行委員会、二〇一四)
- ③長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(岩田書院、二〇一六)
- ④長谷川賢二『四国遍路の形成と修験道・山伏』(『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)
- ⑤愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』(筑摩書房、二〇二〇)
- ⑥『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)
- ⑦長谷川賢二『四国遍路と熊野信仰の関係をめぐる再検討』(石井伸夫・重見高博・長谷川賢二編『戦国期阿波国のくさ・信仰・都市』戎光祥出版、二〇一二)
- 67①梅沢恵「各地に伝来する垂迹曼荼羅 熊野曼荼羅(香川・六萬寺)と山王曼荼羅(千葉・観明寺/滋賀・油目神社)」(『横浜美術短期大学教育・研究紀要』二、二〇〇五)
- ②武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二〇一一)
- 68①『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書第四十三番札所明石寺』(愛媛県教育委員会、二〇一九)
- ②『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)
- 69①『香川叢書 第一』(香川県、一九三九)
- ②西耕生「四国遍路」湖源―古語と地名解釈―(『四国遍路と世界の巡礼研究会編』『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- ③頼富本宏『四国遍路とはなにか』(角川学芸出版、二〇〇九)
- ④『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書 第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一一)
- ⑤武田和昭『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』(美巧社、二〇一六)
- ⑥上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世―近世初期における地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編『戦国・近世初期 西と東の地域社会』岩田書院、二〇一九)
- 70①『川内市史 石塔編』(川内市、一九七四)
- ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二)
- 71①建山 武市佐市郎『土佐考古志』『土佐史壇』四号付録(土佐史壇会、一九一九)後、武市佐市郎『金石 土佐考古志』(『武市佐市郎全集』第六巻 考古金石編、高知市民図書館、一九九五)
- ②木崎愛吉編『土佐 越裏門地地蔵堂罅口』(『大日本金石史』三、歴史図書社、一九七二)
- ③近藤喜博「四国遍路の成立 村所八十八ヶ所」(『四国遍路』桜楓社、一九七二)
- ④岡本健児「山の考古学」(『本川村史』本川村、一九八〇)
- ⑤岡本桂典「土佐国越裏門地蔵堂の罅口と四国八十八ヶ所の成立」(『考古学叢考』中巻、斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会、吉川弘文館、一九八八)
- ⑥高木啓夫・本川村史統刊編集委員会「越裏門地区」『寺川地区』(『本川村史』第二巻―社寺・信仰編―、本川村、一九八九)
- ⑦内田九州男「高知県の町(旧本川村) 所在罅口銘文の紹介と検討―八十八ヶ所成立論根拠の資料の再吟味―」(『四国遍路と世界の巡礼』公開シンポジウム実行委員会編『現代の巡礼―四国遍路と世界の巡礼』、二〇〇七)、後「四国八十八ヶ所の成立時期」(『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- ⑧武田和昭「文明三年銘罅口と空性法親王」『四国霊場御巡行記』の検証(『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』美巧社、二〇一六)
- 72①『見聞雜記』(『続群書類従』第三〇輯上、続群書類従完成会、一九七八)
- ②伊予史談会編『四国遍路記集』(伊予史談会、一九八二)
- ③宮内庁書陵部 図書寮写真版『見聞雜記』(8315・1・206)
- ④国文学研究資料館 国書データベース見聞雜記 <https://kokushonjia.jp/work/174492?ln=ja>
- 73①近藤喜博『四国遍路』(桜楓社、一九七二)
- ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二)
- ③『弘法大師と四国霊場八十八ヶ所展』(中日新聞本社、一九八二)
- ④酒井彰子「中世園城寺の門跡と熊野三山検校職の相承」(『文化史学』四八、一九九二)
- ⑤萩原龍夫「中世東国武士団と宗教文化」(岩田書院、二〇〇七)
- ⑥『特別展 熊野』(和歌山県立博物館、二〇一四)
- ⑦近藤祐介「修験道本山派成立史の研究」(校倉書房、二〇一七)
- ⑧長谷川賢二「勝瑞と修験道」(石井伸夫・仁木宏編『守護所・戦国城下町の構造と社会 阿波国勝瑞』思文閣出版、二〇一七)
- 74①石野弥栄「宇和旧記」の基礎的研究―伝本と所収文書―

記録等の検討を中心に」(『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』九、二〇〇四)

②愛媛県教育委員会「四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第四十三番札所 明石寺」(二〇一九)

③服部光真「近世明石寺の確立と碑伝・由緒書」(愛媛県歴史文化博物館「明石寺と四国遍路」、二〇二二)

75 ①近藤喜博「四国遍路」(桜楓社、一九七二)

②新城常三「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」(塙書房、一九八二)

③萩原龍夫「中世東国武士団と宗教文化」(岩田書院、二〇〇七)
④長谷川賢二「勝瑞と修験道」(石井伸夫・仁木宏編「守護所・戦国城下町の構造と社会 阿波国勝瑞」思文閣出版、二〇一七)

76 ①「明石寺と四国遍路」(愛媛県歴史文化博物館、二〇二二)
②「国分寺本堂修理報告書」(瀬戸内海歴史民俗資料館 松浦文庫八三九号、一九四四)

③松浦正一「讃岐国分寺雑考」(『文化財協会報』二二五号、香川県文化財保護協会、一九六〇)

④近藤喜博「四国遍路」(桜楓社、一九七二)

⑤松浦正一「四国霊場と讃岐の札所」(『新香川』二二二号、一九七二)

⑥「角川日本地名大辞典三七 香川県」(角川書店、一九八五)

⑦新城常三「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」(塙書房、一九八二)

⑧「頼富本宏・白木利幸「四国遍路の研究」(国際日本文化研究センター、二〇〇一)

⑨「さぬき国分寺町誌」(国分寺町、二〇〇五)

⑩「頼富本宏「四国遍路とはなにか」(角川学芸出版、二〇〇九)

⑪「四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書 第一分冊・第二分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇一三)

⑫「武田和昭「四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ」(美巧社、二〇一六)

⑬上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世―近世初期における地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編「戦国・近世初期 西と東の地域社会」岩田書院、二〇一九)

77 ①「唐木裕志「中世讃岐国分寺落首から見る四国」(『へんろの淵源』(『香川史学』四九号、二〇二二))

編実行委員会、二〇一四)

②胡光編「四国遍路と霊場研究一 四国霊場第五十二番札所 太山寺総合調査報告書(一)」(愛媛大学法文学部日本史研究室、二〇一五)

③胡光編「四国遍路と霊場研究二 四国霊場第五十二番札所 太山寺総合調査報告書(二)」(愛媛大学法文学部日本史研究室、二〇一六)

78 ①重要文化財浄土寺本堂修理委員会「重要文化財浄土寺本堂修理工事報告書」(一九六二)

②前田卓「巡礼の社会学」(ミネルヴァ書房、一九七二)

③頼富本宏・白木利幸「四国遍路の研究」(国際日本文化研究センター、二〇〇一)

④三上喜孝「落書きに歴史をよむ」(吉川弘文館、二〇一四)

⑤愛媛県教育委員会「四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第四十九番札所 浄土寺」(二〇二二)

79 ①「四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書 第一分冊・第二分冊」(香川県・香川県教育委員会、二〇一三)

②上野進「新発見の経筒と第八十一番札所白峯寺」(『空海の足音 四国へんろ展 香川編』香川県立ミュージアム、二〇一四)

③武田和昭「四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ」(美巧社、二〇一六)

④上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世―近世初期における地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編「戦国・近世初期 西と東の地域社会」岩田書院、二〇一九)

⑤唐木裕志「讃州住侶善識房良識について―四国中辺路と高野山の長老―」(『坂出市史研究』八号、二〇二二)

80 ①「広島県史 古代中世資料編」Ⅲ(広島県、一九七八)

②新城常三「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」(塙書房、一九八二)

③豊島修・木場明志編「寺社造営勸進本願職の研究」(清文堂出版、二〇一〇)

④加藤基樹「三禪定」考―成立と「三の山巡」にみる実態―」(『富山県「立山博物館」研究紀要』一七、二〇一〇)

⑤川岡勉「日本中世の巡礼・寺社参詣と地域権力」(『四国遍路と世界の巡礼』二、二〇一七)

81 ①「統群書類従」第二八輯上(統群書類従完成会、一九七八)

②「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書 瑠璃山

真福院井戸寺 四国八十八箇所霊場 第十七番札所(徳島県、二〇二五刊行予定)

③国文学研究資料館 国書データベース 阿波国井戸寺勸進帳 <https://kokushonij.ac.jp/work/87503?ln=ja>

82 ①川岡勉「中世の石手寺と四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究会編「四国遍路と世界の巡礼」法蔵館、二〇〇七)

②石岡ひとみ・山内治朋・井上淳「石手寺刻板」(河野通宣安養寺由緒書刻板)について―附 永禄五年河野氏制札の発給者再考―(愛媛県歴史文化博物館「研究最前線 四国遍路と愛媛の霊場」、二〇一八)

83 ①重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理委員会編「重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理工事報告書」(一九五八)

84 ①土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談』二三号、一九二八)

②近藤喜博「遍路の樂書」(『四国遍路』桜楓社、一九七二)

③「日本歴史地名大系四〇 高知県の地名」(平凡社、一九八三)

④(財)文化財建造物保存技術協会「重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓棧保存修理工事報告書」(土佐神社、一九八七)

⑤頼富本宏「落書きからみた中世の札所」(『四国遍路とはなにか』角川学芸出版、二〇〇九)

⑥三上喜孝「落書きに歴史をよむ」(吉川弘文館、二〇一四)

85 ①都窪郡教育会「都窪郡誌」(都窪郡教育会、一九二二)

②土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談』二三号、一九二八)

③近藤喜博「遍路の樂書」(『四国遍路』桜楓社、一九七二)

④(財)文化財建造物保存技術協会「重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓棧保存修理工事報告書」(土佐神社、一九八七)

⑤「日本歴史地名大系三四 岡山県の地名」(平凡社、一九八八)

86 ①土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談』二三号、一九二八)

②近藤喜博「遍路の樂書」(『四国遍路』桜楓社、一九七二)

③(財)文化財建造物保存技術協会「重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓棧保存修理工事報告書」(土佐神社、一九八七)

87 ①(財)文化財建造物保存技術協会「重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓棧保存修理工事報告書」(土佐神社、一九八七)

88 ① (財)文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社
本殿幣殿及び拝殿鼓樓保存修理工事報告書』(土佐神社、
一九八七)

② 『日本歴史地名大系三九 愛媛県の地名』(平凡社、一九八〇)
89 ① 『日本歴史地名大系四〇 高知県の地名』(平凡社、一九八三)

② 林勇作「久礼分 天正一九年銘遍路逆修塔」(中土佐町
金石史料) 中土佐町教育委員会、一九八九)

③ 林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八
号、一九九三)

④ 林勇作『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』(林勇作、
一九九五)

⑤ 岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ―」土
佐国 石塔・石仏巡礼Ⅰ』(高知県立歴史民俗資料館、
二〇〇四)

⑥ 高知県教育委員会事務局文化財課「高知県歴史の道調査
報告書第二集 ヘンロ道」(高知県教育委員会事務局文
化財課、二〇一〇)

⑦ 林勇作『中土佐町の社寺(一) 中土佐町史料』(中土佐
町教育委員会、二〇一一)

90 ① 武田和昭「伊予・三角寺蔵文殊菩薩騎獅像胎内銘につい
て」(『文化財協会報』一六九、二〇〇七、のち武田『四
国辺路の形成過程』岩田書院、二〇一二に所収)

② 愛媛県教育委員会『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書
第六十五番札所三角寺 三角寺奥之院 三角寺奥之院道』
(二〇一二)

91 ① 三好昭一郎「徳島藩駅路寺制度の研究―藩政過程との関
連を中心として―」(徳島地方史研究会創立十周年記念
論集『阿波・歴史と民衆』井上書房、一九八一)

② 衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」(『徳島大学総
合科学部人間社会文化研究』一六、二〇〇九)

③ 『四国遍路と徳島藩』(徳島市立徳島城博物館、二〇二〇)

④ 『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書二四 温
泉山瑠璃光院安楽寺四国八十八箇所霊場第六番札所(徳
島県、二〇二三)

92 ① 徳山暉純『梵字手帖』(木耳社、一九七六)

② 石村喜英「板碑に見える種子と梵字」(『板碑の総合研究』
一 総論編、雄山閣、一九八三)

③ 『日本歴史地名大系四〇 高知県の地名』(平凡社、一九八三)

④ 『角川日本地名大辞典三九 高知県』(角川書店、一九八六)

⑤ 大法輪編集部編『真言・梵字の基礎知識』(大法輪閣、
一九九三)

⑥ 高知県教育委員会事務局文化財課「高知県歴史の道調査
報告書第二集 ヘンロ道」(高知県教育委員会事務局文
化財課、二〇一〇)

93 ① 『日本歴史地名大系四〇 高知県の地名』(平凡社、一九八三)

② 香崎和平「須崎市の石造物について」(『土佐史談』一八八
号、一九九二)

③ 林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八
号、一九九三)

④ 林勇作『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』(林勇作、
一九九五)

⑤ 岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ―」土
佐国 石塔・石仏巡礼Ⅰ』(高知県立歴史民俗資料館、
二〇〇四)

⑥ 吾桑の歴史を採ねん会編纂委員会『「ふるさと」吾
桑の今昔』(吾桑地区住民会議(吾桑公民館内)、
二〇一九)

94 ① 『日本歴史地名大系四〇 高知県の地名』(平凡社、一九八三)

② 香崎和平「須崎市の石造物について」(『土佐史談』一八八
号、一九九二)

③ 林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八
号、一九九三)

④ 林勇作『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』(林勇作、
一九九五)

⑤ 岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ―」土
佐国 石塔・石仏巡礼Ⅰ』(高知県立歴史民俗資料館、
二〇〇四)

95 ① 『日本歴史地名大系四〇 高知県の地名』(平凡社、一九八三)

② 『角川日本地名大辞典三九 高知県』(角川書店、一九八六)

③ 坂本正夫「旅宿の民俗」(『土佐史談』第一七九号、一九八八)

④ 高知県教育委員会事務局文化財課「高知県歴史の道調査
報告書第二集 ヘンロ道」(高知県教育委員会事務局文
化財課、二〇一〇)

⑤ 土佐市・土佐市教育委員会『土佐遍路道青龍寺道(塚地
坂)第三十五番札所清瀧寺から第三十六番札所青龍寺―
「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書第一集』(土
佐市・土佐市教育委員会、二〇一六)

96 ① 室末弥太郎校注『新潮日本古典集成 説経集』(新潮社、
一九七七)

② 天理図書館善本叢書和尚部編集委員会『天理図書館善
本叢書和尚部 古浄瑠璃續集』(八木書店、一九七九)

③ 信多純一・坂口弘之校注『新日本古典文学大系九〇 古
浄瑠璃 説経集』(岩波書店、一九九九)

97 ① 景浦直孝「圓明寺と四国遍路」(『伊予史談』一〇号、一九一七)

② 小松勝記「圓明寺銅板納札について」(『土佐史談』二五六
号、二〇一四)

協力機関・協力者

本書の刊行にあたり、左記の機関、個人のご協力を賜りました。ここにご芳名を記し、深く感謝いたします。(五十音順・敬称略)

愛川町教育委員会

倉敷市教育委員会文化財保護課

天理大学附属天理図書館

愛川町郷土資料館

公益財団法人高知県文化財団 高知県立歴史民俗資料館

東京大学史料編纂所

安楽寺

公益財団法人高野山文化財保存会 高野山霊宝館

東京大学文学部国語研究室

石手寺

公益財団法人白鶴美術館

徳島県未来創生文化部文化資源活用課

一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会

高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課

徳島県立博物館

いの町教育委員会

高野山金剛峯寺

土佐神社

いの町立本川新郷土館

国土交通省 国土地理院

八幡神社氏子総代会

愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課

国文学研究資料館

広島県立文書館

愛媛県教育委員会管理部文化財保護課

国立公文書館

仏木寺

愛媛県歴史文化博物館

国立国会図書館

明石寺

愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター

金剛福寺

山口県文書館

円明寺

薩摩川内市川内歴史資料館

遊行寺宝物館

大洲市立図書館

三角寺

六萬寺

大山祇神社

志度寺

和歌山県立博物館

香川県教育委員会生涯学習・文化財課

清浄光寺(遊行寺)

早稲田大学図書館

香川県立ミュージアム

浄土寺

岡村庄造

勧善寺

青龍寺

加藤基樹

観音寺

白峯寺

唐木裕志

京都大学附属図書館

大願寺

城川隆生

京都府立京都学・歴史館

大興寺

中尾 堯

宮内庁書陵部

醍醐寺

福江 充

熊野那智大社

太龍寺

太龍寺

執筆者一覽

大石 雅章

鳴門教育大学名誉教授

長谷川賢二

徳島県立博物館館長

岡本 桂典

高知県文化財保護審議会委員

寺内 浩

愛媛大学名誉教授

川岡 勉

愛媛大学名誉教授

大本 敬久

愛媛県歴史文化博物館専門学芸員

守田 逸人

香川大学教授

上野 進

徳島文理大学教授

松岡 明子

瀬戸内海歴史民俗資料館館長

四国遍路関係史料集 古代・中世編

編 集：四国遍路関係資料調査研究会

発 行：四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部会

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

(香川県政策部文化芸術局文化振興課内)

印刷・製本：岡田印刷株式会社

発 行 日：令和6年3月29日

